

◎株式会社科学研究法

(昭三〇、八、一一法一六〇)(衆)

一、提案理由(七月二十一日)

○小平(久)委員 たいま議題となりました株式会社科学研究法案について御説明いたします。

狭隘な国土に八千万を算する膨大な人口を擁し、しかも天然資源に乏しいわが国が苛烈な国際競争に伍して経済の自立を達成するためには、科学技術を振興し、もってわが国産業の技術的基盤を強化することが必須不可欠の要件であることは、論を待たないところであります。さらにわが国産業の技術的基盤を強化するためには、研究活動の一そのの推進が必要であります。思うに最近の研究は、研究分野が著しく専門化していく傾向が強くなり、今後の研究の方向は、これら分化発達した各分野の研究の総合化を必要としている段階にあるのであります。換言しますならば、現代科学技術の振興は、電気、化学、機械材料等、各研究分野の知識を総合集結するのみならず、基礎研究から応用研究、工業化試験までを一貫して行う強力な総合研究に待つところきわめて大きいのであります。

現在わが国におきまして、かかる総合研究を行う研究機関としては、株式会社科学研究法所がありますが、同研究所は、わが国唯一の総合研究所として歴史的伝統と優秀な研究員を擁し、財団法人理化

学研究所として創立して以来三十年、わが国科学技術の発展に幾多の貢献をしてきたのでありますが、昭和二十二年財団法人より株式会社に改組され、民間法人たる株式会社科学研究法所として再発足したのであります。しかるに同研究所は発足後なお日浅く、産業界よりの数度にわたる資金援助にもかかわらず、資金的基礎が脆弱なため、極度の財政的不振に陥り、現状のまま推移すれば、総合研究所としての機能はますます弱体化し、国家的にも重要な研究の続行が不能となり、遂には閉鎖の悲運に陥る懸念なしとしない状況にあります。元来基礎研究を含む総合研究機関は、最初からコーマーシャル・ベースにおいて経営することはきわめて困難で、国家からの援助が是非とも必要なのであります。これは、旧理化学研究所の改組に当り、衆参両院が、財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律(昭和二十二年法律第一三二号)の附帯決議として、同研究所に対し財政並びにその他の援助をなすべきことを決議している事情に照らしても明らかであります。

本法律案は、右の趣旨により科学技術に関する総合研究を急速、かつ計画的に行う実施主体として、広く産業界の資金の参加を得て、半官半民の特殊会社として株式会社科学研究法所を設立し、所要の助成措置を講ずるとともに、他方では研究所に対し、必要な監督を行おうとするものであります。

すなわち、私どもがあえて本研究所の設立を企図いたしましたゆえんのもは、第一に試験研究の総合的実施を推進する主体として、国の意見を反映することのできる機構が必要であり、そのため

には、本研究所のごとく国の強力な支持とまた研究の自主性を不当に拘束しない程度の監督とを期待し得る研究所の設立が望まれたこと、第二に、わが国の産業界がかかる試験研究に投下し得る資金にはおのずから限度があり、またリスクに富む研究の特殊性からして、科学技術の総合研究を純然たる私企業の運営のみにゆだねることとは、資金取得と危険負担の両面において少からぬ困難が予想されたこと、第三に、科学技術の総合試験研究が産業界に与える直接間接の利益を考慮すれば、研究に要する資金の一部をこれらの企業の協力にまつことがむしろ適当であり、またこれにより従来よりも民間資金の活用が可能であることであったのでありまして、私どももいたしましては、このような強力な機構の確立により、科学技術の今後における飛躍的な進展を期待している次第であります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。第一には、研究所設立の目的は、前述のように、わが国産業の振興及び発展に寄与する科学技術の向上に必要な事業、特に総合的な試験研究の推進に存するものであり、従って、研究所の行なう事業の範囲は、これら試験研究及び研究成果の普及を主たる事業として行なうのほか、附帯事業としては、研究所の目的達成に必要な事業で通商産業大臣の認可を受けたものに限定いたしました。

第二には、研究所は、国の科学技術行政施策に協力して、試験研究業務を推進する機関とする趣旨から、研究所は、本法に基づく特殊会社たることを明らかにし、かつ政府は予算の範囲内において、研究所に出資を行うことができることといたしました。

第三には、研究所の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、研究所に対しては、その設立及び資本の増加に際し、登録税を免除するとともに、国は研究所の試験研究業務に必要な経費の一部を補助金として交付することができることとし、さらに社債発行限度の特例を規定することにより、資金の確保に遺憾なきを期しました。

第四には、以上と表裏して、研究所の代表取締役及び監査役の選定等の決議、合併及び解散の決議、事業計画等の設定及び変更、定款の変更、社債の発行、利益金の処分、重要財産の譲渡等については、通商産業大臣の認可を受けることとし、右のうち所要事項については、大蔵大臣と協議すべきこととしたのであります。

第五には、研究所設立の経過規定につきましては、昭和二十七年八月四日設立された株式会社科学研究法所は、株主総会の特別決議を得て、研究所に対してその営業の全部を出資することができるものとし、かつ、その出資する営業の価格の評価については、臨時に通商産業省に設ける評価審査会において評価するものとするほか、設立委員の任命等研究所設立に必要な諸規定を設けることといたしました。

以上本法律案の提出理由並びにその内容に関する概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切にお願いする次第であります。



二、衆議院商工委員長報告(七月二十二日)

(石炭鉱業合理化臨時措置法(昭三〇一法一五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(七月二十七日)

(中小企業安定法の一部を改正する法律(昭三〇一法一六九)の委員長報告と一括して掲載)

◎あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道  
整復師法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一二法一六一)

一、提案理由(七月十一日)

○政府委員(紅露みつ君) たいま議題となりましたあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

現在、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師以外には、何人も医業類似行為を業としてはならず、ただ、昭和二十二年末、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の公布の際、引き続き三カ月以上医業類似行為を業としていた者で、同法施行後三カ月以内に一定の事項を届け出た者に対してのみ、経過的措施として、なお昭和三十年末まで、当該医業類似行為を業とすることが認められているのでありますが、今回の改正は、この経過措置が本年末をもって打ち切られることとなりますので、これに対する措置を講ずることを目的としております。

改正のおもな点は、従来、医業類似行為の一種として取り扱われてきました指圧は、原理の上からも、施術の方法におきましても、あん摩の業務に含めることができ、かつ妥当であると考えられるに至りましたので、この際、これをあん摩に含まれるものとしたしま

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律

すとともに、現在医業類似行為を行うことを本年末まで認められているいわゆる既存業者に対し、期限を三年間延長し、同時に、その間にあん摩師試験の受験資格を認め、これに合格したときは、あん摩師の免許を受けることができることにいたしましたのであります。

以上が、この法律案を提出するおもな理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

二、参議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

○小林英三君 たいま議題となりました八つの法案につきまして、社会労働委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

現在、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師以外には、何人も医業類似行為を業としてはならないことになっておりますが、昭和二十二年十二月、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の公布の際におきまして、引き続き三カ月以上医業類似行為を業としていた者で、同法施行後三カ月以内に一定の事項を届け出た者に対してのみ経過的措施といたしまして、昭和三十年十二月三十一日まで、当該医業類似行為を業とすることが認められていたものであります。今回の改正は、この経過措置が本年末をもちまして打ち切られることになっておりますので、これに対する措置を講ずるこ



とを目的としておるのであります。

本案による改正のおもなる点は、従来、医業類似行為の一種として取り扱われて参つておりました指庄は、これをあん摩に含まれるものとしたしますとともに、現在医業類似行為を行うことを本年末まで認められておりますいわゆる既存業者に対しまして、期限を三カ年延長し、同時にその間にあん摩師試験の受験資格を認めまして、これに合格したときには、あん摩師の免許を受けることができるといふことになつておるのであります。

以上がこの法案の要旨であります。本案の審議に当りまして参考人を招致いたしました意見を取引し、各委員よりきわめて熱心なる質疑が行われたのであります。その詳細は速記録によつて御了承願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し討論に入りましたところ、榎原委員より、本案に関する付帯決議を付すべき旨の動議が提出されましたが、その案は次の通りであります。

医業類似行為に関しては、政府はその業態を把握、検討の上左記事項に関し、適当なる措置を講ずべきである。

記

一、第十九条第一項の規定による、届出をした既存業者であつて本法に認められないものについては、猶予期間中に充分な指導を行い、国民保健上弊害のないものにつき将来適当な措置を講ずること。

二、あん摩師等のうち、身体障害者については、本法運営に関

持するものを含めることと存じます。

以上が改正法律案の概要であります。衆議院におきまして、次の二点について修正が行われたのであります。

すなわちその一つは、本制度による給付の受給条件といたしまして、二カ月間に二十八日の保険料の払い込みが必要となつておりますものを二カ月に二十八日、または六カ月に七十八日のいずれかに該当すればこれを認めることとし、受給条件の緩和をはかつたことと存じます。

第二は、本法の施行期日を公布の日に改めたこととあります。

委員会におきましては、まず本法案の提案理由並びに衆議院におきまします修正点につきまして、政府当局及び修正案提案者の八木衆議院議員から、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重審議の結果、討論に移りましたところ、吉田委員より、「今回の改正ははなはだ不十分であるが、一歩前進と認める、将来の改善を期待して原案に賛成する」旨が述べられたのであります。

かくて討論を終局いたしましたして、採決いたしました結果、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきましても、御報告をいたします。

まず、法案の内容について申し上げますと、改正点の第一は、総トン数五トン以上三十トン未満の漁船による水産動植物の採捕の事業を、本保険法の強制適用事業に加えることにいたし、その結

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律

し特別な考慮を払ふこと。

三、所謂、無免許あん摩、その他の無免許営業業者に対しては、嚴重なる取締を勵行し、その根絶を期すること。

右決議する。

これが附帯決議でございます。

討論を終了いたしましたして、まず原案について採決を行いました。が、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、付帯決議案につきまして採決を行いました結果、これまた全会一致をもちまして本委員会の決議とすることに決定いたしました次第であります。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきましても申し上げます。

日雇労働者健康保険の給付内容は、健康保険及びその他の疾病保険に比較いたしましたして、はなはだ不十分でありますので、主としてこの給付内容の改善をはかりますために、今回法律改正をいたそうとするものであります。

改正点の第一は、療養の給付期間を現行六カ月から一年に延長することと存じます。第二は、療養の給付範囲を拡張いたしました。第三は、死亡及び分べんに関する現金給付を創設することと存じます。第四は、被扶養者の範囲を拡大いたしましたして、被保険者同一の世帯に属する三親等内の親族で、主としてその者により生計を維

果、業務災害を受けた労働者に対する使用者の補償費負担を分散軽減し、当該労働者に対して容易に補償が行われ得るようはかつたこととあります。なお、この改正に関連し、沈没、滅失、行方不明等になりました船舶に乗り組んでおりました労働者の生死が、三カ月以上わからない場合等に死亡の推定を行い、遺族補償費及び葬祭料の支給に関する規定を適用し、航空機の場合にも、これを準用することといたしましたのであります。

改正点の第二は、土木及び建築等の事業に關しまして保険料率のメリット制を適用し、保険給付の額と確定保険料の額との割合が百分の八十五をこえ、または百分の七十五以下であるときには、主務大臣は確定保険料の額を百分の二十の範囲内において命令で定める率だけ改訂し、その差額を追徴または還付し得るよう改めたこととあります。他の事業に關しましては別の方法でメリット制度が行われておりますが、その性質上有期的事業には適用できなかつたので、今回ただいま申し上げたような方法で、災害増加の傾向にある土木建築等の事業にメリット制度を適用し、保険料負担の公平と災害防止をはかつたのであります。

改正点の第三は、事業が数次の請負によつて行われる場合は、元請負人のみを保険の適用事業の事業主としていた現行法を改め、元請負人が下請負人と書面による契約で保険料の納付を引き受けさせることとした場合には、元請負人が申請し政府がこれを承認することによつて、その請負事業について下請負人を保険の適用事業の事業主といたしましたのであります。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律



以上のほか、強制適用事業が任意適用事業になった場合の取扱、保険料の報告及び納付の手続、追徴金及び延滞金の徴収免除等、保険運営の合理化と規定の整備のために必要な改正を行なっておるのであります。

本法案は、去る七月十四日衆議院より送付され、社会労働委員会に付託されたのであります。委員会におきましては慎重に審議が行われました結果、七月二十七日採決を行い、全会一致をもって原案通り可決いたしましたのであります。

次に、失業保険法の一部を改正する法律案につきまして、御報告を申し上げます。

本案は、昭和二十二年第一回国会におきまして制定されたる失業保険法が、その後数回にわたる改正によりまして、逐次制度の整備拡充が行われたのであります。最近における深刻な失業情勢にかんがみまして、この際さらに改正の必要ありとして、去る五月二十六日内閣より提出されたのであります。

今次改正の主眼点は、第一に、被保険者の当然適用の範囲を、医療看護その他の保健衛生事業、更生保護事業に對しまして新たに拡大すること、第二に、長期被保険者に対する失業保険金の給付日数を二百七十日または二百十日とする一方、季節労働者を主体とする短期被保険者に対する給付日数を九十日といたし、一律百八十日の給付制度から生ずる不合理性を是正すること、第三に、被保険者資格の取得並びに喪失について政府の確認の制度を設け、権利の保護とともに不正受給の防止等をはかることとする、第四に、福祉増

進のための必要な施設を設置するための明確なる規定を設けると、等であります。

本委員会は、七月二十六日政府より提案理由の説明を聴取いたし、二十七、二十八の両日にわたって慎重審議を重ねました結果、質疑を終了いたしました。

その間、本案の内容そのものが一般勤労者にとつて少からぬ影響を及ぼすものでありますだけに、現行法との間の利害得失等の問題をめぐりまして、種々真剣なる質疑がかわされたのであります。が、詳しくは速記録によりまして御了承を願いたいと思ひます。

次いで討論に入り、竹中委員、相馬委員、長谷部委員から、それぞれ会派を代表いたしました。本案が勤労者にとつて不利益をもたらす改正であるという理由で、反対討論が述べられました。

かくいたしまして採決に入りましたところ、政府原案通り多数をもちまして可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案並びに未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護の措置をさらに強化するために、今回この法律の一部を改正しようとするものであります。改正の第一は、先順位者の遺族年金額を、恩給法の改正による旧軍人の公務扶助料の増額に対応いたしました。二万八千二百六十

五円に引き上げることあります。

第二は、太平洋戦争中の戦地で受傷、罹病した者が、戦地勤務中死亡した場合、または戦地の勤務を離れてから、原則として一年以内に死亡した場合におきましては、公務以外の事由で死亡したことが明らかであるものを除きまして、援護審査会の議決により、公務上死亡したものと取り扱おうとするものであります。

第三は、現在弔慰金を支給する遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹に限られておりますが、弔慰金支給の趣旨にかんがみ、これらの遺族がないときは、他の三親等内の親族で戦没者と生計関係を有していた者にも支給し得るようにいたさうとするものであります。

第四は、軍人恩給が停止された日、すなわち昭和二十一年二月一日以後に遺族以外の者の養子となつたもので、遺族援護法公布の日、すなわち昭和二十七年四月三十日前に縁組を解消したものに就きましては、右の期間における縁組をもって年金の失格あるいは失権の事由とするは必ずしも適当でないと考え、この改正法の施行後におきまして、遺族年金を支給しようとするものであります。

第五は、いわゆる雇用人等の軍属につきましては、従来昭和十六年十二月八日以後における戦地勤務の者のみにつきまして本法を適用しておりましたが、日華事変中、事変地で勤務していた者も本法の対象に加え、それぞれの規定に従い障害年金、障害一時金または遺族年金を支給することにいたしてあるのであります。

第六は、軍人につきましては、死亡の原因が公務によるものでな

い場合においても、事変または戦争の勤務に関連する傷病によるものであるときは、遺族に對し弔慰金を支給することになっております。太平洋戦争における戦地勤務の軍属についても軍人の場合と同様、弔慰金を支給する措置を講じたのであります。

第七は、太平洋戦争の終結に際して、敗戦の責を痛感して自決した者が相当あるのであります。これらの者に対し、援護審査会におきまして公務死亡とみなすべきものと決定したときは、その遺族に對し遺族年金及び弔慰金を支給することにいたしましたのであります。このほかこれらの措置に伴う所要の調整もあわせて行なつているのであります。以上が政府原案の提案理由及びその大要であります。

この法律案に對しましては、衆議院におきまして、次の諸点について修正が行われたのであります。すなわち、第一は、遺族年金額を政府案の二万八千二百六十五円から三万五千二百四十五円に増額したこと。第二は、軍人及び準軍人につきましては、故意または重大な過失によるもの以外の死亡を公務死とみなし、また軍属につきましては、戦時災害の要件をはずして公務死の範囲を拡大したこと。第三は、満州開拓青年義勇隊の隊員に對しても弔慰金を支給することにいたしましたこと。第四は、養子でなくなった者の遺族年金の受給権復活の範囲を拡大したこと。第五は、戦犯として拘禁中死亡した者につきましての遺族年金、弔慰金の支給を適正化したこと、等であります。

次に未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の大要を



御説明申し上げたいと思います。

今回改正しようとする第一点は、留守家族手当の月額を本年十月分から二千三百五十五円に増額することです。すなわち従来から未帰還者の留守家族に毎月支給しております留守家族手当の年額と、戦傷病者、戦没者遺家族等援護法の規定に基づく先順位者たる遺族に支給する遺族年金の額とは同額を支給することになっておりますので、今回遺族年金の額が本年十月一日から増額されるのに伴いまして、留守家族手当についてもこれを増額いたそうとするものであります。

改正の第二点は、帰還患者に対する療養の給付期間を三年間延長することです。すなわち未帰還者留守家族等援護法の施行前に帰還した人々であつて、旧未復員者給与法または旧特別未帰還者給与法により国が療養の給付を行なつて参りました者につきましては、この未帰還者留守家族等援護法の制定後は、この法律により引き続き療養の給付を行なつてきたのでありますが、法に定められた七七年間の療養の給付期間が本年十二月二十八日で満了することになりますので、今回この期間をさらに三年間延長いたそうとするものでございます。

以上がこの法律案の概要であります。本法案は衆議院におきまして、次の諸点について修正の上議決されたのであります。すなわち衆議院におきます修正のおもなる点は、その第一は留守家族手当の月額を、昭和三十年十月分から昭和三十一年六月分までは二千五百八十三円、昭和三十一年七月分以降は二千九百三十七円とした

こと。その第二は留守家族手当または特別手当の額に相当する額の手当を、生還の場合は三カ月間、未帰還者の死亡の事実が判明した場合におきましては六カ月間、それぞれ延長支給することとしたこと、等でございます。

委員会におきましては、両法案につきまして、その提案理由並びに衆議院における修正の要旨に關し、政府当局及び修正案提案者衆議院議員山下春江君等から、それぞれ説明を聴取しました後、両法案を一括して審議いたし、種々熱心な質疑が行われたのであります。特に「公務死の範囲」及び衆議院の修正点たる「故意又は重大なる過失」の解釈が中心の問題となつたのであります。

かくて質疑を打ち切り、両法案とも討論を省略いたしました。それぞれ採決いたしました結果、両法案ともに全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に理容師美容師法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

近時理容所、美容所の増加並びにこれらの施設における従業者の漸増に伴いまして、施設に対する衛生措置の確保並びに開設者の業務管理が必要となりましたので、現行法を改正整備することになつたのであります。

改正の第一点は、理容所、美容所の開設者がその施設を使用するに際しましては、事前に都道府県知事の検査を受け、その確認を得なければならぬこととしたこととあります。第二点は理容所、美容所の開設者に対し当該施設内で行う理容、美容の業務につきまし

以上御報告申し上げます。

### 三、衆議院社会労働委員長報告(七月三十日)

○松岡松平君 ただいま議題となりました、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

改正の要旨は、従来医業類似行為の一種として取り扱われてきたした指圧を、あんまに含まれることとするともに、現在医業類似行為を行うことを本年末まで認められている者に対し、期限をさらに三年間延長し、同時に、その間に、あんま師試験の受験資格を認め、これに合格したときは、あんま師の免許を受けることができることにいたしましたこととあります。

本法案は、七月五日予備審査のため本委員会に付託せられ、同十四日提案理由の説明を聴取し、審議に入りましたが、慎重を期するため特に小委員会を設け、日本民主党の不肖松岡小委員長のもとに、きわめて熱心なる審議が行われ、一応の結論を見た次第であります。

次いで、昨二十九日本付託となり、本日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次いで、各派共同提案による次の附帯決議案が提出せられ、日本民主党の大石委員よりその趣旨の説明がありました。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律

て適正な管理を行わせるようにするとともに、その責任を明らかにするようにいたしましたこととあります。第三点は都道府県知事が免許取り消し、業務停止または閉鎖命令の行政処分をするに当りましては、その処分を受ける者に弁明または有利な証拠の提出の機会を与えることといたしましたこととあります。

本案につきましては、熱心なる質疑を行い、討論を省略いたしました結果、二案ともに全会一致をもちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に、覚せい剤取締法の一部を改正する法律案につきまして、御報告を申し上げます。

本案は最近における覚せい剤の乱用による事態に対応いたしまするがために、今回さらに罰則及び原料の取締りにまで及ぶ改正を行わんとするものであります。

改正の第一点は、常習として覚せい剤の輸入、所持、製造等の禁止規定に違反した者は麻薬の違反と同程度に罰則を強化したこととあります。第二点は覚せい剤の原料を製造、販売、使用または研究しようとする者につきましては、厚生大臣または知事の指定を要することといたし、正規の業者に対する制約をできるだけ少くするよう措置するとともに、もっぱら原料が覚せい剤の密造者に渡らないよう措置したこととあります。

本案につきましては、熱心なる質疑を行い、討論を省略いたしました結果、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。



あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律

五〇二

朗読いたします。

附帯決議案

医業類似行為に関しては、政府は引続きその業態を把握、検討の上左記事項に関し適当なる措置を講ずべきである。

記

- 一、第十九条第一項の規定による届出をしたる既存業者であつて、本法に認められない者については猶予期間中に充分な指導を行い、国民保健上弊害のない者については、その業務の継続ができるよう適切な措置を速かに講ずること。
- 二、あん摩師等のうち身体障害者については、本法運営上その業態に支障なからしむるよう万全の措置を講ずること。
- 三、無免許あん摩その他これに類する者に対する取締を厳にし、その根絶を期すること。

本附帯決議案は全会一致をもつてこれを付すべきものと決した次第であります。

右、御報告いたします。

## ◎毒物及び劇物取締法の一部を改正する

法律 (昭三〇、八、一二法一六二)

### 一、提案理由(五月十七日)

○紅露政府委員 たいま議題となりました毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、現在毒物として本法の取締りの対象となっておりますものうち、特に毒性の強烈なものにつきまして、特別の規制を行うことにいたしました点であります。現在、毒性の強烈な数種の毒物につきましては、政令で、主としてその使用の面において、一般の毒物よりも強い規制を加えているのでありますが、法律で定める比較的簡単な手続を経ることにより、何人も容易に入手することができる仕組みになっておりますために、適正な使用能力を期待し得ない者にも、所持、使用される可能性がありますし、このため保健衛生上、不測の危害の発生を避けがたい結果となつていのであります。従いまして、今後この種の新規毒物の増加する傾向にかんがみまして、この種の毒物につきましては、毒物劇物営業者、研究者または適当な使用者に限り、特定毒物の製造、輸入、使用、譲渡、譲り受け、所持等を認め、かつ保健衛生上必要があるときは、一定の品質、着色、表示等、従来とほぼ同様の基準を設けまして、

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

その基準に適合するもののみについて生産、流通を認めていこうとするものでございます。

改正の第二点は、現在毒物、劇物の廃棄につきましては、何らの規制も行われていないのでありますが、およそ毒物、劇物を廃棄いたします場合には、一定の適正な方法に基いて行われなければならないとき、これまた保健衛生上、種類の事故を発生させるおそれがありますので、政令で定める廃棄の方法に関する技術上の基準に従つて行うようにいたしましたことでございます。

以上が本法律案を提案するおもな理由でございますが、どうぞ慎重に御審議をいただきまして、すみやかに御可決いただきますようお願いする次第でございます。

### 二、衆議院社会労働委員長報告(六月四日)

○大石武一君 たいま議題となりました毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案及び結核予防法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、毒物、劇物取締法の一部を改正する法律案について、そのおもなる点を申し上げますと、第一に、現在、毒物のうち毒性の特に強烈な数種の毒物については、政令でその使用面を一般の毒物よりも強く規制を加えておりますが、現行法では比較的簡単な手続により何人も容易に入手することができまますため、保健衛生上不測の危害発生が避けがたい状態であり、しかもこの種毒物は増加の傾

五〇三



向にありますので、特殊の毒物につきましては、毒物劇物業者等の一定の資格ある者以外に対して、その製造、輸入、使用、譲り渡し、譲り受け、所持等を禁止し、その取扱い等について規制しようとするものであります。

第二は、毒物、劇物の廃棄方法につきまして現行法では何らの規制も行われておりませんので、保健衛生の立場より、技術上の基準に従って廃棄方法を行うよう新たな規制を加えようとするものであります。

本改正案は、五月十三日本委員会に付託せられ、同十七日政府委員より提案理由の説明を聞き、数回にわたり慎重審査を行い、同三十一日質疑を終了して、六月三日、討論を省略し、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案につきまして申し上げますと、現行法においても結核の予防と適正な医療の普及を目的としてはおりますが、さらにこれらの措置を強化改善するため所要の改正を行おうとするのが、本案の提出理由であります。

本法律案のおもなる内容は、第一に、市町村長の行う定期の健康診断の対象者の範囲を拡大し、区域の指定並びに年齢の制限を撤廃し、小学校就学の始期に達しない者を除くすべての一般住民に拡張しようとするものであります。

第二は、定期の健康診断は従来一律に年一回でありましたが、結核実態調査の結果、一回の健康診断では不十分でありますので、今回対象者の区分に応じ適当な回数を政令で定めようとするものであります。

ります。

第三は、病院の管理者に対し、結核患者が入院したときは、所定の事項を保健所長へ届け出る義務を課し、所長が行う家庭訪問指導その他患者対策を一そう強力かつ円滑ならしめようとするものであります。

本法律案は、五月十六日本委員会に付託せられ、同二十四日政府委員より提案理由の説明を聞き、結核予防対策及び公費負担等について熱心なる質疑が行われましたが、六月二日質疑を終了し、同日討論を省略して採決に入り、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

### 三、参議院社会労働委員長報告(七月十五日)

○小林英三君 ただいま議題となりました毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、歯科衛生士法の一部を改正する法律案、歯科技工法案、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、社会労働委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本改正の第一点は、現在毒物といいたしまして、本法の取締の対象となっておりませんものうちで、特に毒性の強烈なものにつきまして、特別の規制を行わんとするものでございます。現在毒性の強烈

な数種の毒物につきましては、政令で主としてその使用の面につきまして、一般の毒物よりも強い規制を加えていっておりますが、法律で定める比較的簡単な手続を経ることにによりまして、何人も容易に入手することのできる仕組みになっておりますために、適正な使用能力を期待し得ない者にも、所持、使用される可能性が

ありますために、保健衛生上不測の危害の発生を避けたい結果となつていのであります。従いまして、今後この種の毒物につきましては、毒物劇物業者、研究者または適当なる使用者に限り、特定毒物の製造、輸入、使用、譲渡、譲り受け、所持等を認め、かつ保健衛生上必要がある場合には、一定の品質、着色、表示等、従来とほぼ同様の基準を設けまして、その基準に適合するもののみについて生産、流通を認めていこうとするものでござい

ます。改正の第二点は、現在毒物、劇物を廃棄する場合には、一定の適正な方法に基いて行われなければならない場合には、これまた保健衛生上種々の事故を発生するおそれがあるために、政令で定める廃棄の方法に関する技術上の基準に従いまして行うようにいたしましたこと

であります。本案審議に当りましては、委員より、特定毒物使用者の許可条件、農薬との調整問題、その他につきまして熱心な質疑が行われたのであります。詳細は速記録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を打ち切りまして、討論を省略し、採決に移りました

ところ、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、歯科衛生士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の最も主要な点は、歯科衛生士が歯科診療の補助に関する業務を行うことができることにいたしましたのであります。従来歯科診療の補助に関する業務は、看護婦または准看護婦でなければならずはならないことになっておつたのであります。歯科衛生士は、歯科医師の直接指導のもとに歯石の除去、あるいは薬物の塗布等の業務を行ひまして、歯科医師の診療の補助の業務はできないことになつておつたのであります。これは現実に非常な不便があるばかりでなく、教育内容から見しても、歯科診療の補助に關しましては十分その能力を有するものと認められるのであります。その診療補助ができるようにこれを改正しようとするものであります。なお、これに伴いまして、看護婦または准看護婦の場合と同様に、主治の歯科医師の指示があつた場合は、診療機械を使用し、または医薬品を授与する等、歯科医師が行うのでなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないことになっていのであります。

以上の改正に伴いまして、従来看護婦または准看護婦のみに許された業務でありました歯科診療の補助という業務も行うことができることになりましたので、歯科衛生士の免許は女子に与えるのを建前とすることとし、これに伴つて名称を歯科衛生婦に改めることに



したのであります。保健婦助産婦看護婦法の例に準じ、附則において、男子たる歯科衛生手についても、歯科衛生婦と同様の業務を行うことができる道を開いておるのであります。

社会労働委員会におきましては、本案について慎重審議を重ねましたが、主として歯科衛生士を歯科衛生婦とする名称の変更及び男子をも例外的に認めるといふ問題等について熱心なる質疑が行われましたが、原案に対する質疑を打ち切り、次いで榊原委員より修正案が提出されましたが、その要旨は次の通りであります。

第一は、歯科衛生婦を従来通り歯科衛生士に改めること。第二には、附則改正規定中「男子である歯科衛生手」を「第二条に規定する業務を行う男子」に改めること、としたのであります。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、常岡委員より緑風会を代表して、修正案に反対し、原案に賛成、加藤委員より自由党を代表して、修正案に賛成、有馬委員より民主党を代表して、修正案に反対、原案に賛成、竹中委員は社会党第四控室を代表し、相馬委員は社会党第二控室を代表し、長谷部委員は無所属クラブを代表して、いずれも修正案に賛成の意を表せられたのであります。

討論を終了し、まず修正案について採決を行いました。多数をもって可決すべきものと決定いたしました。次いで修正の部分を除く原案について採決を行いました。全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よって本案は、多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

続いて歯科技工法案について申し上げます。

近年、歯科医療に対する国民の需要がますます高まってきた。関係上、歯科医療中の歯科技工につき、歯科医師のほか、いわゆる歯科技工士に委託する場合は次第に多くなり、これら歯科技工士と称する人々の役割が漸次高まってくることに、その数が相当多きに上つて参つたのであります。しかるにこれら歯科技工士については、現在何ら法的規制が加えられておらず、またこれらの者の中で、正規の職業教育を経た者はきわめて少数で、大部分は徒弟見習として習熟した者であります。従つてその技術内容も千差万別であり、国民の歯科医療を確保する上に、はなはだ欠ける点が多かつたのであります。このような状態にかんがみまして、歯科技工士の資格を定めて、その資格の向上をはかるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、歯科医師の業務を適正に補足させることによつて、歯科医療の普及と向上に寄与しようとするのが本法案の提案理由であります。

次にその要旨とするところは、第一に、歯科技工士の免許は、都道府県知事の行う試験に合格した者に対して、都道府県知事が与えることとしてあります。第二に、歯科医師または歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行なつてはならないことになっております。第三に、歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行なつてはならないことでもあります。第四に、歯科技工を行う場所である歯科技工所について、開設の届出義務、管理者の設置義務等、必要な規制をするとともに、これに対して行政庁の一定の監督権を定めております。

社会労働委員会におきましては、本案につき、きわめて熱心なる質疑が行われました。質疑を打ち切り、次いで加藤委員より修正案が提出されましたが、その要旨は次の通りであります。

すなわち、歯科技工士の指定養成所を厚生大臣に一元化すること。第二は、病院または診療所内で歯科医師の直接指示による場合は、指示書を必要としないこと。第三は、歯科技工士の広告を制限する規定を設けたことであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、相馬委員より、修正案及び修正の部分を除く原案に賛成し、歯科診療法の混乱を防止すべく運用してもらいたいとの要望がありました。

討論を終了し、まず修正案について採決を行いました。全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。次いで修正の部分を除く原案について採決を行いました。これまた、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よって本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案について申し上げます。

現在医師または歯科医師になるためには、国家試験に合格しなければならぬのであります。次の四つの場合、すなわち、第一は、従前、大陸、特に満州方面向けの医師の養成を目的とした学校を卒業した者。第二は、正規の日本の医学学校または歯科医学学校を出ておらないが、朝鮮、中華民国、蒙疆、マライ、シンガポール等の現地におきまして、免許を受け、医業または歯科医業を営み、終戦

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

により内地に引き揚げた者のために、従来国民医療法施行令特例の試験による救済手段が講ぜられていたのであります。この試験を受けて二度とも合格しなかつた者。第三は、朝鮮及び満州国におきまして、医師または歯科医師試験の第一回の試験に合格した者。第四は、終戦後の医学教育制度の改革により廃校となつた医学専門学校において第四学年の課程を修了した者、これらの四つの場合に対しましては、それぞれ医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験に合格し、さらに医師国家試験を受けて医師または歯科医師になる道が開かれていたのであります。しかしながら、現在医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験に合格しなかつた者につきましては、昭和二十八年三月二十三日以後、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州または中国本土より引き揚げた者を除きましては、医師国家試験予備試験については、昭和二十九年十二月二十六日以降は、試験を受けることができなくなり、歯科医師国家試験予備試験については、本年八月二十四日以降は、試験を受けることができなくなつております。本法律案は、医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験の実施期間を昭和三十一年十二月三十一日まで延長して、これらの人々に受験資格を与え、将来に希望を持たせる措置を講ずる必要があるとするものであります。

社会労働委員会におきましては、医師国家試験予備試験受験者の現況等につきまして質疑が行われたのであります。質疑を終り、討論を省略いたしました。採決の結果、全会一致をもちまし



て、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。  
以上、御報告申し上げます。

### ◎奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、一三法一六三)(衆)

#### 一、提案理由(七月二十八日)

○池田(清)委員 ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案は、自由党、日本社会党両派及び日本民主党の共同提案であります。便宜私から提案の説明をさせていただきます。

奄美群島は長きにわたりましてアメリカ政府の行政下にありましたが、幸いにいたしまして完全に復帰して参っておりますが、その際における本群島の復帰に関するわが国とアメリカ合衆国との協定に基づきまして、いわゆるガリオア物資の供給に伴う債権等約五億九千万余円が去る五月二十五日両国政府間において確認され、日本国政府に無償で移転されることと相なりました。

しかしながらこの債権の取り立てについていろいろと問題が少なくなく、また債権を回収しつばなしにいたしますと、産業資金は枯渇し、産業の復興はおろか、現在における経済活動も停止する危険が予想されるのであります。

これらの問題に対処するため、アメリカ合衆国から譲り受けた債権を基礎として本群島の復興に必要な金融の円滑化をはかるため、特別の信用保証制度を設けることといたしたのであります。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

すなわち、国はアメリカ合衆国から譲渡を受けた債権を出資して奄美群島復興信用保証協会を設置し、本群島において復興事業に従事する中小規模の事業者等が金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証することといたしたのであります。しこうしてこの信用保証協会の役員を選任、業務の運営、債権の回収等に関する監督は国において適切に行うものとし、もって本群島の復興事業に伴う金融の円滑化をはかり、復興事業の遂行に遺憾のない措置を講じたのであります。

以上この法律案の提案の理由及びその内容の概略について御説明いたしましたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを御願い申し上げます。

#### 二、衆議院地方行政委員長報告(七月二十八日)

(地方公営企業法の一部を改正する法律(昭三〇一法一七八)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院地方行政委員長報告(七月二十九日)

○小笠原二三男君 ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、衆議院提出にかかわるものでありまして、その内容は、一、奄美群島の復興に関し必要な事業に対する金融の円滑化をはかるため、奄美群島復興信用保証協会を設立すること。二、協会



は法人とし、奄美群島の復興に關し必要な事業を行う中小企業の事業者等が銀行その他の金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証することを主たる業務とすること。三、国は奄美群島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基き、アメリカ合衆国政府から移転を受けた債権を協会に出資するものとする等为主要点といたしております。

地方行政委員会におきましては、本日衆議院議員伊東隆治君より提案理由の説明を聞いた後、慎重審議を行いました。その際、川島國務大臣は、「内閣として本法案に賛成である旨を述べられました。

かくて同日討論に入り、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。

次に、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

地方税による収入は、三十年地方財政計画においては三千六百十一億円で、地方歳入のほぼ三〇%近い金額を占め、この意味において重要であるとともに、現行制度の性質上、それは地方自治の根幹をなすものとなっております。従いまして、地方税制度の内容につきましては地方公共団体、あるいは利害關係者である納税者の側から多数の希望意見が提出せられるに伴い、国としての立場から公正妥当の結論を得ることが必要となるのであります。今回政府の提出いたしました改正案の内容は、予算の修正に伴う内閣修

正要求の分を含め、要するに、第十九国会において大改正を行いました後、実施一年の経過その他によりまして、第一には租税負担の均衡化、第二には税務行政の簡素合理化、第三は国税の減税により地方税の減収を避けることを主たる目的としているものであります。

まず提出改正案の概要であります。道府県民税の所得割につきましては、納税義務者が前年中に納付いたしました所得税額の五%を標準としてその所得割の課税総額としているのを改め、三十一年度百分の五・五、三十二年以降百分の六とすることとし、同じく法人税割につきましても、現行標準税率百分の五、制限税率百分の六を、それぞれ百分の五・四、百分の六・五と改めまして、国税減税後におきましても、おおむね従前通りの収入額を維持することといたしてあります。

事業税につきましては、個人の事業税につきまして、国会修正の趣旨に沿い、基礎控除、三十年度十億円、三十一年度以降十二億円とし、三十二年三十二億円、三十一年度五十億円、平年度六十億円の減税措置をすることとし、その他、損害保険事業については、所得を課税標準とすることを改めて、生命保険事業に準じてその収入金額によることとし、各種協同組合については、その課税標準額を配当金額の範囲にとどめているのは、現在、法定準備金の額が出資総額の四分の一に達していない場合としてあるのであります。これを積立金が出資総額の四分の一に達しない場合に改めることとし、年額五十万円以下の法人所得に対する軽減税率一〇%は、三十一

上の道府県に事務所等設けて事業を行う法人で資本金五百万円以上の法人に適用せざることに改め、申告書に法人代表者の自署押印は本店所在地の道府県に限ることとし、負担の均衡と簡素化を期しておるのであります。

不動産取得税につきましては、免税点を設け、土地については一万円、家屋の新築十万円その他五万円とし、またビル建築等の場合においては、主体構造部の取得が付帯設備の部分をも合せて取得したものと課税することができる等の改正を行なつたのであります。

自動車税につきましては、軽油自動車の税率を、ガソリン使用の自動車に対し、三十年度においては七割五分増、三十一年度においては十割増とするものとしていたのであります。さらに市町村税については、所得税額を課税標準額とする所得割について、現在、課税総所得金額の百分の七・五をその課税限度額としている制度を廃し、同時に所得税の減税後においても従前通りの税率を維持するため、その標準税率百分の十五、制限税率百分の十八によつて三十一年度から実施することとし、また法人税割についても同様の意味におきまして、標準税率を百分の八・一、制限税率百分の九・七とし、法人の均等割は申告納付とするものとし、また給与所得者について三十一年度より原則としてすべて特別徴収によることとしておるのであります。

固定資産税は、土地及び家屋につきまして基準年度の制度を設け、その年度に評価した価格は原則として三年度据え置くものと

し、三十一年度、三十二年、以降三年度を経過する年度をこれに充てるものとし、非課税の範囲を整備して、三十一年度より実施するものとし、大規模償却資産に關する課税限度額の規定については、所在市町村の収入につき激変を緩和する措置として、三九年間の経過措置、合併市町村の物例並びに五大市には適用せざるものとし、また償却資産については、免税点五万円を三十一年度より十万円に引き上げる等の改正となっております。

自転車荷車税につきましては、道路運送車両法の改正により軽自動車の一部が原動機付自転車となつたことに伴い、標準税率に改正を加え、その他月割課税の賦課期日、条例により標準を付する定めのある場合の証紙徴収等について規定を置いてあります。

また道府県及び市町村のたばこ消費税につきましては、三十一年三月一日以後、道府県については現行百十五分の五を百分の八とし、市町村については現行百十五分の十を百分の十と改め、これによりそれぞれ八十七億円、八億円の増とあります。

その他廃置分合等の場合における課税権の承継あるいは徴収金につき、先日付小切手等により納付、納入の委託制度、あるいは延滞金等に関する日歩の率等を合理化、または検査拒否等についての罰則の緩和をはかる等の改正となっております。

以上は政府提出案の内容の概略であります。これについては衆議院におきまして、軽油を燃料とする自動車についての自動車税に關する改正規定の部分を修正削除いたしてあるのであります。御承知のごとく、地方道路税の税率を政府案に揮発油一キロリットル四



千円とありましたが二千円と修正されましたことに関連するものであります。

当委員会におきましては、七月五日政府側より提案理由の説明を聴取、七月二十二日及び二十六日の両日には、全国知事会、全国市長会、全国町村会長各代表、利害関係者の全国団体代表その他学識経験者を参考人として意見を聴取し、審議を重ね、二十九日質疑を終了し、討論に入るに先立ち、小林武治委員提出の修正案について説明を求め、同委員はその案を自由党、緑風会、社会党第四控室及び社会党第二控室、無所属クラブの共同提案として説明し、さらに六項目の付帯決議の案を提出されたのであります。

その修正の第一点は、クリーニング業に対する個人事業税に関するものであります。御承知のごとく、クリーニング業に対する事業税は、個人の行うものについては、第十九回国会における地方税改正以前は、国会修正によりまして、第一種事業税を課されることとなつていたのを改め、特別所得税を課することとしていたのであります。これによりまして、当時の税率によりまして一二％から八％に軽減されたのであります。今回は右の趣旨に沿ひまして、第一種から第三種に改め、税率を八％から六％に下げることとしたのであります。

修正の第二点は、遊興飲食税に関するものであります。特別徴収義務者には、道府県の公給領収証を使用する義務ある場合を定め、また旅館における宿泊及びこれに伴う飲食については、すでに基礎控除五百円と認めることと改め、飲食税に対する現行の非課税制度

もこれを免税点の制度に改めて、飲食店、喫茶店その他これに類する場所における一人一回の料金二百円以下、ただし三十年代においては経過的に百五十円以下の場合を非課税とするものとし、同時に遊興飲食を通じて標準税率を改め、芸者の花代百分の三十、料理店、貸席、バー等における遊興飲食は現行百分の二十を百分の十五、旅館の宿泊は一泊千円以下については現行百分の十を百分の五、千円をこえるものは百分の十、その他の飲食については一人一回五百円以下は現行百分の十を百分の五、五百円以上は百分の十と、それぞれ税率を引き下げることとしたのであります。また、あらかじめ提供品目ごとに代金を受け取り、かつ金額を明確に区分して経理する食堂等については特例を設け、一品の価格が百円以下の飲食には非課税とし、それ以上のものについては一人一回の料金のいかにかわらず一律に五％を課することとし、これらの実施は三十年十一月からとしたのであります。

修正の第三点は、市町村民税に関するものであります。いわゆる第二方式但書等、すなわち課税総所得金額の内容所得から、基礎控除あるいは所得額の控除のみを行なった金額として所得割を課する場合は、特に給与所得者に過酷な場合が多いので、この課税方式をとる場合は、給与所得の控除について別に五％二万円の控除を行うべきものとし、修正の第四点は、大規模償却資産中、水力発電所に関するものであります。二十九年度中に建設に着手し、かつ三十四年度までに課税されることとなるものについて、その所在町村の諸利害関係を考慮し、償却資産に対する固定資産税の町村の課税限度

の六項目に関するものでありまして、全会一致をもってこれを議決いたしましたのであります。

以上、御報告を申し上げる次第であります。

の特例として、基準財政需要に対し、三カ年度にわたりそれぞれ一・八倍、一・六倍、一・四倍の額に達するまで、その課税限度を引き上げる特例を設けることとしたものであります。

修正案の内容は以上の通りであります。討論に入り、小柳委員より民主党を代表して、「修正案は修正に急なるあまり、各税目間の負担の均衡を破るおそれがあり、住民税所得割についての給与所得の控除に関する修正は税法系の混乱を生じ、遊興飲食税に関する修正は、地方財源の不足を加えるおそれがあるから、修正案に反対、衆議院送付案に賛成する」旨を述べ、採決に入りましたところ、修正部分については多数をもって可決、その他の部分については全会一致をもって可決、よって多数をもちまして衆議院送付案を修正可決すべきものと決定いたしましたのであります。

また小林君提出の付帯決議案の要点は

- (一) 修正案実施の成績によって三十一年度においても遊興飲食税について税率等の合理化をはかること。
- (二) 個人事業税については零細個人業者の負担軽減をはかるため、府県が条例その他の運用によって措置するよう政府が連絡すること。

(三) 勤労者の税負担の過重につきすみやかに是正すること。

(四) 倉庫事業の固定資産税の軽減をはかること。

(五) 中央競馬会の所有経営する競馬場について所在市町村が固定資産税をとり得るものとする。

(六) スケート場の娯楽施設利用税の引き下げをはかること。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律



### ◎農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一三法一六四)(衆)

#### 一、提案理由(七月二十九日)

○芳賀委員 たいま提案と相なりました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

東北、北海道は、本年六月及び七月の水害によりまして、農林水産業施設に多大の被害をこうむったのであります。御承知のごとく、東北、北海道は大部分が寒冷単作地帯であります上に、昭和二十八、二十九年の兩年にわたり、冷害による災害をこうむりまして、一般農家の疲弊困窮はなほだしいのでございます。従いまして現行の国庫補助をもつてしましては、これら農地等の災害の十分なる復旧は不可能でありますので、この際これら復旧事業に対する補助の程度を高めることといたそうとするのであります。すなわち現行法では、一カ所の工事費十万円以上のものに対して補助することとなつておりますのを七万円以上に改め、補助範囲を拡大するとともに、補助率を引き上げて十分の七といたそうとするのであります。これにより、今次水害による災害復旧事業を急速に促進いた

し、もつて農林水産業生産力の維持向上に資そうといたすものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院農林水産委員長報告(七月二十二日)

(養ほう振興法(昭三〇—法一八〇)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院農林水産委員長報告(七月二十九日)

(養ほう振興法(昭三〇—法一八〇)の委員長報告と一括して掲載)

### ◎自作農維持創設資金融通法

(昭三〇、八、一五法一六五)

#### 一、提案理由(六月十四日)

○吉川政府委員 自作農維持創設資金融通法案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、農地改革の結果といたしまして二百万町歩を越える小作地が自作地となり、四百二十万戸を越える農家がその売り渡しを受け、自作農として農業に精進することになったのであります。この農地改革の成果の維持につきましては、現在農地法がその法制的部面を担当しているわけでありますが、自作地を維持するために必要な資金の融通措置についての制度はいまだ十分確立されるには至っておりません。これがためすでに政府は昭和二十六年から自作農創設特別措置特別会計の余裕金の運用によりまして、農地または採草放牧地の買い取り売り渡しの形式により、とりあえず農民の窮境を救う一助として参りましたが、とうてい農家の資金需要を満たすには至らなかつたのであります。

近年農村における資金難から、自然災害はもちろん疾病その他の個人的災害、相続等による臨時支出をまかなうために、農地または採草放牧地を売却するのやむなきに至る自作農が逐年増加しており、特に経済的に弱い農家は転落の危険にさらされておるのであります。

#### 自作農維持創設資金融通法

ます。従いまして、この際新たに農業経営の安定、農家の転落の防止のための措置を制度的に確立することは刻下の急務と考えられるのであります。よつて政府は、農地及び採草放牧地が農業経営の基盤であり、かつ農業者がこれらを所有することがその農業経営の安定をはかるための要件であることにかんがみまして、農林漁業金融公庫がその取得、維持または細分化防止のために必要な資金を、長期かつ低利で貸し付けることにより、農家の経営の安定をはかることとし、このための立法措置を講ずることとしたわけでありま

す。この法律案のおもな内容について御説明申し上げますと、第一に貸付金といたしまして、農業経営を安定させるため農地または採草放牧地を取得するのに必要な資金、小作農が小作地または小作採草放牧地を取得するのに必要な資金、農地または採草放牧地の相続による細分化を防止するのに必要な資金、疾病、負傷、災害等のため自作地または自作採草放牧地を維持することが困難な場合にこれらの土地を維持するのに必要な資金の四種類について貸付を行うことといたしました。

第二に、貸付条件につきましては、この資金の性格上、さきに申し上げますように長期低利とし、年利五分五厘、償還期間は十五年以内といたしました。

第三に、貸付を受けようとする者の適否の認定を都道府県知事が行い、その認定を受ける場合には、農業経営安定計画を作成せしめることといたしました。都道府県の指導及び援助のもとにこの計画



を確実に実施することによってその経営を安定せしめ、みずから償還財源を確保し得るようにし、もって本制度の目的の達成をはかることといたしたのであります。

なおこの法律案の施行に伴い、この法律案に規定する業務を公庫の業務に加えることにいたし、これに伴い、農林漁業金融公庫法につきまして必要な改正を附則で行うことといたしました。

以上が、この法律案のおもな内容でございますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいませよう御願いたします。

次に、砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置法案の提出理由を御説明いたします。

申すまでもなく、砂糖の供給は、国内で生産されるテンサイ糖及び一部黒糖を除いて、その大部分を海外に依存してをり、政府といたしましては、国内需要量を充足するため必要な輸入については、その確保に努めている次第であります。現下の外貨事情にかんがみまして、みずからその輸入量を大幅に増加することは制約を免れない実情にございます。従いまして、こうした事情にあるため、砂糖の国内価格は主として外貨事情に起因し、変動常ない推移をたどっており、昭和二十九年度におきましても、その市場価格の変動率は約二割五分にも達している次第であります。しかも供給量が制約せられておる関係から、その市場価格は、国際価格に比して高位の水準にあり、結果的に砂糖の輸入に伴って差益が発生し、これが国内市場価格の不安定の一因となっておると考えられるのであります。

政府といたしましては、こうした国内価格の不安定による国民生活への悪影響を排除するとともに、他方砂糖と代替関係にあるテンサイ糖及び水あめの原料である澱粉、ひいてはイモ類の生産農家の経営の安定を所期するためには、砂糖の価格を適正な水準に安定させることが、当面肝要であり、また外貨資金の制約に起因して砂糖の輸入差益が生じ、それが特定業者に集中することは、社会公益の見地から適当でないと思量する次第であります。

この法律はこのような理由によりまして、砂糖の安定価格帯を設け、必要量の輸入措置と相待って、適正な水準に価格を安定させるとともに、外貨資金の割当に伴う輸入差益の徴収をはかることを目的といたしております。

しかしながら、政府は一方わが国経済力の充実に即応して、砂糖の輸入量の増加をはかり、漸次砂糖の国内価格水準を低下せしめつつその輸入差益を減少ないし解消させることを期しておりますので、この法律の効力を三カ年に限っている次第であります。

なお、申すまでもないことではありますが、砂糖価格の安定かつ適正化をはかって参る上において、国内生産にかかるテンサイ及びイモ類の価格につきましても、十分な配慮をめぐらし、それらの国内産農産物の自給度の向上にも遺憾のないよういたしたいと存じます。

次にこの法律の内容を御説明いたします。まず砂糖の価格安定につきましても、政府が砂糖の価格を適正な水準に安定させる指標といたしまして、主要銘柄の砂糖について、砂糖の需給事情、輸入価格

以上がこの法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませよう御願いたします。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(七月二十八日)

(愛知用水公団法(昭三〇一法一四一)の委員長報告と一括して掲載)

## 三、参議院農林水産委員長報告(七月二十九日)

○江田三郎君 たいま議題となりました自作農維持創設資金融通法案につきましても、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

また砂糖の輸入に伴って生ずる特別輸入利益につきましても、砂糖の輸入に関する外貨資金の割当を受けたものから、輸入砂糖の国内販売価格と輸入価格との差額を政府が徴収することができることとし、その手続を定めております。その際の徴収する差益につきましても、原則として政府が安定価格帯に照応して定める国内販売価格と船積地域の市価等を参酌して定める輸入価格との差額をとることを建前といたし、なお市価に悪影響のない範囲においては一部を精製業者等の企業努力を刺激する意味におきまして、外貨資金の割当を受ける者の競争による見積差額をとる余地を残すことといたしております。

なお、この法律によって徴収される特別輸入利益は、特殊物資納付金処理特別会計に納付せられ、同会計から産業投資特別会計へ繰り入れられて財政投融资財源として活用せられることになっております。

農地改革の結果、二百萬町歩をこえる小作地が自作地となり、四百二十萬戸をこえる農家がその売り渡しを受けて自作農となったのであります。しかし、かような農地改革の成果の維持について、その法制的部面は現在農地法がその役割を担担しておるのであります。が、資金的部面は、いまだ制度が確立されるに至っていないのであります。まして、わずかに、昭和二十六年から暫定措置として自作農創設特別措置特別会計の余裕金をもって農地または採草放牧地の買い取り、売り渡し方式によって、ようやく融資の道を開き、今日までに約十七億円の融資を行なってきたのであります。しかし、この方式は変則的なものであり、かつ、資金量もその需要をとうてい満たすに至らなかつたのであります。ところが、近年農村において、自然的災害はもちろん、疾病その他の災厄及び相続等による臨時支出をまかなうため、資金難のために農地または採草放牧地を売却する



のやむなきに陥る自作農が逐年増加し、転落の危機にさらされてい  
るのであります。従つて、農業経営を安定し、転落を防止する措置  
を制度として確立することは当局の急を要する問題であります。  
よつて、農地及び採草放牧地が農業経営の基盤であつて、農家がこ  
れを所有することが農業経営の安定をはかるための必要条件である  
ことにかんがみ、これが取得、維持または細分化防止のため必要な  
資金を農林漁業金融公庫が長期かつ低利で貸し付けるための立法措  
置を講ずることにしようとするのが、本法律案が提出されるに至つ  
た理由とされております。

しかして、本法律案のおもな内容について、その概略を申し述べ  
てみますと、第一は貸付の資金についてでありまして、この資金は  
農林漁業金融公庫が農地または採草放牧地を抵当にとつて、所定の  
手続によつて都道府県知事の認定を受けたものに対して貸し付ける  
ことになつており、その貸付の対象は、農業経営を安定させるため  
農地または採草放牧地を取得するのに必要な資金、小作農が小作地  
または小作採草放牧地を取得するのに必要な資金、農地または採草  
放牧地の相続による細分化を防止するのに必要な資金、疾病、負傷  
及び災害その他やむを得ない理由のため、自作地または自作採草放  
牧地を維持することが困難な場合に、これらの土地を維持するに必  
要な資金の四種類となつております。

第二は、貸付条件でありまして、利率は年五分五厘、償還期間は  
十五年以内ということになつております。

第三は、貸付の相手方でありまして、借り受け人の適否の認定を

都道府県が行い、その認定を受ける場合には、農業経営安定計画を  
作つて提出することになつております。しかして都道府県知事は、  
借り受け人に対してこの計画を達成するよう必要な指導を行うこと  
になつております。

なお、この資金の貸付業務は、農林漁業金融公庫が行うことにな  
つておりますから、この法律の施行に伴つて、この法律に規定す  
る業務を公庫の業務に加えるため、農林漁業金融公庫法に必要な改  
正を加えることになつております。

かような政府の原案に対して、衆議院において、本法律案第二条  
の貸付に當つて、農地及び採草放牧地を抵当として徴する規定を削  
除し、ただし貸付金の返還を確保するための方法を公庫が農林大臣  
及び大蔵大臣の承認を受けて定めることとする規定を新たに設け、  
第三条の貸付条件について、利率を年五分に引き下げ、償還期間を  
二十年以内に延期し、かつ三年以内の据置期間を設ける等の修正を  
加えて、当院に送付して参つたのであります。

委員会におきましては、まず政府当局から提案理由の説明を聞  
き、続いて質疑に入り、衆議院の修正に関する見解及び今後の運用  
方針、衆議院の修正に伴い、本法案第三条第二項及び第三項の規定  
の意義及びその要旨、本法による貸付金の総額及びその貸付対象別  
内訳、融資の均霑に関する措置、貸付金の返還の確保の方法等の問  
題について、総括的あるいは逐条的に政府の見解をただし、慎重  
な審議が遂げられたのであります。その詳細は会議録に譲ること  
を御了承願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、亀田委員から、  
衆議院における修正に即応して、条文整理の必要上、衆議院送付案  
に対し、第三条第二項及び同第三項を削除するとともに、第六条に  
字句の修正を加え、かつ次のような付帯決議を付したい旨の動議が  
提出せられました。すなわち、

一、政府は不動の方針をもつて農地改革の成果の維持高揚のた  
め万全の措置を講ずべきである。

二、本法による融資は、資金の融通を真に必要とする農家にあ  
まねく均霑することを旨とし、国の財政投資をもつて資金の充実  
をはかり、金利等貸付条件を極力緩和すべきである。

というのであります。

他に、別の発言もなく、続いて採決の結果、全会一致をもつて、  
衆議院送付案に亀田委員の提案にかかる修正を加え、かつ付帯決議  
を付して可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。



◎繊維製品品質表示法 (昭三〇、八、一五法一六六)

一、提案理由(七月一日)

○石橋國務大臣 たいま本委員会に上提されました繊維製品品質表示法案につきまして、まずその提出理由を御説明申し上げます。化学繊維の増産により、繊維全体の中においてその比重が増加いたして参りましたこと、新しい合成繊維などが続々として生まれて参りましたこと等は、最近の世界繊維事情の著しい特徴をなしております。わが国におきましても、特に天然繊維に恵まれない事情もありません。最近の世界的なこの傾向と軌を一にして、化学繊維の増産は著しいものがあります。このような実情のもとにあって、繊維の種類が増加いたしますとともに、各種の繊維の混紡あるいは交織製品が生まれ、繊維製品の種類は複雑となりまして、その識別がなば困難になってきております。各種の繊維は、それぞれの特色を持っておりまして、そのすぐれた特質を生かすことは繊維製品の消費者にとって最も大切なことでありますが、このためには消費者が容易に繊維製品の内容を知り得ることがまた必要であります。しかるに以上のように繊維製品の識別が困難な実情にありますので、繊維製品の内容を適当な方法によって表示することが消費者の利益を保護するためには最も大切なことでありまして、これが一般の強い要望になって参っております。政府は、この要請に対して、数年来

消費者保護の見地から所要の法的措置を講ずべく検討を加えて参りましたが、ここにその成案を得ましたので、法案として上程いたすことになったのでございます。

本法案は、全文十四条から成り立っておりますが、その中に規定いたしております骨子は次の通りであります。

まず第一に、重要な繊維製品についてその品質を示す名前とその名前の示す繊維製品の内容とを明らかにしております。

第二、繊維製品の製造業者、販売業者等が、定められた名前を使用して繊維製品を表わす場合には、必ずきめられた内容のものでなければならぬこと、いたしまして、正しくない表示をすることを禁止しております。

第三に、繊維製品の表示につきましては、もとより業界の自発的措置によって適正な表示が励行されることを期待いたしておりますが、業界の自主的な措置のみによっては、あるいは表示が励行されないとか、あるいは正しくない表示が横行すること等が起りまして、表示の秩序が混乱して、消費者に不測の損害を与えるというようなことが起る場合には、生活必需品である繊維製品について、表示を強制し、あるいは表示者を限定する等の措置を講ずることにしております。

さらに、本法の適用いかんは製造業者、販売業者、消費者等々に影響するところが少くありませんので、運用の慎重を期するため、繊維製品品質表示審議会なるものを設置して、この審議会の活用によって円滑適切な運用をはかることを期待しております。

以上が本法案の骨子であります。各条については今後逐条御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上御協賛下さらんことをお願いいたす次第でございます。

二、衆議院商工委員長報告(七月十五日)

(輸出入取引法の一部を改正する法律(昭三〇—法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(七月二十七日)

(中小企業安定法の一部を改正する法律(昭三〇—法一六九)の委員長報告と一括して掲載)



◎歯科衛生士法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一六法一六七)

一、提案理由(六月二十八日)

(麻薬取締法の一部を改正する法律(昭三〇―法六五)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院社会労働委員長報告(七月十五日)

(毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭三〇―法一六二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

(優生保護法の一部を改正する法律(昭三〇―法一二七)の委員長報告と一括して掲載)

◎歯科技工法 (昭三〇、八、一六法一六八)

一、提案理由(七月七日)

○政府委員(紅露みつ君) ただいま議題となりました歯科技工法案につきまして、提案の理由と、その要旨を御説明申し上げます。

わが国の歯科医療の現況を見ますと、国民の大多数が歯科疾患に冒されていると言っても過言ではない状態でありまして、そのうち、義歯、充填、矯正に属する治療技術を必要とする患者はおびただしい数に上っているのであります。

わが国の診療に従事している歯科医師の数は、人口約三千百名に一人の割合でありまして、この程度では国民の歯科医療の需要を満たすに不十分であり、また今後の歯科医師の需給の見通しも、将来の人口増加を考慮する場合必ずしも十分でないのであります。

しかるに近年歯科医療に対する国民の需要がますます高まっております。この間に近年歯科医療に対する国民の需要がますます高まっております。歯科医師のほか、いわゆる歯科技工士に委託する場合は次第に多くなり、これら歯科技工士と称する人々の役割が漸次高まって参りますとともに、その数が相当多きに上つて参つたのであります。

しかるに、これら歯科技工士につきましては、現在何ら法的規制が加えられておらず、またこれらの者の中で正規の職業教育を経た者はきわめて少数で、大部分は、徒弟見習として習熟した者であり

ます。従つて、その技術内容も千差万別であり、国民の歯科医療を確保する上に、はなはだ欠ける点が多かつたのであります。

このような状態にかんがみ、歯科技工士の資格を定めて、その資質の向上をはかるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、歯科医師の業務を適正に補足させることによつて、歯科の医療普及と向上に寄与しようとするもので、この法案を提案いたしましたこれが理由でございます。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、歯科技工士の免許は、都道府県知事が行う試験に合格した者に対して、都道府県知事が与えることとしたしております。

第二に、歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行なつてはならないこととしたのであります。

第三に、歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行なつてはならないこととしたしました。

第四に、歯科技工を行う場所である歯科技工所につきまして、開設の届出義務、管理者の設置義務等必要な規制をするとともに、これに対しまして行政庁の一定の監督権を定めております。

以上が、この法案を提案しました理由及びそのおもな要旨であります。以上が、何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。



二、参議院社会労働委員長報告(七月十五日)

(毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭三〇一法一六二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

(優生保護法の一部を改正する法律(昭三〇一法一二七)の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業安定法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一六法一六九)(衆)

一、提案理由(六月二十八日)

○小笠委員 今回商工委員会に付託となりました中小企業安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案者としてしまして、その提案の理由を申し上げます。

中小企業の当面する困難な諸問題につきましては、すでに皆様御承知の通りであります。なかんずく企業が零細であり、過剰であることから生じまする過当な競争による弊害は、顕著なものがあつて、中小企業がわが国の経済に占めておりまする重要性にかんがみ、すみやかにこれが対策を講じて、業界を安定せしめる必要があることは申すまでもありません。中小企業安定法は、この趣旨に基づき制定されたものでありまして、中小企業が、その製品の需給均衡を著しく失し、不況に陥りました場合において、需給調整の措置を講ずることができるようにし、もつて中小企業の安定をはかるうとするものであります。この法律は昭和二十七年八月に施行、二回の改正を経ているのであります。今日まで三カ年近くの間に、この法律に基づき、二十三業種にわたつて、二百をこえる調整組合が設立せられ、それぞれ調整活動を行なつており、また法第二十九条に基づきアウトサイダー規制命令も、六業種について発動せられ、中小

中小企業安定法の一部を改正する法律

企業の当面する不況の打開に一応の成果を上げてきているのであります。しかしながら最近日本経済がいわゆる正常化の方向に進むにつれて、中小企業のいわば慢性的不況の状態は放置することを許さなくなつてきておりますのみならず、過度の競争の結果輸出産業の面においても国家的に多大の損失を見ているような状態でありま

す。 今回の安定法改正案の趣旨といたします点は、法律施行後の経験と、最近における上述のような事態の要請とに應じまして、この法律の適用要件につき、いわゆる不況要件を緩和するほか、輸出入貿易の振興のためにも適用し得るようにして、機宜に応じ、かつ、弾力的に運用し得ることに主眼があり、それとともに調整事業の範囲を若干拡張するために所要の改正を行うことにあります。次に、その主要な改正点の概要を御説明申し上げます。

第一は、法第一条の目的及び第二条の業種指定の要件についてであります。まず法律適用の範囲を、従来国内不況の場合に加え、輸出入貿易の阻害せられる場合を加え、さらに、これらの場合に於いて次のように適用要件の緩和をはかつております。すなわち、現行法におきましては、製品の需給が著しく均衡を失し、その事態を放置してはその業種の事業経営に相当の損失を生じ、その産業の存立及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼすおそれがある場合と規定せられておりますのを、常に過当な競争と不況事態の発生に脅かされている中小企業の実情にかんがみまして、深刻な不況に陥る前に、過当な競争を抑制して、不況を回避し、または輸出の振興を



はかることができるようにするため、過度の競争により国内取引または輸出貿易の円滑な運行が阻害され、または阻害されるおそれがある場合ということに改めんとするのであります。

第二は、法第二十九条のいわゆるアウトサイダー規制命令につきまして第一に述べました趣旨に従い発動要件の緩和をはかりましたことと、同条第二項に基づく命令の期間に関する規定につきまして、同命令を短期、臨時的なものとして発動することは、必ずしも実態に合わないもので、これを削除し、第一項に基づく命令と同様の取扱いによることとした点であります。

第三は、調整組合及び同連合会の事業範囲を拡張しまして、製品の品質または品種に関する制限を行うことができるようにし、調整活動の強化をはかった点であります。

以上、改正法案の提案の理由と大要につきまして御説明申し上げたのでありますが、何とぞすみやかに御審議いただきまして御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院商工委員長報告(七月十五日)

(輸出入取引法の一部を改正する法律(昭三〇一法一四〇)の委員長報告を一括して掲載)

## 三、参議院商工委員長報告(七月二十七日)

○吉野信次君 たいま議題になっております五つの法律案につきまして、日程の順序で御報告を申し上げます。

まず、中小企業安定法の一部を改正する法律案、御承知の通りこの法律は、中小工業の多い業種におきまして製品の需給がひどくアンバランスになって不況に陥りました場合に、当業者の経営安定をはかるため、調整組合によって生産制限等の調整を講じ得るように独禁法の適用除外を定めたものでございます。昭和二十七年制定以来今日まで二十三の業種にわたって二百余の調整組合ができておりますし、またアウトサイダーを規制する第二十九条の命令も六つの業種について発動されております。しかるに、この法律の発動の条件、いわゆる不況の要件というものが少しきびし過ぎるのであります。これを緩和して、あわせて輸出貿易にも適用できることを主眼といたしまして、今回衆議院議員小笠公韶君より本改正案が提出をせられまして、衆議院で修正されまして、ここに上程を見た次第でございます。

改正の要点は、本法の目的と適用の要件を拡張いたしまして、「過度の競争により当該部門の製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害され又は阻害される虞がある場合」に改めたこと、これが第一点であります。第二点、調整組合と同連合会の事業範囲を拡張いたしまして、製品の品質や意匠や品種に関する制限、並びに原材料の購入数量に関する制限ができるようにした点であります。第三点は、行政庁が調整規程や総合調整計画の認可、不認可をきめる期限につきまして、所管大臣は認可申請を受理いたしましたから後一カ月以内に、その処分をしなければならぬこととし、この期間を経過いたしましたときには認可があったものとみなす、こ

ういうふうにした点であります。第四点は、第二十九条による調整命令につきまして、発動の要件をゆるやかにして命令の期間に関する制限を削除したことでありまして、第五点は、公正取引委員会との関係につきまして、現行法では所管大臣が調整規程や総合調整計画を認可しようとするときには、公正取引委員会の同意を必要といたしておりますのを、今度協議に改めた点であります。第六点は、所管大臣につきましては、現行法では通商産業大臣の専管事項となっておりますのでありますが、通商産業大臣以外の主務大臣が、指定業種に属する事業を所管しておる場合は、通商産業大臣と当該主務大臣との共管とすることに改めた点でございます。

この法案の委員会における審議の経過におきまして、「本改正を必要とするに至った具体的な事例はどうか。」こういう質問に対して、提案者等から、「慢性的な不況状態にある繊維業並びに過度な競争によって輸出価格の低落を見ているミシン製造業」などの実例について説明がございました。「輸出入取引法の改正案が、メーカーの協定を、別に業種指定なくして行い得ることになっておるが、本改正案では、なお業種指定を残しておくのはどういふわけか。」こういう質問に対して、提案者から、「調整組合は協定と違って恒久的な組織であり、行政庁の処理能力や組合結成の必要性の緩急ということなどから見て、まだ業種指定をはずす段階には至っていない。」こういう答弁がございました。また通商産業大臣と主務大臣との共管に改めることは、行政体系の混乱と当業者の手続の煩瑣をもたらすのではないかとこの質問に対しては、「通商産業省には中小企業庁

というものがある、また中小企業安定審議会が設けてあって、本法の適用について重要な調整を行なっておるので、主務大臣との共管ということがありまして、別に困難な事態は生じない、そういう心配はない」という答弁がございました。その他詳細は、速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終って、討論に入りましたところ、河野委員から、「共管事項とするということは、いたずらに行政機構に混乱を生じ、また事業者にとっても手続が不便になる」からという理由で、本改正案に反対であるという意見が述べられました。次に三輪委員から、「本改正案の目的には賛成であるが、中小企業自体は調整組合のみでは救われないものがあるから、政府はすみやかに対策を樹立すること、及び本法の適用に関しては特に中小企業者や零細企業者が振り落されないように措置することを希望条件として賛成する」という意見が述べられました。

次いで採決に入りましたところ、本法律案は、多数をもって衆議院提出案通り可決すべきものと決定いたしました。

繊維製品品質表示法案について申し上げます。繊維製品は衣料品として国民生活に欠くべからざる必要品であります。近年、化学繊維が非常に進歩いたしました。繊維の種類が非常に増加いたしました。各種の繊維の混紡、交織がますます盛んになって参ったので、繊維製品の種類は複雑となって、一般消費者にとってはその識別が困難な場合が多くなって参りました。こういうような実情から繊維製品の内容を適当な方法によって表示を行



わせることによつて、一般消費者が品質を正しく認識してこれを購入して、有効適切にこれを使用することができるよう、消費者保護をはかるために、この法律案が提案されたのであります。

そのおもなる点を申し上げますと、第一点は、重要な繊維製品につきまして、その品質を示す名称を指定し、その名称の示す繊維製品の備えていなければならない内容を明らかにしたること。第二点は、繊維製品の製造業者、販売業者等が定められた名称を使用して繊維製品を表示する場合には、必ず定められた内容のものでなければならぬということにし、不正な表示を禁止しておること。第三点は、繊維製品の表示については、業界の自発的措置、いわゆる任意表示によつて適正なる表示が励行されることを建前としておりませうけれども、業界の自主的措置のみによつては、表示が励行されない、あるいは不正な表示が行われるような場合には、表示を強制して、あるいは表示者を限定するなどの措置を講ずることができるようにしたこと。第四点は、本法は製造業者、販売業者、消費者に影響するところが甚大でありますので、繊維製品品質表示審議会を設けまして、重要な事項を審議することにしたこと。さらに本法案の別表といたしまして、本法案で、いう繊維製品の種類が列挙してあります。大体において絹、麻類を除きまして、主として綿、毛、化学織の三者と、それらの混紡、交織のものに適用する意図が現われております。

衆議院におきまして、本法案につきまして、罰則に関する規定について若干の修正が施されております。

一、本法の実施に当つては、任意表示に重点を置き、業界の自主的表示の励行によつて品質表示の目的を達成し得るよう、指導、援助を行う等運営に留意し、必要止むを得ざる場合のほか、強制表示、強制検査を極力避けること。

一、強制表示、強制検査をなさんとする時は、中小商工業者特に小売業者に対し、無用の混乱と過重な負担を生ぜしめないよう適切な処置を講ずること。

一、検査機関の認可に当つては、受検者特に中小企業者の立場を考慮し、受検のために物的にも精神的にも過重な負担とならないよう留意すること。

一、繊維製品品質表示審議会の運営については、広く繊維業界各部門の代表者を参加せしめ、中小企業者の立場をも十分に反映し得るよう慎重な考慮を払ふこと。

一、消費者の利益を保護するため、将来落綿、綿反毛及び毛反毛を使用する繊維製品の品質表示について直ちに検討を加えること。

という趣旨の付帯決議を付して賛成するという意見が述べられました。次いで、三輪委員から、「特に強制表示、強制検査は、真にやむを得ない場合のほかは避けるべきであり、また法文も非常にわかりにくい点が多いから、実施に当つては十分注意すべきである」ということの要望がございまして、本案並びに付帯決議案に賛成する旨の意見の開陳がございました。

かくて討論を終り、採決をいたしましたところ、本法律案は、全

中小企業安定法の一部を改正する法律

本委員会において、栗山委員その他各委員から、いろいろの質疑がなされたのでありますが、そのおもなるものを申し上げますと、「化学繊維の育成策と本法との関係がどうか。」こういう質問に対しては、「化学繊維の育成策は必要であり、化学製品の普及及び化学混用施策の推進をはからなければならないが、このためには消費者に化学製品及び化学混用品について正しい認識を持ってもらい、その需要を喚起する必要がある」という答弁がありました。「本法の施行による中小企業者への影響はどうか。」この質問に対しては、「本法の施行によつて、中小企業者の品質表示についても法の裏づけがあるため、購買者に安心感を与えることになるから、かえつて中小企業者にとつても有利になると考へる」という答弁がございました。「本法の施行によつて品質を表示したものについては、どの製品でも、またどの店で買つても、同じ信頼度においていいものである」ということを消費者に認識させて、消費者が表示のないものは買わないようにするというふうには、消費者の啓蒙宣伝の必要があると思ふが、その用意はあるのか」という質問に対しては、「表示制度の理解が必要であるから、消費者に対する啓蒙宣伝のためには若干の予算を設けて、説明会を開くとか、あるいは解説書を頒布するとかいうふうには、本法の趣旨の普及徹底をさせる考へである」という答弁がございました。その他いろいろ質疑応答が行われましたが、詳細は、速記録について御了解を願ひたいと思ひます。

かくて質疑を終了して、討論に入りましたところ、古池委員から、

会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、古池委員から提案されました付帯決議案も、これまた全会一致をもつて原案の通り、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

最後に、通商産業大臣からは、「この付帯決議の趣旨はこれを尊重して善処する」旨の発言がございました。

次に、株式会社科学研究所法案。

わが国のような狭い土地で人口の多い、この資源の乏しい所では、科学技術振興の必要であるということは申すまでもないのであります。現在わが国におきましては、総合研究機関としては株式会社科学研究所がただ一つあるだけであります。これは大正六年財団法人理化学研究所として発足して以来、三十数年にわたつてわが国科学技術の発展に多大の貢献をしてきたのであります。昭和二十三年財団法人から株式会社に改組されました。民間法人たる株式会社科学研究所として再発足したのであります。ところが、発足後まだ日も浅いのであります。産業界からの数度にわたる資金援助にもかかわらず、資金的基礎が非常に弱いため、極度に財政的不振に陥りまして、このまま推移いたしますと、せっかくの総合研究所としての基盤はますます弱体化して、ついには閉鎖の悲運に陥る懸念もなしとしない状況になつてきたのであります。大體基礎研究を含む総合研究機関におきましては、当初からこの採算の基礎において経営するということはきわめて困難でありまして、どう



しても国の援助が必要なのであります。そこでこの法律案は、半官半民の特殊会社として株式会社科学研究所というものを設立しまして、国が所要の助成措置を講じ、民間資本とあわせて総合研究の飛躍的發展をはかる意図のもとに提案されたのであります。

その内容は、目的としてわが国産業の発展及び振興に寄与するため、科学技術の向上に必要な事業を営む株式会社としたこと、国が同研究所に対し所要の援助をする規定を設け、一方通商産業大臣の監督規定を設けたこと、株式会社科学研究所の設立に伴う諸般の規定を設けたこと、これが法案の内容でございます。

委員会の審議におきまして特に問題となりました点は、「株式会社組織のもとに同研究所に対して国が所要の援助をするということとは不適當ではないか、将来はやはり財団法人のようなものとして研究に専念できるようにやって、国が強力な援助をして、わが国科学技術の振興をはかるべきである」という意見が、各委員から強く唱えられたのであります。通商産業大臣もこの趣旨を了とされ、「将来その方向に向って努力する」との答弁がございました。その他の質疑応答につきましては、詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて討論に入りましたところ、海野委員、上林委員から、それぞれ賛成の意見が述べられました。

討論を終って採決をいたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、石油資源開発株式会社法案、これについて申し上げます。本法案は、いわゆる石油資源開発五カ年計画に基いて、わが国の

たいと思っておりますが、中心の問題は、この資源開発会社の性格と、それから同会社の資金計画、それから同会社と帝国石油株式会社との関係でございます。特にこの資源開発会社と帝国石油株式会社との関係につきましては、帝国石油株式会社から譲り渡しを受くべき鉱業権のその評価方法、今後帝国石油株式会社はどういう姿になるのか。帝国石油株式会社から資源開発会社に転換すべき従業員の問題などについて、政府との間にいろいろ質疑応答があったのであります。

質疑を終わりましたところ、高橋委員から一つの修正案が提出いたしました。その内容は、

一、第十条鉱業権の譲渡の第一項の但書を削り、石油資源探鉱促進臨時措置法第十二条第一項により、通商産業局長の決定事項となっている石油の試掘権の譲受等も通商産業大臣の認可及び大蔵大臣との協議事項とすること。

二、更にこの条項の運用、即ち通商産業大臣が認可する際には、通商産業省に臨時に新設する石油鉱業権審査会に鉱業権の対価の額、対価支払の時期及び方法についてその意見を聴取しなければならぬ。

これが大体その修正案の趣旨であります。さらに同高橋委員から、本法案に対する付帯決議が提出されました。すなわち

一、政府は石油資源開発株式会社が帝国石油株式会社より譲り受ける鉱業権の対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について

中小企業安定法の一部を改正する法律

石油生産を年間百万キロリットル程度にまで増加させるために、政府が半額出資をして特殊会社を設立いたしましたして、所要の助成措置を講ずるとともに、当該会社に対して国の監督を行わんとするものであります。

本案の内容の概要を申し上げますと、第一は、会社の目的についてであります。石油資源の急速かつ計画的なる開発を実施することを明かにして、会社の事業を石油資源の探鉱、石油及び可燃性天然ガスの採取及びその販売、その他この会社の目的を達成するため必要な事業に限定しておるのであります。第二点は、政府が常時この会社の株式の二分の一以上を保有することといたしまして、特殊会社としての性格を明確にするとともに、その設立に際して政府の現在所有しておる帝国石油株式会社の株式を現物出資することを規定し、さらに石油の探鉱がきわめてリスクの多い特殊な事情から考えまして、繰り延べ経理を認めると同時に、配当制限によって探鉱資金の社外流失を防止する措置を講じた点であります。第三点は、探鉱に必要な費用の一部について、補助金を本年度に限り交付し、ほかに社債発行限度等の特例を規定することによって、資金確保に遺憾なきを期しておる点であります。第四点は、重要財産及び鉱業権の譲り受けその他重要な各事項については、通商産業大臣の認可及び監査を行うこととして、そのうち所要事項については大蔵大臣と協議すべきことを規定しております。その他、登録税の免除、役員を選任等について、いろいろ規定があるのであります。委員会におきましての本法案に対する質疑の詳細は速記録に譲り

て第十条第一項の認可をするに当っては、帝国石油株式会社が特殊法人として設立されるに当り、民間より強制的に鉱業権の現物出資をせしめたること、自後探鉱試掘に関し、多額の国庫補助金を受けたる事実を十分考慮の上、適正を期すべきである。

一、政府は石油資源開発株式会社の資金の確保につき万全の措置を講じ、五カ年計画の完全なる遂行につとめること。

一、政府は石油資源開発株式会社の設立に伴う帝国石油株式会社の従業員の職場転換に際してはその処遇につき不当なことなきよう監督すること。

以上であります。

次いで三輪委員、小松委員から、高橋委員提出の修正案、修正部分を除く政府原案、さらに高橋委員提出の付帯決議案について、それぞれ賛成の旨の意見の開陳がございました。

かくて討論を終り、採決に入りましたところ、まず高橋委員提出の修正案、修正部分を除く政府原案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。高橋委員提出の付帯決議案も全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

最後に、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、石油資源開発株式会社の設立に伴い、従来から行われていた石油及び可燃性天然ガスに対する国庫補助等の助成措置は、今後資源開発会社に対して、これを行うこととするので、石油及び可燃性天然ガスに対する補助金に関する規定を全面的に削除したも



中小企業安定法の一部を改正する法律

のであります。

委員会における審議の詳細は、速記録に譲りたいと存じますが、特にメタン系の天然ガスの探鉱に関して問題のあったことを申し添えております。

質疑を終了いたしましたして討論に入りましたところ、高橋委員から、いわゆるメタン系天然ガス開発の現状から、天然ガス探鉱に対する国の補助金制度は残存すべしという趣旨の修正案が提案されました。これに対して三輪委員、小松委員から、それぞれ修正案、それから修正部分を除く原案に賛成の旨の意見の開陳がございました。採決の結果、高橋委員提出の修正案、修正部分を除く原案につきまして、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、一七法一七〇)(衆)

一、提案理由(七月二十八日)

(弁護士法の一部を改正する法律(昭三〇一法一五五)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院法務委員長報告(七月三十日)

(弁護士法の一部を改正する法律(昭三〇一法一五五)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律



### ◎覚せい剤取締法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、二〇法一七二)(衆)

#### 一、提案理由(七月十二日)

○早川崇君 それでは覚せい剤取締法の一部改正法案、四党共同提案になっております法律案の提案理由の説明を申し上げますたいと存じます。

覚醒剤の弊害を取り締るための法律改正は昨年実施されたのでございますが、その後覚醒剤事犯の悪質化等が絶えませんので、このたび次の重要な二点にわたりました、改正をいたしたいと存するのであります。

第一点は、罰則の強化でございます。昨年の改正のときに、覚せい剤取締法違反者に対する罰則は、いかなる理由でございませしたか、あへん法並びに麻薬法取締法よりも軽く刑罰が設けられておるのでございます。ところがその後の経験から申し上げますならば、アヘンまたはヘロインよりも、覚醒剤による弊害の方がはるかに国家社会に及ぼす影響が大きいのでございます。なぜならば、ヘロイン、アヘンの場合には、精神分裂というものを起しませんが、覚醒剤中毒にかかりますと、精神分裂を来たしまして、私の和歌山県に一例をとりますと、そのためにすでに一カ月間に三件、四件にわたる殺人事犯が起っており始めてございます。従って、この際罰則

を少くとも麻薬取締法並びにあへん法並みに平等にするということが第一点でありまして、常習としての違反は一年以上十年以下の懲役、または情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金というように、麻薬取締法並みに引き上げたのでございます。第二の改正の要点は、現行法では、覚醒剤取締りということは実施しておりますが、これを製造する原料に關しましては、全く野放しの状態でございます。そのために容易に覚醒剤が製造いたされるわけでございます。この際覚醒剤原料をも規制をいたしまして、根本的に覚醒剤製造事犯の取締りをいたしたい、かように考えておるわけでございます。しかしながら、これによって不当に薬劑業者を圧迫しないように、この法律においては各般の工夫をこらしておるわけでございます。

以上二点が改正の要点でございます。現在覚醒剤中毒経験者は二百万、常習中毒者五十万ないし六十万といわれておるのでございませが、この二点の改正がなされて一層取締りが強化されますならば、おそらく私の見るところでは、少くともアヘン中毒者あるいはヘロイン中毒者程度の少数にまで覚醒剤中毒者を減少せしめ得るとかたく確信を持っておる次第であります。

もう一つ、覚醒剤問題で遺憾に存するのは、覚醒剤の製造業者の約半数近くが北鮮系の朝鮮人であるということでございます。しかも北鮮系の朝鮮人は、みずからヒロポンは注射いたしません。そこに日本民族の類焼を来たす非常におそれるべき原因もあるかと私は存するのでございまして、このまま放置しておきますならば、かつ

ての英国による中国のアヘン禍というようなおそれるべき弊害なしともしないことをおそれておるわけでございます。

以上は、はなはだ簡単でございますが、各党共同の御提案になります覚せい剤取締法の一部を改正する法律案の提案者の一人といたしまして、提案の理由を御説明申し上げた次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、原案通り御賛成いただきますよう、お願い申し上げます。

それから一言つけ加えておきますが、事務当局の印刷の誤りで、正誤表がまだお手元に配付しておりませんので、明日お手元にお配りいただくことになっております。御了承願います。

#### 二、衆議院社会労働委員長報告(七月十九日)

(日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(昭三〇一法一一六)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院社会労働委員長報告(七月二十九日)

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭三〇一法一六一)の委員長報告と一括して掲載)



## ◎水産業協同組合法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、二〇法一七二)(衆)

### 一、提案理由(七月十四日)

○綱島正興君 たいま議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。水産業は、農業と同様、自然に大きく依存する産業であるため、この自然の暴威による災厄に対抗する一方途として、去る昭和二十五年、第九回国会において、火災等による特定物件の損害に限定して共済制度を設けたことは御承知の通りでありまして、その他の共済事業は許されていない現状であります。そこで、今般水産業協同組合共済会の事業の拡充をはかるとともに、全国を地区とする漁業協同組合連合会の事業に関する規定の一部を改正して、漁民生活の安定に資せんとするのがその趣旨であります。ことに、昨年第十九回国会におきまして、農業協同組合法を改正して、農業協同組合によるこの種共済事業の拡充を見て以来、農村と相隣接する漁村の關係等からして、この種事業の拡充は必然的に漁民の強い希望となり、国会に対して強く要請されて参った次第であつて、農林水産委員会においては、水産に関する小委員会において、この点に關し鋭意検討を進めて参りました結果、去る五月三十日に至り、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を起草いたし、その経過及び結果

等について委員会に報告がされたのでありますが、農業及び漁業災害補償制度に関する小委員会においてさらに検討し、万遺憾なきを期する趣旨から、両小委員会において、連合会を二回にわたつて開催し、慎重に審議を重ねた結果、さきに水産に関する小委員会起草にかかる改正案の通り決定することに結論を得た次第でありまして、昨日の委員会において、水産に関する小委員長から連合小委員会の経過等について報告が行われ、引き続き小委員会起草にかかる案を委員会に成案とし提出することに全会一致をもって決定いたしました次第であります。

以下、これが内容について簡単に御説明申し上げます。

まず第一点は、水産業協同組合共済会の規定の改正でありまして、従来は事業の用に供する建物等物件だけについての災害共済に限定していたのでありますが、先に述べました通り、農協法の改正と同様の趣旨によりまして、この事業の拡充を可能ならしめるとともに、条文の一部整備をはかった次第であります。第二点は、全国を地区とする漁業協同組合連合会の事業の規定中、特定の四つの経済行為についての制限を緩和したことでありまして、

なお、本案改正実施に当つては、予算を必要といたしません。

以上が本案提出の理由並びにその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

### 二、参議院農林水産委員長報告(七月二十二日)

○江田三郎君 たいま議題となりました農林水産關係三法案につ

きまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、水産業協同組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

水産業については、去る昭和二十五年第九国会において、火災等による特定物件の損害に限定して共済制度を設けておりますが、本来水産業は農業と同様自然に大きく依存し、自然の暴威による各種災害が多いにもかかわらず、かような火災以外の災厄についての共済事業を行うことは許されていない現状であります。従つて今般水産業協同組合共済会の事業範囲の拡充をはかるとともに、全国を地区とする漁業協同組合連合会の事業に関する規定の一部を改正して、漁民生活の安定に資したいというのが提案のおもなる理由であります。

内容について申し上げますと、まず第一点は、水産業協同組合法第六章の二、水産業協同組合共済会の規定の改正でありまして、従来は共済会は、第百条の二の設立目的及び第百条の四の事業に明らかかなように、事業の用に供する建物等物件だけについて、災害による損害を相互に救済することを目的としていましたのを、農業協同組合法の改正と同様の趣旨により、事業の拡充を可能ならしめるとともに、第百条の十として、新たに共済規程なる条文を設け、事業の種類別にその実施方法あるいは共済掛金等の重要事項について、共済規程で定めて行政庁の認可を受けることにいたしましたほか、条文の一部整備をはかつております。

水産業協同組合法の一部を改正する法律

第二点としては、同法第八十七条、漁業協同組合連合会の事業の種類の規定中、特に全国を地区とする連合会の事業に対し、去る昭和二十七年第十三国会において、特定の四つの経済行為について、当分の間農林大臣の認可を要することにしておりますが、その後の経過等にかんがみ、この際農業協同組合法と同じく、この規定を廃止することにいたしております。なお今回の改正実施に当つては、予算は必要としておりません。

委員会におきましては、提案者側から、水産業協同組合共済会は、現在建物共済事業を行なつてはいるが、今後さらに海上における遭難もしくは傷害事故に關し、漁民厚生共済を行うほか、漁具共済、漁業共済等全国の漁業者が要望している各種の共済事業を順次計画実施するため法的根拠を与えたいとの説明がありました後、質疑応答を重ね慎重審議いたしました。質疑応答のうちおもなるものについて申し上げますと、飯島、三浦並びに森の各委員からの、半農半漁の地域において、この水産業協同組合共済会の共済事業と農業団体の行う共済事業との間に紛争を起すことのないよう、行政庁が未然に確固たる措置を講ずる必要があると考えられるが、これが趣旨の質問に対し、提案者及び農林、水産両当局からそれぞれ、今後そのような紛争がないよう、関係機関並びに関係団体が相談して適切な措置を講ずる考えであるとの答弁があり、次に森委員及び東岡委員からの、漁具及び漁獲等の關係において、沿岸漁業を対象として強制加入による災害補償制度を設け、政府が強力な助成施策を行うことが必要であるが、いかになつてはいるか、またその際、



現行の共済会の事業との競合摩擦を生ずることはないかとの趣旨の質問に対して、提案者側から、国の保護助成のもとに漁業災害補償制度が早急に確立されることが必要である、それが実現するまでこの共済事業を行わんとするもので、もし漁業災害補償制度が実現したときは、この共済会が行う同種の事業はこれを取りやめる考えであるとの答弁があり、農林大臣からも、漁業災害補償制度を制定することが必要と考え、目下政府は必要な資料の調査を行なっているとの答弁がありました。その他詳細につきましては、会議録によつてごらんいただきたいと存じます。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、森委員から、「本法実施に当り関係団体間に将来摩擦競合の憂いがあるので、半農半漁の地域において、水産、農業両団体の行う共済事業が相互に摩擦競合を起すことのないよう、政府は事前に適切な措置を講ずべきである」との趣旨の付帯決議を付して賛成する旨の意見の開陳があり、東及び千田両委員から、付帯決議につきましては賛成であるが、「やむを得ず」に漁業は、天災により大きく影響を受ける原始産業であるから、農業同様漁業にも全面的に国家補償による凶漁を含む災害補償制度をすみやかに制定されたい」との希望を付して、それぞれ賛成意見の開陳があり、また秋山委員から、漁獲あるいは漁具等の共済事業については、実施主体の強化について当局が十分検討を加えることを希望して賛成意見の開陳がありました。

ほかに発言もなく、討論を終り、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

また森委員提案の付帯決議について採決を行いましたところ、全会一致をもって委員会の決議といたすことに決定いたしました。なお、右付帯決議に対しては、農林当局から善処する旨の言明がありましたことを申し添えます。

次に、森林法の一部を改正する法律案について申し上げます。昭和二十六年現行森林法実施以来今日まで四十年、その間における経験に徴し、かつまた最近町村合併に伴う末端行政区域が拡大せられた等の事情に関連して、この際、比較的小規模な森林組合を合併して、その規模を適正にし、組合運営の円滑をはかろうとする機運が起つてきているのでありますが、現行法の管理規定が組合経営の実体に沿わないところがありまして、組合の合併に支障を及ぼしておりますので、これらの点について最小限度の改正を行おうとするのが、本法律案が提出されるに至つた理由であるとされております。

しかして改正のおもな点についてその大要を申し上げますと、大体次のようであります。

すなわち第一は、森林組合の総代会に関する規定の改正でありまして、現行法では組合員の総数が百人をこえる施設組合は、総会にかわるべき総代会を設けることができることとなつており、総代の定数は組合員総数の四分の一以上とし、ただし組合員総数が二百人をこえるものにあつては、五十人以上であればよいことになつており、また総代会を設けた場合でも、毎年度の通常総会を招集しなければならぬことになつておりますが、これを改めて、総代会を設けることになつております。

第二は、森林組合及び森林組合連合会の役員選出の方法の改正でありまして、これが選出は、現行法では投票による選挙以外は認められていないのでありますが、これを改めて、投票による選挙のほか選任制を認めることとし、また投票による選挙の場合でも、森林組合の役員については、総会以外において投票所を設けて選挙を行い、また役員候補者が定数以内の場合投票を省略することができるとし、なお森林組合連合会については、総代会の制度を廃止することとしようとするものであります。

第三は、理事の職務に関する規定を設けて、理事の責任等を明確にし、第四は、組合の合併の手続に関する規定を整備し、合併の際は定款及び事業計画を行政庁に提出して、その認可を申請しなければならぬとしようとするのであります。

委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、次いで質疑に入り、提案者代表及び農林当局に対して、役員選出について選任制を設け、また総代会をもつて通常総会にかえることは、組合民

水産業協同組合法の一部を改正する法律



最後に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫を設立して、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増強に必要な長期かつ低利の資金を融通する考えをもつて、昭和二十七年十二月農林漁業金融公庫法が施行され、その後数次にわたって改正が行われて今日に至っておりますが、今回さらに次のような改正を加えるため本法律案が提出されたのであります。その大要を述べますと、第一は、公庫の資金に対する政府の出資を増額することでありまして、現在政府の出資は四百五十六億七百万円ありますが、新たに十億円を本年度追加出資して四百六十六億七百万円にしようというのであります。これは当初政府の計画では九十五億円を追加出資することになっておりましたが、本年度予算案が修正されました結果、一般会計から行う政府の出資は十億円に減額され、その減額は資金運用部資金に期待することになり、公庫における本年度の資金は結局において、一般会計から十億円、資金運用部から百九十五億円、既貸付の回収分五十五億円、計二百六十億円になるのであります。

第二は、公庫の資金の貸付の対象を追加して、その業務の範囲を拡大することでありまして、従来農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成及び取得に必要な資金の融通は、農林漁業者の共同利用に供するものに限られて行われていたのであります。これを改めまして、個人の用に供するこれらの施設をも貸付の対象とすることにしようとするのであります。

である農協協同組合、漁業協同組合または公庫が業務を委託した金融機関が、協調融資することを条件とすることになっていることが明らかにされたのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、森委員から、政府において農林漁業金融を再検討して基本的対策を確立すること、協同組合を育成強化して零細農山漁民に対しても必要な資金の均霑をはかること、融資手続を簡素にするとともに、組合役員の個人的保証責任措置の是正をはかること、資金量を充実確保するとともに、その金利を極力低くし、かつ融資対象を拡大すること等の趣旨、また青山委員から、合成繊維漁網網の取得に必要な資金については、新たに本法第十八条に独立した規定を設けて取り扱うべきであるとの趣旨の希望を付して、それぞれ賛成があり、他に発言もなく、続いて採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

第三は、公庫が日本開発銀行から借り入れている借入金の残額約二十一億円を日本開発銀行に返済し、そしてこれに相当する金額を産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとし、すなわち借入金を出資金に振りかえることにしようとするものであります。

以上が本改正法律案の提案理由及びその内容の概要であります。委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、続いて質疑に入り、政府当局との間に、本法案によって新たにその途が開かれることになった個人に対して貸し付ける資金の融資対象施設、貸付限度、融資機関、貸付方法及びこれらの当否、衆議院における予算修正に伴う公庫の資金源変更が公庫の経理に及ぼす影響、公庫の資金計画及びこの中の自作農維持創設資金の性格、本法案と別途政府から国会に提出されている自作農維持創設資金融通法案との関係、本法案によって産業投資特別会計からの出資に振りかえられることとなる日本開発銀行の貸付金の内容、資金取扱い機関である農協同組合の強化と調整勘定国庫納付金の問題、農林漁業金融の一元化並びに組合金融の確立等、いろいろな事項について究明されたのであります。その詳細は会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。その間において問題になりました個人貸付資金の取扱い方につきましては、復旧資金以外の資金の貸付対象となる施設は、農舎、畜舎、サイロ、堆肥舎、蚕室、動力用農機具、排水ポンプ、灌水施設、蚕具、その他主要農作物または輸出農作物の生産の維持増強に必要な施設、もしくは合成繊維漁網網であり、その資金の貸付を受ける者が必要とする金額の二割以上の金額を、融資機関



### ◎建築士法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、一二法一七三)(参)

#### 一、提案理由(七月十四日)

○田中一君 たいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案について、発議者の一人として、その提案の理由並びに内容の概略について御説明いたします。

建築士法は国民の生命、財産に至大の関係を有する建築物の災害等に対する安全性を確保し、質の向上をはかるため、昭和二十五年第七国会において制定されたものであります。

同法は建築物の設計・工事監理等を行う建築技術者の資格を定め、その業務の適正をはかることを内容としておりますが、五年間の法施行の実績にかんがみ、建築士事務所業務に関する規定を整備するため、今回の改正を必要とするに至った次第であります。

改正の内容について申し上げますと、第一点といたしましては、建築士事務所開設について、都道府県知事に対する従来の届出を登録に改め、登録の有効期間を三年とし、引き続き業を営む者については更新登録を行うことといたしましたこととあります。これは登録を行うことにより不良建築士事務所を一掃して、建築士の社会的信用の確保をはかるためであります。

第二点といたしましては、従来、建築士事務所が届出を必要とする

れたる構造、用途の建築物、あるいは一定規模以上の建築物の設計、工事監理等を行う場合、これに携わる技術者の資格を定めるとともに、建築士の行う業務についても規正を行い、建築物の災害等に対する安全性を確保し、質の向上をはかったものであります。過去五カ年間の実施にかんがみ、建築士事務所業務に関する規正事項を整備し、建築士の責任と社会的信用の確保をはからんといたし、すのが本提案の理由でございます。

改正の内容といたしましては、第一点として、建築士事務所開設については、従来都道府県知事に対する届出制であったものを登録に改め、登録の有効期間を三年とし、引き続き業を営む者については、更新登録を行うこととしたこととあります。

第二点といたしましては、従来建築士事務所が届出を必要とする場合は、業として設計または工事監理を行うときに限られておりましたものを、建築士法上、建築士の業務とされている建築工事契約、建築工事の指導監督、建築物の調査鑑定、建築の手続代理業務についても届出を必要とし、建築士事務所業務上の責任の明確化をはかったこととあります。

第三点として、建築士事務所登録制の実施に伴い、登録の申請手続、登録簿の公開閲覧、設計図等関係図書の保存、登録の取り消し、抹消の場合等、他の登録制度にならってこれを定め、業務の適正化をはかったこととあります。

本法案は、七月十三日本委員会に付託されて以来、慎重に審議して参ったのであります。が、質疑のおもなる点は、「新たに事務

建築士法の一部を改正する法律

る場合は、業として設計または工事監理を行うときに限られておりましたものを、建築士法上建築士の業務とされているその他の業務、すなわち建築工事契約、建築工事の指導監督、建築物の調査鑑定、建築に関する法令に基づく手続の代理の業務を加えまして、建築士事務所業務上の責任の明確化をはかったこととあります。

次に第三点といたしましては、建築士事務所登録制の実施に伴い、登録の申請手続、登録の拒否の場合、登録簿の公開閲覧、設計図等関係図書の保存、標識の掲示、登録の取消、抹消の場合、報告検査等についての規定を、他の登録制度の例にならって設け、業務の適正化をはかったこととあります。

最後に第四点といたしましては、法施行の際現に都道府県知事に對して事務所届出をしている者について所要の経過措置を定め、実施上の円滑を期したことであります。

#### 二、参議院建設委員長報告(七月二十日)

○石井桂君 たいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、田中一君外二名の提案になるものであります。まず提案の理由並びに内容の概要を申し上げます。

建築士法は、昭和二十五年第七国会において制定せられ、定めら

所を持たねばならぬことにより経費が加重されることはないか、また、「大学の教授あるいは公務員等が設計を行うことはできなくなるといふことはないか」等でありましたが、これに対して提案者から、「これまでも業として行う場合は、事務所を持ち、届出が必要であったのであり、また大学の教授等が、業として報酬を得て行う場合を除いては、何ら抵触するものではない」との答弁があり、なお政府委員からは、この改正について、行政運用上何ら支障のない旨の発言がありました。

かくて質疑を終り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、衆議院建設委員長報告(七月二十五日)

○荻野豊平君 たいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

建築士法は、昭和二十五年第七国会において制定されたものであります。が、過去五年間の法施行の実績にかんがみまして、建築士事務所業務に関する規定を整備しようとするのが、本法案の提案理由でございます。

まず改正の内容についておもな点を申し上げますと、その第一点は、建築士事務所開設について、都道府県知事に対する従来の届出を登録に改め、その有効期間を三年とし、引き続き業を営む者



については更新登録を行うこととしたこと、第二点は、従来、建築士事務所が届出を必要とする場合は、業として設計または工事監督を行うときに限られておりましたものを、建築士法上建築士の業務とされているその他の業務、すなわち建築工事契約、建築工事の指導監督、建築物の調査鑑定、建築に関する法令に基づく手続の代理の業務を加えて、建築士事務所業務上の責任の明確化をはかったこと、そのほか登録制の実施に伴う必要な規定並びに事務所の届出をしている者について所要の経過措置を定めること等であり、本法案は去る七月二十日本委員会に付託されたのでありますが、質疑の内容は速記録に譲ることといたします。かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ◎繭糸価格安定法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、二五法一七四)

#### 一、提案理由(六月十日)

○吉川政府委員 ただいま上程されました繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

繭糸価格安定法は、生糸の輸出増進と蚕糸業の経営安定とを目的として、最高価格による生糸の売り渡しと最低価格による生糸の買入れによって、生糸の価格を安定帯の中に維持することを建前としているのでありますが、本法施行以後の経緯にかんがみますと、出発当初におきまして政府の手持ち生糸なしに同法を実施いたすこととなりましたために、二十七、八両生糸年度におきましては、最高価格をはるかに突破するような異常な事態が生じたのであります。これでは、本来の目的である生糸の輸出振興と蚕糸業の経営の安定をはかることは困難であります。よって、このような事態に対処して輸出生糸について有効な価格安定を実施し、もって輸出増進に資することができましように、政府において輸出適格生糸を保有し得る道を新たに開くことが第一のねらいであります。

また、現行法では、生糸の価格を安定帯の範囲内に維持することによって原料繭の価格も自然に安定させることができるという考え方をとっておるのであります。養蚕農民の経営安定に直接関係の

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

ある繭価につきましては、ただ政府が繭価低落防止のための必要な措置を行うものとするというきわめて抽象的な規定を置いているのみであります。この規定では、政府がいかなるときに、いかなる方法で繭価維持の措置を行うかということは不明確であります。よって、この現行法の不備を補って、繭価維持についての明確な規定を置き、これに基づく措置によって、養蚕農家が安んじて生産にいそむことができるようにすることが第二のねらいであります。

以下、法案の主要内容について、その概略を御説明申し上げます。

第一は、政府は最高価格によって売り渡す生糸として輸出適格生糸を保有する必要がある場合は、最低価格をこえる価格で買入れることができるようにしたこととあります。もちろんその場合でも、糸価に悪影響を及ぼさない方法によって買入れることが必要でありますので、その買入れ方法としては、あらかじめ農林大臣の指定する者が農林大臣の定める条件に従って保管した輸出適格生糸のうち、一定期間を経過してなお保管しているものについて、政府が買入れられる契約を結ぶことができることとした次第であります。この方法による買入れは、当然輸出確保のための必要保有数量に限定すべきものでありますから、この方法によって買入れ得る生糸の数量は、政令をもって限定いたしますとともに、すでに政府が最低価格で買入れた生糸、あるいは繭価維持の結果買上げた繭から作った生糸等の保有量と合せ、最高価格を維持するに必要な数量を限度として、この特別買入れを行うこととしておりま



す。

第二は、政府手持ち生糸の数量が、生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえるような場合におきましては、その超過数量につきまして、最高価格でなくとも時価によって売り渡すことができることとしたことであり、この場合、この売り渡しによって糸価を不当に圧迫することを避けねばならぬことはもちろんでありますので、この売り渡しは生糸の市場価格がその生産費をこえている場合においてのみ行い得ることといたしますとともに、その売り渡しは時価に悪影響を及ぼさない方法によるべきこととしております。

第三は、繭価維持のための具体的な措置を定めたことであり、繭の価格が、生糸の最低価格に見合う価格、すなわち、最低繭価以下に下るようなおそれのある場合におきましては、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、あらかじめ農林大臣の承認を受けて繭の回り調節による最低繭価維持のために自主的に保管をしたときは、保管に要する経費について、糸価安定特別会計から補助金を交付することができるものといたします。このような措置によりまして、繭価は維持されると考えられるのでありますが、その保管した繭を一定期間中には最低繭価以上の価格で売り渡すことができない場合も考え得られますので、そのような場合には、さらに、政府がその保管繭を買い入れることができることといたしました。繭価維持の万全を期したのであります。

第四は、政府保有繭の売り渡し、加工、生糸との交換の規定を設

けたこととあります。政府が買い上げた繭につきましては、その性質上、長期の保管には耐えないのでありまして、またそれを一時に売り渡すことにより、繭の時価に悪影響を及ぼすことを避けねばなりませんので、生糸に加工して保有する方法、または生糸との交換を考えている次第であります。

第五は、政府が生糸の買い入れ契約、繭の買い入れ契約、補助金の交付契約をする場合におきまして、その金額に限度を設けたこととあります。これによって、政府が契約することのできる額の総計は、糸価安定特別会計における収納済み歳入額と借入金額の限度の総計をこえてはならないことといたしております。

以上申し上げましたような法律改正ができ、これによる措置が実施できますれば、生糸の輸出確保と蚕糸業の経営安定のために多大の効果があらんと考える次第であります。

以上が、この法案提出の理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますようお願いする次第であります。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(七月十九日)

○綱島正興君 たいま議題となりました、内閣提出、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案、及び、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審議の概要を御報告申し上げます。

まず、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案について申し上げ

ます。

御承知のごとく、わが国特産の重要輸出品である生糸は、これと競争関係にある人絹、化学繊維等と異なり、従来とかく価格の暴騰暴落常なきため、需要者たる絹織物製造業者並びに輸出業者に投機的の感を抱かしめて、輸出の振興を阻害し、蚕糸業の経営を不安に陥れておりました。これが対策として、昭和二十六年十一月、政府は現行繭糸価格安定法を制定いたし、生糸を申し込みに応じて最低価格で買い入れ最高価格で売り渡すことといたし、もって生糸価格の異常な変動を防止することといたしましたのであります。しかしながら、その後の推移を見ますに、政府は、一俵の手持生糸も持たないために、一昨年生糸価格暴騰に際して、これを抑制する適切な処置を取り得なかつたのであります。なお、また、繭価の異常な低落を防止する措置についても明確を欠く等不十分の点がござい、現行法のこれらの不備を補強し、もって輸出の振興と蚕糸業経営の安定をはかるため、ここに本法案を提出されたのであります。

次に、改正案の要旨を申し上げますと、第一は、政府は、最高価格によって売り渡す生糸として輸出適格生糸を保有する必要のある場合は、最低価格を越える価格で買い入れることができるようにしたこととあります。

第二は、政府手持ち生糸の数量が生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量を越えるような場合においては、その超過数量については、最高価格でなくとも、時価によって売り渡すことが

できることといたしております。

第三は、繭格維持のための補充措置を定めたこととありまして、繭の価格が、生糸の最低価格に見合う価格、すなわち最低繭価以下に下るようなおそれのある場合におきましては、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、繭の回り調節による最低繭価維持のために自主的に保管をしたときは、保管に要する経費について、別途糸価安定特別会計法の改正に基き補助金を交付することができることとしたのであります。なお、万一その保管した繭を一定期間中に最低繭価以上の価格で売り渡すことができない場合には、さらに政府がその保管繭を買い入れることができることといたしまして、繭価維持の万全を期したのであります。

第四は、政府が買い上げた繭につきまして、その性質上長期の保管にたえがたく、またそれを一時に売り渡すことにより繭の時価に悪影響を及ぼすことを避けるため、生糸に加工または生糸と交換する規定を設けたこととあります。

第五は、政府が生糸の買入契約、繭の買入契約、補助金の交付契約をする場合に、その金額の総計は糸価安定特別会計における収納済み歳入額と借入金の限度の総計の範囲内としたこととあります。なお、以上を行う資金として、本法に並行して、糸価安定特別会計法の改正により、現在の三十四億円に加え、証券発行及び一時借入金により三十億円を増額し、その目的の完遂を期しております。



繭糸価格安定法の一部を改正する法律

本案は五月二十三日付託となり、六月十日農林政務次官より提案理由の説明を聞き、次いで七月七日より質疑に入り、最低繭価の決定、日本輸出生糸保管株式会社の性格、機能及び乾繭保管の設備能力等に関し、各委員から終始真摯かつ活発な御発言があり、特に日本輸出生糸保管株式会社の監督をいかに行うかとの質問に対し、河野農林大臣より厳重に監督する旨の答弁がございましたが、その内容は後刻書状をもって次のごとく明示せられました。すなわち、

- 一、定款の中に左の事項を規定せしめる。
  - 1、会社は、繭糸価格安定法第九条の二に規定する買入、保管及び売渡及びこれに附帯する業務以外は行わないこと。
  - 2、役員を選任、利益金の処分及び定款の変更については、農林大臣の承認を得ること。
- 二、指定に際して左の条件を附す。
  - 1、定款に違反したときは、指定を取り消す。
  - 2、会社が売主から徴収する手数料及び売戻の際に買入価格に加算する金利保管料等の額については、農林大臣の承認を受けること。
- 三、法第九条の二によって、農林大臣は左の条件を定める。
  - 1、会社の買入には、すべて買戻条件を附すること。
  - 2、輸出に供するため買戻の請求があったときは、これに応ずべきこと。
  - 3、糸価が最高価格に達した場合は、会社は売主に売戻すか又は輸出向に売り渡すべきこと。但し、会社が売り戻す場合は、

三、政府は、前項の共同保管した乾繭であつて、一定期間経過後なお販売できないものを生じた場合は、その全量を買上げる

こととし、これに必要な資金措置を講ずること。  
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の御報告は以上をもって終ります。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
現行の農業災害補償制度が、農作物、家畜、蚕繭及び任意の各分野において当面している問題は、すこぶる複雑多岐にわたり、数年前よりその根本的改正が論ぜられておりますことは、各位の御承知のごとくであります。これがために、政府においては、農業災害補償制度改正協議会を設けて改正の準備に当っておるのでありますが、遺憾ながら、いまだ最終的な結論に達しておらないのであります。従つて、今回内閣より提出せられました本改正案は、目下当面しております二つの課題について、さしあたって解決をはかろうとせられておるのであります。すなわち、第一点は、町村合併の促進に伴ひまして組合の合併が推進せられておることに関連いたしました、農業共済組合の総代会が総会にかわつて議決することができざる事項の範囲を拡張しようということであり、第二点は、家畜共済に關しまして、死亡廃用共済と疾病傷害共済とを一元化したしまして、いわゆる死産病傷共済という新しい制度を設けようということであり、

この死産病傷共済は、二十八年に制定せられた農災法に基づく家畜

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

価格は、時価によるべきこと。  
4、前記2又は3による売戻又は売渡のなかつた生糸で、一定期間経過したものは、第九条の二の規定により政府に売渡すべきこと。

日本輸出生糸保管会社に対する農林大臣の監督事項は以上のごとくであり、後ほど申し上げます附帯決議の内容と一連の關係に立つて、この会社の運営に万全を期することと相なつたのでござい

ます。  
本案は、同月十六日質疑を終了いたし、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもってこれを可決すべきものと決した次第であります。

次いで、社会党足鹿委員より附帯決議を付したいとの提案がありました。採決の結果、これまた全会一致をもって可決いたしました。

次に、附帯決議を朗読いたします。  
一、政府は、輸出適格生糸の特別買入及び売戻により第九条の二の農林大臣の指定する者に剰余金を生じた場合においてはその剰余金を養蚕農民に還元せしむるため必要な措置を講ずること。  
二、政府は、農業協同組合連合会の行う乾繭共同保管の数量については、農業団体の意見をきいて、必要にして且十分なる数量を保管せしめるとともに、最低価格による六ヶ月以上の融資斡旋措置を講ずること。

共済の臨時特例法に基いて、一部の組合において実験せられて参つたのでありますが、この実験法が三カ年の限時法であり、また、実験の結果、おむね本制度の全面的実施に差しかえない見通しを持つに至りましたので、従来、家畜共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済、生産共済の三種でありましたのを改め、臨時特例法に基いて実験いたしましたのにさらに一部内容の改善を加えた死産病傷共済と従来通りの生産共済との二種とするよう改正をいたそうとするのであります。

なお、死産病傷共済については、今後、組合員に対し、疾病及び傷害の事故にかかわる共済金は、その損害に相当する金額を一率に給付いたし、疾病及び傷害の共済金については診療費中のすべてを給付するものと、診療技術料以外の診療費を給付するものとの選択は、保険関係の成立の際に農業共済組合が農業共済組合連合会と協議して行わせることといたしてあります。そのほか、疾病及び傷害の共済事故にかかわる組合員に対する給付の改善をはかつたことでもあります。

なお、また、この死産病傷共済の全面実施に当りましては、臨時特例法による指定組合の組合員に対する共済掛金の一部補助については、その交付の必要がなくなりますので、これを廃止いたし、そのかわりに、当分の間、農業共済組合に対し死亡及び廃用事故の低下に応じ算出される一定の補助金を交付することといたしてあります。

本法案は、六月六日付託せられ、同十四日農林政務次官から提案



理由の説明を聴取の上、委員会の審議にゆだねられたのであります。

本改正案の内容につきましては、農業共済制度小委員会におきましても、かねてから検討いたしており、各委員とも本改正案につきましては異議がございませんので、去る十六日、質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決いたしました。

以上、御報告を終わります。

### 三、参議院農林水産委員長報告(七月二十七日)

○江田三郎君 ただいま議題となりました農林水産関係の法律案及び承認案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

繭糸価格安定法の規定するところによって、生糸の輸出を促し、蚕糸業の経営の安定を期して、生糸の価格を安定帯の間に維持し、あわせて繭の価格の安定に資するため、政府はその保有する生糸を最高価格で売り渡し、また最低価格で買い入れることになっておることは、すでに御承知の通りであります。ところが、政府に生糸の手持ちがないままにこの制度が実施されることになりましたため、昭和二十七日及び二十八両生糸年度におきましては、糸価は最高価格を突破するというような異常な事態が起つたのでありまして、これ

ではこの制度の本来の目的を果すことが困難であるという見解をもって、このような事態に対処して、輸出生糸について糸価安定の措置を強化し、輸出の増進に資するため、新たに政府において輸出適格生糸を保有することができる道を開くこととし、同時に現行法では、原料繭の価格については生糸の価格が安定すれば、おのずから繭の価格は安定することになるという考え方のもとに、繭価の維持については、ただ、政府は、繭の価格の異常な低落を防止するため必要な措置を行うものとするという、きわめて抽象的な規定が設けられているにすぎないのであります。かような現行法の不備を補なつて繭の価格の維持について明確に規定し、これに基く措置によつて養蚕農家が安心してその業にいそむることができるようとするのが本法律案のねらいであるとされております。

次に、法律案の内容について、そのおもな点の概要を申し上げます。

第一は、輸出適格生糸の特別買入れについてでありまして、政府は最高価格で売り渡し生糸として、生糸六銘柄を保有する必要がある場合は、これを現行法の規定の最低価格を上回る価格で買入れることができることにしようとするのであります。しかしてその買入れ方は、政府が農林大臣の指定する者、すなわち新設が予定されており、生糸共同保管会社のような者を相手として、その者が買戻し等の農林大臣の定める条件に従つて買入れ保管理している輸出適格生糸のうち、買入れ後一定期間、たとえば六カ月を経過してもなお保管しているものについて買入れる契約を結ぶことがで

きることにし、その買入れ価格は、海外における糸価等を参酌して、現行法の規定による最低価格をやや上回るものとし、買入れできる数量は、輸出を確保するために必要であると認められる数量に限定され、かつ、すでに政府が最低価格で買入れた生糸または繭の価格を維持するため買上げた繭から作つた生糸等の保有量を合せて、その総量が、糸価を最高価格に押えるのに必要な数量を限度として行うことになっております。第二は、政府が保有する生糸の売り渡しに關してでありまして、現行法におきましては、政府が保有する生糸は、最高価格で売り渡すことになっておりますが、しかし政府の保有する生糸の数量が、生糸の価格の異常な騰貴を防止するために必要な数量をこえる場合には、その超過した数量は、最高価格でなくても時価によつて売り渡すことができることにしようとするのであります。しかしてこの場合、その売り渡しによつて糸価を不当に圧迫することを避けるため、売り渡しは生糸の価格がその生産費以上である場合に限り行うことができることにするとともに、その売り渡しは時価に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならぬことになっております。第三は、繭の価格を維持するため、現行規定を補足して、その具体的な措置を定めたことでありまして、政府が生糸を買入れ入れても、繭の価格が生糸の最低価格に見合う価格、すなわち最低繭価以下に下るおそれのある場合におきまして、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、あらかじめ農林大臣の承認を受け、その定める条件に従つて繭の出回り調節によつて最低繭価を維持するために繭を自主的に保管したときは、保

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

管に要する金利及び倉敷等の経費について、糸価安定特別会計から補助金を交付することができることにしようとするのであります。

しかして、連合会がその保管した繭を、一定期間中には最低繭価以上の価格で売り渡すことが困難なときは、その保管された繭を政府が買入れることができるとしようとするのであります。第四は、政府が保有する繭の売り渡し、加工、生糸との交換についてでありまして、政府は買上げた繭をそのまま売り渡すほか、これを生糸に加工し、あるいは生糸と交換することができることになっております。第五は、政府が生糸及び繭の買入れ並びに補助金の交付の契約をする場合において、その金額に限度を設けたことでありまして、これによつて政府が契約することのできる金額の総額は、契約を結ぶときにおける糸価安定特別会計における収納済み歳入額と借入金額の総計から、すでに支出済みのもので、あるいは契約済みのものを差し引いた残額をこえてはならないことになっております。なお、附則において、本法の施行に伴つて農林省設置法に必要な改正を加えることになっております。

以上が政府原案の概要であります。

委員会におきましては、農林当局から提案理由及び法律案の内容等について説明を聞き、続いて質疑に入り、糸価安定特別会計の現況及びその運用計画、玉糸の糸価安定法、法案の第九条の二の規定による輸出適格生糸の種類及びその政府買入れ価格、輸出生糸の適正価格、第九条の三の糸価の異常な騰貴を防止するために必要な生糸の保有数量、第十一条の繭の値下りを防止するため繭を保管す



る農林大臣指定農業協同組合連合会の規模及びこの条によって国庫補助の対象となる経費の内訳、繭の保管設備の現状及びその整備対策、この法律によって実施しようとする輸出適格生糸の特別買入れ制度は、買入れではなく、むしろ実質的には担保融資ではないか等、その性格、生糸の価格と繭の価格との定め方及び両者の関係並びにこれが当否、法案第九条の二の輸出適格生糸特別買入れ相手機関、いわゆる保管会社の機構及び機能、繭糸価格安定制度の重点は、糸価安定にあるか、または繭価の安定にあるか等、その性格、繭の生産費引き下げ対策、養蚕農業協同組合信用保証協会の性格と本改正法案による繭の保管措置との関係、その他種々な問題について質疑応答が行われたのでありまして、これが詳細については、会議録に譲ることを御了承願いたいのであります。

しかし、その間において明らかにされました問題を拾って申し上げてみますと、「糸価安定特別会計の運用については、一応生糸の上値押えに必要な生糸の数量を三万俵くらいと押えて六十四億円のワク内でこれが買入れを行い、そのうち特別買入れは一万俵くらいと考えておるが、その細目は定めていない。玉糸については、その輸出の比率が大きい現状からみて、特別買入れによって糸価の安定が期待できると思う。特別買入れの価格は、海外における生糸の需要を減退せしめ、輸出の阻害となるような高値であつてはならないのであつて、アメリカ市場の相場は現在四ドル五十セント見当で、これくらいであれば海外市場で売るのが困難はないということであるから、これら諸般の事業を考慮して繭糸価格安定審議会

に諮って定めることにしたい。上値押えの保有必要量は現状では必ずしも大量を要しない。今のところ特別会計において三万俵と予定している。農林大臣指定の繭を保管する農業協同組合連合会は、全国区域のものを原則とし、場合によっては県区域のものも考えることになる。補助金対象の経費は、金利及び倉敷についてはきまつているが、その他は検討中である。保管設備は一般営業倉庫及び乾繭倉庫のほか製糸工場の倉庫も借りる考えである。生糸の特別買入れは市価に影響を及ぼさないことが必要であるため、実質的に担保金融の性格を持つていふことは言い得る。第十二条の二の政府保有繭を売り渡す場合は生産費を下らない価格で行う」と述べられていたのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、白波瀬委員から「本法案は、従来の措置に比べて一步前進したものであるから賛成するものであるが、しかしこの程度のもものでは単なる気休めにすぎない」と、詳細な理由を述べて説明の後、政府の強力なる施策を促すため、次の付帯決議を付することにしたい旨の動議が提出されたのでありまして、その付帯決議は次のようであります。

一、わが国の蚕糸業はその基盤を生糸の海外輸出におかなければならないことは論を待たない。従つて、生糸はその国内需要の消長いかにかわらず、これが輸出を優先的に確保する制度を確立することが喫緊の要務である。

しかるに、今回提出の法案によつては、いまだこの目的を達成するに十分とはいいがたい。

よつて、政府は、すみやかに生糸の輸出増進のため適切強力な対策を確立し、斯業の恒久安定をはかるべきである。

一、本法が所期する繭の価格を維持し、その増産を達成するため、本法第十二条の二の規定によつて政府がその保有する繭を処分する場合には、その処分する価格は繭の生産費を下らざるものとし、もつて繭の生産に悪影響を及ぼさないように措置すべきである。

次いで森委員から、「養蚕業者団体の乾繭施設を助成して、その整備をはかること、本年度国の助成によつて設けられることになつていゝるいゝゆる全国養蚕農業協同組合信用保証協会の保証手数料を繭保管補助金の対象にすること、本法に伴つて設けられる予定になつていゝる輸出適格生糸保管会社の資本及び役員等の構成について、普通生糸関係と玉糸関係を公平に取り扱うこと、すみやかに玉糸についても繭糸価格安定法第二条の対象として取り上げること、糸価安定特別会計の資本の充実をはかること」といふ五項目の希望を付して賛成があり、清澤委員から、「本法案の性格は、製糸家のためにするところが主で、養蚕農家の安定が従であつて十分な考慮が払われていないのは遺憾である、繭価の維持安定を中心として対策を強化すべきであるが、本法が特に弊害があるわけではないから賛成する」旨の発言があり、次いで戸叶委員から、「蚕糸対策は輸出及び内需の両面から考慮すべきであつて、製麻産業の轍を踏んではない、日本の生糸は品質の点においてイタリア生糸から、価格において中共生糸から重大な脅威を受けていゝる、生糸の保管及び

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

買上げ数量の十分でないことは弱点であるが、しかし一步前進したものであるから賛成するが、一そう広い視野から蚕糸業の前途に配慮を払うべきである」との趣旨を述べられ、続いて採決の結果、全会一致をもつて、白波瀬委員の提案による付帯決議を付して、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお右の付帯決議に対し、河野農林大臣から、「適切な措置と考えられるから、趣旨に沿つて善処したい、なお討論の趣旨についても十分検討して期待に沿いたい」旨発言がありました。



◎糸価安定特別会計法の一部を改正する

法律 (昭三〇、八、二五法一七五)

一、提案理由(五月二十六日)

(資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭三〇―法一九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(七月二十二日)

(厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三〇―法九九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(七月二十九日)

○青木一男君 ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今国会において、現行の生糸価格を安定帯の範囲内に維持することによって、原料繭の価格も自然安定するという考え方から今一歩進めまして、繭価維持についての明確な規定をおき、糸価安定に万全を期せうという趣旨の繭糸価格安定法の一部を改正する法律案が別途成立をみました。本案はその改正に伴うものであります。

本案の内容の概略を申し上げますと、第一点は、この会計の負担において新たに繭の買い入れ、売り渡し、交換及び加工並びに繭価維持のための助成の経費を支出することができること等にしようとするものであります。第二点は、この会計が必要とする数量の繭及び生糸を買い入れるには、その資金が不足することが予想されますので、新たに支払い上現金に不足があるときは、三十億円を限って一時借入金等を行うことができることとするものであります。なお、右の改正に伴い必要な規定の整備を行おうとするものであります。

本案の審議におきましては、本会計の収支状況、また本会計のごとき事業会計の損益計算上における予備費の扱い方及び事業量の明確化等について質疑応答がございましたが、詳細は速記録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

先に、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案が成立をみました。同法案において、土石または鉱物の掘さく等、けい肺を誘発する危険のある粉塵作業に従事する労働者に対して、健康診断、症状の決定等を行い、けい肺にかかった労働者の病状の悪化防止のため、作業の転換を勧告して、その者に対し転換給付を行い、けい肺及び外傷性せき髄障害にかかった労働者に対して、療養給付、

休業給付等を行うこととしておりますが、本案は、これらの給付等に関する政府の経理を労働者災害補償保険特別会計において行うこととするために所要の改正をしようとするものであります。

以下、本案の概要を申し上げますと、第一条に、労働者災害補償保険事業に関する経理のほか、先に申し述べましたけい肺関係の経理をこの会計において行うことを規定し、第三条の歳入歳出の項に新たにけい肺関係にかかる歳入歳出の事項を加えるとともに、借入金に関する規定等の整備をするほか、同特別保護法案の施行後、最初に行われるけい肺健康診断等の経費は国が負担することとなっており、経過的なものでありますので、この会計の歳出とすることを附則に規定しようとするものであります。

なお衆議院において、右の特別保護法案が公布の日から施行日前日までの間に打ち切り補償が行われた者についても、二年間療養給付及び休業給付を支給することに修正されたことに伴い、本案の施行期日昭和三十年九月一日を公布の日に変更する等の修正がなされたのであります。

委員会の審議の詳細は速記録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論採決の結果、全会一致をもって衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、自動車損害賠償責任再保険特別会計法案について申し上げます。さきに自動車損害賠償保障法案が成立を見ましたが、同法案によ

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律

りますと、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するために、原則としてすべての自動車に賠償責任保険契約の締結を義務づけることとし、政府は保険会社の保険責任の百分の六十を再保険するとともに、加害者不明の場合の自動車事故における被害者救済のために、自動車損害賠償保障事業も行うこととなるのであります。本案は、右の自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償保障事業の経理を明確にするために、一般会計と区分して、新たに自動車損害賠償責任再保険特別会計を設置しようとするものであります。

以下、本案の概要を申し上げますと、この会計は、保険勘定、保障勘定及び業務勘定に区分することとし、保険勘定においては再保険料、保険会社からの保険代位等による納付金、借入金等をもって歳入とし、再保険金、再保険料の払戻金、借入金の償還金及び利子等の諸費をもって歳出とし、保障勘定においては、自動車損害賠償保障事業賦課金、他会計からの繰入金、保険勘定からの繰入金等をもって歳入とし、保障金、業務勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子等の諸費をもって歳出とし、業務勘定におきましては、一般会計からの繰入金、保障勘定からの繰入金等をもって歳入とし、再保険事業及び保障事業の業務の取扱いに関する経費をもって歳出とすることとし、その他予算、決算の作成及び送付、利益及び損失の処理等、特別会計に必要な事項を規定しようとするものであります。本案の審議に当りましては、格別の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。



以上、御報告申し上げます。

◎昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

(昭三〇、八、二六法一七六(衆))

一、提案理由(七月二十九日)

○北山委員 たいま議題となりました、民主、自由、社会党兩派共同提案となっております昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

本年の六月及び七月に襲いました大水害は、北海道、東北その他の地域に甚大な被害を与えたのでございますが、これは現在窮乏の一途をたどっております地方財政にとりましては、さらに一大打撃を与えたのでございまして、この災害の結果歳入の不足はもちろん、各種災害対策に対しても急務を要するものがございしますので、これらの歳入の欠陥を補てんし、その対策の費用を起債によって補わなければならない事情にあることを考えまして、昨年の起債の特例法に準じ立法することが適当であると存じまして、御提案を申し上げます。次第でございます。

何とぞ事情を十分御賢察の上ですみやかに御審議、御決定あらん

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

五五七

ことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(七月二十九日)

○加賀田進君 たいま議題となりました昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

本法案は、去る六月及び七月北海道その他の地域に発生した大水害による被害の結果、地方税等の減免及び徴収猶予による歳入不足を生じ、あるいは各種の災害対策費を負担した地方公共団体に対し、これらの財源不足を補てんし、またはその財源に充てるため地方債を起すことができる特例を認めようとするものであります。

本案は、本二十九日提案理由の説明を聴取、討論を省略して採決の結果、全会一致可決いたしました。右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(七月三十日)

○小笠原二三男君 たいま議題となりました昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

本法案は、衆議院提出にかかわるものでありまして、その内容は、大体、一、昭和三十年の六月及び七月の大水害を受けた地方公



共団体は、地方税、使用料、手数料等の水害のための減免、徴収猶予によつて生ずる財政収入の不足を補う場合及び水害にかかる災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策等に通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合には、昭和三十年度に限り、地方財政法の地方債の制限に関する規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができること、二、その被害地方公共団体は政令で指定すること、三、この場合の起債は国が資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつてこれを引き受けるものとする等と定めるものであります。

地方行政委員会におきましては、七月三十日衆議院議員北山愛郎君より提案理由の説明を聞き、慎重審査を行い、討論の後、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、昨年度より実施せられました地方交付税制度の運営の結果と、地方財政の推移にかんがみ、大体次のような改正を行おうとするものであります。

すなわち、一、特別交付税の総額は、地方交付税の総額の百分の八に相当する額とし、特定の場合に特別交付税の総額を減額するこ

とができる制度は、これを廃止すること。

二、各地方団体に交付すべき地方交付税の額の算定方法を合理化するため、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法について、経費の種類、測定単位、単位費用、市町村分の態容補正に用いる種地区分等に若干の改正を加えるほか、道府県民税法人税割、法人の行う事業に対する事業税及び市町村民税法人税割の基準税額については、当分の間、総理府令で定めるところにより、前年度における当該税目にかかる基準財政収入額の算定過大または算定過小と認められる額を増減することができるものとする。

三、昭和三十年度に限り、各地方団体に交付すべき交付税の額を算定する場合においては、たばこ専売益金から交付税及び譲与税配付金特別会計に納付される三十億円を地方交付税の総額に加えて算定するものとし、当該三十億円は、たばこ専売特別地方配付金として特別交付税の交付の例により、地方団体に配付するものとする。と、等が本案の主要点であります。

地方行政委員会におきましては、七月五日川島国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府側との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行いました。その詳細については、速記録によつてごらんを願います。

七月三十日討論に入り、秋山委員は社会党第四控室を代表して、現行の交付税の総額を定める百分の二十二という率は、地方財政の実情に即せず、地方財政の上に多くの無理を生じているので、政府はすみやかにこの率の引き上げのために、適切なる措置を講ずべきで

あるという観点から、本法案には反対せざるを得ない旨を述べられました。

伊能委員は、本法案に織り込まれていないいろいろな点については、政府においてすみやかにこれが是正の措置をとられることを強く要望して、本案に賛成する旨を述べられました。

かくて採決の結果、本法案は多数をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。

次に、ただいま議題となりました地方道路譲与税法案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、道路に関する費用に充てるため、地方道路税の収入額を都道府県及び五大市に譲与せんとするものでありまして、その内容の大体を申し上げます。

一、地方道路譲与税の額は、地方道路税の収入額に相当する額とし、これを都道府県及び五大市に譲与すること。

二、譲与の基準としては、それぞれの都道府県及び五大市の区域内にある国道及び都道府県道の面積に按分して譲与するものとし、この場合、道路の面積については、幅員による道路の種類、自動車一台当りの道路の延長等により、補正することができること。

三、譲与の時期は、地方交付税及び入場譲与税の交付、または譲与時期との調整をはかつて、八月、十二月、三月の三回とし、それぞれ原則として前四カ月間に収納した地方道路税の収入額に相当す

る額を譲与すること。

四、都道府県及び五大市は、譲与を受けた地方道路譲与税の総額を道路に関する費用に充てなければならぬこと、等が主要点に相なっております。

なお本法案と密接な関係にありますところの地方道路税法案に対する衆議院の修正の結果、地方道路譲与税の額は、政府原案によれば、平年度は九十四億円が四十七億円に半減する見込みでありました。ただし初年度たる本年度見込額七十三億には影響がない計算に相なっております。

地方行政委員会におきましては、これらの事情にかんがみ、七月二十八日大蔵、運輸、建設各委員会と連合委員会を開き、地方道路税法案の提案理由について一萬田大蔵大臣より、地方道路譲与税法案の提案理由について川島国務大臣より、地方道路税法案の衆議院の修正点について内藤衆議院議員より、それぞれ説明を聞いた後、政府当局及び衆議院側との間に質疑応答を重ね、さらに七月三十日地方行政委員会において地方道路譲与税法案に対し慎重審査を行いました。その詳細については、速記録によつてごらんを願います。

かくて同日討論に入り、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。



◎市町村職員共済組合法の一部を改正する法律 (昭三〇、八、二六法一七七)(衆)

一、提案理由(七月十三日)

○門司委員 ただいま議題に供されました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

市町村職員共済組合法は、本年一月一日施行されたのでありますが、同法によりますと、共済組合はその組合員に対して長期給付を行うに当りまして、同法の施行に伴って厚生年金保険の被保険者から組合員となつた者については、厚生年金保険の被保険者であつた期間を組合員としての期間に合算するとともに、一定の金額を厚生保険特別会計から共済組合に交付すべきことを規定いたしております。一方、同法の規定の適用を受けない市町村は、同法の長期給付に相当する給付を別に行わなければならないのでありますが、この場合厚生年金保険の被保険者であつた期間の合算については明確な規定がなく、また厚生保険特別会計からの交付金の規定もなく、その間の取扱いに均衡を失するものがあります。そこで、その間の取扱いに均衡を失するものがあるのではあります。そこで、適用除外市町村が長期給付に相当する給付を行う場合におきましても、市町村職員共済組合の場合と同様に右の合算措置を講ずべきものといはしますとともに、これに伴い厚生保険特別会計から一定の

金額を適用除外市町村に交付することといたしたのであります。以上が本法案の提案の趣旨並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議をいただきまして、すみやかに本法案の成立を見ますようお願い申し上げます。

なおこの機会につけ加えて申し上げておきたいと思ひますことは、この措置をいたすに当りまして、大体これの適用を受けます従来の厚生年金その他の関係を持っておりました適用除外の市町村職員のうち、被保険者でありましたものの数は、大体二万人と推定をされるのでございます。そうしてこれが標準報酬月額を一万円にいたしますると、被保険者期間の平均が約七十カ月でありまして、被保険者の年齢の平均を三十二才と仮定いたしますと、大体社会保険からこの法案によつて市町村共済組合に交付されます金額の総数は、大体四千九百万円くらいになると考へておりますので、つけ加えて御了承を得たいと思ひます。以上であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(七月二十五日)

(地方道路譲与税法(昭三〇—法一一三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(七月二十五日)

○伊能芳雄君 ただいま議題となりました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、衆議院提出にかかるものでありまして、市町村職員共済組合法の適用除外市町村の職員で、同法施行の際、厚生年金保険の被保険者であつたものの被保険者期間を、その者の長期給付に相当する給付の基礎となる期間に合算すること、及びこれに伴い、厚生保険特別会計から市町村職員共済組合に対すると同様の計算による金額を適用除外市町村に交付することを主たる内容とするものであります。

地方行政委員会におきましては、七月二十八日、衆議院議員門司亮君より提案理由の説明を聞き、慎重な審査を行い、討論の後、同日採決の結果、本法案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上、御報告申し上げます。



### ◎地方公営企業法の一部を改正する法律

(昭三〇、八、二六法一七八)

#### 一、提案理由(七月十三日)

○永田政府委員 地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な改正事項の概略を御説明申し上げます。

地方公共団体が処理いたします事務は、いわゆる権力行政のほか非権力行政にわたる広範な分野に及ぶものでありまして、非権力行政のうちでも住民全般に対してよりよいサービスを提供することにより直接住民の福祉の増進に寄与するところの上下水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業等の各種の公営企業が最も重要な役割を占めていることは申すまでもないところであります。このように重要な意義を有する地方公営企業をしますますその経済性を發揮せしめるとともに、住民の福祉の増進に一層寄与するよう經營させるため、去る昭和二十七年八月一日地方公営企業法が制定施行されたのであります。その後の運営の状況を見ますと、適用事業の数は漸次増加しつつあり、現在水道事業九十団体、軌道事業十五団体、自動車事業三十団体、地方鉄道事業三団体、電気事業十団体、ガス事業十団体、その他の事業九団体計百六十七団体の多数に上り、これらの企業の營業収益合計額は、昭和二十八年年度において四百六十七

億円、資産総額は、昭和二十九年三月末日において約二千億億円、これらの企業に従事いたします職員の数も、六万人をこえるという状況に達しております。

法律施行以来各地方公営企業においては、本法制定の目的であるところの企業の経済性の發揮と公共の福祉の増進に向つて日夜努力を傾注し、その成果には見るべきものが少なくないと考えられますが、政府におきましては、法律施行以来の経験にかんがみ、なお若干の改正を必要とする点があると考へ、諸般の調査研究を加へるとともに各方面の意見をも聴取しました結果、今日成案を得まして、地方公営企業法の一部改正法律案として、今期国会の御審議をわすらわすことに相なつた次第であります。

次に、本案の内容につき、その概要を御説明申し上げます。

まず改正の第一は、地方公共団体の長と管理者の間における事務の配分の合理化その他地方公営企業の能率的運営に必要な規定の整備をはかつたことであります。

従来の規定のもとにあつては、管理者が業務の執行に關し担任する事務の範囲が必ずしも明確でない点が若干見受けられ、そのため事務の能率的遂行が妨げられる懸念がありましたので、今次改正案におきましては、地方公営企業の基本計画案の議会对する提出及びその原案の作成に關する取扱方法を明確にするとともに、地方公営企業の經營にかかる許可、認可等行政庁の処分を必要とするもののうち輕微なものについては、管理者が当該地方公共団体を代表して申請等に關する事務を処理することができるようにしたもので

あります。また、交通事業のごとき事業にあつては、同一業種の民間会社等との間において連絡切符を発売する等の要請が漸次高ま

つてきており、これがためには、公金徴収事務を委託しなければならぬわけでありまして、従来地方自治法第二百四十三条の規定との關係において疑問が存しましたので、この際地方公営企業の料金の徴収に限り一定の条件のもとに民間会社等に委任することができるようにいたしました次第であります。

改正の第二は、減債積立金制度の創設等予算、決算及び會計制度について合理化をはかつたことであります。

地方公営企業の予算、決算及び會計制度につきましては、現行規定のもとにおきましては、企業の経済性を發揮することができるように一般の官庁財務に比し種々の特別規定が設けられていたのであります。その合理化を一層徹底するため若干の改正を加へる必要が生じたのであります。すなわち、計理の方法に關する原則を明確にし、国の財政法の規定にない事故繰越の制度を採用し、剰余金及び欠損の処理に關する原則を明確にすることといたしました。特に剰余金の処分につきましては、従来商法の觀念にならない決算上の利益はその一定割合を利益準備金として積み立てるものとされておりましたが、地方公営企業におきましては、会社と異なり株式による払込資本金というものがなく、企業債によつて建設を行なつていく状況にありますので、今後は利益の一定割合を減債積立金または利益積立金とし積み立てることに改め、もつて企業經營の健全化をはかることとした次第であります。

地方公営企業法の一部を改正する法律

改正の第三は、地方公営企業の經營に關する助言及び報告に關する規定を整備したことであります。

地方公営企業の經營が法律に定められている經營の基本原則すなわち、経済性の發揮と住民の福祉の増進に寄与するよう政府は、従来とも必要に応じ助言を行い、もしくは報告を求めていたものであります。今後一層この点に留意して対処していくために本法案中に地方公営企業の經營に關する助言、報告及び報告に關する規定を設けることとした次第であります。

以上、地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その概要を御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、参議院地方行政委員長報告(七月六日)

○小笠原二三男君 たいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正の要点は、第一に、地方公共団体の長と管理者の間における事務の配分の合理化、その他地方公営企業の能率的運営に必要な規定の整備をはかること、第二に、減債積立金制度の創設等、地方公営企業の予算會計制度の合理化に必要な規定の整備をはかること、第三に、地方公営企業の經營に關する助言報告及び報告に關する規定の整備をはかること等であります。

本委員会におきましては、六月二十三日、政府委員から提案理由



の説明を聞き、同日及び七月五日の両日にわたり、川島国務大臣及び政府委員に対し質疑を行いました。そのおもな点を申し上げますと、私企業との関係、料金徴収の事務を民間会社等に委任する範囲、料金決定の基準、総理大臣の助言勧告及び報告の規定を特に設けた理由、政令に委任している事項の内容等についてでありまして、これに対し、それぞれ、公営企業は独占的事業が主であるが、いたずらに私企業を圧迫してまで経営せしめるようなことは考えていない。料金徴収の事務を民間会社等に委任するのは、交通事業において連絡切符及び連絡定期券の発売を予想したものであって、「同種の事業を経営する会社以外の政令で定める者」とは、国鉄と交通公社である。料金は私企業との共存の関係でこれを定めているが、公営企業の性質上、公共の福祉が中心であつて、必ずしも採算本位ではない。バスの新路線、小規模の企業等については特にそうである。総理大臣の助言、勧告及び報告については、地方自治法にも根拠規定があるが、法の建前上、本法の中で明確にするために規定を設けることにした。また本規定の運用については慎重を期することにする、等の答弁がありました。その他詳細は会議録で御了承願います。

かくて質疑終局、討論に入りましたが、中田委員から、日本社会党第四控室を代表して、「料金徴収の事務を民間会社等に委任する範囲についてはその限度を守り、総理大臣の助言、勧告、報告の規定の運用については不当に地方自治に干渉することのないように等の要請をして本法案に賛成する」旨の発言があり、森下委員からは、

日本社会党第二控室を代表して、中田委員と同意見であるとして賛成意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院地方行政委員長報告(七月二十八日)

○大矢省三君 たいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、昭和二十七年八月一日制定されました地方公営企業法の一部に改正を加え、本法の目的たる企業の経済性の發揮と公共の福祉の増進とに一そう有効ならしめようとするもので、その内容としては次の三点を含んでおります。

第一、地方公共団体の長と当該企業の管理者との間における事務配分の合理化、その他地方公営企業の能率的運営に必要な規定の整備をはかること。第二、減債積立金制度の創設等、予算、決算及び会計制度について合理化をはかること。第三、地方公営企業の経営に関して、内閣総理大臣は助言または勧告をすることができ、またこれに関連して地方公共団体に対し報告を求めることができるとすること。以上であります。

七月十三日提案理由の説明があり、自來本委員会は慎重審議を重ね、今二十八日質疑を終了、討論に入り、加賀田委員、門司委員

右、報告申し上げます。

は、日本社会党をそれぞれ代表して賛成の意を述べられました。採決の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

次に、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案の目的とするところは、奄美群島復興特別措置法の一部に改正を加え、復興計画の実施の裏づけとなる金融面の措置を講じようとするにあり、これがため奄美群島復興信用保証協会を同群島に設置してこれを法人とし、同群島の復興に必要の事業を行う中小規模の事業者その他の者または奄美群島に住居または居所を有する者が銀行その他の金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することを主たる業務とすることとし、国は、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づきアメリカ合衆国政府から委託を受けた債権で協会成立の際現に存するものを出資する。すなわち、いわゆるガリオア物資の供給に伴う債権等約五億九千万余円を、国から新設の協会に出資し、協会をして金融保証の業務を行わせ、もって奄美群島の復興に寄与せしめようとするものであります。

本案は日本民主党、自由党、日本社会党両派の四党共同提案にかかり、今七月二十八日提案者を代表して池田清志君より提案理由の説明があり、同日質疑を終了、討論を省略して採決に付し、全会一致可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、国が信用保証協会に出資すべき債権のうち、すでに日本政府に回収された分をも含められたき旨の附帯決議が可決されました。

地方公営企業法の一部を改正する法律



### ◎補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭三〇、八、二七法一七九)

#### 一、提案理由(七月十九日)

○藤枝政府委員 たいま議題となりました補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

国の歳出予算は、国民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれており、厘毛たりといえども、これが不正、不当に支出されるがごときことは許されないのであります。政府におきましては、常にこれを公正かつ効率的に使用するように努めている次第であります。しかしながら昭和二十八年年度決算検査報告によれば、不当事項として二千二百余件が指摘され、そのうち支出に關係するものが千四百余件であり、このうち約九割近くを占める千二百余件は補助金に關するものであります。累年その件数は増加の一途をたどってきた現状であります。その内容は、事業費について過大に積算したり、不実の積算をしたものや、設計通りの工事を施行しなかつたり、自己負担を免れたり、はなはだしいものは、架空の工事や二重の申請をして国庫補助金等の交付を受けたもの等があります。補助金等が国の歳出予算の約三割を占めている現在、これらの補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかることは喫緊の要請であり、

今回ここにこの法律案を提案した次第であります。この法律案は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等にかかる予算の執行に関する基本的事項を規定することによりまして、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等をはかるとともに、他面補助金等の交付を受ける者に対する不当な取扱いを防止する等の措置を講じ、もつて、補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかることを目的とするものであります。以下この法律案の主たる内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の適用を受ける補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他国が相当の反対給付を受けずに交付する給付金であつて、政令で定めるものとし、補助金等に關しまして他の法律またはこれに基く命令に特別の定めのない限り、この法律によることといたしてあります。

第二に、補助金等の交付の申請及び決定につき、必要な手続を明確にいたしました。すなわち、補助金等の交付の申請及び決定の手続を規定するほか、決定に際し必要な条件を付することとしたし、すとも、交付決定後に天災地変等、特別の事情により補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合等において、当該交付決定の全部もしくは一部の取り消し、または決定の内容もしくはこれに付した条件の変更ができることとしております。

第三に、補助事業等または間接補助事業等の遂行に當つては、常に善良な管理者の注意をもつて遂行すべき義務を課するとともに、

補助事業者等の提出する報告等により、必要がある場合には、当該補助事業等を適正に遂行すべきことを命じ、また必要に應じ一時停止を命じ得ることとし、さらに事業完了後は必ず実績報告を徴し、その審査及び必要に應じて行方現地調査等により、補助金等の額を確定することといたしてあります。なお補助事業等により取得した財産等につきましては、補助金等の交付の目的に反する使用、処分等を原則として禁止することといたしてあります。

第四に、補助事業者等または間接補助事業者等が補助事業等または間接補助事業等に關し、法令等に違反し、または補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした場合には、補助金の交付の決定の全部または一部の取り消しをすることができるとし、この取り消しがあつた場合で、すでに補助金等が交付されているときはその返還を命ずることとし、右の返還命令があつたときは加算金を納付させることとし、返還金を納期日までに納付しないときはさらに延滞金を納付させることとするともに、これら返還金等の納付がない場合には、他の補助金等の交付を一時停止し、もしくは他の補助金等と未納付額とを相殺することができることとし、さらに、これらの返還金等の徴収に當つては国税徴収の例によることとすることができるのであります。

第五に、偽りその他不正手段により補助金等の交付を受けたまたは間接補助金等の交付もしくは融通を受けた者、あるいは補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした者等に対し、所要の罰則規定を設けてあります。なお地方公共団体に対して

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

は、その団体の性格上、団体自身には罰則を適用しないことといたしてあります。

第六に、右のごとく補助事業者等に対し相当厳格な規律をもつて臨むことといたしたのであります。他面補助金等を交付する側においてもその取扱いをより適正にするため、補助金等に關する事務、その他補助金等にかかる予算の執行に關する事務に従事する職員に対し、事務を不当に遅延させたり、または必要な限度を越えて補助事業者等もしくは間接補助事業者等に対し干渉してはならない義務を課したほか、補助金等の交付の決定その他の処分不服のある地方公共団体に対しては、不服申し立ての道を開くことといたしてあります。なお日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対しましても、この法律を準用することといたしてあります。

以上、この法律案の提案の理由及びその概略を申し述べた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(七月三十日)

○内藤友明君 たいま議題となりました補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、補助金等にかかる事業費について、過大にあるいは不実に積算したり、設計通りの工事を施行しなかつたり、はなは



だしいのは架空の工事や二重の申請をして国庫補助金等の交付を受けているもの等が多いことにかんがみ、かたがた、第十七回国会参議院予算委員会において決議されました予算の不正・不当支出防止に関する決議を尊重して、これら補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかるため、政府においては、第十九回国会に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案を提出いたしましたのであります。しかるに、同法案は罰則規定等について相当問題がありましたので、第二十回国会に持ち越されて継続審議となりましたものの、ついに同国会において審議未了に終わったのであります。従いまして、政府は、今回、前法律案の罰則規定を相当緩和して、本法律案を再度提出するに至ったものでありまして、要は補助金等の不正申請、不正使用の反社会性を法律をもって明確化しようとするものであります。

以下、この法律案のおもなる内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律の適用を受ける補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他国が相当の反対給付を受けずに交付する給付金であつて政令で定めるものとし、補助金等に関しまして他の法律またはこれに基く命令に特別の定めのない限り、この法律によることといたしております。

第二に、補助金等の交付の申請及び決定の手續を規定するほか、決定に際し必要な条件を付することといたしましたとともに、交付決定後に、天災地変等特別の事情により補助事業の全部または一部

を継続する必要がなくなった場合等において、当該交付決定の全部もしくは一部の取り消しまたは決定の内容もしくはこれに付した条件の変更ができることといたしております。

第三に、補助事業等または間接補助事業等の遂行に当つては、常に善良な管理者の注意をもって遂行すべき義務を課するとともに、補助事業者等の提出する報告等により、必要がある場合には当該補助事業等を適正に遂行すべきことを命じ、また必要に応じ一時停止を命じ得ることとし、さらに事業完了後は必ず実績報告を徴し、その審査及び必要に応じ行方現地調査等により、補助金等の額を確定することといたしております。なお、補助事業等により取得した財産等につきましては、補助金等の交付の目的に反する使用、処分等を原則として禁止することといたしております。

第四に、補助事業者等または間接補助事業者等が、補助事業等または間接補助事業等に関し、法令等に違反し、または補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした場合には、補助金等の交付の決定の全部または一部の取り消しをすることができるとし、この取り消しがあつた場合で、すでに補助金等が交付されているときは、その返還を命ずることとし、右の返還命令があつたときは加算金を納付させることとし、返還金を納期日までに納付しないときはさらに延滞金を納付させることとする。これら返還金等の納付がない場合には、他の同種の補助金等の交付を一時停止し、もしくは他の同種の補助金等と未納付額とを相殺することとできることとし、さらにこれら返還金等の徴収に当つては国税徴収の

例によることといたしております。

第五に、偽りその他不正手段により、補助金等の交付を受け、または間接補助金等の交付もしくは融通を受けた者、あるいは補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした者等に対し、所要の罰則規定を設けてあります。

第六に、右のごとく補助事業者等に対し相当厳格な規律をもって臨むこととしたのであります。他面、補助金等を交付する側においても、その取扱いをより適正にするため、補助金等に関する事務その他補助金等にかかる予算の執行に関する事務に従事する職員に対し、事務を不当に遅延させたりまたは必要限度を越えて補助事業者等もしくは間接補助事業者等に対し干渉してはならない義務を課したほか、補助金等の交付の決定その他の処分不服のある地方公共団体に対しては不服の申し立ての道を開くことといたしております。

なお、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対してもこの法律を準用することといたしております。

この法律案は去る七月十九日政府委員から提案理由の説明を聴取し、自來、補助金等の性格、補助金等の査定、交付、監督等に当る官庁側の責務及びそのあり方、補助金等の不正申請、不正使用をした者に対して、公職追放等の行政罰によらないで特に刑事罰を規定した理由等について、大蔵大臣を初め政府当局並びに会計検査院当局に対し質問が行われました。この内容は速記録をごらん願います。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

かくて、昨二十九日各派共同の修正案が提出されました。修正案の内容は、第一に、この法律の目的を、予算執行の適正化のほか、補助金等の交付の決定の適正化をはかることに改め、第二に、修正を加えて補助金等の交付の決定をするに当つては、当該補助事業者等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならないこととし、第三に、偽りその他不正手段により補助金等の交付を受けた者に対し課せられる罰則を、交付する官庁側の公務員の不正行為に対しても適用することとする等に改めたこととあります。

次いで、討論を省略し直ちに採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも起立総員をもって可決せられました。

右、御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(七月三十日)

○青木一男君 たいま議題となりました三法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案について申し上げます。

本案に關しましては、第十七回国会における本院予算委員会において、予算の不正・不当支出防止に関する決議がなされたのであります。政府はこの決議を尊重して、これら補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかるため、第十九回国会に補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律案を提出したのであります。右法案は罰則



規定等、相当問題がありましたので成立を見なかつた経緯があるものでありまして、本国会に前法律案の罰則規定を相当緩和して再提出されたのであります。

本案の提案の理由並びに内容について申し上げます。国の歳出予算は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれており、これが不正不当に支出されるがごときことは許されないのであります。しかしながら、昭和二十八年年度決算検査報告によれば、不当事項として二千二百余件が指摘され、そのうち支出に係るものは補助金に関するものでありまして、累年その件数は増加の趨勢にある実情であります。その内容は、事業費について過大に積算したり、不実の積算をしたものや、設計通りの工事を施行しなかつたり、自己負担を免れたり、はなはだしいのは架空工事や二重申請をして国庫補助金等の交付を受けたもの等があるものであります。補助金等が国の歳出予算の約三割を占めている現在、これらの補助金等にかかる予算の執行の適正化をはかることは喫緊の要請であるのでありまして、本案の提出の理由もここに存するのであります。

以下、内容について申し上げます。第一に、この法律の適用を受ける補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他国が相当の反対給付を受けずに交付する給付金であつて政令で定めるものとし、補助金等に関しまして、他の法律またはこれに基く命令に特別の定めのない限り、この法律によることにしようとするものであります。第二に、補助金の交付の申請及び決定の手續を規定

するほか、決定に際し、必要な条件を付することといたします。もとに、交付決定後に天災地変等、特別の事情により補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなつた場合等において、当該交付決定の全部もしくは一部の取り消し、または決定の内容もしくはこれに付した条件の変更ができることとしようとするものであります。補助金等の交付の申請及び決定につき必要な手續を明確にしようとするものであります。第三に、補助事業等、または間接補助事業等の遂行に当つては、常に善良な管理者の注意をもって遂行すべき義務を課するとともに、補助事業者の提出する報告等により、必要がある場合には、当該補助事業等を適正に遂行すべきことを命じ、また必要に応じ一時停止を命じ得ることとし、事業完了後は、必ず実績報告を徴し、その審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金等の額を確定することとしようとするものであります。なお、補助事業等により取得した財産等につきましては、補助金等の交付の目的に反する使用処分等を原則として禁止しようとするものであります。

第四に、補助事業者等、または間接補助事業者等が、補助事業または間接補助事業者等に関し、法令等に違反し、または補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした場合には、補助金等の交付の決定の全部または一部の取り消しをすることができるとし、この取り消しがあつた場合で、すでに補助金等が交付されているときは、その返還を命ずることとし、右の返還命令があつたときは加算金を納付させることとし、返還金を納期日までに納付しない

ときはさらに延滞金を納付させるとともに、これらの返還金等の納付がない場合には、他の補助金等の交付を一時停止し、もしくは他の補助金等と未納付額とを相殺することができることとし、さらにこれら返還金等の徴収に当つては国税徴収の例によることができる

こととしようとするものであります。第五に、偽りその他不正手段により補助金等の交付を受け、または間接補助金等の交付もしくは融通を受けた者、あるいは補助金等もしくは間接補助金等の他の用途への使用をした者等に対し、所要の罰則規定を設けようとするものであります。なお、地方公共団体に対しては、その団体の性格上、団体自体には罰則を適用しないこととしようとするものであります。第六に、以上のごとく、補助事業者等に対し相当厳格な規律をもつて臨むことといたしておるのでありますが、他面、補助金等を交付する側においても、その取扱いをより適正にするため、補助金等に関する事務、その他補助金等にかかわる予算の執行に関する事務に従事する職員に対し、事務を不当に遅延させたり、または必要な限度をこえて補助事業者等もしくは間接補助事業者等に対し、干渉してはならない義務を課したほか、補助金等の交付の決定その他の処分不服のある地方公共団体に対しては、不服申し立ての道を開くこととしております。なお、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社に対してもこの法律を準用しようとするものであります。

さらに、本案は衆議院において修正議決せられたのであります。が、その要旨は、

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

一、各官庁の長は補助金の交付決定に当つては、補助事業の遂行を困難ならしめないようにすること。

二、補助金を受ける側の不正に対し課せられる罰則を、交付する国の行政機関の公務員の不正に対しても適用すること。

三、第三十一条において六カ月以下の懲役または三万円以下の罰金とあるのを、体刑を削除して、罰金刑だけにすること。

本案の審議に当りましては、決算委員会と連合審査会を開催する等慎重なる審議を行なつたのであります。が、そのおもなる質疑を申し上げますと、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、または間接補助金等の交付もしくは融通を受けた者は、五年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金を課し得ることになつてゐるが、詐欺罪に関する刑法第二百四十六条の十年以下の懲役に関する規定と比較して、はなはだしく均衡を失つておるのではないか」とは、その詐欺によつて得た金を個人的な利益とするが、いわゆる偽りその他不正の手段によつて得た公金は、大体において公共団体もしくはその他の法人に使われるという点で、私利をはかるという観念が伴わない関係にあり、この点が普通詐欺罪と異なる。また国家の行政権に対する侵害というような考え方で、税法上の詐欺その他の不正の手段により税金を免れた場合、また税金の過分の払い戻しを受けたような場合の処罰規定は大抵三年になつてゐるので、これらの罰則規定と照し合せて五年とすることが適當であると思ふ」



との答弁があり、また、「補助金を国が交付する場合、たとえば単価の計算とか、あるいは補助率というものが実態と合わない場合が多いが、本法が施行された場合には、実態に即応するような予算的措置を講じなければならないと思うがどうか」との質疑に対しては、「従来も不可能なような単価の組み方はしていないと思うが、今後調整を必要とする場合には考える」旨の答弁がありました。その他詳細は、速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、現下の食糧需給の現状にかんがみ、昭和三十年産米穀については、生産者からの事前売り渡し申し込みによる集荷制度を実施することとなりましたので、この制度による所要数量の確保をはかる措置として、事前売り渡し申し込みを基いて昭和三十一年二月末日までに政府に対して米穀を売り渡したものの昭和三十年分の所得税について所要の軽減措置を行おうとするものであります。

すなわち玄米一石当り平均千四百円を非課税とすることとし、昭和三十年九月末日までに売り渡された米穀については、一石当り二千四百円として六十キログラム当り九百六十円、同年十月一日から同月十五日までに売り渡されたものについては一石当り千八百円として六十キログラム当り七百二十円、同年十月十六日から同月末日までに売り渡されたものについて一石当り千五百円として六十キログ

ラム当り六百円、同年十一月十日から翌年二月末日までに売り渡されたものについては一石当り千二百円として六十キログラム当り四百八十円を非課税としようとするものであります。なお、この非課税措置によりまして、本年度において約二十九億円程度の減収が見込まれるわけでありますが、政府当局の説明によりますと、一方米価の引き上げによる増収分として約二十七億円が推測されますので、本年度の所得税収はおおむね確保できると思われることとあります。

本案審議に当りましては、本年八月末日までに予約申し込みをすることとなっているが、その後の追加申し込みをどう取り扱うのか。この非課税措置によって、全農家のうち二割程度のもののみが恩恵を受けることとなるが、果して妥当かどうか、租税面の優遇等によって予約買付制度の実効を期することは妥当であるかどうか、農産物価格協議会の性格及び権限如何等について、熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は、速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近東南アジアを初め、海外からプラント輸出等の引き合いが相当の額に上っており、その契約条件は長期的なものであり、日本輸出入銀行の融資を必要とする度合いが累増する趨勢に

あるのであります。すなわち、昭和三十年度における日本輸出入銀行の融資見込額は、年度内四百八億円、年度末融資残高見込み五百五億円と推定されておるのでありますが、現在の資金量は資本金二百十億円、借入金八十億円、合計二百九十億円であります。この資金量をもっては不足を来たすこととなるのであります。そこで産業投資特別会計から百四十億円を出資せしめ、これに伴って日本輸出入銀行法第四条の資本金二百十億円を、三百五十億円に改めようとするのであります。このほか日本輸出入銀行本年度内の融資見込額等を推算いたしまして、資金運用部から八十億円の借入りを予定いたそうとするものであります。

本案審議の詳細は、速記録によって御承知願います。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



◎養ほう振興法 (昭三〇、八、二七法一八〇)(衆)

一、提案理由(六月二十八日)

○平野三郎君 たいま議題と相なりました養ほう振興法案につき提案理由を御説明申し上げます。

ミツバチが生産いたしますハチみつ及びみつろうの生産額は年間十数億円に上り、その用途は、ハチみつにありましては、食用、薬用、化粧用、工業用に、またみつろう電気絶縁用、薬用等すこぶる広汎多岐にわたっておりますが、このことのほかにミツバチが農業上に果しております役割として、集みつ活動に伴います農作物の結実効果がございまして、レンゲ、菜種、クロバー、野菜、ミカン、リンゴ等各種作物、果樹は大なり小なりミツバチの花粉受精の媒介作用によって結実しておるわけでありませう。

かようにミツバチは農業生産上無視することを許されぬ大切な存在であります。近年各種農薬が進歩いたしかつその使用が普及いたしました結果、これら農薬によるミツバチの被害が激増いたしましたのみならず、最近におきましては、ミツバチの腐蛆病が蔓延いたしました。養蜂業に深刻な脅威を与えておるのであります。腐蛆病に対しましては、とりあえず去る四月から六月末までを期限としまして、実畜伝染病予防法の一部を準用する政令を公布いたしまして、被害蜂群を焼却する等の措置を講じ、対処して参りましたこと

とは、各位の御承知のごとくであります。

嗣つて、わが国におきます養蜂業の現状を見ますに、昭和十八年末の農林省統計によれば、飼育戸数二万三千六百二十戸、飼育群数十四万四千四百八群と相なっており、養蜂の形態としては、転飼養蜂と定飼養蜂とがありますが、わが国におきましてはみつ源が地域的に季節的に片寄っておりますために、九州から北海道に至る間をみつ源を求めて移動いたします。転飼養蜂が全体の六割以上を占める状況を示しておるのであります。しかして、これらの転飼養蜂の実態は、その性質上、これを的確に把握することが困難であり、従いまして、みつ源の配分につきましても適切妥當な方法が容易に立てにくいありさまであります。

以上申し上げましたような実情に対処いたしまして、さしあたり、養蜂業者の届出、転飼養蜂の規制、農薬使用の規制、みつ源植物の保護増殖、農林大臣の報告聴取及び勧告等、あるいは実畜伝染病予防法の適用によります腐蛆病の防遏等の措置を講ずることによりまして、従来ほとんど行政の手の及ばなかつた養蜂業に対して現在可能な限りの育成をはかりまして、もつてミツバチ資源を保護培養いたしたいと存じ、ここに本案を提出いたした次第であります。

以下、本案の内容をぐくかいつまんで御説明いたします。まず、養蜂業者について、毎年都道府県知事に対する届出の義務を課することといたしております。また他の都道府県の区域内に転飼しようとする養蜂業者は、あらかじめ転飼先の都道府県知事の許可を受けることを必要とし、この許可には条件をつけ得ることとい

たしております。しかして、農林大臣は養蜂振興上必要があると認めるときには、都道府県知事に対し、みつ源の状態、蜂群数等に関する報告を求め、かつ蜂群配置の適正を期しますために転飼養蜂の規制に関する報告を行うことができることとし、もつて全国的視野に立つて適正な養蜂の行われ得る素地を作ることに努めるよういたしました。また農薬の使用に対しては必要ある場合、その使用制限または使用の規制を行い得ることとし、ミツバチの保護に当らせることとしたのであります。一方、ハチみつについては内容の表示を行わしめ、その信用の保持、消費の促進をはかることとしております。

さらに、附則におきまして、ミツバチの腐蛆病対策として家畜伝染病予防法の一部を改正いたしまして、今日まで暫定的に政令で行なつて参りました被害蜂群の殺処分を恒久化し、伝染病対策に万全を期することとしたのであります。

以上がこの法律案の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(七月二十二日)

○白濱仁吉君 たいま議題になりました、平野三郎君外四名提出、養ほう振興法案、檜橋渡君外二百七十二名提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案、小枝一雄君外一名提出、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委

員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、養ほう振興法案について申し上げます。ミツバチが生産するハチみつ及びみつろうは、その用途がすこぶる広汎多岐にわたっております。また、ミツバチの花粉授精媒介により農産物の結実に及ぼす多大の効果は、農業上にも大きな役割を果しているのであります。わが国における養ほう業の現状は、飼育戸数二万三千数百戸、飼育群数十四万四千数百群に上つておりました。地域的、季節的に移動するみつ源に対し、ハチ群を適正に配置して合理的なる養ほう業を振興することが切望されております。これとともに、最近農薬によるミツバチの被害が激増し、またミツバチの腐蛆病が蔓延いたしました。これらの防除に關し恒久的な対策が望まれておるのであります。以上の実情にかんがみまして、みつ源に対するハチ群の適正配置と、農薬使用の規制及び腐蛆病の防遏等により、従来ほとんど行政指導の行われなかつた養ほう業について可能な限り育成をはかりますために、本案が提出されたのであります。

本案は、六月二十八日付託となり、同日提案者を代表して平野三郎君より提案理由の説明がございまして、その後、委員会において、七月十四日、二十日、二十一日の三日間にわたり審議を行い、淡谷、川俣、久保田の各委員と提案者及び政府当局との間に、農薬規制の方途及びその可否、腐蛆病対策の予算措置等について熱心な質疑応答が行われたのであります。

なお、二十日、平野委員より、農薬使用の制限または規制について



規定した第五条を削除することを内容とした修正案が提出され、翌二十一日質疑を終了、原案及び修正案の採決を行いましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はともに可決いたしました次第であります。

次に、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案について申し上げます。

わが国は、毎年暴風雨、暴風浪、地震、高潮、降霜、降雪または低温等の自然災害により、農林水産業にしばしば甚大な損失をこうむり、農林水産業経営の維持安定に多大の支障を来たしておる現況でございます。この状況に対しまして、政府は、災害のつど特別立法の措置を講じまして、経営資金または事業資金の融通を行いますが、被害農林漁業者の経営の維持安定をはかつて参りましたが、最近かかる災害が続出したし、すでに本年も四月以降低温、降霜、降雪または豪雨等による災害をこうむっておりまして、すでに昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法を本国会に成立せしめ、四月及び五月中発生の天災による被害農林水産業者に対し資金融通の方途を講じつつありますことは、各位の御承知のところでありませう。幸い、たゞいまは国会開会中でありませうため、かような立法措置も直ちに行うことができませんが、万一国会が休会中等の場合は、迅速に立法措置を講ずることができません。対策も自然遅延いたし、被害農林漁業者の経営の維持安定もそれだけおくらせ、ひいては農林水産業生産力の向上発展にも多大の障害を及ぼすことと相なるのであります。従いま

して、かくのごとく災害発生のつど立法を行う措置のかわりに、恒久的な基本立法を行う必要がございますので、従来の立法措置にならい、農林水産系統金融機関またはその他の金融機関がこれらの資金融通を行います場合、国と地方公共団体において利子補給及び損失補償を行い、もつてその資金融通が円滑かつ低利に行われますことを目的として本法案を提案されたのであります。

本法案は、去る七月四日付託と相なり、同月八日提案者を代表して綱島正興君より提案理由の説明を聞きまじたる上、委員会の審議に付しました。

次いで、同月十五日提案者及び政府委員に質疑を行い、自後理事會等において協議懇談をして参りました結果、昨二十一日、石坂委員から次のごとき内容の修正案を提出されました。

一、第一条の天災中に「豪雨」及び「降雪」を含むことを明らかにすること。

二、第二条第一項の「被害農林業者」の定義を「林業を主な業務とする者であつて、天災によりその生産する薪炭（薪炭原木を含む）、木材、林業用種苗、その他の林産物を流失した等のため、その者の林業による平年の総収入額の百分の十以上の損失を被つた旨、又はその所有する炭がまき、しいたけほだ木、わざび育成施設、若しくは樹苗育成施設が流失又は損かいた等のため著しい被害を被つた旨の市町村長の認定を受けた者」と改め、「被害農業者」の定義中に「漁船漁具の流失」の外に、これらの「沈没、流失、滅失」を加えること。

三、第二条第三項の「経営資金」中に「農具及び漁具の購入資金（政令で定めるものに限る）」を加えること。

四、経営資金の貸付条件を次のように修正すること。

(一) 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸しつけられる場合は一千万円）のどちらか低い額（牛又は馬を所有する被害農業者に貸しつけられる場合は、その額に更に三万円を加えた額）の範囲内のものであること。

(二) 償還期限が、五年の範囲内において政令で定める期限内のものであること。

(三) 利率が政令で指定する地域における被害農業者、被害農業者又は被害漁業者に貸しつけられる場合は、年三分五厘以内、開拓者に貸しつけられる場合は年五分五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。

五、損失補償四分の三以内を五分の四以内とすること。この場合における国の補助金は、百分の二十五とすること。

六、四、の(三)により利率を引下げることに伴つて、利率五分五厘の場合には国の利子補給率を三分、利率三分五厘の場合は国の利子補給率を五分五厘とすること。

七、累年災害を受けた者に対する延期措置を認めること。

八、組合、連合会、金融機関に対する農林大臣の報告徴収権又は立入調査権を規定すること。

養ほう振興法

九、本法は、昭和三十年六月一日以降発生した天災に関し適用するものとする。

次いで、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を徴しましたところ、吉川農林政務次官より、七月十五日の閣議において原案については異議なきことに決定している、修正については善処いたす旨の意見を述べられました。

続いて、討論を省略、採決に入り、まず石坂委員提案の修正案について採決の結果、全会一致をもって可決、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決、さらに井手委員提出の附帯決議について採決の結果、これまた全会一致をもって可決いたしました。

附帯決議を朗読いたします。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案に対する附帯決議

一、政府は、すみやかな機会において、開拓地における災害について開拓者資金融通法を再検討し政府資金をもつて長期低利資金を融通しようよう措置すること。

二、政府は、農林地及び農林漁業施設の災害については農林漁業金融公庫において必要且つ充分なる資金を融通しようよう源資の調達等に関しいかんなく措置すること。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

去る昭和二十七年、本法の一部を改正して、農林漁業が災害復旧



のため負担し得る経済能力を越えたる激甚なる災害をこうむつた場合、政令で定める限度を越えた部分に対しては高率の補助金を交付して、その復旧を促進するようにいたしたのでありますが、その後における実施の結果に徴し、さらにまた公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との均衡を期するため、公共的施設であります農業用施設、奥地幹線林道及び漁港施設については、これらの施設の復旧事業費の負担が一定限度を越える部分には全額国庫負担とし、もつて急速に災害の復旧を促進しようとするのがその趣旨であります。なお、本法は今年一月以降に起きた災害から適用できるように規定いたしてあります。

本法案は、去る七月二十日提案され、同日付託となり、提案者を代表して小枝一雄君から提案理由の説明を聴取し、翌二十一日質疑、討論を省略、次いで中馬委員から、災害復旧事業の対象に農林漁業組合または連合会の所有する共同利用施設を加え、これらの施設の災害復旧事業について、事業費の十分の二の国庫補助をいたそうとする修正案が提出されました。

続いて、原案及び修正案に対しまして、国会法第五十七条の三により内閣に本法に対する意見を徴しましたところ、吉川農林政務次官から、政府はおおむね了承した旨の発言があつたのであります。

よつて、まず修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決、続いて修正部分を除く原案について採決をいたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

伴う花粉受精の媒介によつて農業上、農作物の結実促進の役割を果しており、かようにミツバチは、農業生産上無視することのできない存在であるのでありますが、近年各種農薬の進歩普及の結果、これら農薬によるミツバチの被害が激増したばかりでなく、最近ミツバチの腐蛆病が蔓延して養ほう業に脅威を与えている。そこで従来ほとんど行政の手の及ばなかつた養ほう業に対して現在可能な限りの育成を与え、もつてミツバチ資源を保護培養したい趣旨によるものであると述べ、しかしてミツバチ群の配置を適正にする等の措置を講じてハチみつ及びみつろうの増産をはかり、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資することがその目的であるとされております。

しかして法律案の内容は、養ほう業者の届出、転飼養ほうの規制、農薬使用の規制、みつ源植物の保護増殖、ハチみつ添加物の表示、農林大臣のほう群数等に関する報告聴取及び勧告、養ほう振興に対する国の助成及びミツバチの腐蛆病を家畜伝染病予防法によつて法定する等を骨子とするものでありまして、養ほう業者に対して毎年都道府県知事に届出の義務を課し、他の都道府県の区域内に転飼しようとする養ほう業者は、あらかじめ転飼先の都道府県知事の許可を受けなければならないこと、その許可には、転飼の場所、ほう群数その他の事項に関し条件をつけることができること、農林大臣は農薬の使用がミツバチに著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、その使用を制限し、また使用の時期及び方法等について必要な命令をすることができること、農林大臣は養ほう振興上必

養ほう振興法

す。  
なお、芳賀委員から附帯決議の提案がございまして、採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。  
附帯決議を朗読いたします。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法案においては、公共性の強い農業用施設について、特にその復旧事業費の負担が一定の限度を超える場合に、その超える部分の一定部分について全額を国から補助することになつていますが、政府は、この一定部分の額につき政令を改正するに当つては、その基準を十五万円以内とすべきである。

三、参議院農林水産委員長報告(七月二十九日)

○白波瀬米吉君 たいま議題となりました農林水産関係三法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、養ほう振興法案について申し上げます。

本法律案は衆議院議員平野三郎君外四名によつて提出せられ、衆議院において一部修正して本院に送付せられたものでありまして、これが提案の理由として、ミツバチが生産するハチみつ及びみつろうの産額は、年間十数億円に達し、その用途は、ハチみつにあっては食用、薬用、化粧品、工業用に、また、みつろうは電気絶縁用及び薬用等広範にわたつてゐるが、このほかミツバチの集みつ活動に

要があると認めるときは、都道府県知事に対しみつ源の状態、ほう群数その他必要な事項に関して報告を求め、かつ、ほう群配置の適正を期するために、転飼養ほうの規制に関し都道府県知事に勧告を行うことができること、ハチみつ販売業者に対してハチみつ添加物の有無、種類、割合を表示せしめること、及び養ほう振興に対する政府の助成等について規定し、附則において家畜伝染病予防法の一部を改正して、ミツバチの腐蛆病を法定伝染病に指定することといたしてあります。このような提案者の原案に対しまして、衆議院において、原案の第五条の農薬使用の規制に関する規定を削除修正し、衆議院提出案として、当院に送付して来たのであります。

委員会におきましては、提案者代表から提案理由の説明を聞いた後、提案者及び政府当局との間に本法案実施のため必要な経費及びその予算措置、養ほう業者の組織、養ほう事業の今後の見通し、養ほう業者の届出、及び転飼養ほう規制の意義及びその当否、本法案に対する政府の見解、本法第五条のみつ源植物の保護増強の実施方法等について質疑が行われたのでありますが、本法に関する政府の見解について、農林省畜産局長から、「腐蛆病に関する措置は必要であるが、しかし養ほう業の助成措置については農林省では慎重検討する必要がある」旨述べられたのであります。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、東委員から、「本法案の実施を十全ならしめるため、養ほう業者の組織化をはかるべきであつて、政府において善処すべきである」旨の希望を付して賛



成があり、他に発言もなく、続いて採決の結果、全会一致をもって衆議院提出案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院議員小枝一雄君及び松浦東介君によって提出されたものでありまして、現行農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律におきましては、災害復旧事業費に対する国庫補助の補助率は被害の程度によって平率と高率の二段階に区分し、平率にありましては五割及び六割五分、高率にありましては復旧事業費に対する負担が一定の限度をこえる場合に、そのこえる部分についてのみ施設によって七割五分、八割または九割というこゝたになつておるのでありまして、激甚な災害が起りましたときは、そのつど災害復旧のため特別な措置を講ずる必要が痛感されていたのであります。そこでこの際、現行法の一部を改めて、公共的施設であります農業用施設、奥地幹線林道及び漁港施設について、その被害が激甚で復旧事業費が巨額に上る場合、その復旧事業費の負担が政令で定める限度をこえるとき、そのこえる部分について全額を国が補助することができることとして地元負担の軽減をはかり、復旧事業の促進をはかることとしようとするのが本法律案提出の理由とその内容であつたのであります。

ところが、かような原案に対して衆議院において、国の補助の対象として、現行法の農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設の災害復旧のほかに新たに農業協同組合、農業協同組合連合会、森林

組合、森林組合連合会または水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する特定の施設の災害復旧をも加え、これが復旧事業費の二割を補助することができるとする規定を追加修正し、衆議院提出案として本院に送付されたのであります。なお以上の改正規定は、昭和三十年一月一日以後に発生した災害から適用することになつておりまして、また本法律案に要する経費は、本年度約六千万円、平年度約三億一千万円の見込みであると言われております。

委員会におきましては、提案者代表から提案理由の説明を聞いた後、提案者及び政府当局との間に、過年度災害及びその復旧状況、本法律案による措置と公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による措置との財政支出に関する比較、本法律案及びこれが完全実施に関する政府の見解、激甚災害に関する判定及びその当否、政令で定めるべき全額国庫補助部分の基準及びその当否、本法律案実施に要する経費及びその予算措置等、いろいろの問題について質疑が行われたのであります。その詳細は会議録に譲ることを御了承願ひたいのであります。本法律案及びこれが完全実施に関する政府の見解については吉川農林政務次官から、「本法第三項第三号の改正規定による政令で定める基準を被害農家一戸当り災害復旧事業費二十万円以上とすることについては、政府部内において異論がないが、その他については部内の一部に異論があるが、しかし、おおむね了承し善処したい」旨述べられておるのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、重政委員から、

「本法律案には賛成であるが、次のような付帯決議を付したい」旨の動議が提出せられました。その付帯決議案は次のようであります。

一、政府が本法による第三項第三号の改正規定による政令を定めるに当つては、その基準を関係被害農家一戸当り災害復旧事業費十五万円をこえる部分とすべきである。

二、政府は災害復旧を極力促進し、三・五・二の比率による復旧は必ずこれを実現するよう措置すべきである。

三、従来政府は議員立法を軽視する傾向があるが、公共土木施設の災害復旧については、政府みずから提案して改正措置を行なつておるのである。本法律案が提出されるまでの経緯にかかわらず、政府は、本法律案の施行に当つては立法の趣旨に沿つて遺憾なく措置すべきである旨の希望を付して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致をもって、重政委員の提案にかかる付帯決議を付して、衆議院提出案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、右の付帯決議に対し、吉川農林政務次官から、「付帯決議の趣旨はもつともであるから、政府においてもその意を体して善処したい」旨発言がありましたことを申し添えておきます。

最後に、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案について申し上げます。

本法律案は、衆議院議員橋橋渡君外二百七十二名によって衆議院に提出、衆議院において大幅に修正して本院に送付されたものであります。わが国におきましては、自然災害が頻発して農林水産業に

大きな損害を与えることがしばしばでありまして、従来災害のつど臨時立法によって暫定措置を講じ、被害者に対して営農資金の融通をはかつてきておるのであります。最近では災害の発生が特に頻繁でありまして、もし、その発生が閉会中の場合は、直ちに立法措置を講ずることが不可能でありまして、対策もおのずからおくれ、ひいては被害の回復も期を逸するおそれがあるのであります。従いまして、当委員会におきましては、かねてこの事態を遺憾とし、過般、「昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案」の審査に当りまして、「この際政府は、従来あるいは今回とられたように災害のつど法的措置を講ずるやり方を改めて、恒久的な基本立法を行うよう善処すべきである」との付帯決議を行いましたことは、すでに報告いたしました通りであります。

本法律案は、政府の提案ではありませんが、あたかもこの付帯決議にこたえたものであるかのように考えられるのであります。従来の立法措置にならつて、災害に當つて、農林水産業系統金融機関またはその他の金融機関が被害者に対して一定条件の経営または事業資金を融通する場合、国と地方公共団体において利子補給及び損失補償を行い、もつて必要な資金が低利かつ円滑に融通されることを目的とするものであります。

しかし本法律案の内容をまず提出者の原案について見ますと、大要次のようであります。

すなわち、第一は、経営資金の融通とその対象でありまして、暴



風雨、地震、暴風浪、高潮、降霜、低温または降雹等の天災で、その被害が著しく、政令で指定された場合において、農作物または圃の減収量が平年収穫量の三割以上であり、かつ、その減収による損失額が平年の農業総収入額の二割以上である被害農家、及びその生産する薪炭または林業用種苗が流失した等のため著しい損害を受けた被害林業者、並びにその生産する魚類、貝類、海藻類等の流失またはその所有する漁船、漁具の流失、損壊等によって著しい損害をこうむった被害漁業者であつて、それぞれ当該市町村長からその旨の認定を受けたものを対象として、系統金融機関または一般金融機関が政令で定める期間内に営農資金を融通するのであります。

第二は、事業資金の融通とその対象でありまして、前に述べましたような天災でその被害が特に著しく政令で指定された場合において、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会または水産業協同組合がその所有し、または管理する施設または在庫品等について著しい被害を受けたときに、系統金融機関または一般金融機関がこれら被害組合及び連合会に対し、政令で定める期間内に事業資金を融通するのであります。

第三は、資金の償還期限、利率及び貸付限度等でありまして、これら資金の償還期限は三年以内、利率は一般には年六分五厘以内、開拓者の場合には五分五厘以内とし、貸付限度は、経営資金にあつては被災農林漁家一戸当り最高五万円、事業資金にあつては、連合会の場合は一連合会当り一千万円、組合の場合は一組合当り五百万円を限度とすることになっております。

第四は、国庫の補助でありまして、地方公共団体がこれらの融資について、融資機関に対して利子補給または損失補償を行う場合、当該利子補給の範囲内で都道府県に対し、利子補給につきましては、当該利子補給の二分の一に相当する額、または当該利子補給の対象となつた貸付金の総額について、一般には年二分五厘、開拓者につきましては年三分の割合で計算した額のうち、いずれか低い額の範囲内、損失補償につきましては、当該損失補償額の二分の一に相当する額、または当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の二割に相当する額のうち、いずれか低い額の範囲内の補助金を交付することになっております。

第五は、国庫補助の対象になる融資の総額でありまして、これはそれぞれ天災ごとに政令で定める額を限度とすることになっております。

なお、本法は本年六月一日以降発生した災害に適用することとなつております。

以上が提案者の原案の内容の概要であります。かような原案に対して、衆議院において大要次のような修正を加えて、衆議院提案案として当院に送付して参つたのでありまして、その修正点の大要を申し述べますと、

第一は、天災のうちに豪雨及び降雪を加える。

第二は、被害事項について、林業関係の中に木材及び一般林産物の流失並びに炭がま、シイタケほだ木、ワサビ及び樹苗育成施設の流失及び損壊を、また漁業関係の中に漁具の沈没及び滅失を加える。

あると述べられております。

委員会におきましては、提案者代表から提案理由の説明を聞いた後、提案者及び政府当局との間に、本法第二条第一項により政会で指定する天災の意義及びその範囲、本法案施行に要する経費及びその予算措置、本法によって融通すべき資金の資金源及びこれが確保に関する措置、七月に発生した北海道における水害に対する政府の対策、被害開拓者の救済に対する特別措置、虫害及び鼠害等の被害及び原因不明の天災ともいふべき災厄に対する救済措置、当委員会の決議にもかかわらずこの種法案が政府から提案されなかつた理由、その他いろいろの問題について質疑が行われたのであります。特に問題となりましたのは、第二条第一項により政令で定める天災の範囲についてでありまして、「第二条第一項で、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる天災ということになっているが、局部的であるが、激甚な水害及びひょう害等は本法の適用を受けるか、また、虫害、鼠害またはヒトデ及び赤潮等による魚貝類の被害等はどうか、措置するか、さらに、天災ではないが、有明海における漁業被害及び千葉県におけるノリ漁業被害等、不可抗力にひとしい被害についても、何らかの考慮が払われるべきではないか」などとただされま

第三は、経営資金の中に政令で定める農機具、シイタケほだ木及び政令で定める漁具の購入資金並びに炭がまの構築資金を加える。  
 第四は、経営資金の融資条件について、貸付限度が原案では五万円とあつたのを、一般には十五万円、北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金は一千万円、牛または馬を所有するものに対しては右のほか三万円を加えた額に、償還期限が三年以内とあつたのを五年以内に、利率が年六分五厘、ただし開拓者の場合には年五分五厘以内とあつたのを、政令で定める特定地域の場合には年三分五厘以内、開拓者の場合は年五分五厘以内、その他一般には年六分五厘以内に改める。  
 第五は、重複被害を受けた被害者に対して、二年以内において償還期限の延長を認める。  
 第六は、損失補償に対する市町村の負担を、四分の一から五分の一に引き下げる。  
 第七は、国庫補助金の補助率を、利子補給に関するものは、利率を引き下げたものについてはそれに相当して引き上げ、また損失補償に関するものについては二割から二割五分に引き上げる。  
 第八は、資金の貸付の適正を期するため、融資機関の報告及び検査の規定を設ける。  
 第九は、本法を本年四月及び五月の災害の一部にも適用する等であります。

養ほう振興法

別立法が行われたような災害は指定されることになると思う、虫害はその原因が低温等に由来するものであれば、本法が適用されることとなる、ヒトデ及び赤潮の被害も、その規模が大きいものであれば考慮されると思う、天災によらない不可抗力による被害は、本法



による措置とは切り離して検討すべきものと考える」旨答弁がありました。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、飯島委員から、「本法案によって、従来の措置が恒久化されたことは一步前進であることは了とせられるが、しかし、なお盲点が残されていて、不安なきを得ないから、次のような附帯決議を行いたい」との動議が提出されました。すなわち、

一、政府は、開拓者を始めその他零細農林漁業被害者に対して必要な経営資金が均てんするよう特別な措置を講ずべきである。

一、融資の円滑を期するため、政府は、資金源の確保について遺憾なく措置すべきである。

一、天災に準ずべき災害の被害者に対しても本法に準ずる措置を講ずるよう、政府において善処すべきである。

というのであります。続いて池田委員から、「政府は議員立法を軽視することなく、被災者の再起を十全ならしめるため、本法の精神を体して融資を迅速に均霑せしめるべきである」旨の希望を付して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致をもって飯島委員提出にかかる付帯決議を付して、衆議院提出案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、右の付帯決議に対して、吉川農林政務次官から、「その趣旨に沿って善処する」旨の発言がありましたことを申し添えます。以上、報告を終わります。

### ◎関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書 (昭和三〇、四、二一条五)

#### 一、提案理由(五月六日)

○園田政府委員 たいま議題となりました関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国は、一昨年のガット第八回締約国団会議において採択されました関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する宣言、すなわち、いわゆるわが国のガット仮加入宣言によりまして、実質上ガットに加入したと同様の利益を受けております。

しかるに、仮加入宣言の1の(c)の規定によれば、同宣言は、わが国のガットへの正式加入の日または別段の取りきめがなされない限り、本年六月三十日に失効することになっております。一方、本年二月二十一日にジュネーヴにおいて開始され、現在もお続行され

関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書

ております関税交渉会議において、わが国のガットへの正式加入が討議されておりますが、来たる六月三十日までは実現の運びとしない可能性が多いのであります。

よって、昨年十月二十八日からジュネーヴにおいて開催されました第九回締約国団会議におきまして、右の可能性を見越して、前記の仮加入宣言の有効期間を延長することとなり、本件議定書が、本年一月三十一日に、賛成二十六、反対なし、棄権五、欠席三をもって採択されるに至った次第であります。

この議定書は、わが国と仮加入宣言の当事国でこの議定書に署名する国との通商関係を、わが国のガットへの正式加入または本年十二月三十一日のいずれか早い時期まで引き続いてガットの規定によって規制しようとするものでございまして、わが国はこの議定書に署名することによって、継続してガットに基く利益に均霑することができるとしております。

この議定書が署名のため開放されました二月一日には国会はちょうど解散中でありましたが、この議定書はもともわが国の利益のために、かつ、わが国の署名を前提として作成されたものであり、また、時あたかもわが国のガットへの正式加入のための関税交渉を控えておられる際でもありましたので、率先わが国がこれに署名することが絶対必要と認められました。よって、二月一日に政府の責任におきましてこれに署名し、国会の承認は、憲法第七十三条三項但書の規定に従って、事後にお願いすることとした次第であります。

以上の事情でございますので、御審議の上すみやかに御承認をお願いいたします。



関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書

らんことをお願いいたします。

## 二、衆議院外務委員長報告(五月三十一日)

○植原悦二郎君 ただいま議題となりました関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書への署名について承認を求めるとの件並びに婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めるとの件、右二案件につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、第一の案件について御説明申し上げます。

関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する宣言、すなわち、いわゆる日本国のガットへの仮加入宣言は、一昨年のガット第八回締約国団会議において採択され、本国会は当時わが国の署名につき承認を与えたものであります。この宣言によりまして、わが国は実質上ガットに加入したとほぼ同様の利益を受けている次第であります。しかるに、この仮加入宣言の規定によりまして、この宣言は、わが国のガットへの正式加入の日または別段の取りきめがなされない限り本年六月三十日に失効することになっております。一方、現在ジュネーブにおいて続行されております関税交渉会議において、わが国のガットへの正式加入が討議されておりますが、来たる六月三十日までは実現の運びとならない可能性が多いのであります。よって、昨年十月二十八日からジュネーブにおいて開催されました第九回締約国団会議におい

て、右の可能性を見越し、前に述べました仮加入宣言の有効期間を延長することとなり、本件議定書が本年一月三十一日に採択されるに至った次第であります。この議定書の署名国は、わが国のほか、現在二十一カ国であります。

この議定書の内容は、わが国と仮加入宣言の当事国でこの議定書に署名する国との通商関係を、わが国のガットへの正式加入または本年十二月三十一日のいずれか早い時期まで引き続きガットの規定により規制しようとするものでありまして、わが国は、この議定書に署名することにより、さらに継続してガットに基く利益に均霑することができるとしております。

この議定書は、もともと、わが国の利益のために、かつわが国の署名を前提として作成され、また、時あたかもわが国のガットへの正式加入のための関税交渉を控えておられる際でもありますので、率先署名の必要がありますし、その上に議会は解散中でありましたので、二月一日に政府の責任においてこれに署名し、国会の承認は事後に求めることとなったわけでございます。

第二の案件、すなわち婦人の参政権に関する条約について御説明申し上げます。

この条約は、国際連合の第七回総会で採択し、一九五三年三月三十一日に署名のために開放したものでありまして、わが国は本年四月一日ニューヨークにおいて署名を了しました。この条約は、婦人に対して男子と対等の選挙権と被選挙権を保障すること及び婦人に対して公職就任の機会均等を保障することを内容とするものであり

まして、婦人の地位を国際的に高めようとする国際連合の事業の一環として作成されたものであります。

この条約に対しては、その趣旨及びその内容に賛成し参加する国が続出したしまして、すでに現在までに批准または加入を終わった国は十九カ国に及んでおります。わが国においては、この条約の内容はすでに憲法その他の法令によりまして国内的に実施保障されており、特に法律的に意義があるわけではありませんが、すみやかにこれに参加することは、国際協力という見地からきわめて意義あることであるのであります。よって、この条約の批准につき国会の承認を求めんとするものであります。

右の二案件は、四月二十七日及び五月十九日にそれぞれ本委員会に付託されましたので、五月六日、二十一日、二十六日並びに二十八日等の会議において、政府当局の説明を聞き、質疑を行いました。その詳細については委員会議録につき御了承を願いたいと思っております。

次いで、この二案件につき、討論はこれを省略し、採決の結果、いずれも全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

## 三、参議院外務委員長報告(六月三日)

(婦人の参政権に関する条約(昭三〇一条一五)の委員長報告と一括して掲載)

関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書



### ◎農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (昭和三〇、六、二五條六)

#### 一、提案理由(六月十三日)

○園田政府委員 たいま議題となりました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

昨年七月米国議会において成立した一九五四年の農産物貿易の促進及び援助に関する法律により、昨年三月に日米間で署名した農産物の購入に関する協定に基いて行なつたと同様の米国の余剰農産物の円による購入を行うことができるほか、その贈与を受けることができることとなりまして、政府といたしましても、わが国の食糧等の需給計画、同国の余剰農産物を購入することが適当であること、わが国における給食その他による児童の福祉計画を拡大するため余剰農産物の贈与を受けることが望ましいこと、及び購入の結果生ずる資金の利用により、わが国の経済に少からざる利益をもたらされるべきことを考慮して、そのための協定の締結につき、昨年秋以来ワシントンで具体的交渉を行なつて参りましたところ、本年五月両国政府間で意見の一致を見るに至りました。よつて、五月三十一日、外務大臣と在京米国大使との間においてこの協定の署名を了した次第であります。

この協定により、わが国は、八千五百万ドルまでの米国の余剰農産物を円をもって購入するほか、現物贈与の形で千五百万ドルまでの余剰農産物の贈与を受け、さらに八千五百万ドルの購入によって積み立てられる資金のうちドルに交換された七割を、電源開発、農業開発及び生産性向上のための借款として受け入れることになります。また、積立資金の残余の三割は、わが国における駐留米軍の軍人軍属用宿舎、域外調達、教育交換計画等に対する経費として米国が日本国内で使用することになっております。このようにして、この協定の実施がわが国にもたらす利益は、本来外貨による輸入を必要とすべき農産物を円で購入することができ、また贈与を受ける農産物によって現在の児童福祉計画を一段と拡大することができるほか、さらに農産物の購入代金の七〇%すなわち六千万ドル近くに上る額を借款として利用することによって、わが国の経済の発展を促進することができるなど、各方面にわたり多大のものがあるものと期待されます。

よつて、ここにこの協定の締結について、御承認を求めめる次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(六月二十一日)

○植原悦二郎君 たいま議題となりました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件に關し、外務委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

ことにならないか、なお、この買入れにはひもがついていないのかとの質疑に対して、政府側は、日本は食糧不足の現状である、いづれの国からも輸入しなければならぬ、しかも、米国から買入れても、それはコマーション・ベースであるから、別にひもつきではないのみならず、わが農業を圧迫するおそれがないとの答弁でありました。次に、委員側より、米国の贈与による脱脂粉乳を学童の給食に充てる場合、わが国の酪農製品を圧迫し、また学童に米国のよつて養われるという印象を与える心配はないかとの質疑に対して、政府は、贈与された脱脂粉乳価格はわが国における市場価格と同一で学校給食者に引き渡すのみならず、特に学童に対しては米国の依存の印象を与えないように慎重に取り扱うから、教育上の影響はないとの答弁でありました。また、委員側より、年々計画的に米国の余剰農産物を輸入する計画であるかとの質疑に対し、政府側は、明年は明年の四囲の情勢により輸入農産物を検討し、日本にとつて最も有利な立場に立つて決定するのであるから、次年度のことについて今あらかじめお答えできない旨の答弁でありました。その他審議の詳細については委員会会議録に譲ることといたします。ごらんを願ひとう存じます。

本協定の締結については、昨年米わが国は具体的交渉を進め、日米両国間で意見の一致を見ましたので、五月三十一日にわが外務大臣と在京米国大使との間において署名を了したのであります。本協定により、わが国は、八千五百万ドルまでの米国の余剰農産物を円をもって購入するほか、現物贈与の形で千五百万ドルまでの余剰農産物の贈与を受けることになっております。右の八千五百万ドルの購入によって積み立てられる資金のうち、ドルに交換された七割を電源開発、農業開発及び生産性向上のための借款として受け入れることになっており、また積立資金の残余の三割はわが国における駐留米軍の軍人、軍属用宿舎、域外調達、教育交換計画等に対する経費として米国が日本国内で使用することになっております。本件が六月十一日に本委員会に付託されますと同時に、本委員会は慎重審議を重ねるとともに、また外務、農林水産、商工委員会と連合審査を行いました。審査の間に行われました質疑応答のおもなる点の二、三をあげて御紹介申し上げますと、委員側から、日本が余剰農産物を受け入れることは、日本農業をこれによって圧迫する

本件を議題となして討論をいたしましたところ、日本社会党の細迫委員、日本社会党の戸叶委員、小会派の久保田委員から、それぞれ反対の意見を述べられました。民主党の大橋委員、自由党の北澤委員よりおのおの賛成の意見を表明されて、討論は終結いたしましたところ、本委員会は賛成多数をもって



本件に承認を与えることに決定いたしましたのであります。  
以上、御報告いたします。

### 三、参議院外務委員長報告(六月二十四日)

○石黒忠篤君 ただいま議題となりました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定について承認を求めらるる件について、外務委員会の審議の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、本年五月三十一日に外務大臣と在京米国大使との間に署名されたものにつきまして承認を求めらるるものでありまして、その提案の趣旨につきましては、過般外務大臣が六月十日に本会議場において説明をされたのでありますので、諸君はすでに御承知のこととありますが、その内容のごとく大要を念のために申し述べます。

わが国は八千五百万ドルに達するまでの米国の余剰農産物を円をもって購入をいたし、そのほかに現物贈与の形で千五百万ドルまでの余剰農産物の贈与を受けるのであります。さらに八千五百万ドルの購入によって積み立てられる資金のうち、ドルに交換された七割を、日本側が電源開発、農業開発及び生産性向上のための借款として受け入れまして使用をしていく、残りの三割は、米国側でわが国における駐留米軍の軍人の宿舎、域外調達等に対する経費といたしまして、日本国内で使用をするということの内容としておるものであります。

しこうして政府といたしましては、この協定の実施は、種々な利

益を日本に持ち来ます。第一に、本来外貨による輸入を必要とすべき農産物を円で購入することができること、それから贈与を受ける農産物によりまして現在の児童福祉計画が一段と拡大、実施し得ることになるということ、次に農産物の購入代金の七〇%、すなわち六千万ドル近くの額を借款といたしてわが国が利用することによって、国の経済の発展を促進することができるというような利益をもたらし得るものであるから、米大統領の処分権限がある今月中に手続を完了し得るようになり、なるべくすみやかに本協定の締結について国会の承認を得たいと、こういうのであります。

委員会は、農林水産委員会の所管と非常に大きな関係がありますので、その申し入れによりまして連合審査を行いました。それらを合せまして三回にわたって長い時間、本件を慎重に審議いたしましたのであります。委員会における質疑の主要なるものを御報告申し上げます。

「今次の協定と昨年締結したMSAに基くものとの差異並びにそれと比較して有利な点は何か」という、こういう質問に対しまして、「本協定はMSA法に基くものでなく、農産物処理に関する一九五四年のアメリカ法に基いて、見返り円を日本側使途については軍事的なものでなく、わが国の経済開発のために使用せられる点、合意された目的の範囲内で随意に使用できる点、また買付農産物の金額が増加している点、贈与が金そのものでなく、現物であること、また借款が認められたこと等が違ふ点があつて、全般的に見て、わが国にとりて、きわめて有利なものと認められる」という答

弁があつたのであります。次に、「この協定による買付は、これは東南アジア、カナダ等からの農産物、ことに米の買付を減少せしめることになつて、東南アジアに対するわが国の貿易関係を阻害するようにならぬか」と、こういう質問に対しまして、「協定の中にも貿易関係を阻害してはならないという定めがあるくらいであるから、そういうことはいたさない、またビルマ、タイ等とは買付取りきめに基いて現に買入れられており、さらに追加買付さえ行なつておるので、十分東南アジア諸国との関係は配慮してある、しかし、もし今後余剰農産物を買付けることになつて米国よりの米の買付については慎重でなければならぬ」とは十分心を得ておる。しこうして答弁でありました。その次に、「米軍の見返り円の使用は、従来のドル収入を減少せしめることになりはしないか、また日本が使用する分の配分は、日本側が自由に決定し得るのか、アメリカの指図によるのか」と、こういう点に対して、「本件円資金のうち、域外調達に使用せられる分は間接にドル支出となるので、この分の金額は極力少額にとどめて行くようにしてもらった、日本側で使用するものは、両者間の合意によつて、使用目的は電源開発、農業開発及び生産性向上のための三つに決定をいたしました。しかし、その金額はそれぞれ百八十二億円、三十億円、一億五千万円ということに分配したが、この分配は、日本側の自由裁量によつてやったものである。ただ、これは借款である関係上、この決定は先方に通知することが必要であり、通知を現にしておるのである。しこうして答弁でありました。次に、「余剰農産物は、引き続き来年も

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

再来年も買うつもりか」と、こういう質問に対しまして、「関係中には個人の意見として、有利であるから買いたい希望を表明している者もあるが、政府としては、明年度以後買うやいなやについては未定であつて、本件買付が国内経済に及ぼす諸般の影響をとくと考えた上において決定をいたしたい」と、こういう答弁でありました。次に、「予算に計上せられて見返り資金が、全農産物の受け払いがおくられて資金計画にそぐを来たすことは起らないかどうか、また本協定によつて積み出すところの農産物は何年産のものであるか、その買付価格はどのくらいのものであるか、米の価格は割高と思われるかどうか」と、こういう質問に対しては、「積み出しについては、綿花に関しては十月三十一日、その他の農産物は九月三十日までとなつていて、これらは大体順調に進むと考へているから、資金計画に支障を生ずるようなことはない。それからCCC、すなわちアメリカの余剰穀物を持つておる会社であります。CCCの手持ちは、三月三十一日現在で七十二億ドルくらいあるようだが、買付はCCCの手持ちからでも、普通取引関係から買つても、どちらでも随意である。食糧管理会計としては、一九五四年のものより古いものを買う意思はない。買付価格も、品質によるが、世界市場における競争価格より高い値段で買う必要はない」と、こういう答弁でありました。協定面では相互の利益をうたつておるのであるけれども、根本的には先方の余剰物を買わされるのであるから、その見返り円は農業開発に使用せられる分が多くあるべきであるのに僅少なことはない。そのほか諸般の点において、わが国の自主独立性



の認められていることが少い。こういう点の指摘がされたのであります。その他、買付農産物及び借款目的の選定の経緯、世界銀行借款との関係、買付綿花の加工品は輸出ができるのかどうか、綿花買入れは国内業者を圧迫しないかどうか。海上輸送運賃が規定によると非常に損なように思われるかどうかというような点について熱心な質疑があったのであります。

それから次に、農林水産委員会との連合審査の会合におきましては、農林委員長初め委員各位が強く指摘せられましたことは、借款による資金は、電源開発、農業開発、生産性の向上に使用することになっており、これは日本側が自主的に申し入れたものであるというが、本件交渉の初めからの経緯からみて、また本件農産物受け入れは、直接、間接に結局は農民を圧迫することになることはいなみ得ない点からみて、農業開発こそは重点的に資金の使用をさるべきものであるのに、電源開発に百八十二億五千万円、農業開発には、わずかに三十億円とは納得ができない。これが配分額の変更はできないのかというようなこと、及び総合経済六カ年計画と本件借款等、資金による農業開発との関係、食糧需給計画と余剰物資買付との関係について詳細な、また熱心な応答があったのであります。これらの諸点に対して、政府の答弁はやや統一を欠くものがあるように認められましたので、委員長は、政府の統一の答弁を求めるために一応休憩をいたしたこともあるのであります。したが、それに続いて開かれた外務委員会において、政府を代表して経済審議庁長官より、「本年度は電源開発に百八十二億五千万円が決定され、農業開

発に三十億円、生産性向上に一億五千万円決定をせられ、三十億円の農業開発の内訳は、愛知用水に二十五億円、北海道開拓に五億円に決定して予算に組んであるという実情であるから、これを了承せられない。来年度以降においては、かりに農産物の購入協定ができない場合においても、既定計画を中断することがないように極力努力する、との説明があったのであります。

かような経緯を経まして、委員会は六月二十三日質疑を了しまして、討論に入りましたところ、羽生委員は、日本社会党第四控室を代表して反対、小瀧委員は、自由党を代表して賛成、曾根委員は、社会党第二控室を代表して反対、梶原委員は、緑風会を代表して賛成、共産党の須藤委員は反対、苦米地委員は、民主党を代表して賛成の意見を述べられました。

次いで、採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと多数をもって決定いたしました次第であります。

なお、二十三日に農林水産委員長より本件に関しまして、農林水産委員の総意によるものとして、外務委員長あてに以下述べるような五項目を内容とする申し入れがありましたので、本議場においてこれを報告申し上げることに外務委員会で決定いたしましたから、次にそれを読み上げます。

(一) 食糧自給度の向上は、国民食糧確保のためにも、亦経済自立のためにも最も肝要とすべきことである。仍って食糧の輸入は小麦及び乳製品の国内増産を圧迫しないよう必要最小限度にとどめること。

(二) 本協定によって受入れようとする食糧の価格は概して割高であり、その品質が必ずしも適当でなく、わが国経済上不利を招くことになるから、これを是正すること。

(三) 米国余剰農産物の受入は、その影響が国内農民に転嫁されることになるものであるから、その償いとしても、これが受入による見返資金は、国内農業開発のため優先且つ重点的に支出すること。

(四) 右資金の農業開発に対する使途については、行きがかりにとられず、わが国の自主的な見解によってあらためて慎重な検討を行い、わが国農業発達のため最も効率の高いものとするとともに、当初において確固たる総合的年次計画(事業、資金、器材及び労力等万般に亘って)を樹て、不動の態勢を以てその完遂を図ること。

(五) 右の事業に対して、国内において負担すべき資金を調達するためには、今後余剰農産物の受入の如何にかかわらず、既定の国内農業開発計画及び食糧増産対策に必要な経費を絶対に削減しないこと。

こういう申し入れをされまして、外務委員会において適当にこれによって処理してもらいたい、こういう申し入れがあったのであります。外務委員会は、これを本会議場において報告をいたし、外務委員長から政府にその旨を伝達するというに、外務委員会の決定をみたのであります。外務委員会はこれを付帯決議に採択はいたしませんでしたが、外務委員会の総意は、農林水産委

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

員会はこの五カ項目は、内容的に全く同意であるというのが、委員の意見であったのであります。政府においては真剣にこの点について尊重せられて国政を行なっていただきたいということを、委員長としてここに申し入れる次第であります。

以上、御報告を申し上げます。



### ◎航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定 (昭三〇、七、二〇条七)

#### 一、提案理由(六月四日)

○園田政府委員 たいま議題となりました航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

政府は、昭和二十八年四月以降カナダとの間に航空業務に関する協定の締結のための交渉を東京において行なつて参りましたが、昨年末に至り交渉当事者間の意見がまとまりましたので、その結果に基づき、本年一月十二日にオタワにおいて、この協定が、わが松平大使とカナダのピアソン外務大臣及びマーラー運輸大臣との間で署名されるに至りました。

この協定は、さきに国会の御承認を得ました日米、日英、日タイ、日スウェーデン等の航空協定と同一の目的及び意義を有しております。その内容も大差はございません。カナダは、サンフランシスコ平和条約第十三条(b)に基づき、暫定的にわが国乗り入れの一方的な権利を持っておりませんが、この協定の締結により、わが国は、カナダとの関係においてこの片務的狀態を解消して、わが国の航空企業も、カナダの航空企業と平等の条件でカナダに乗り入れを行うことができるようになるわけでございます。

条約において十四歳未満の者の船舶における使用を禁止していたものを十五歳未満の者の使用禁止にまで及ぼすこととあります。

最後に、船員の健康検査に関する条約は、一九四六年にILOの第二十八回総会で採択されたものでありまして、その目的とするところは、健康証明書を保有する船員にのみ船舶乗り組みを認めることにより船員の健康を保護しようとするものであります。

以上四条約の目的とするところは、それぞれだいたいま簡単に御説明申し上げました通りであります。これら条約の内容は、いずれもわが国内法においてすでに規定せられ、実施されているところであり、従って、わが国がこれら四条約の当事国となることは、特に法律的の意義があるわけではありませんが、これらの条約を批准することにより、わが国が公正な国際労働慣行を遵守している実情を広く世界に知らせ、また、将来もそれを維持していくことを国際間に約束いたしますことは、ILO憲章の趣旨に沿った国際協力を進める点からいいたしても、また、わが国の海外における信用を高める点から見ましても、きわめて事宜に適するものと認められます。

以上の点を了察せられ、御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

次に商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、第七回ガット締約国団会議において、一九五二年十

航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定

よつて、この協定の御承認を求めめる次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御承認あらんことをお願いいたす次第であります。

次に、船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)、海員の雇入契約に関する条約(第二十二号)、海上で使用する事ができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約(第五十八号))及び船員の健康検査に関する条約(第七十三号)について提案理由を御説明いたします。

船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約は、一九二〇年に国際労働機関、すなわち、いわゆるILOの第二回総会で採択された条約でありまして、その目的とするところは、船舶の滅失または沈没により海員が失業した場合に、船舶所有者が船員の失業期間中、賃金と同じ割合で補償金を支払わねばならないと規定することにより海員を保護しようとするものであります。

次に、海員の雇入契約に関する条約は、一九二六年にILOの第九回総会で採択されたものでありまして、主として海員の利益保護の見地から、船舶所有者と海員との間に行われる海員雇入契約の成立要件、契約内容等を一定の規制のもとに置くことを目的とするものであります。

次に、海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約は、一九三六年にILOの第二十二回総会で採択されたものであります。この条約は、同じ名称を有する条約で、大正十三年にわが国が批准したものの全文改正条約でありまして、その改正の趣旨は、前

一月七日にジュネーヴで作成されたものでありまして、一九五三年二月一日から同年六月三十日まで署名のために開放されましたが、その後は、国際連合事務総長に加入書を寄託して加入することになつております。

この条約は、わが国が、さきに当事国となつていて税関手続の簡易化に関する国際条約第十条の見本に関する規定を拡充したものでありまして、商品見本及び広告資料の輸入に関する規則を国際的に統一し、もつて国際貿易の拡大を促進することを目的としたものであります。わが国は、この条約の当事国となることにより、わが国の商品見本及び広告資料に対し、他の締約国による統一的な取扱いを確保することができ、もつてわが国商品の海外進出と一そうの国際貿易の振興とをはかることができるわけでありまして。

この条約は、いまだ効力を生じておりませんが、十五カ国の参加を待つて、近く効力を生ずるものと予想されております。わが国といたしまして、以上に述べました利点を考慮に入れ、この際この条約に加入し、商品見本及び広告資料交流の分野における国際協力の実をあげることが必要であると考へます。

以上の事情を了察せられ、慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

最後に観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めめるの件及び観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明



いたします。

この条約及び議定書は、国際連合主催のもとに客年五月から六月にかけてニューヨークで開催され、わが国も代表を参加せしめた国際会議において作成されたものでありまして、わが国は、客年十二月二日特命全權大使沢田廉三をして署名をいたさせました。

まず前者の条約は、外国からの観光客など一時旅行者が携帯搬入する身回り品、嗜好品、みやげ品の一定品目、一定数量につき、再輸出を条件として、または消耗品の場合には再輸出を条件とせず、免税輸入することを当事国が相互に承認することを内容としております。わが国は、この条約の当事国になることにより、外国からの観光旅行者に対し通関上の便宜を与え得ることとなるため、わが国の観光事業を進展させる上に大きな利益を受けることになりま

す。

次に議定書は、観光旅行など海外旅行の奨励を目的とする無料配布用宣伝資料を免税輸入すること、及び同目的の無料展示用宣伝資料を再輸出を条件として、一時的に免税輸入することを当事国が相互に承認することを内容としております。わが国は、この議定書の当事国になることにより、これらの資料を海外に向け容易に輸出することができるようになり、わが国への観光客誘致運動を従来よりも一そう活発に実施し得る利益があります。

よって、この条約及び議定書の批准につき、御承認を求めらる次第でございます。右の事情を了承せられ、慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

第一の、船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約は、一九二〇年にILOの第二回総会で採択されました条約でございます。その目的とするところは、要するに、船舶の滅失または沈没によりまして海員が失業いたしました場合に、船舶所有者が海員の失業期間中賃金と同じ割合で補償金を支払わなければならないと規定し、これにより海員を保護せんとする趣旨でございます。この条約は、一九二三年三月十六日に発効いたしました。現在までに批准した国は、連合王国すなわち英国、カナダ、フランスを初め三十カ国でございます。

第二に、海員の雇入契約に関する条約は、一九二六年にILOの第九回総会で採択されたものでありまして、主として海員の利益保護の見地から、船舶所有者と海員との間に結ばれる海員雇入れ契約の成立要件、契約内容等を一定の規制のもとに置くことを目的とするものでございます。この条約は一九二八年四月四日に発効しておりますが、最近までに批准した国は、連合王国—英国、カナダ、フランスを初め三十カ国でございます。

第三に、海上で使用する子どもが最低年齢を定める条約は、一九三六年にILOの第二十二回総会で採択されたものであります。この条約は、同じ名称の条約で大正十三年にわが国が批准したものの全文の改正条約でありまして、その改正の趣旨は、前条約において十四才未満の者の船舶における使用を禁止していたのを十五才未満の者にまで拡張したわけでありまして、この条約は、一九三九年四月十一日に発効いたしました。最近まで批准した国は、米

航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定

## 二、衆議院外務委員長報告(六月二十八日)

○菊池義郎君 ただいま議長において読み上げました八つの案件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げますのでありますが、一々詳しく申し上げますと、一昼夜かかりましてはまだ足りないくらいでございますので、急所々々を押えて、要点をつまみまして、手ぎわよく簡単に御報告申し上げます。

まず第一の、航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定について申し上げます。政府は、一昨年四月以来、この協定締結のための交渉を行なっておりまして、昨年末に至りまして両国間の意見がまとまりまして、本年一月十二日、オタワにおきまして署名を了するに至りました。この協定は、さきに国会の承認を得ました日米、日英、日本とタイ、日本とスエーデン等の航空協定と同一の目的及び意義を有しておりまして、その内容もほぼ同一でございます。カナダは、サンフランシスコ平和条約に基きまして、暫定的にわが国に乗り入れの一方的権利を持っておりまして、この協定の締結によりまして、わが国はカナダとの関係においてこの片断的な状態を解消いたしまして、わが国の航空企業もまたカナダの航空企業と平等の条件でカナダに乗り入れることができるようになるわけでございます。

次に、第二から第五までの、国際労働機関、すなわちILOで採択いたしました四つの条約について申し上げます。

国、カナダ、フランスを初め十六カ国でございます。

最後に、船員の健康検査に関する条約は、一九四六年にILOの第二十八回総会で採択されたものでありまして、その目的とするところは、健康証明書を保有する船員にのみ船舶乗り組みを認めることによりまして船員の健康を保護しようということでございます。この条約は一九五五年八月十七日に発効するのでありますが、最近までに批准した国は、カナダ、フランス、イタリアを初め十カ国であります。

これらILO四条約の内容は、いずれもわが国の国内法においてすでに規定せられ実施せられておるところでありまして、わが国が当事国となりまことにには特に法律的に意義があるわけではないのでありますけれども、わが国が公正な国際労働慣行を順守している実情を世界に知らしめ、また将来もそれを維持していくことを国際間に約束したことになるので、これによってILO憲章の趣旨に沿った国際協力を進める点から、またわが国の海外における信用を高める点から申ししても、深い意義があることとさせていただきます。

次に、第六の商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約について申し上げます。この条約は、第七回ガット締約国団会議におきまして、一九五二年十一月七日にジュネーブで作成せられ、翌年二月一日から六月三十日まで署名のために開放されましたが、その後は国際連合事務総長に加入書を寄託して加入することになっております。この条約は、わが国がさきに当事国となっている



税関手続の簡易化に関する国際条約第十条の見本に関する規定を拡充したものでありまして、商品見本及び広告資料の輸入に関する規則を国際的に統一いたしました。わが国は、この条約の当事国となる目的としたものでございます。わが国は、この条約の当事国となることによりまして、わが国商品の海外進出と一そうの国際貿易の振興に寄与することができるわけでありまして、現在までに批准または加入を行なった国は九カ国であります。この条約は、いまだ効力を生じておりませんが、十五カ国の参加を待って、近く効力を生ずるものと予想されております。

終りに、第七及び第八の、観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約及び観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約につき申上げます。この条約及び議定書は、国際連合の主催で昨年五月から六月にかけてニューヨークで開かれた国際会議において作成されたものでありますが、わが国もこれに参加し、十二月二日に署名を行いました。この第一の条約は、外国からの観光客等一時旅行者が携帯搬入する身回り品、嗜好品、みやげ品の一定品目数量につきまして、再輸出を条件として、または消耗品の場合には再輸出を条件とせずに、免税輸入することを当事国が相互に承認することを内容としております。第二の議定書の方は、観光旅行等海外旅行の奨励を目的とする無料配布用宣伝資料を免税輸入すること、及び同目的の無料展示用宣伝資料を再輸出を条件として一時的に免税輸入することを、当事国が相互に承認することを内容としております。この条

約及び議定書は、わが国の観光事業を發展せしめるのに大きな利益を受けるわけでありまして、署名期間中に署名を行なった国は、わが国を含めて、条約三十二カ国、議定書二十五カ国の多数に及んでおります。

以上の八つの条約案件は、いずれも六月一日に外務委員会に付託されました。四日、二十二日及び二十五日の三回にわたり会議を開き、政府当局の説明を聞き、質疑応答が行われましたが、その詳細は委員会議録によって御了承願いたいと存じます。

続いて、討論はこれを省略し、採決の結果、八条約案件はいずれも全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(七月一日)

○石黒忠篤君 ただいま議題となりました八件は、そのうちの一つは航空に関するものであり、それから船舶及び海員に関するものが四つ、商品見本及び広告資料に関するものが一つ、観光旅行に関するものが二つ、いずれもこれらの条約、協定、議定書等は、問題があまりございません。

委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げますと、まず航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件に關しましては、これは日加両国政府の間において本年一月に署名されたものでありまして、両国の領域間及びその領域を越えて民間航空業務を開設をいたし、運営することを目的とし

たものであります。協定の内容は、さきに本院で承認をすでに与えました日米、日英等一連の航空協定とはほぼ同様のものでござい

す。

委員会におきましては、別段の質疑もなく、採決においては全会一致をもって、本件は承認すべきものと議決いたしました。

次に、船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約、海員の雇入契約に関する条約、海上で使用することが出来る児童の最低年齢を定める条約及び船員の健康検査に関する条約の四条約のそれぞれの批准について承認を求めるの件であります。第一の条約につきましては、船舶の滅失または沈没によって海員が失業した場合には、船舶の所有者は、船員の失業期間中、賃金と同じ割合で補償金を支払わねばならぬというものを規定したものでありまして、第二の条約は、船舶の所有者と海員との間に行われる海員雇入契約の成立要件、契約内容等を一定の規制のもとに置くことを目的としたものであります。第三の条約は、大正十三年にわが国も批准をしていると同じ名称の条約を改正したものでありまして、その趣旨は、前条約では、十四才未満の者の船舶における使用を禁止していたものを、十五才未満の者の使用禁止にまで及ぼしたものであります。第四の条約は、健康証明書を保有する船員にのみ船舶乗り組みを認めることによつて、船員の健康を保護しようとするものであります。

これらは、いずれも国際労働機関の総会で採択されたものでありまして、海員の保護の見地から作られた条約であります。なお政府

航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定

の説明によりますと、これら条約の規定の趣旨は、わが国におきましては、すでに船員法等に規定されておりますので、これら条約の批准に當つて新たな国内立法の必要はないのであります。すなわち、これらの条約の当事国となることには、特に法律的意義はないわけでありまして、これら条約の当事国となることは、わが国が公正な労働慣行を順守しているという実情を広く世界に知らせ、また将来もそれを維持して行くことを国際間に約束することになりまして、わが国の国際信用を高めることに役立つ、そういう理由から、これらの批准について承認を求めたいということであるのであります。

委員会におきましては、別段の質疑もなく、採決においては全会一致をもって、四条約とも承認すべきものと議決をいたしました次第であります。

次に、商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件に關しまして、御報告申し上げます。

この条約は、わが国がすでに当事国となつていゝ「税関手続の簡易化に関する条約」第十条の見本に関する規定を拡充したものであります。商品見本及び広告資料の輸入に関する規則を国際的に統一し、もつて国際貿易の拡大を促進することを目的としたものであります。わが国は、この条約の当事国になることによりまして、わが国の商品見本及び広告資料に対し、他の締約国による統一的な取扱いを確保することができ、わが国際貿易の振興をはかることがで



きるので、この条約に加入したいというのが、本件提案理由の概要でございます。

委員会においては、別段の質疑もなく、採決においては全会一致をもって、承認すべきものと議決いたしました次第であります。

最後に観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求める件及び同条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求める件、この二件を一括して御報告申し上げますが、この条約及び議定書は、昨年、国際連合主催の国際会議において作成されたものでありまして、わが国も参加して署名済みのものであります。条約は、外国からの観光客等一時旅行者が、携帯搬入する身回り品、嗜好品、みやげ品の一定品目、一定数量について、再輸出を条件として免税輸入すること等を当事国が相互に承認することを内容としており、また、議定書のほうは、観光旅行の無料配布用宣伝資料を免税輸入すること等を当事国が相互に承認することを内容としたものでありまして、わが国は、これらの当事国となることによりまして、観光事業の発展をはかる上において利益を得ることとなるので、これらの批准について国会の承認を求めるといのが、政府の提案理由であります。

委員会におきましては、観光客に対する税関の取扱いぶり、観光宣伝に関する政府の施策等について質疑がありました後、採決いたしましたところ、全会一致をもって、本件は承認すべきものと議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

### ◎日華平和条約附属議定書第二項の有効

#### 期間の延長に関する議定書

(昭和三〇、八、四條八)

#### 一、提案理由(七月六日)

(関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書(昭三〇―条一三)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(七月二十七日)

○植原悦二郎君 たいいま議題となりました日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

わが国と中華民国との間の通商及び航海に関する事項は、昭和二十七年八月日華平和条約附属議定書の通商及び航海に関する取りきめによって律せられて参りました。この取りきめの存続期間は、八月四日に効力を失うことになっておりますので、このたびこの取りきめの存続期間の延長につきまして中華民国政府と交渉の結果、八月五日から一年間延長し、その後は、三カ月間の予告期間をもって廃棄通告がなされない限り、そのつど自動的に一年間ずつ延長されることにつき意見が一致いたし、七月二日、両国間に、その旨の議

日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書

定書が東京において署名されました。

本案件は、七月四日本委員会に付託されましたので、七月六日から本二十七日まで慎重審議を重ねました。

討論に入りまして、各党代表からそれぞれ賛否の意見が表明されましたが、これらの詳細については会議録によって御承知を願いたいと思ひます。

続いて採決の結果、本件は多数をもってこれを承認すべきものと議決いたしましたのであります。

右、御報告申し上げます。

#### 三、参議院外務委員長報告(七月二十九日)

○石黒忠篤君 たいいま議題となりました日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本議定書の趣旨及び内容を申し上げますと、わが国と中華民国との間の通商及び航海に関する事項は、日華平和条約の附属議定書第二項の通商及び航海に関する取りきめによって律せられ、その存続期間は、最初は一年でありましたが、その後二年間延長され、その期限が本年八月四日をもって消滅することになっております。一方、両国間にはいまだ通商航海条約が締結される段階に立ち至っておりませんので、両国間の交渉の結果締結されたのがこの議定書でありまして、七月二日に署名を了し、ここに国会の承認を求めて参



たものでございます。その内容は、現行取りきめの存続期間を八月五日から一年間延長することと、その後は三カ月間の予告期間をもって廃棄通告がなされない限りにおいては、その期限の到来のつど、自動的に一年間ずつ延長されること及び通商航海条約が締結されたときには、その効力を失うことを規定しておるのであります。

委員会の質疑におきましては、世界情勢の変化に伴う対中共及び対台湾問題、今後の通商条約締結の意思の有無等について質問が行われたのでありますが、討論におきましては、羽生、曾根両委員より反対の意見が述べられ、次いで採決に入りましたところ、本件は、多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。

### ◎特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定（昭和三〇、八、五条九）

#### 一、提案理由（七月十六日）

○園田政府委員　ただいま議題となりました特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるとの件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

わが国とタイとの間には、第二次大戦中、特別円勘定に関する諸取りきめ及びこれに関連する金の売買に関する諸取りきめが存在しましたが、戦後これらの取りきめに基く両国間の債権債務関係の解決のため、両国政府の間で折衝を重ねて参りましたところ、本年四月タイ外務大臣が親善使節として来朝するに及んで、両国政府間の話し合いは急速に進展し、特別円問題の解決の方法に関する大綱についての意見の一致をみましたので、その際両政府間の了解事項を共同声明として発行いたしましたことは、御承知の通りであります。

その後、さらに両国政府は、右の了解に基き、特別円問題の解決に関する協定を締結するための交渉を行なって参りましたが、本月初めタイ外務大臣の再度の来日の機会に、その案文について妥結を見るに至りましたので、七月六日両国の外務大臣の間で協定文の仮調印を行なった上、七月九日にバンコックでわが太田大使と先方の

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定

ナラティップ外務大臣との間で本協定の署名を紹了いたしました次第であります。

本協定により、わが方は、五年の分割払いによって、五十四億円に相当するポンドをタイに支払うとともに、経済協力として、九十六億円を限度とする投資及びクレジットの形によりわが国の資本財及び役務を供給することを約し、タイは特別円問題に関する一切の請求権を放棄することになっております。右のうち、五十四億円相当のポンドは現金による支払い、九十六億円は投資及びクレジットによる資本財及び役務の供給になります。後者については、その期間、条件ないし熊様がまだきまつておらず、今後の話し合いによって合意することとなっております。そのための協議及び勧告の機関として合同委員会を東京に設置することが規定されております。

本協定の実施により、わが国とタイとの間に存在していた重要な懸案が円満に解決されますことは、今後の両国の友好関係をますます強化するとともに、経済協力による両国間の経済提携が一段と促進され、ひいては、わが国のアジア諸国との政治的、経済的関係の改善及び発展に少からず資するものと確信いたします。

よって、ここに本協定の締結について、御承認を求め次第であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告（七月二十六日）

（関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議



定書(昭三〇一条二三)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院外務委員長報告(七月二十九日)

○石黒忠篤君 たいいま議題となりました特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求め、件及び関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求め、以上二つを一括いたしました。以上、外務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

前者につきましては、政府の説明によりますと、わが国とタイとの間においては第二次世界大戦中、特別円勘定に関する諸取りきめ及びこれに関連する金の売買に関する諸取りきめが存在して、おりました。戦後タイ国との間におきまして、国交回復に伴って、両国政府の間でこれら取りきめに基く両国間の債権債務の解決のために折衝が続けられて参ったのであります。しかるところ本年七月、タイの外務大臣米朝の機会に、協定案文の妥結を見まして、同大臣と重光外務大臣との間に仮調印が行われ、次いで七月九日、バンコックにおいてわが国の大使とタイ国の外務大臣との間に本件協定の署名が行われたのであります。

協定の内容は、わが方が五年の分割払いによりまして、五十四億円に相当するポンドをタイに支払うとともに、経済協力として、九十六億円を限度とする投資及びクレジットの形によりまして、わが国の資本財及び役務を提供することを約し、他方タイは特別円問題に関する一切の請求権を放棄するという事になっておるのであります。

加入となるということであり、しこうしてその実現の見込みがあるかということを探ねましたところが、見込みは十分にあるということでありました。

委員会はこれら各件につきまして種々審議を行いました上、採決の結果は、両件ともそれぞれ全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。

ます。

政府としては、本件協定の実施によりまして、日タイ両国間の重要懸案が円満に解決されることは、両国の友好関係の強化、経済提携の促進に役立って、ひいてはわが国とアジア諸国との間の政治的、経済的關係の改善及び発展に資するところが多大なるものであるという考えでいるのであります。

後者の案件、すなわち関税及び貿易に関する一般協定、すなわちガットへの加入に関しまして報告を申し上げます。

わが国は昭和二十七年七月にこのガット加入の申請をいたしました。が、実現に至らず、一昨年いわゆる仮加入宣言によって暫定的にこれに参加した次第であります。正式加入をすることの努力を政府は続けて参りました結果、昨年十月の第九回締約国団会議における決定に基きまして、本年二月二十一日から関係国と関税交渉をそれぞれ行なつて、その結果に基いてわが国の加入条件を定めるこの議定書が作成されたのであります。政府は六月七日、この議定書に署名を了したのであります。よつて政府は国会の承認を求めんとして本件を提出したたのであります。

政府の説明によりますと、わが国のガット加入が実現するためには、わが国がこの議定書に署名し、さらにこの議定書と同時に作成された、わが国の加入に同意する旨の締約国団の決定に加入国の三分の二、すなわち国の数において二十三カ国の賛成投票が八月十一日までになされる必要があるものであります。それが八月十一日までに整えば、それより三十日後、すなわち九月十日にわが国が正式



船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)

六〇六

◎船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約(第八号)

(昭和三〇、八、二二条一〇)

一、提案理由(六月四日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十八日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月一日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

◎海員の雇入契約に関する条約(第二十二号)

(昭和三〇、八、二二条一一)

一、提案理由(六月四日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十八日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月一日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

海員の雇入契約に関する条約(第二十二号)

六〇七



## ◎日本国とイタリアとの間の文化協定

(昭和三〇、九、六条一二)

### 一、提案理由(五月十八日)

○園田政府委員 ただいま議題となりました日本国とイタリアとの間の文化協定の批准について承認を求めるとの件、日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定の批准について承認を求めるとの件及び日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めるとの件の三件につきまして一括提案理由を御説明いたします。

まず、わが国とイタリアとの間には、戦前昭和十四年三月に署名されました文化的協力に関する協定が存在していましたが、第二次大戦後両国間の文化交流が再び活発になるに従い、現実の状態に即した新たな文化協定を締結する要望が両国政府の間で漸次高まった結果、昭和二十八年一月から東京で具体的交渉を行なうて参りましたところ、昨年五月に至って両国政府間で意見の一致を見るに至りました。よって、同年七月三十一日に岡崎前外務大臣と在京イタリア大使との間に、この文化協定の署名調印が行われたのであります。

第二に、メキシコ合衆国については、政府は昨年日仏文化協定及び日伊文化協定の締結交渉の進展とともに、メキシコとの間にも文化協定を締結する話し合いを進めたところ、先方においても同国が

よって、ここに本件三協定の批准について御承認を求めるとの次第であります。何とぞ慎重御審議の上本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

### 二、衆議院外務委員長報告(五月十九日)

○大橋忠一君 ただいま議題となりました、日本国とイタリアとの間の文化協定の批准について承認を求めるとの件、日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定の批准について承認を求めるとの件及び日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めるとの件の三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果について一括して御報告申し上げます。

まず、わが国とイタリアとの間には戦前文化的協力に関する協定が存在していましたが、第二次大戦後、両国間の文化交流が再び活発になるに従い、現実の状態に即した新たな文化協定を締結する要望が両国政府の間で漸次高まった結果、昭和二十八年一月から具体的交渉を始めまして、昨年五月に両国政府間で意見の一致を見るに至りましたので、同年七月三十一日に署名調印が行われたのであります。

第二に、メキシコ合衆国については、同国との間にも文化協定を締結する話し合いを進めたところ、先方においても、同国がアジア諸国の中で最初に結ぶ文化協定をぜひわが国との間に締結したいとの熱心な態度を示し、昨年十月二十五日、メキシコ市において署名調印が取り運ばれたのであります。

日本国とイタリアとの間の文化協定

アジア諸国のうちで最初に結ぶ文化協定をぜひわが国との間に締結したいとの熱心な態度を示し、昨年九月より両国政府間で具体的折衝を行い、同十月末までに政府間で意見の一致を見るに至りました。よって、十月二十五日、メキシコ市において、当時中南米諸国を訪問旅行中の岡崎前外務大臣と先方の外務大臣との間でこの文化協定の署名調印が取り運ばれました。

第三に、タイとの関係につきましては、わが国とタイとの間には、昭和十七年十月に署名されました文化協定が存在しておりますが、戦後タイとの文化交流は、仏、伊等と並んで最も活発なものがあつた。かねてから新たな文化協定の締結の必要が痛感されていまして、本年三月両国政府間で具体的交渉を開始しました結果、四月六日に東京において本大臣と来朝中のタイ外務大臣との間でこの協定の署名調印を了した次第であります。

これらの三協定は、いずれもほぼ同様な規定を内容とし、わが国とそれぞれの相手国との間に伝統的に存在しております密接な文化関係を今後とも維持すると同時に、いよいよ緊密にすることを目的としております。これらの協定の実施により、相手国との文化交流を通じて両国民間の相互理解に一層深められ、ひいては両国間の政治的及び経済的友好関係の増進に資すべきことを信じて疑いません。また、これらの協定の効力発生により、わが国が戦後締結した文化協定は、昨年五月に署名された日仏文化協定を加えて、四協定となるわけでありますが、これによって日本文化の諸外国に対する紹介の機会が著しく増大されることが期待できると存じます。

第三に、タイとの関係につきましては、わが国とタイとの間には昭和十七年十月に署名された文化協定が存在しては、戦後タイとの文化交流は、伊等と並んで最も活発なものがあつた。かねてから新たな文化協定の締結の必要が痛感されていまして、両国政府間で交渉の結果、本年四月六日、わが外務大臣と来朝中のタイ外務大臣との間でこの協定の署名調印を了したのであります。

これらの三協定は、いずれもほぼ同様な規定を内容とし、わが国とそれぞれの相手国との間に伝統的に存在しております密接な文化関係を今後とも維持すると同時に、いよいよ緊密にすることを目的としております。これらの協定の実施により、相手国との文化交流を通じて両国民間の相互理解は一そう深められ、ひいては両国間の政治的及び経済的友好関係の増進に資すべきことは疑いないと存じます。

本案件は五月十三日提出され、同日本委員会に付託されましたので、委員会は慎重に審査をいたしました。その詳細につきましては委員会議録に譲ることといたします。

政府当局に対する質疑を終り、右三件を一括議題となして、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致、異議なく承認を与へることに決定いたしましたのであります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院外務委員長報告(五月二十五日)

○小瀧彬君 ただいま議題となりました日本国とイタリアとの間の



文化協定、日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定及び日本国とタイとの間の文化協定、おのおのの批准について承認を求めめるの件の三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、これら三文化協定締結の経緯及び内容は次の通りであります。

まずわが国とイタリヤとの間には、戦前昭和十四年三月に署名された文化的協力に関する協定が存在していましたが、第二次大戦後、両国間の文化交流が再び活発になるに従い、現実の状態に即して新たな文化協定を締結する要望が両国政府の間に漸次高まってきた結果、昭和二十八年一月から東京で具体的交渉が始められ、同年五月に至って、両国政府間に意見の一致を見るに至り、同年七月三十一日に岡崎前外務大臣と在京イタリヤ大使との間に、この文化協定の署名調印が行われたのであります。

第二に、メキシコ合衆国については、政府は、昨年日仏文化協定及び日伊文化協定の締結交渉の進展とともに、メキシコとの間にも文化協定を締結する話し合いを進めましたところ、先方においても、同国がアジア諸国のうちで最初に結ぶ文化協定をぜひわが国との間に締結したいとの熱心な態度を示し、昨年九月より両国政府間で具体的折衝が始められ、同十月末までに政府間で意見の一致を見るに至ったのであります。よって十月二十五日、メキシコ市において、当時中南米諸国を訪問旅行中の岡崎前外務大臣と先方の外務大臣との間で、この文化協定の署名調印が取り運ばれた次第でございます。

ございます。

第三に、タイとの関係につきましては、わが国とタイとの間には、昭和十七年十月に署名された文化協定が存在しておりましたが、戦後タイとの文化交流は、フランス、イタリヤなどと並んで最も活発なものがあつたので、かねてから新たな文化協定の締結の必要が痛感されておりましたので、本年三月、両国政府間で具体的交渉を開始いたしました結果、四月六日に東京において外務大臣と、またまた来朝中のタイ外務大臣との間で、この協定の署名調印が行われたのであります。

これらの三協定は、いずれもほぼ同様な規定を内容とし、わが国とそれぞれの相手国との間に伝統的に存在しております密接な文化関係を今後とも維持すると同様に、いよいよこれを緊密にすることを目的としております。これらの協定の実施により、相手国との文化交流を通じて、両国民間の相互理解は一そう深められ、ひいては両国間の政治的及び経済的友好関係は増進されることが期待されるので、本件三協定の批准について国会の承認を求めたいとの趣旨でありました。三協定の内容は、政府説明のごとくほぼ同様であり、また、一昨年国会が批准を承認しました日仏協定とも大差なく、わが国と相手国との間の文化交流のために取り上げるべき事項、方法等を規定したものであります。相互に義務を負う規定はなく、いわば文化協力の精神を強調しているのが特色と認められるのであります。協定文の詳細については、お手元の資料を御参照願いたいと存じます。

委員会は、五月二十四日、これら三件を審議いたしました。次に質疑の二、三について御報告いたします。

まず、「これらの協定ができれば、具体的にいかなる計画が用意されているのか。また、実施に伴う予算措置はどうなっているか」との質問に対し、「これらの協定は、文化交流のための方針を盛っており、これに基いて教授、学生、学者等の交換、美術展覧会の相互開催等の事業が促進されることになる。ただ具体的な計画については、双方の委員で構成する混合委員会が相談し、または両国間の協議できめる仕組である。予算については、この協定に伴って新たに計上せられるものはなく、外務省及び文部省に配付されている予算の枠内で支弁せざるを得ない実情である。ただ特別の事態が起れば、その都度交渉して経費を捻出するつもりである」との答弁でありました。なお右に関連し、「これら協定のことを念頭に置いて予算的考慮を払っておらぬように見受けられて、これら協定実施に熱意があるのか疑わしいものがある」との発言もありました。次に、「この種協定をインド、ビルマ、インドネシア等、東南アジア諸国とも結ぶつもりであるか」との質問に対しては、「外国と文化提携をなすに当っては、相手国により、協定の締結を欲する国と協定なしで行う主義の国とがある。日本としては文化協定を結び、それを基礎として東南アジア諸国との文化交流を促進したい希望を持っているが、今のところ、インド、インドネシア等では、その希望がないようである。もっともイランでは、わが国と文化協定を結ぶ希望があるので、目下話し合ひ中である」との答弁でありました。その

日本国とイタリヤとの間の文化協定

他協定によって設置される混合委員会の性格、機能及び運用方針について、また、これら協定に関連してわが国に輸入される映画に対する外貨割当制、フランス、イタリヤその他欧州映画の輸入許可方針等についても質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

委員会は、質疑の後、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもって、これら三件とも承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。



◎日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定  
協定 (昭和三〇、一〇、五条一四)

- 一、提案理由(五月十八日)  
(日本国とイタリヤとの間の文化協定(昭三〇一条一二)の提案理由と一括して掲載)
- 二、衆議院外務委員長報告(五月十九日)  
(日本国とイタリヤとの間の文化協定(昭三〇一条一二)の委員長報告と一括して掲載)
- 三、参議院外務委員長報告(五月二十五日)  
(日本国とイタリヤとの間の文化協定(昭三〇一条一二)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本国とタイとの間の文化協定の批准  
について承認を求めるの件

(昭和三〇、五、二五国会において承認・未公布)

- 一、提案理由(五月十八日)  
(日本国とイタリヤとの間の文化協定(昭三〇一条一二)の提案理由と一括して掲載)
- 二、衆議院外務委員長報告(五月十九日)  
(日本国とイタリヤとの間の文化協定(昭三〇一条一二)の委員長報告と一括して掲載)
- 三、参議院外務委員長報告(五月二十五日)  
(日本国とイタリヤとの間の文化協定(昭三〇一条一二)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めの件

(昭和三〇、六、一五国会において承認・未公布)

#### 一、提案理由(五月二十一日)

○園田政府委員 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めの件に関する提案理由の説明をいたします。

この条約は国際連盟主催のもとに一九三六年にジュネーブで開催された麻薬不正取引防止会議において作成されたものでありまして、わが国は同年六月二十六日に署名を行なったのでありますが、その後戦争などの理由によって批准が延期されたまま今日に至ったわけでございます。

この条約はわが国がさきに当事国となっておる麻薬に関する一九二一年一月二十三日のヘーグ条約、一九二五年二月十九日及び一九三一年七月十三日のジュネーブ条約の補足条約でありまして、これら三条約に対する違反行為を国際的に訴追処罰するための措置を拡充することを内容としております。従ってわが国はこの条約の当事国となる場合には、麻薬の害毒流入に対する防衛態勢を一掃強化できるばかりでなく、麻薬の分野における国際協力を一そう促進

することができるようになるわけでありまして、

この条約は、一九三九年十月二十六日にすでに効力を生じておりまして、わが国としましては、以上に述べました利点を考慮に入れ、この際批准を行い、この分野における国際協力の実をあげることに必要であると考えます。

よってこの条約につき御承認を求め次第でございます。以上の事情を了承されまして、慎重御審議の上、本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、国際連合が一九五二年の第七回総会で採択し、翌一九五三年三月三十一日に署名のために開放したものでありますが、わが国は、本年四月一日特命全權大使沢田廉三をしてこの条約に署名をいたさせました。

この条約は、婦人の地位を国際的に高めようとする国際連合の事業の一環として作成されたものでありまして、婦人に対し男子と同等の選挙権と被選挙権を保障すること及び婦人に対し公職就任の機会均等を保障することを内容とするものであります。

本条約に対しては、その趣旨及び内容に賛同して参加する国が続出してはいる状況でありまして、この際わが国がこの条約の当事国となり得ることは、国際協力という見地から望ましいことであるばかりではなく、わが国においてすでに確保されている男子と対等な婦人の参政権を国際的にも確認することとなり、きわめて有意義である

と考えられます。

よって、この条約の批准につき、御承認を求め次第であります。右の事情を了承せられ、慎重御審議の上、本件につき、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(六月九日)

○菊池義郎君 簡単に御報告申し上げます。ただいま上程せられました千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めの件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、国際連盟主催のもとに一九三六年にジュネーブで開催せられました麻薬不正取引防止会議において作成されたものでございまして、わが国は同年六月二十六日に署名を行なっております。本件は、わが国がさきに当事国となっておりまして麻薬に関する一九二一年一月二十三日のヘーグ条約、一九二五年二月十九日及び一九三一年七月十三日のジュネーブ条約の補足条約でありまして、これら三条約に対する違反行為を国際的に訴追処罰するための措置を拡充することを内容としております。従いまして、わが国は、この条約の当事国となる場合には、麻薬の害毒流入に対する防衛態勢を一そう強化することができるばかりでなく、麻薬の分野における国際協力をさらに促進することができるわけでございます。

本件が五月十七日に外務委員会に付託せられると同時に、本委員会は慎重に審議を重ねました。その詳細につきましては委員会会議

録に譲ることといたしますが、まず政府当局に対する質疑を終り

まして、本件を議題といたし、討論を省略して採決いたしました結果、全会一致異議なく承認を与えることに決定したのでござい

ます。

#### 三、参議院外務委員長報告(六月十五日)

○石黒忠篤君 ただいま議題となりました千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めの件について、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この条約は、一九三六年に、国際連盟主催のもとにジュネーブで開催せられました麻薬不正取引防止会議において作成されたものでありまして、わが国は同年六月二十六日に署名を行なったのであります。その批准は戦争等の理由で今日まで延期せられて参っておりますものであります。この条約は、わが国がすでに当事国となっておりまして麻薬に関する三つの条約がございまして、それを補足する条約でありまして、この三つの条約に対する違反行為を国際的に訴追処罰するための措置を拡充することを内容としております。従ってわが国は、この条約の当事国となる場合には、麻薬の害毒流入に対します防衛態勢を強化することができるばかりでなく、麻薬の分野における国際協力を貢献することもできるわけでございます。そこで政府はこの際、この批准を行いたく、国



会に対してこれが承認を求めるとするのが提案の理由であり、内容であるのであります。

委員会は、本件に関連いたしましたして、国内における麻薬取締りの実情等につきまして質疑を行なった後に採決をいたしましたところ、全会一致をもって、本件は承認すべきものと決定をいたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

### ◎婦人の参政権に関する条約

(昭和三〇、一〇、一一条一五)

#### 一、提案理由(五月二十一日)

(千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件(昭三〇一)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院外務委員長報告(五月三十一日)

(関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書(昭三〇一一条五)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院外務委員長報告(六月三日)

○石黒忠篤君 たいいま議題となりました婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

政府の説明によりますと、この条約は、国際連合の一九五二年の第七回総会で採択され、一九五四年七月七日に発効したものでありまして、わが国は本年四月一日これに署名いたしました。本条約の

婦人の参政権に関する条約

内容は、婦人の地位を国際的に高めようとする国際連合の事業の一環として作成せられたものでありまして、婦人に対し、男子と同等の選挙権と被選挙権を保障すること、及び個人に対し公職就任の機会均等を保障するものでございます。で、わが国としては、本条約の当事国となることによりまして、国際連合の事業に協力をするということができるのみならず、わが国においては、すでに確保されております男子と対等な婦人の参政権を国際的にも確認することとなるという点にかんがみまして、この条約を批准することについて承認を求めたい、こういうのが趣旨でございます。条約文の詳細の内容につきましては、お手元の資料で御承知を願います。

委員会での質疑においては、この条約へ未加入の国及びその未加入の理由、ソ連その他の国のなしたところの留保の意味、本条約の特質というような諸点につきまして、委員から質疑が行われたのであります。それに対する政府の答弁の概要を申し上げますと、「この条約にすでに署名をした国は四十数カ国で、十九カ国が批准を了し、または加入をいたしております。未加入国は、英、米を初めといたしまして、二十数カ国であります。その加入しない理由いかんと申すと、英、米は、本条約が定めておるような事柄は、本来、国内問題で、条約事項ではないという立場からであります。またイエーメン等の回教国、または、いわゆる後進国におきましては、男子さえ参政権が与えられておらぬものがあるのであるから、婦人に参政権を認めることができないというような、その国の法制ないしは風俗習慣の相違から署名をしておらぬのである」という答弁であ



りました。次に、「ソ連初め東欧諸国は、第七条及び第九条に關し  
まして留保を付しておる。すなわち、第九条は、解釈または適用に關  
する紛争の解決については、国際司法裁判所に付託することを規  
定しておるのでありますが、これらの国々は、この国際司法裁判所の  
強制管轄権を受諾しがたい」ということの理由をもって、第九条に拘  
束せられないとしております。また第七条については、従来の国際  
法上の解釈としては、ある国が留保を付する場合においては、他の  
全締約国との間には条約が成立しないのであるが、本条約におきま  
しては、多くの国の加入を希望したために、特例を設けて、留保を  
行なった国と留保を承認しない国との間においてのみ効力が生じな  
いということにいたしました。これに對しまして、ソ連初め東欧諸国は  
反對したものであります。なお、インドのごときは、第三条の、婦  
人に公職就任の機会均等を保障する規定に對し、婦人が軍隊に勤務  
することを除外しておる。これは婦人の肉体的条件からいたしまし  
て、当然のことであつて、この種留保をしない国でも、婦人が軍人  
となることを認めておらぬ国はたくさんあつて、かかる留保の必要  
はないと思われるが、インドの場合は、良心的に考えたものと認め  
られるのであります。なお三条によれば、婦人は何らの差別も受け  
ることなく、男子と同等の条件で国内法で定める公職につき、及び  
国内法で定めるすべての公務を執行する権利を有するとなつており  
ますが、この公職、すなわちパブリック・オフィス及び公務、すな  
わちパブリック・ファンクシヨンの定義については、国連の總會で  
も議論が沸騰いたしましたして、結局、各国共通の觀念を見出すことは

不可能であるとして、各国のきめるところにまかせたというような  
解釋もある」という説明があつたのであります。  
また、「本条約は、その特質についてどういふものであるか」とい  
う質問がありました。この条約は、国内法的にはその定めてお  
るところに従わなければならないが、普通の国際条約とは趣きを異  
にして、宣言的のものであつて、道徳的な原則を明らかにしたもの  
である、かかる性質の条約は、第二次世界大戦後、国際連合が生れ  
て、経済及び社会の分野における国際協力を強調するに至つてから  
の産物である」といふ答弁がありました。なお、「わが国は婦人の参  
政権をすでに定めておるが、本条約はわが国に、これに加入するこ  
とによつて、何らかの影響を及ぼすものであるか」といふ質問に對  
しまして、「わが国が現在この条約の当事国となること自体によつ  
て、新たに国内的に立法措置を要するものではない」といふ答弁で  
ありました。  
委員会は五月三十一日質疑を終了し、次いで、六月二日に討論に  
入りましたところ、梶原委員より、「日本国憲法第十四条の規定の  
範圍に、本条約の内容が包含せられるものである」との了解のもと  
に、本案に賛成をするといふ御発言がありました。  
かくして討論を終りまして採決を行いましたところ、本件は、全  
会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。  
以上、御報告申し上げます。  
次に、ただいま議題となりました、関税及び貿易に関する一般協  
定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十三

年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書への署名  
について承認を求めの件につきまして外務委員会における審議の  
経過と結果を報告申し上げます。

政府の説明によりますと、わが国は一昨年のガット第八回締約国  
団會議において採択されました関税及び貿易に関する一般協定のあ  
る締約国と日本国との通商関係の規制に関する宣言、これはすなわ  
ち日本のガット仮加入宣言であります。これによりまして事実上  
ガットに加入したと同様の利益を享受しておるのであります。しか  
るに、その規定するところによりますと、同宣言はガットへの正式  
加入の日、または別段の取りきめがない限り、本年六月三十日に失  
効するということになつておるのであります。一方本年二月二十一  
日に、ジュネーブにおいて開始されました、そうして今なお現在統  
行されております関税交渉會議におきまして、わが国のガットへ  
の正式加入が討議されておるのであります。六月三十日までには必  
ず正式加入実現の運びに至り得れば、まことにけっこうであるが、  
必ずできるとは申されないような事情のもとにおきまして、昨年十  
月よりの第九回締約国団會議において万一、右不可能の場合に備え  
まして、前記の仮加入宣言の有効期間を延長することと相なり、本件  
議定書が本年一月三十一日に、賛成二十六、反対なし、棄権五、欠席  
三という成績をもつて採択されたのであります。この議定書は、わ  
が国と仮加入宣言の当事国でこの議定書に署名する国との通商関係  
を、わが国のガット正式加入、または本年十二月三十一日のいづれ  
かの早い時期まで引き続きガットの規定によりまして規制しようと

するものでありまして、わが国はこの議定書に署名することによつ  
て、継続してガットに基く利益に均霑することができるわけなので  
あります。

しかるにこの議定書が署名のために開放せられております二月  
一日には、国会は解散中でありましたが、この議定書はもともとわ  
が国の利益のためのものであり、かつその署名を前提として作成さ  
れたものであり、なおかつ、時あたかもガット正式加入のための関  
税交渉を控えておる際であつたので、わが国が率先して署名をする  
ということが絶対に必要なものであつたために、二月一日政府の責  
任においてこれに署名をいたし、国会の承認は憲法七十三條のただ  
し書の規定によつて、これを事後に求めることといたしたものであ  
ります。右のような事情がございますから、これを了察して本國  
會において承認を与えられんことを求めた次第であるというのが、  
政府の説明であります。

さて、この議定書の内容は、前述の政府説明の通りに、ガット仮  
加入宣言の効力を、暫定的に延長することを目的としたものであり  
まして、その詳細はすでにお手元に配付されておる資料によつて御  
承知と存じますので、ここには述べません。

委員会は、本件について二回開會いたしました審議を行いまし  
た。本件議定書そのものは簡単であります。これに連關しまして  
は、たくさん重要な問題がありました。わが国のガット加入の見通  
しいかん。加入に伴う利害、また、わが国が関税および貿易政策に  
おいてどういふ根本的方針を持つておるかということ、ないし目下



ジュネーブで行われておる関税交渉に触れまして、各委員からの熱心なる質疑が行われたのであります。主要なものを申し上げますと、まず、「本件議定書採択に当って棄権している五カ国、及びその棄権の理由はどうであるか」ということの質問に對しまして、「棄権した国は、英本國、オーストラリア、南ローデシア、南ア連邦、並びにチェコスロバキアである。英本國及び英連邦諸國の棄権は、国内業者の反対を反映するものと推測される。チェコの場合の理由は、政治的のものであるように思われる」という答弁がありました。次に、「本年二月から開始された関税交渉の経過、並びに日本の正式加入をいたし得る時期の見通しいかん」という質問に對しまして、「関税交渉中の国は、米國、カナダ等十五カ國にわたつておるが、正式加入のためには、締約國三十四カ國の三分の二以上、すなわち二十三カ國以上が加入議定書に署名せねばならないのであるが、関税交渉に今参加している國は十五カ國であるから、まだ参加していない國の中でオーストラリア、フィンランド、ギリシャ、トルコ、インド、ブラジル、チェコの七カ國は、日本の加入を支持する旨を表示しているので、残る一カ國を獲得すべく、主としてベネルクス三国に對して交渉を進めておる。しかしオランダは政治的理由で難色を示している。」なお、関税交渉は十五カ國に對して並行して行われておる。すなわち、一つの品目について税率の引き下げが討議せられる際には、その品目の重要輸出國は、すべてこれに關与する仕組みである。たとえばアメリカに對する日本の輸出品である玩具の関税率引き下げの交渉の結果は、同じく玩具を輸出して

おる國のドイツ等の諸國にも影響が及ぶから、従つて交渉には参加させて、技術的に詳細な討議がなされるので、すこぶる面倒で時間がかかるが、しかし非常な努力をもつてこれに當つておるので、六月上旬には交渉のめどがつき得るのではないかと思われるように、なつて参つたということでありませう。正式加入の手續きとしては、交渉が終了すると加入議定書が作成されて、これに締約國の署名を求めるときに一定の期間開放される、そして二十三カ國以上が署名をしたときに有効となる、「ただいまのところでは、この時期を九月上旬と見込んでおる」との答弁でありました。次に、「英國及びフランスとは関税交渉を行なつておるのか、それとも別途に関税について話し合ひが行われておるのか、また加入議定書に署名するように交渉をしておるのか」という質問に對しまして、「英國は関税交渉には応じないが、ガット第三十五条の規定を援用して、日本加入を支持する態度を示している。フランスは三十五条の援用加入を認める態度をも示しておらない。英國とは最近通商条約締結の機運に進んでいるので、日本としては通商交渉の過程で根本問題の解決をはかつた上、ガットのワケ内に持つていくことを適當と考へている。フランスについては通商条約を結ぶ話は進んでおらないが、やはり通商条約から入つていくのがよいと考へておる」という答弁でありました。

次に、「ガット加入は、日本の經濟自立ないし國際收支とどれほど關係があるか」という質問に對しまして、「現在、関税について最惠國待遇を与えている國との關係においては、加入後格別の変化は起ることから起るのが最大の原因だと思われる。しかし最近は実情調査に人が参つたので、その結果を期待をしておる。現に陶器のごときは、非常によい解決に向いつつある」というような答弁がありまして、「英國と通商条約を締結するためには、条約の規定自体、あるいは附屬議定書等に、商標權、意匠權の保護のための規定を入れることが必要になるように思われる」という答弁でありました。そのほか米國上院におきますクーバー法案に對しまするいわゆるジョージ案に關しては、また第九回締約國團の會議で議せられたガット規定の改正問題如何というようなこと、また、これらに對するわが國の意見、日本の行なつておるリンク制等の輸出助長政策に關しては、締約國團の意向はいかがであるかというような質疑応答が行われたのであります。詳細は會議録で御承知を願ひたいと思ひます。委員会は、六月二日質疑を了しまして、討論に入りましたところ、小瀧委員より、「本件には賛成をするが、ガット加入の見通し及び加入することによつてわが國はいかなる利益を得るかの点についての政府の説明は不十分であることが不満である。しかしジュネーブにおいてわが國代表團が極力努力しておることでもあり、成果をあげるように外務省は十分努力すべきものである」という希望条件を付して賛成をする」との意見を述べられました。

次いで採決を行いましたところ、本件は、全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

次に、「イギリスが日本と最惠國待遇を含む条約を締結することをしてしむる理由の一つには、意匠盗用の問題等があるようであるが、先方から織維品についての苦情が来ていると聞いているが、実情はどうか」という質問に對して、「意匠盗用の問題等は、日本側だけに非があるのではないが、先方が日本の実情に通じていない



海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第二十二号)の批准について承認を求めめるの件

六二二

◎海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第二十二号)の批准について承認を求めめるの件

(昭和三〇、七、一国会において承認・未公布)

一、提案理由(六月四日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十八日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月一日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

◎船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めめるの件 (昭和三〇、七、一国会において承認・未公布)

一、提案理由(六月四日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十八日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月一日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

船員の健康検査に関する条約(第七十三号)の批准について承認を求めめるの件

六二三



◎商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件

(昭和三〇、七、一国会において承認・未公布)

一、提案理由(六月四日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十八日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月一日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

◎観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件

(昭和三〇、七、一国会において承認・未公布)

一、提案理由(六月四日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十八日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月一日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)



観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めめるの件

◎観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めめるの件

(昭和三〇、七、一国会において承認・未公布)

一、提案理由(六月四日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十八日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月一日)

(航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定(昭三〇一条七)の委員長報告と一括して掲載)

◎関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書

(昭和三〇、九、一〇条一三)

一、提案理由(七月六日)

○園田政府委員 たいま議題となりました関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国は、昭和二十七年七月に関税及び貿易に関する一般協定すなわちガットへの加入申請を行なったのでありますが、当時は米国が大規模な関税交渉は行わないとの方針をとっておりました関係もあり、わが国加入の前提となる関税交渉会議が開催されるに至らず、やむを得ず一昨年(昭和二十六年)の仮加入宣言によりまして暫定的制限的な参加を行なったことは御承知の通りであります。

しかしながら、政府といたしましては、もとより仮加入に満足するものではなく、わが国の通商貿易伸長の見地から一日も早く正式加入を実現すべく努力を続けて参りました結果、昨年十月の第九回締約国団会議の決定に基づき、本年二月二十一日からジュネーブにおきまして関係国と関税交渉を行うこととなり、交渉参加国は、十七カ国の多きを数えたのであります。この交渉は、利害関係の複雑な

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書

関税に関する多角的な交渉でありますだけに、困難かつ長時日の折衝を必要といたしました。先般ようやく妥結するに至り、その結果に基づきまして、わが国の加入条件を定めるこの議定書が作成された次第であります。

この議定書によりまして、わが国は、一般協定の締約国中わが国とガット上の関係に入ることを希望する国から、その国が現在までに行なつて参りました関税譲許の適用を受け、また、関税以外の各種貿易制限についてもその無差別適用の利益を受けることとなるばかりでなく、ガット締約国団会議を通じて、国際貿易に関するわが国の発言権を確保することができるようになるものであり、かくしてわが国の通商上の利益を確保増進する上において多大の便益を得ることになるわけです。

この議定書への署名につきましては、国会開会中のことでもあり、本来ならば事前に御審議をわすらわしました後、署名を行うべきでありましたが、さきに本委員会において御報告いたしました通り、議定書付属の関税譲許表が最後まで確定するに至らず、署名開始期日である六月七日以前に国会に提出して御審議をわすらわすことは、技術的に全く不可能でございました。

しかるに、この議定書は、もともとわが国の要請に基づき、かつ、わが国の署名を当然の前提として作成されたものであり、さらに、他の締約国のすみやかな署名を促す意味においても、率先わが国が署名することが絶対に必要と認められましたので、政府は、その責任におきまして署名が開始された六月七日にまっ先にこれに署名



し、国会の承認は、憲法第七十三条三項ただし書の規定に従い、事後に求めることとしたのであります。

わが国の率先署名は、会議参加国の早期署名を促すこととなり、六月七日には、カナダ、デンマーク、フィンランド、イタリヤ、ペルー、スエーデン及びウルグアイが、八日には、米国が、十日には、ドミニカ、ギリシア及びノルウェーが、十一日には、ニカラグアが、十三日には、チリが、三十日には、パキスタンが署名し、現在までに合計十四カ国の署名を獲得するに至ったのであります。

以上の事情を御了察され、御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

次に、議題となりました日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国と中華民国との間の通商及び航海に関する事項は、昭和二十七年八月、日華平和条約が効力を生じまして、以来、同条約附属議定書第二項の通商及び航海に関する取りきめによって律せられて参りました。この取りきめは、元来日華両国の間に通商航海条約が締結されるまでの暫定取りきめでありまして、その存続期間である一カ年が満了する際にさらに二年間延長されたのであります。その延長期間も来たる八月四日をもちまして効力を失うことになっております。一方、わが国と中華民国との間にはまだ通商航海条約が締結される段階に至っておりませんので、このたびこの取りきめの存続期間の再延長につきまして中華民国政府と交渉いたしました結

果、八月五日から一年間延長し、その後は三カ月間の予告期間をもって廃棄通告がなされない限り、そのつど自動的に一年間ずつ延長されること、及び、正式の通商航海条約が締結されたときはその効力を失うこととするにつき意見が一致いたしました。よって七月二日、外務大臣と在本邦中華民国大使との間において、その旨の議定書に署名を了した次第であります。

この議定書を締結いたしますれば、日華両国は、従来と同様、それぞれ相手国の国民、産品及び船舶に対して、関税、課金等に関する最恵国待遇を、また、海運、航海及び輸入貨物について並びに自然人、法人及びその利益について最恵国待遇を与えることになるわけでありまして、このことは両国間の通商貿易関係の増進に資し、相互の利益に合致するゆえんと信じます。

よって、ここにこの議定書の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

## 二、衆議院外務委員長報告(七月二十六日)

○大橋忠一君 ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一のガット議定書につき申し述べますれば、わが国は、一昨年の仮加入宣言によりまして、ガットへの暫定的な参加を行なっておりますが、本年二月からジュネーブにおいてガット加入の前提となるべきわが国と関係国との関税交渉が開かれておりまして、その妥

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院外務委員長報告(七月二十九日)

(特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定(昭三〇一条九)の委員長報告と一括して掲載)

結の結果、今回のわが国の加入条件を定める議定書が作成され、わが国は六月七日率先署名を了し、続いて米国、カナダ等合計十四カ国の署名を了しました。この議定書の発効によりまして、わが国は、ガット上の関係に入ることを望む国から、その国が現在まで行なっている関税譲許の適用を受け、また、その他の貿易制限についても、その無差別適用の利益を受け、ガット締約国団会議を通じてわが国の発言権を確保することができるようであります。

次に第二の案件であります。わが国とタイとの間に、第二次大戦中の特別円問題につき未解決のため、長らく折衝を重ねて参りましたが、このほど意見の一致を見まして、七月九日バンコックにおいてこの協定の署名が行われました。この協定により、わが国は、五年の分割払いによって五十四億円に相当するポンドをタイに支払うとともに、経済協力として九十六億円を限度とする投資及びクレジットの形によりわが国の資本財及び役務を供給することを約し、うち経済協力としての九十六億円の分は、その期間、条件等は東京に設置せらるべき日タイ合同委員会において協議決定されることになつております。

この両案件は、七月四日及び十二日にそれぞれ本委員会に付託されましたので、二十五日まで慎重審議を重ねました。まず政府側の説明を聞き、質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

かくして、討論は省略し、採決の結果、両案件はいずれも全会一致をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書



◎昭和三十年年度一般会計暫定予算、昭和  
三十年度特別会計暫定予算及び昭和三十  
年度政府関係機関暫定予算

(昭三〇、三、三一成立)

一、提案理由(三月二十四日)

○一萬田国務大臣 昭和三十年年度の暫定予算につきまして、予算委員会の御審議をお願いいたしますに当りまして、暫定予算の編成方針及び概要を御説明申し上げます。

昭和三十年年度予算案につきましては、現在鋭意検討中でありまして、成案を得次第、すみやかに国会に提出いたします所存であります。本予算が成立いたしますまでの間、国及び地方の経常的な事務、事業の運営に支障を来たすことがないよう、今回四、五月分につきまして暫定予算を提出することとした次第であります。今回の一般会計暫定予算の歳出総額は千六百八億円、歳入総額は千二百八十三億円であります。差引歳入不足は三百二十五億円となるのであります。これは国庫余裕金をもってまかなうこととしておりまして、予算の執行には支障はありません。なお、必要に応じまして、大蔵省証券を百億円で発行できますよう措置することといたしております。

次に、今回の一般会計暫定予算の編成方針及びその概要を申し述

べますとまず第一に、今回の暫定予算には政策的な諸経費を除外し、人件費、事務費その他の経常的な経費につきまして、四、五月中に支出を必要とする最小限度の額を計上することとしたし、新規の事務、事業に伴う経費は、原則として計上しないこととしたしました。なお、経費の積算に当りましては、大体昭和二十九年年度補正予算を基準として、原則といたしましてその月割額以内において所要額を計上いたしました。この際特に庁費および旅費につきましては、節約の見地から、また通常、年度初めにはその支出が少いこと等を考慮いたしまして、原則としてその月割額の八割以内を計上いたしました。

第二に、補助費につきましては、義務的なものであって特に四、五月中に現実に国からの資金の交付を必要といたしますものに限りに計上いたしました。従いまして、一般の奨励的な補助金は計上せず、また義務的なものであります。四、五月中に現実に資金を交付する必要のないものは計上いたしておりません。

なお、補助費のうち金額の最も大きいものは公共事業関係費であります。そのうち補助事業費につきましては、災害復旧費を前年度予算額の四分の一程度計上し、緊急就労対策事業費を二カ月分程度計上いたしましたほかは、計上を差し控えることといたしました。

このように、今回の暫定予算におきまして、原則として補助費の計上を差し控えましたのは、一つには補助費には政策的なものが少くないこと、二には、補助費につきましては、今後本予算の編成にきましては、その総額は千二百八十三億円であります。その内訳は、租税及び印紙収入千五百五十七億円、官業益金及び官業収入十三億円、政府資産整理収入五億円、雑収入百八億円であります。なお、専売納付金及び前年度剰余金は、受け入れの時期の関係から、四、五月中の収入にはなりませんので計上いたしておりません。

次に特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましては、一般会計に準じまして編成いたしました。その経費の計上に当りまして、過去の契約実績等を考慮いたしまして、できるだけ経済界に悪影響を与えないよう特に配慮いたしております。なお若干の特別会計または政府関係機関については、歳入または収入の金額が歳出または支出の金額に不足いたしますが、この不足額につきましては、それぞれその特別会計または公社法の規定に基づきまして、国庫余裕金または資金に属する現金の繰替使用等によりまかなうことといたしております。

以上をもちまして昭和三十年年度暫定予算についての概要の説明といたします。なお詳細につきましては、政府委員より説明いたさせていただきます。何とぞ政府の方針を了とせられまして、本暫定予算に対しましてすみやかに御賛成あらんことをお願いを申し上げます。

二、衆議院予算委員長報告(三月二十八日)

○牧野良三君 たいま議題となりました昭和三十年年度一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

当りまして慎重に検討を要するものが多いこと、また、三には、地方公共団体に対する補助費は、四、五月中に必ずしも現実に資金を交付する必要がなく、また従来の実情におきまして、現実に交付されるものが少いこと等の理由によるものであります。

右に關聯いたしまして、補助費を原則として計上しない結果、地方公共団体の資金繰りが若干苦しくなることもあると思われ、このため、これを緩和いたしますため、地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金、生活保護費につきまして、それぞれ三カ月分程度を計上いたしましたので、これらによりまして地方公共団体の経常的経費は十分まかなえるものと考えております。なお必要に応じ、資金運用部資金による短期融資をも考慮することといたしております。

第三に、二十九年年度限りで有効期限の切れる財政関係の諸法令につきましては、租税特別措置法等歳入関係のものは三カ月、補助金等の臨時特例等に関する法律等歳出関係のものは暫定予算の期間、それぞれその有効期限を延長する措置を講ずるようにならしたいと存じております。

第四に、財政投融资につきましては、さしあたり一般会計からの出投資は計上いたしません。電源開発公社、住宅金融公庫等の事業を継続するため必要とする最小限度の資金につきましては、資金運用部資金等によりまかなうことといたしております。四、五月中における資金の所要額は、国鉄、電電二公社の公募債を含めまして約百六十億円程度と見込んでおります。

以上が一般会計暫定予算の歳出の概要であります。歳入につ

昭和三十年年度一般会計暫定予算、昭和三十年年度特別会計暫定予算及び昭和三十年年度政府関係機  
関暫定予算



これら三案はいずれも四月及び五月分の暫定予算であります。御承知の通りに、昭和三十年度の本予算案は目下政府において編成中でありまして、その本院提出は四月十五日ごろと予定されているようでありまして、従って、国会におけるこれが審議の期間を勘案いたしますると、本予算の成立は五月以降と見られますので、その間の予算の空白を避けるため暫定予算が編成されたわけであることは御承知の通りでございます。この暫定予算三案には、四月及び五月中に支出を必要とする最小限度の経費が計上されており、その性質上、新規の事務や事業に伴う諸経費は原則として計上されてはおりません。従って、これはいわゆる事務的予算であると言い得るのでござります。

元来、暫定予算というものは、本予算成立後は当然これに吸収され、いわば本予算の一部前払いとでも申すべきものでありますので、これと全然切り離して考えるわけには参りません。そこで、この暫定予算三案を審議するに当りましては、昭和三十年度本予算の大体の骨組みがどうなっておるかということを知る必要が出て参ってくるので、このことを政府に申し入れましたところ、これに対して本予算の骨格に関する大蔵大臣の構想が委員会に提示されたのでござります。その構想によりますと、一般会計においては一兆円のワクを堅持し、そのワク内において住宅対策、社会保障その他の重要な諸経費を重点的に計上しまして、一般の経費は極力圧縮し、かつ税収入に關しましては、平年度において五百億円、明年度は三百億円の直接税の減税を実施するというのでござります。

ります。

次に、特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましては一般会計に準じて編成せられておりますが、その経費の計上に當っては、過去の契約実績等を考慮して、できるだけ経済界に悪影響を与えないような配慮が行われております。

以上が暫定予算三案の内容でございます。さて、この予算三案は、去る三月二十四日委員会に付託せられまして、自來審査を続け、本日これが審査を終了いたしました。この間におきまして、委員会におきましては各委員より重要な質疑応答が行われたのでござりまするが、それらはすべて会議録によって御承知を願いたいと存じます。

討論に先立ちまして、社会党両派より昭和三十年度一般会計暫定予算外二案の編成がえを求める動議が提出せられました。その内容もまた会議録によって御承知を願いたいと存じます。

討論の後、採決の結果、編成がえを求める動議は否決になりました。最後に、自由党より暫定予算に対する附帯決議案が提出せられまして、採決の結果可決されました。

その内容は、

- (一) 公共事業の補助事業につき、継続的な事業については、四、五月分の補助費を計上すること。
- (二) その他の補助金につき、昭和二十九年予算の計上されたる項目のものについては、昭和二十九年までに必要ななくなつ

昭和三十年度一般会計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算及び昭和三十年度政府関係機関暫定予算

さて、暫定予算の内容を申し上げますと、一般会計の歳出総額は一千六百八億円余、歳入総額は一千二百八十三億円余でありまして、差引三百二十五億円の歳入不足となるのでありますが、これは国庫余裕金をもってまかなうことといたしております。予算の執行には支障がございません。なお、必要に應じまして大蔵省証券を百億円で発行できることになっております。暫定予算の性質上、歳出入いずれも二十九年補正後の予算とほぼ同一のベースによっておりまして、歳入については四、五月中の収入見込み額、歳出については原則として月割り計算二カ月分が計上せられておるのでございます。ただし、失業対策費のような経費は、最近の実績を勘案いたしまして、前年度のベースを若干上回るといふように仕組まれる注意が施されております。また反対に、庁費及び旅費等の経常的な事務費の類は、節約の見地に立ちまして、月割り額の八割以内しか計上せられておりません。補助費につきましては、義務的なものにして特に四月、五月中に現実に国からの資金の交付を必要とするものに限りまして計上されております。その他は原則として計上せられておりません。ただし、補助費のうちでも災害復旧費は、特に前年度予算額の四分の一程度が計上せられております。なお、補助費の計上を少くいたしました結果として、地方財政の資金繰りを悪化させるようなことが考えられることをおもんばかりまして、これを避けるため、地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金、生活保護費等はそれぞれ三カ月分程度計上され、また必要に応じて資金運用部資金による短期融資も考慮せられることになってお

たもの以外は、四、五月分の補助費を計上すること。というのでございます。詳細はこれもまた会議録をごらん願いたいと存じます。

以上をもって委員長の報告といたします。

### 三、参議院予算委員長報告(三月三十一日)

○館哲二君 ただいま議題となりました昭和三十年度一般会計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算及び昭和三十年度政府関係機関暫定予算の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず順序といたしまして右暫定予算三案の内容を御説明申し上げます。今回の暫定予算は、本予算が三月末日までに成立することが困難な状況にありますので、四、五月分について編成されたものであります。

次に編成方針及び歳出の概要を申し上げますと、まず第一に、今回の暫定予算には政策的な諸経費を除外し、人件費、事務費、その他の経常的な経費につきましては、四、五月中に支出を必要とする最小限度の額を計上することと、新規の事務、事業に伴う経費は、原則として計上しないことといたしております。なお経費の積算に当りましては、大体昭和二十九年補正予算を基準とし、原則として、その月割額以内において所要額を計上いたしておりますが、特に庁費及び旅費につきましては、節約の見地から、また通常年度当初は支出が少いことを考慮して、原則としてその月割額



の八割以内を計上いたしております。

第二は、補助費につきましては、義務的なものであって、特に四、五月中に現実に国からの資金の交付を必要とするものに限り計上いたしております。すなわち、一般の奨励的な補助金は計上せず、また義務的なものでありまして、四、五月中に現実に資金を交付する必要のないものは計上いたしておりません。なお、補助費のうち、公共事業関係費のうちの補助事業費につきましては、災害復旧費を前年度予算額の約四分の一、すなわち百三十一億円を計上し、緊急就労対策事業費を二カ月分程度、すなわち六億四千万円を計上したほかは計上を差し控えております。しかしその理由としては、補助費には政策的なものが少なくないこと、今後本予算の編成に当って慎重に検討を要するものが多いこと、及び地方公共団体に対する補助費は、四、五月中に必ずしも交付する必要がある、従来の実情においても現実に交付されるものが少いことなどをあげております。以上に関連しまして、地方公共団体の資金繰りが若干苦しくなることを予想して、これを緩和するために、地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金、生活保護費についてはそれぞれ三カ月分程度、すなわち地方交付税交付金は三百十九億円、義務教育費国庫負担金は百四十五億円、生活保護費は七十九億円を計上したほか、必要に応じて資金通用部資金の短期融資をも考慮されております。

第三に、二十九年度限りで有効期限が切れる財政関係の諸法令につきましましては、租税特別措置法などの歳入関係のものは三カ月、補

入の金額が歳出または支出の金額に不足いたしますが、その不足額はそれぞれの特別会計法、または公社法の規定に基いて国庫余裕金、または資金に属する現金の繰りかえ使用などにより、まかなうりになっております。

以上が暫定予算三案の内容であります。

当委員会といたしましては、三月二十六日、一萬田大蔵大臣より提案理由の説明を聞き、二十八日予算の本院送付を待ち、翌二十九日から鳩山内閣総理大臣以下各関係大臣の出席を求めまして、本審査を行なったのであります。今回は、四、五月分暫定予算でありませんが、鳩山内閣の提出いたします最初の予算である関係上、内外に対する政府の根本方針、総選挙における公約の実現性などをめぐり、各党より活発なる質疑が行われました。以下、その主要なるものについて申し上げます。

まず、「三十年度本予算はいつ頃提出される見込みであるか、本予算の成立がおくられて、六月分も暫定予算となるおそれはないか。さらに暫定予算の衆議院通過の際可決された付帯決議を尊重して、補正を行うかどうか」という質疑がありました。これに対して政府は、「三十年度本予算は四月十五日ごろに国会へ提出し、五月中にその成立を期している。暫定予算の補正は行わず、付帯決議の趣旨は、本予算の中に繰り込む方針である」と答弁されました。

次に憲法改正と自衛戦力の問題であります。「鳩山首相は、自衛軍を持つために憲法を改正すべしとの論者であるが、今回の総選挙の結果、憲法改正の発議ができなくなったが、政府はどうするの

昭和三十年度一般会計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算及び昭和三十年度政府関係機関暫定予算

助金の臨時特例等に関する法律等、歳出関係のものは暫定予算の期間、それぞれその延長措置を講ずることになっております。

第四に、財政投融資につきましては、さしあたり一般会計からは計上せず、電源開発公社、住宅金融公庫の事業を継続するため必要とする最小限度の資金を資金運用部資金等によりまかなうことになっております。その規模は約百六十億円と相なっております。

次に一般会計の歳入につきましては、その総額は千二百八十三億円でありまして、その内訳は、租税及び印紙収入が千五百五十七億円、官業益金及び官業収入が十三億円、政府資産整理収入が五億円、雑収入が百八億円となっております。なお、専売納付金及び前年度剰余金は、受入れの時期の関係から四、五月中の収入にならないため計上してありません。以上によりまして、一般会計暫定予算の歳入総額は千六百八億円、歳入総額は千二百八十三億円でありまして、差引歳入不足額は三百二十五億円となるのでありますが、これは国庫余裕金をもってまかなうことといたしてありますので、予算の執行には支障を来たしません。なお必要に応じて、大蔵省証券を百億円まで発行できるように措置することになっております。次に特別会計及び政府関係機関の暫定予算について申し上げます。

特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましても一般会計に準じて編成され、経費の計上に当っては、過去の契約実績などを考慮して、できるだけ経済界に悪影響を与えないように配慮してあります。なお若干の特別会計、または政府関係機関は、歳入または取

か。現行憲法のもとでも実質上自衛戦力は持っていると解釈しているのか。大村前防衛庁長官は、自衛のためならば原爆を持つこともかまわれないと言ったが、どう思うか」などの質疑がありました。これに対し鳩山首相は、今回の総選挙は、憲法改正の是非を国民に問うたものとは考えてはいない。この選挙の結果のみで憲法改正の希望を捨ててはいない。憲法第九条は、侵略の場合無抵抗をうたっているものではなく、また、昨年国会で自衛隊法が成立したのであるから、現憲法のもとでも合法的に自衛戦力は持ち得ると解している。しかし自衛のためといっても原爆を持つてもいいとか、持つ必要があるとは考えない」と答弁されました。「しからば、わが国の防衛の基本方針は、政府は海空軍を中心に防衛力を強化するというが、高価な海空軍を増加するときは財政上も苦しくなり、志願兵制度を徴兵制に切りかえざるを得なくなるのではないか。台湾を中心とした国際危機は今直ちに武力衝突になるとは考えられないので、防衛費についても分担金の削減等によって減額し、浮いた分は社会保障費とか住宅建設費等に回す考えはないか。アメリカは日本の防衛努力が不足であるとして増強を要求しているのではないか。また、首相の外人記者団に対し、原爆貯蔵も考えると言明した真意いかん」等の質疑につきましては、「日本の防衛基本方針としては、一國では防衛はできないので、日米安全保障条約や国連の集団安全保障を基本に考えざるを得ないが、具体的には国防会議を作つてすみやかにきめたい。徴兵制については政府は全く考えておらない。第三次戦争に今直ちに入るとは考えられないから、防衛費の方もそう



急いで多くする必要はない。従つて分担金の削減等によつて浮いた分は、他の必要な事業に回したいと考えて目下減額の折衝中である。アメリカ側が日本の防衛努力に不満だといふことは承知しているが、わが方に幾ら増強せよとの具体的要請はなく、兵力量は財政や国力を勘案して自主的にきめる。今日のごとき装備その他を米軍に依存することは漸次改めていく方針である。原爆貯蔵のことは具体的な話ではなく、米國が日本の基地に原爆貯蔵を要請することはあるまい。また無警告に持ち込むこともないと信ずる」と答弁されました。

日ソ国交の問題に關しましては、政府は日ソ交渉をあまりに樂觀的に考へてはいなかつたか、ソ連の一方的戦争終結宣言のごとき、選挙を前にし國民に幻想を与えたのではないか。日ソの基本条約交渉には領土問題、北洋漁業問題、邦人帰還問題などの諸懸案をも含めて解決しようとするのかどうか。領土は南樺太、千島の返還要求をも持ち出すかどうかなどの質疑がありました。政府は、日ソ交渉は兩國国交の正常化をはからんとするもので、ソ連の一方的終戦宣言では、わが方の懸案が未解決に残されるから不利と考へる。この交渉は問題が複雑だから相当長引くであろう。領土の要求については、わが國はヤルタ協定には拘束されないものであるから、わが方の要求としては、齒舞、色丹はもちろんで、千島、南樺太の返還をも含めるが、千島、南樺太の返還は困難であろう」と答弁されました。

また、「アジア諸國との賠償問題の進行状況いかに。日・タイ間の特別円善後措置交渉の真相はどうか」の御疑もありません。「賠償問

題の解決は、東南アジア諸國との国交回復、貿易拡大のため一刻も早く実現せねばならぬと努力している。タイ國の特別円の問題は、戦時中、日本軍がタイ國で物資購入に充当した相当額を日本銀行にタイ國政府特別勘定を設けたが、その残額が終戦当時で約十五億円に上つており、金約款がついていたから、今の日本金に直すと約千三百五十億円となる。しかし、右の協定は、終戦と同時にタイ國側より破棄通告がなされ、条約上の債務ではない。しかし、旧同盟國の戦時中のクレームであるから誠意をもつて跡始末に當りたい」との答弁がありました。

次に、政府の經濟政策の基本に關しまして、「政府の発表した經濟六カ年計画はどの程度信頼がおけるものか」といふ質疑に對しまして、經濟審議庁長官から、「右は中間試案の程度で、一応閣議の決定を経ておるが、具体的数字については、目下各省や業界と意見交換をしておる、三十年度の数字は本予算と同時に提出できるであろう」と答弁されました。この答弁に對しまして、「今さら目標数字が動くようでは、はなはだ無責任である。政府が經濟六カ年計画に沿つて予算編成を行うと言明する以上、年度計画が示されねば本予算の審査は不可能ではないか、また本計画に含まれておる防衛費予算と防衛庁の防衛六カ年計画とは食い違つておるのではないか」など質疑が重ねられました結果、政府審議庁長官は、「前半の三カ年についての年次計画を提出する」と約束されたのであります。

物價政策につきましては、「砂糖、大豆、肥料などの輸入物資について通産、農林両省で超過利潤を國が吸収する案を立てておる

が、むしろこれらの最終價格の低下をはかり超過利潤をなくすべきではないか。また電氣料金の三割値上げ頭打ち案は、産業用電力は大幅に値上りとなり、家庭用電力も少額使用家庭には均霑することなく、不徹底な案ではないか」との質疑がありました。これに對しまして、政府は、「砂糖、大豆などは超過利潤を認めるとの意味ではなく、關係する農産物價格との均衡上安定が望ましいのであり、結果として出てくる過大なる加工利益は何らかの方法で國が吸収しようとするのである。今回の電氣料金の措置の不満な点は認めるが、時々のためやむを得なかつた。今後の電源開發計画、企業經理、間のないためやむを得なかつた。今後の電源開發計画、企業經理、税及び金利負担など全面的に検討した上、できるだけ値上りの少ない合理的電氣料金制度を作るように努力する」との答弁がありました。

次に、住宅対策についてであります。政府は四十二万戸の住宅建設を公約しておるが、暫定予算の期間を除きわすか九カ月から十カ月の間に四十二万戸の住宅を建設することはとうてい不可能ではないか。建設住宅の内訳戸数及び具体的な建設計画を示せ。また東京都のようにほとんど毎年、公営住宅に對する國庫補助金の一部を返上して住宅建設の割当を減らしておるような状態で公約実現ができておるか」との質問がありました。これに對して政府側から、「決して容易とは思われないが、従来の住宅金融公庫のほか、新たに住宅公社を設け、公営住宅、厚生住宅並びに民間住宅をあわせて合計四十二万戸を建設する予定で、その具体的な計画にまだ確定するに至っていないが、しかし、たとえば東京都の緑地五百万坪の宅地

昭和三十年度一般会計暫定予算、昭和三十年度特別会計暫定予算及び昭和三十年度政府関係機  
関暫定予算

への開放とか、北海道の風倒木の利用等、住宅対策本部を中心に着準備を進めている。公営住宅が計画通りに行かないのは、主として起債が不十分なためであるから、住宅建設のできる起債のワクを確保するよう努力するつもりである」との答弁がありました。

次に、文教政策につきましては、「義務教育教科書の無償配布、私学振興並びに科学振興等はどのように予算化されているか。地教委の存廢に對する方針はどうか。三十年度の児童生徒数の増加は七十万人に上るが、教員定数の指示がないため、これに必要な教員を確保できないのではないか」等の質疑に對しまして、「教科書無償配布については、今回の暫定予算には計上ができなかつた。私学振興費及び科学振興費は、本予算でぜひとも相当な額を確保したい。地教委の存廢は重要な問題であるから、十分研究した上で措置すべきものと考えている教員の増員計画は未確定であるが、教員の給与費については、前年度実績の三カ月分が計上してあるので、予算上の支障はないと思う」との答弁がありました。

最後に、地方財政の問題であります。「地方財政は、今や重大な危機に直面しているが、政府はどのように処理しようと考えているか。また政府は、補助金の整理について、どのような方針とどのような決意を持っているか。さらに住宅対策その他の公約を実施しようとするれば、いずれも地方財政を膨張せしめるが、これと一兆円以上のワクとの關係はどうか」等の質疑に對しまして、「二十八年度末の地方財政の赤字は累計四百六十二億円に上つておるが、地方財政再整備の方法としては、これらの赤字を低利の長期債に切り替える



と同時に、今後赤字を出さしめない施策を講ずる方針である。補助金の整理については、補助金の目的が有効に達成されているかどうか、能率が十分に上っているかどうかについて再検討を加える必要があると同時に、補助金を出すことによつて、かえつて地方の負担を重からしめているという事情もあるので、検討の上整理すべきものは整理する方針である。住宅対策等は、地方財政の裏づけがなければ実現できないことはいうまでもないので、この種のものについては重点的に起債等で十分の裏づけをつけるが、全体としては中央地方を通じて健全財政を堅持するのはもちろんである」との答弁がございました。なお「今回の暫定予算には、地方公共団体に対する補助費のうち、災害復旧費等以外の公共事業費が計上されていないため、地方では事実のめどが全く立たず、非常な支障を来たすのではないか」との質疑がございましたが、これに対しましては、「補助費の配分は、六、七月頃になるのが毎年の例であり、年度当初には繰越事業もあるので、今回に限り特に支障が多いとは考えられないが、本予算成立次第、できるだけすみやかに配分を確定するよう努力したい」と旨答弁がございました。

その他委員会における質疑応答はきわめて広範にわたつたのでありますが、大要は以上の通りであります。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、まず日本社会党第四控室を代表して永岡委員より反対、自由党を代表して石原委員より賛成、日本社会党第二控室を代表して松浦委員より反対、緑風会を代表して豊田委員より賛成、無所属クラブを代表して木村委員

より反対、日本民主党を代表して深川委員より賛成、第十七控室の八木委員より反対の旨、それぞれ述べられました。よつて討論を終結いたしました。採決の結果、本委員会に付託せられました暫定予算三案は、いずれも多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎昭和三十年度一般会計予算、昭和三十年度特別会計予算及び昭和三十年度政府関係機関予算（昭三〇、七、一成立）

#### 一、提案理由（五月四日）

○一萬田國務大臣 昭和三十年度の予算につきまして御説明を申し上げます。

昭和三十年度予算の編成方針及びその大要につきましては、過日、本会議において御説明いたしましたところであり、予算委員会において本日御審議をお願いするに当りまして、あらためてその概要を御説明申し上げたいと存じます。

昭和三十年度予算につきましては、御承知の通り、さきに四、五月分について暫定予算が成立いたし、現在この暫定予算を執行いたしておるわけであり、今回提出いたしました本予算が成立いたしましたときは、暫定予算は本予算に吸収されることになっております。

まず財政規模について申し上げます。三十年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも九千九百九十六億円であります。財政投融资資金計画は、総額三千二百七十七億円となっております。この両者を合めた財政規模は、その合計額から重複額として一般会計から出投資二百六十二億円を差し引いた一兆三千三十一億円であります。前

昭和三十年度一般会計予算、昭和三十年度特別会計予算及び昭和三十年度政府関係機関予算

年度の財政規模一兆二千六百四十八億円に比べ、三百六十三億円の増加となっております。

次に一般会計について申し上げます。一般会計の歳入総額は九千九百九十六億円であります。前年度に比べ二億円の減少となっております。歳入のうちおもなものは、申すまでもなく租税収入であります。七千五百九十六億円を見込んでおり、歳入全体の約七六％に相当しております。三十年度におきましては、国民生活の安定と資本蓄積等を促進いたしますため、低所得者の所得税の軽減を中心として直接税を軽減いたしますほか、臨時に預貯金等の利子及び配当所得に対する源泉課税を減免いたします等、総額三百二十七億円に上る減税を実行いたすことにしております。減税額は、平年度約五百十四億円となる見込みであります。減税案の詳細な内容につきましては、政府委員をして説明いたさせます。本年度におきましては、右の通り直接税において三百二十七億円の減税を実施いたしました。他面において、砂糖消費税、酒税等間接税におきまして、増収が見込まれておりますので、租税収入全体としましては、前年度をやや上回る程度となっております。専売納付金は、前年度より若干減少し、一千八百八十九億円となっております。これは、ピース等高級たばこの売れ行きが依然として不振であること、地方税であるたばこ消費税が平年度化に伴い三十二億円ほど増加したことのほか、新たに収益のうちから三十億円を地方財源として、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れることとしたこと等によりまして、専売公社の納付金の見込みが六十二億円減少するため



あります。  
次に歳出であります。その総額は、九千九百九十六億円であります。前年度に比べ二億円の減少となっております。  
以下、おもな経費につきまして、簡単に申し述べることといたします。

第一に、社会保障関係費であります。これにつきましては、失業対策費を中心とし、相当充実をはかることといたしております。その総額は一千六億円で達しております。

まず、生活保護費、児童保護費におきましては、前年度に対して生活困窮者の増加を約5%と見込んで所要額を計上いたしております。生活保護費の計上額は、三百四十八億円であります。前年度に比べ八億円の減少となっておりますが、二十九年及び三十年年度ともその前年度の赤字補てん分として、それぞれ二十九億円及び十億円を含んでおりますので、これを除きますと、三十年度は二十九年度に比べ十一億円の増加となっております。

社会保険費は、百二十億円を計上いたしておりますが、このうち重点を置きましたのは、政府管掌健康保険の赤字対策であります。この健康保険におきましては、主として医療給付の増加によって収支状況が悪化し、前年度末には四十億円の赤字とあり、さらに三十年度におきましても相当額の赤字を予想されるに至っていたのであります。そこでこの対策といたしまして、まず、極力保険料収入の増加をはかりますとともに、給付の適正化をはかることによりまして、給付費の増加を抑制いたしますほか、保険料率を現行法の許容

増額し十三億円を計上いたしました。炭坑失業者の吸収を強化することといたしております。

なお、結核対策費におきましては、前年度に引き続き、一万床の結核病床の増加を予定しておりますほか、結核予防のための諸施策を拡充することといたしております。

次は文教費であります。まず、義務教育費国庫負担金につきましては、教職員給与費について最高限度を定める政令を改正いたしました。この政令の適用を富裕府県のみに限定することといたすとともに、児童生徒の増加に対応する教員の増加等を見込みまして、七百三十七億円を計上いたしました。

このほか、国立学校、私学振興、育英事業、科学振興、社会教育等につきましても、重点的に経費を計上し、その効率的な作用をはかることといたしております。

旧軍人遺族等恩給費につきましては、下級者の遺族に対する公務扶助料の単価を引き上げることといたしましたほか、公務扶助料の受給人員の実績増加等によりまして、四十億円を増加いたしますが、他面、年金および一時金におきまして、二十七億円の自然減少が見込まれますので、差引、十三億円増額し、六百五十一億円を計上いたしました。

地方財政につきましては、赤字累積の現状にかんがみ、その刷新改善を各方面から強く要請されておりますが、まず、地方団体の自主的努力によりまして、徹底的に経費を節減するとともに、収入の確保をはかることが必要であると考える次第であります。

昭和三十年年度一般会計予算、昭和三十年年度特別会計予算及び昭和三十年年度政府関係機関予算

する最高限度すなわち千分の六十五まで引き上げ、標準報酬等級を改訂する等の措置を講ずることによりまして、極力赤字の圧縮をはかることといたしておりますが、さらにとりあえず、国による財政援助の措置といたしまして、一般会計からこの保険会計へ十億円を繰り入れるほか、本年度末までの赤字六十億円につき運用部資金の貸付を考慮いたしました。健康保険の健全な運営を期することといたしても、ほぼ同様の措置を講ずることといたしております。

次に、失業対策につきましては、三十年度の失業情勢を勘案し、前年度の一日平均十七万人に対し、三十年度は一日平均二十二万人の失業者を吸収することとし、失業対策事業費を中心といたしまして、失業対策費を前年度に対し、約四十六億円増額し、二百八十九億円を計上いたしました。このうち、特別失業対策事業費といたしまして、三十四億九千万円を予定し、道路等の事業費として三十一億八千万円を建設省所管に、港湾事業費として三億一千万円を運輸省所管に移しかえ使用し、事業効果の高揚を期しつつ失業者の吸収を重点的に行うことといたしております。

なお、一般の公共事業の実施に当たりましては、失業者の吸収を一段と強化することといたしておりますが、三十年度は特に道路整備事業を大幅に拡充し、事業費として二百三十六億円を計上しておりますので、事業の実施に当り、前年度の補正予算以来実施いたしております緊急就労対策事業の趣旨を十分生かして失業者の吸収に努めたいと考えております。以上のほか、鉱害復旧事業費を四億円

近時、地方公共団体の側におきましても、財政の健全化について真摯な努力を傾けられるに至っており、これはさらに推進されるべきものと考えておりますが、かかる観点から、政府としても地方団体に對しては積極的に援助したいと考へ、各般の措置を講ずることといたしました。すなわち、補助金等の整理合理化を促進し、補助率を改訂する等地方負担の軽減をはかることといたしておりますが、他面、地方交付税交付金につきましては、定率の増加に伴い前年度に比べ百三十二億円を増額し、千三百八十八億円を計上いたしました。このほか、地方財源の充実をはかるため、専売公社の収益のうちから三十億円をさいて交付税交付金に付加いたしますとともに、特に本年度に限り、入場税の割相当額を一般会計へ繰り入れることを取りやめ、入場税収入の全額を地方に譲与する等の措置を講じたのであります。

さらに地方道路税を創設いたしました。道路整備五カ年計画の実施等に伴う地方道路財源を確保することとしております。

また、地方財政の再建整備につきましては、自主的努力の進められていた地方公共団体に對しましては、再建整備の発行を認め、政府の引き受けあるいは民間引き受け分に対する利子の補給を行う等の施策を実行することといたしております。

公共事業費および食糧増産対策事業費につきましては、総額一千四百三十六億円を計上しております。これが計上に当りましては、継続事業を重点的に取り上げ、新規事業の採択を極力抑制いたしますとともに、道路関係事業費、鉱害復旧事業費等を除きまして、前



年度補正後予算額より若干圧縮をはかつておりますが、事業の実施に当りましては、調弁価格の引き下げ等の措置によりまして、ほぼ前年度程度の事業量を確保し得る予定であります。

道路関係事業費につきましては、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の趣旨を尊重いたしまして、前年度に対し大幅に増額を行い、二百三十六億円を計上いたしました。このほか、労働省所管に計上される特別失業対策事業費のうちから、二十六億八千万円を建設省所管に移しかえて、道路の整備を促進することといたしております。

道路整備のための地方財源を強化するため、揮発油にかかる消費税として、新たに地方道路税を創設し、揮発油一キロリットルにつき四千万円の税率といたしましたが、同時に揮発油税につきましては、揮発油一キロリットルにつき一万三千円の税率を一万一千円に下げることとし、国、地方の道路費財源の調整をはかることといたしました。

次に住宅対策につきましては、わが国の深刻な住宅難を今後十年間で解消することを目標とし、長期計画を樹立いたしておりますが、三十年度はその初年度として四十二万戸の建設を実現することを目途といたしております。

まず、そのうち、財政資金による建設戸数を十七万五千戸と予定し、そのため財政資金といたしまして、一般会計において二百十八億円を計上し、運用部資金等を含めるときは総額四百二十四億円、前年度に比べ約五割、百四十億円の増額を予定いたしております。

とどまったのであります。

以上の重要事項のほかは、一々の事項についての説明は省略することといたしておりますが、特に輸出の振興、資源の開発、中小企業対策、農林漁業の振興、移民の振興等につきましても、さきに発表いたしました予算編成大綱の線に沿って、所要の予算を重点的に計上することといたしております。

三十年度の財政投融资資金計画は、前にも申し述べました通り、総額三千二百七十七億円でありまして、前年度の実行計画額二千八百五十億円に比べ四百二十七億円の増加となっております。

財政投融资資金の運用に当りましては、住宅建設、貿易振興、鉄、石炭、肥料等の重要産業合理化促進等に重点を置いて、それぞれ所要額を配分することといたしております。

なお、砂糖等輸入特殊物資の超過利潤の吸収は、大蔵省に新たに設置する特殊物資納付金処理特別会計において行うこととしておりますが、この会計に納付金として吸収されました資金は、産業投資特別会計へ繰り入って活用することとなっております。

特別会計及び政府関係機関の予算につきましても、一般会計に準じ極力経費の節減をはかりますとともに、事業の円滑な遂行を期することといたしまして、所要の予算を計上いたしております。ここではそのうちおもな二、三の点について御説明いたします。

まず食糧管理特別会計であります。この会計におきましては、米の予約買付制度を前提といたしまして、消費者価格を十キロ七百六十五円に据え置くとともに、生産者価格を二十九年産米の決定米

昭和三十年年度一般会計予算、昭和三十年年度特別会計予算及び昭和三十年年度政府関係機関予算

なおこの際、財政資金による住宅建設の方式として、従来の公営住宅、住宅金融公庫による方式のほか、新たに日本住宅公団を創設し、大都市及びその周辺における集団不燃性庶民住宅の建設等を促進することといたしております。

また、民間における住宅建設の意欲を大いに促進するため、住宅融資に対する保証保険制度の創設、税制上の特別償却制度の拡張、地代家賃統制令の緩和等の措置を講ずることといたしております。ほか、民間不要不急建物の建築を抑制し、建築資金および建築資材の需要増加をできるだけ少くすることによりまして、住宅建築を容易にいたしましたと考えております。

次に、防衛関係費について申し上げます。わが国の自主的な防衛態勢を整えるため国力に応じて漸次自衛隊の充実をはかつて参ることは政府の基本方針でありますので、本年度は陸上自衛隊二万人の増員を中心といたしまして、自衛隊を強化することとし、防衛庁経費を前年度に対し、百二十五億円増額し、八百六十八億円を計上いたしました。

また、施設提供等のため必要な経費につきましても、増額の必要がありますので、前年度に対し二十七億円増額し、七十九億円を計上いたしました。しかしながら、国民経済の現状を考えますとき、防衛関係費全体として、これを増額することは困難でありますので、米國政府に対し防衛分担金の減額を要請し、交渉の結果、前年度より百五十二億円減少し、三百八十億円ということになりました。従って、防衛関係費の総額は、前年度の一千三百二十七億円のワケ内に

価による農民平均手取り価格、石当り九千七百三十九円と予定いたしております。この結果、この会計全体を通じ、二十九年産分を合わせ、一応百億円程度の赤字を生ずる見込みであります。この赤字につきましては、今後の実行において数字が確定するのを待ちまして、この処置を考慮することといたしております。

次に國有鉄道につきましては、運賃収入の減少によりまして、最近の収支状況は必ずしも良好ではありませんが、低物価政策を堅持する建前のもとに、運賃を据え置くことといたしますとともに、とりあえず工事計画において必要とする資金を、極力資金運用部資金等で手当することといたしております。この工事計画のうち、新線の建設のためには二十五億円を予定し、事業の継続に支障のないよういたしております。

なお本年度におきましては、新たにあへん特別会計を厚生省に、自動車損害賠償責任再保険特別会計を運輸省に、特殊物資納付金処理特別会計を大蔵省に新設することといたしております。

なおこのほか、今後余剰農産物資金の借入れに関する米國側との交渉の結果に伴いまして、その関係の特別会計の新設を考慮にしておりますが、これにつきましては、今後の交渉の推移にまつことといたしております。

以上、三十年度予算につきましても、ごく概略を御説明申し上げますが、なお詳細にわたりますは、政府委員をして補足して説明させることにいたしたいと存じます。



## 二、衆議院予算委員長報告(六月七日)

○重政誠之君 予算委員会の経過並びに結果を御報告いたします。詳細は速記録に譲ります。

本予算審議に際し最も論議をされました点は、外交に関しては、一、中ソとの国交調整の問題であります。第二に、ウラニウムに関する日米協定の問題であります。第三は、防衛分担金削減交渉の経緯と日米共同声明に関する政府の責任に関する問題であります。第四は、安保条約及び原水爆貯蔵に関する問題等であります。内政に關しましては、経済六カ年計画の内容、防衛六カ年計画の内容、一兆円堅持の理由、日中貿易促進の問題、財政投融资と景気政策、社会保障及び失業対策等の諸問題であったのであります。

予算委員会は、質疑応答を重ねますこと一カ月有余、その間、公聴会を開き、また分科会において細目審議を行いました後、両派社会党の共同組みかえ案の提出及び説明があつたのでございます。また、日本民主党、自由党との共同修正案の提出がありまして、これにつき質疑を行い、六月七日、本日討論採決の結果、政府原案及び民自両党の共同修正案が多数をもって可決確定をいたしましたのであります。

以上をもって御報告を終わります。

## 三、参議院予算委員長報告(七月一日)

○館首二君 ただいま議題となりました昭和三十年度一般会計予

助成が不十分であるとして、さらに三億五千万円が追加されました。また、失業対策費につきましては、失業者の吸収人員平均二十二人を見込んで、総計二百八十九億円が計上されております。

第二に、文教関係費であります。衆議院の修正によりまして、六億七千六百万円の増額が行われたので、千七百七十六億円余りとなつております。このうち、義務教育費国庫負担金につきましては、給与の最高限度額を定める政令の改正、また児童、生徒の増加に伴う教員の増加などの措置がとられております。

第三に、旧軍人遺族などの恩給費につきましては、衆議院の修正によりまして十八億円が増額せられて、総額六百七十億円でありま

す。第四に、地方財政につきましては、原案においては、地方交付税交付金として千三百八十八億円、専売納付金からの繰り入れ三十億円、入場税の一割相当額の一般会計繰り入れの停止、七十二億円に上る地方道路税の創設などの措置がなされておりましたが、修正の結果、地方交付金において十四億円減少し、その補てんとして専売納付金からの繰り入れ額が十四億円増加いたしました。そのほか地方債として今年度千二百二十四億円を予定されておりましたが、修正に伴う地方負担増に充てるため、さらに二十四億円追加されております。

第五に、公共事業費及び食糧増産対策費につきましては、継続事業を重点的に取り上げ、新規事業の採択を極力抑制するとともに、道路関係事業費、鉱害復旧事業費などを除きまして、二十九年予算額より九十三億円減の千四百三十五億円が計上されておりました

昭和三十年度一般会計予算、昭和三十年度特別会計予算及び昭和三十年政府関係機関予算

算、昭和三十年度特別会計予算及び昭和三十年度政府関係機関予算の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの三十年度予算三案は、四月二十五日国会に提出せられ、衆議院において修正議決の上、六月八日に本院に送付されたのであります。

まず案の内容について御説明申し上げます。一般会計予算の総額は、歳入、歳出とも九千九百十四億円でありまして、前年度に比し八十四億円の減少となります。一般会計の歳入は、租税及び印紙収入七千七百四十八億円、専売納付金千七百七十四億円、その他九百九十一億円となっております。このうち租税につきましては、国民生活の安定と資本の蓄積などを促進するため、所得税、法人税など直接税において三百九十四億円の減税が今年度に行われることになつております。また専売納付金は、たばこ消費税の平年度化に伴う三十二億円、修正による追加分を含めた地方財政への繰入額四十四億円を合せ、七十六億円の減少が見込まれております。

次に、歳出予算について簡単に申し上げます。第一に、社会保障関係費であります。これは、衆議院修正によって六億円増額せられまして、一千二十二億円余となっております。このうち生活保護費、児童保護費においては、前年度に比して生活困窮者の増加を約五%と見込んで所要額が計上せられております。社会保険費は、当初の政府管掌健康保険、船員保険の疾病部門に対する赤字措置を含め百二十億円が計上されておりましたが、国民健康保険に対する

が、衆議院の修正によりまして、食糧増産対策費において八億円、公共事業費において二十二億円、計三十億円増額せられました。

第六に、住宅対策につきましては、四十二万戸の建設を目的とし、一般会計において、公営住宅ないし新設されます住宅公団への出資などの経費として二百十八億円を計上し、運用部資金などを含めて総額四百二十四億円を充当することになっております。

第七に、防衛関係費であります。防衛庁費においては、陸上自衛隊二万人の増員を中心に自衛隊を強化することになっており、防衛庁経費を二十九年に比し百二十五億円増加し、八百六十八億円が計上されております。防衛支出金については、施設提供などのために二十九年に比して二十七億円を増額してあります。反面に、合衆国軍交付金が百五十二億円減少しておりますので、防衛関係費の総額は前年度の千三百二十七億円のワク内にとどまっております。なお、右のほか百五十四億円の国庫債務負担行為が計上されております。

第八に、財政投融资につきましては、一般会計の百七億円の出資及び投資を含め総額三千九百九十六億円が予定され、当初の政府案に比較いたしますれば八十一億円の減少となっております。

以上の結果、一般会計と財政投融资とを合せました財政規模は一兆三千三百億円となり、前年度の一兆二千六百四十八億円に比較いたしますれば、三百五十五億円の増加となっております。

次に、特別会計について申し上げます。特別会計の数は、昨年九月国営競馬特別会計が廃止されましたが、他方、新たに三十年度か



らあへん特別会計、特殊物資納付金処理特別会計及び自動車損害賠償責任再保険特別会計が新設せられることになっておりますので、これらが成立いたしますれば三十五となるのであります。いずれも一般会計に準じ、それぞれ所要の予算が計上されております。そのうち食糧管理特別会計について見まするに、米の予約買付制度を前提として、消費者価格をキロ七百六十五円に据え置き、生産者価格を石当り九千七百三十九円に予定しております。この結果、この会計全体を通じて二十九年度分を合せて百億円程度の赤字を生ずることになっておりますが、この赤字につきましては、今後の実行により数字の確定するのを待つて処理されることになっております。また衆議院修正の結果、交付税及び譲与税配付金、労働者災害補償保険並びに特定道路整備の三特別会計について、それぞれ修正が行われております。

次に、政府関係機関について申し上げます。政府関係機関の数は九つでありまして、一般会計に準じて、それぞれ所要の予算が計上されております。そのうち国有鉄道につきましては、衆議院の修正の結果、国有鉄道の新線建設のための経費が五億円追加されて三十億円となりましたほか、四政府関係機関の予算が修正せられております。

以上のごとくに衆議院における修正は二百十五億円になったのでありますが、その財源について簡単に申し上げます。

今回の修正の財源は財政投融资のうちから捻出されたのでありまして、その内訳を申し上げますれば、一般会計の減税の追加六十七

億円と歳出増八十八億円を加えました百五十五億円は一般会計の出資の中からはずしてまかない、さらに財政投融资の増六十億円を加えました二百十五億円の財源を資金運用部引き受け予定の金融債百四十一億円、国鉄の公債債四十五億円を市中消化に回す一方、資金運用部の預託金の増を二十九億円見込むことによつて捻出しております。

さて、当委員会といたしましては、五月九日、大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、自來九日間にあつて予備審査を行なつて参りました。本件三案は六月八日、衆議院において修正議決されて本院に送付されたので、鳩山内閣総理大臣以下関係各閣僚の出席を求めて本審査に当りました。

本審査に入るに先立ち、委員長は政府に対しまして、「昭和三十年度予算三案は衆議院において修正されたものが本院の原案となるわけであるが、政府は衆議院の修正に応じられたものであるかどうか、従つてこれに対して責任を負うものであるかどうか」とたゞしましたところ、「政府は衆議院の予算修正に応じた、従つてその政治的責任を負う、修正案が予算として成立した暁には、施行の責に任ずることはもとより、本院の審議に当つてはできるだけの説明をする」旨、政府を代表して一萬田大蔵大臣から答弁がありました。

そこで当委員会としましては、二日間を特に修正部分についての質疑に充てた次第であります。便宜予算修正に関する当委員会の質疑の模様を御報告申し上げます。

まず「政府が今回二百十五億円の衆議院修正に応じたいきさつ及

びその理由は何か、予算修正と保守結集と関係ありと伝えられておるかどうか」との質疑に対しましては、「二百十五億円の自民共同修正案のきまるまでのいきさつは政府としては関知しない、政府は、この二百十五億円の予算修正が政府原案の根本方針を傷つけるものでなく、日本の財政経済の将来にわたつて悪影響なしと判断したので受諾した、政府は保守結集が必要だと考えており、保守結集の前提となる共同修正案に同意することが、政局の混乱を避けるゆえんであるとの大局的見地より同意した」との答弁がなされました。さらに、「保守結集の方式いかに、もし保守合同ができた暁には、政府は選挙によつて国民の審判を仰ぎつもりであるかどうか」との質疑がなされましたが、これに対して、「連立の範囲の保守結集では選挙に問ふ必要はないと思うが、新党の場合には、国民の意思を問ふことが民主的だと考えておる」との鳩山総理大臣の答弁でありました。次に「今回の修正を見ると、歳出増の大部分は政府が整理せんとした補助金の復活ないし増額であり、一般会計からの出投資も大幅に削つてゐるが、これでは政府の基本方針はくずれてゐるのではないか。市中公募に回した金融債、公社債は果して消化ができるか」との質疑がありました。が、「今度の修正で補助金が復活したのは、大蔵大臣としては遺憾であるが、予算全体を生かす上にやむを得なかつた。一般会計からの出投資はインフレのときのやむを得ざる強制貯蓄の形であつて、民間資本の蓄積があれば民間資本に待つのが筋である。財政投資から民間投資への転換の時期の点では、原案の性格が變つたことは認めるが、今日の金融市場の状況から見ても、

金融債、公社債の消化については十分責任を持つ」との答弁がありました。さらに「今回の予算修正に伴つて明年度予算の規模はどうなるか。赤字公債を発行するか増税をやらねばならぬのではないかと」の質疑に対しまして、「一萬田大蔵大臣から、「三十一年度は新規の政策を行わない」として、軍人恩給、社会保障費、義務教育費などで、百五、六十億円増加し、歳入は、減税の平年度化のため、国民所得の増加を見込むとしても、三十一年度税収入は本年度と大差なき見込みである。明年度予算の編成方針はまだきめていないが、一兆円のワクは越すと思ふ。しかし明年度も公債は発行しない方針である」との答弁がありました。また「今回の予算修正に残された分や、今後の米価決定による赤字補てんのため、政府は補正予算を組む意思はないか」との質疑に対しましては、政府は、「補正予算は、天災が起り必要が生ずる場合のほか、組む意思はない」と答弁されました。

以上が、予算修正をめぐる論議の概要でありまして、それより委員会は総括質疑、一般質疑に入りましたが、六月十六日、十七日には、公聴会を開いて審議の参考に供し、また二十八、九両日は、分科会を開いて各省予算の細部にわたつて審査を行いました。

この間、六月二十二、三日ごろにおきまして、関係閣僚の出席円滑を欠き、審議の遅延を来いたしましたので、委員会はこれを深く遺憾といたしまして、六月二十三日、委員会の決議をもつて政府の深甚なる反省を要求いたしました。委員会における審議はすこぶる多岐にわたり、連日熱心に行われたのでありまして、その内容を事項



別に整理し、簡約して申し上げますと、以下の通りであります。

まず、長期経済計画に関連した諸問題であります。「政府は経済六カ年計画を立て、三十年度予算は、これを実現するための第一年度予算であるといっているが、六カ年計画というものは具体的財政経済施策の裏づけある実行計画であるのか、それとも選挙目当の単なる希望図にすぎないものであるのか。三十年度だけの経済計画を示すにとどまらず、少くとも前半期の概略計画をも示せ」などの質疑があったのでありますが、これに対しまして、政府は、「経済六カ年計画は、三十五年度において完全雇用と経済自立を達成するために、日本経済のあるべき目標を示したものである。その実現をはかるためには、毎年度過去の実績を検討し、客観情勢を考えた上、目標の線に沿って諸般の施策をあんばいするのであって、経済を統制しようとするものではない。三十二年度までの概略案は閣議に諮った上で提出する」と答弁され、その案は、資料として提出されたのであります。これに対して、「防衛計画は織り込まれておられるか。中央地方財政の規模などは、大蔵省及び各省と意見を調整されたものであるか」という質疑がありました。政府は、「防衛計画はまだできていないので、経済力の伸びに応じて漸増するものと想定した。財政の数字は、過去の予算の分析から大体の予測を立てたもので、財政計画は今後各省と折衝する」と答弁されました。なお、「六カ年計画に盛り込まれておる食糧増産を実施するための農業投資は幾らか。これを確保する自信があるかどうか。政府は農業投資の投資効果等を調べてあるか。三十年度予算において農業投資や増産に直接効果

果のある農業補助金を削ってにおいて、三十年度の農業生産が上るよう計画しておるのは矛盾ではないか」などの質疑もありました。これに対しまして、政府の方は、「この計画の米麦増産のため、三十年度は三百五十億円、三十一年度は六百八十億円、三十二年度は七百五十億円という資金量が一応必要であると計算せられておるが、来年度以降は財政状況、金融状況から相当無理であろうとは考へる」と答弁されました。また「六カ年計画が将来の増加人口を主として第三次産業に吸収するといいながら、貿易振興対策、中小企業対策、商業者保護の面で具体的には何らの考慮も払われていないのではないか。事業税、物品税の改廃、また百貨店法の制定、商業保護法を制定する考えはないか」との質疑がありました。これに対しまして、「事業税は漸減する方針である。物品税は存置してその品目を検討する。百貨店や購買会が小売業者に不当競争や圧迫を加える場合は取り締るが、立法的措置については検討中である」との答弁がありました。

次には、米価と予約買付制度の問題であります。「三十年度産米の買入れ価格はいつきめるのか。予算米価九千七百三十九円では、米の再生産費を償わない。過去二年間の農家手取り価格よりも低い。これで政府の期待する数量が集められると思うか。また政府の集荷予定数量はせっかく予約買付制度に移ったにしては少な過ぎるのではないか」という質疑があったのに対して、農林大臣から、「今年に予約買付制度であるから、米価は六月中にきめたい。米価審議会に付議する政府原案としては一石当り一万六千円、このう

ちに早場米格差平均一石二百十円を含むから、これを含まない基準米価は九千八百五十円となる。右の価格は二十八、二十九年の平均手取り価格に、パリティ上昇率をかけて算出したものであるが、別に生産費方式によるものも試算し参考とした。数量は、昨年度の実績に徴して、二千三百五十万石が適当と考えた。これ以上の売り渡し申し入れがあれば、予備費を使用する」という答弁がありました。さらに、「予約農家に奨励金とか、減税とか、前渡金とかはどうか。不作の場合は減収加算を考慮しておるか」との質疑がありました。政府は、「農家が販売米の全量を予約してくれることを期待するので、予約格差は設けない。内払金は石二千円を支払う。減税は、昨年度の奨励金非課税による免税額より上回る新しい制度を考慮しているが、減税は予約した農家に限り適用される。減収加算はいろいろ批判があるが、これにかわるべきものがなければ、減収加算もつける」と答弁されました。また、「今回の米価が決定となった場合、食管特別会計の予算は補正するか」との質疑がありました。これに対し、「食管会計の予算は、補正しないが、さきに支払った二十九年度産米の減収加算金三十三億円と、三十年度産米価と予算米価との差による赤字七十三億円を加え、予算外の赤字は合計百六億円に達するので、予算の実施上輸入食糧価格の引き下げ、業務用払い下げ米の特別価格設定、酒造米の数量及び単価引き上げ、食管経費の節約で、これを補てんする方針である」と、大蔵大臣より答弁がありました。

次は、恩給の問題であります。まず、「今回の旧軍人等恩給の

昭和三十年度一般会計予算、昭和三十年度特別会計予算及び昭和三十年度政府関係機関予算

改正実施をした場合、平年度経費は幾ら増加するか、これで文官恩給との均衡はとれたことになるのか」との質疑に対しましては、「今回の改正は軍人恩給のベースを文官恩給並みの一万二千円ベースに引き上げ、同時に四号俸調整を行うものであり、これを完全に実施した場合の年間恩給費の増加は百七十一億円である。本年度はその五割を十月一日から実施することとし、その一期分が予算に計上された、あとの五割については急激な財政負担の増加を来たさないよう段階的に実施したいと検討中である。文官恩給との均衡は、この改正が完全に実施されれば一応とれたと思う」と、政府の答弁がなされました。そこで、「近い将来今の恩給は、文官武官を通じて約一千四十億円に上るが、財政上の負担としてどう思うか、恩給はさらに上げるつもりか」との質疑に対し、政府は、「恩給は日本の財政上の負担として小さいものではない、将来は総合年金制度と関連して検討すべきものと思う」と答弁されました。

社会保障の問題であります。まず、「あらゆる社会保障の基本となるべき国民健康保険が、市町村財政の現状から危機に直面しているが、国民健康保険に対して政府はどのような考えを持っているか、医療給付の増加によって収支の悪化したのは、健康保険のみではなく、国民健康保険も全く同様であるが、政府は健康保険に対しては十億円の赤字補てんを行なっているにもかかわらず、政府原案において国民健康保険助成費を削減したのは、都市を中心とする健康保険を重視し、農漁村を中心とする国民健康保険を軽視した結果ではないか」などの質疑に対しまして、政府側から、「本年度予算で



健康保険の赤字対策に重点をおいたのは、最も差し迫った健康保険の崩壊を食い止めることに全力を注いだためで、決して国民健康保険を軽視したわけではない、その後自民両党から強い要望があり、直営診療所並びに助成交付金等につき三億五千万円の増額修正が行われ、すべてを含め助成費は七十二億六千万円となったわけである。国民健康保険は、今日は確かに農村が主力となっているが、都市、ことに大都市にも実施されることが望ましく、できるだけ国民健康保険を充実して、将来はこれが医療保険の真の支柱となるよう助成してゆきたい」との答弁がありました。

失業対策につきまして、「完全失業者の数は、本年三月において八十四万人、四月において七十万人になっているが、三十年度の失業対策で、果して激増する失業者をことごとく吸収できるかどうか、今後重要産業の合理化や、地方財政の再建整備によって生ずべき失業者に対する対策いかに」などの質疑に対し、「三十年度において新たに増加する完全失業者の数は約二十万人であるが、このうち十四万人程度は失業対策事業に吸収し、残り六万人は職業補導所で補導教育を施すことによつて、万全とは言いかねるが、どうにか完全失業者の吸収ができる」との答弁がありました。

住宅対策につきましては、「政府は四十二万戸建設の公約を無理に果たすため、公営住宅の質を落したのは、住宅の狭小、過密化を招くもので、住宅政策としては逆行ではないか。また住宅金融公庫の融資率を低下させ、増改築までも、四十二万戸の中に数えるのは不当ではないか」などの質疑があり、これに対し建設大臣から、「中

層アパートの建設を公営から公団に移し、公営住宅は耐火率を高くし、低家賃のものを多く作る方針で六坪住宅を計画したが、これは小さ過ぎるとの意見も多いので、実施に当っては、必ずしも六坪にこだわらず、弾力性を持たせて実行するつもりである。住宅金融公庫の融資率についても、全面的に引き下げたわけではなく、種類に応じていろいろな率をきめているので、従来と変らないものもある。増改築に対する融資については、要請のきわめて切なるものがあるばかりでなく、やはり住宅不足解消の一助となるものと思う」旨の答弁がありました。

最後に、地方財政であります。政府の国会に提出した地方財政計画は、一応収支のつじつまを合せているものの、当初の案では百四十億円の歳入不足が見込まれていたことは周知の事実である。このような地方財政計画で赤字を出さない確信があるかどうか。地方財政の建て直しのためには、再建促進特別措置法中に、教育委員会の二重予算権の一時停止を規定するとか、地方税を国税の付加税にするなど、相当思い切った改革が必要なのではないか」との質疑に対し、「地方が二十九年度通りに、いろいろの事業をやつて行くとは百四十億円程度の不足となるが、この不足分は財政建て直しの非常事態であるから、各公共団体の自粛によつてこれを埋めてもらいたいと思つてゐる。しこうして地方財政再建の順序方法としては、まず第一段階として、とりあえず再建整備促進特別措置法によつて、今までの赤字を一時たな上げしようという計画である。教育委員会の予算送付権の問題については、今回これを取り上げてい

ないけれども、再建整備計画の範囲内ですべての財政を運用することとなつてゐるので、教育費が必要以上に膨張することはあるまい。地方税を国税の付加税とすることは、地方自治の本旨から見てきわめて重大な問題であるから、慎重に検討したい。しからば第二段階の措置として、将来にわたつて地方財政に赤字を出さないようにするために、今後、どういふ方策をとるかということについては、さしあたり本国会に自治法改正案を提出してあるのであるが、根本的には、地方制度の改革を必要とするので、基本的な改正案を次の国会に提案して、本格的に地方財政の建て直しをはかりたい方針である」との答弁がありました。また、「地方道路税法案は不成立となる見込みが濃い、その場合どうするか」との質疑に対し「地方道路税法が不成立の場合、地方財政に七十二億円の穴があき、補てんの方法がないから道路整備に影響を生ずる、政府としては、あくまで地方道路税法の成立に努力する」との答弁がありました。

以上のほか、憲法調査会と憲法改正提案権の問題、それから日ソ外交、日比賠償問題、それから日米原子力協定、また防衛計画並びに防衛分担金の問題、金融統制に関連した問題、教育に関する諸問題など、幾多重要な質疑が行われたのでありますが、省略させていただきます。

このようにして質疑を終局し、討論に入りましたところ、まず日本社会党第四控室を代表して吉田委員から反対、自由党を代表して安井委員から賛成、日本社会党第二控室を代表して田中委員から反

昭和三十年度一般会計予算、昭和三十年度特別会計予算及び昭和三十年度政府関係機関予算

対、緑風会を代表して豊田委員から賛成、無所属クラブの木村委員から反対、最後に民主黨を代表して武藤委員から賛成の旨、それぞれ述べられました。

これによつて討論を終局し、採決の結果、本委員会に付託せられました昭和三十年度予算三案は、いずれも多数をもつて、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



◎昭和三十年年度一般会計暫定予算補正

(第1号) 昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第1号) 昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第1号)

係機関暫定予算補正(機第1号)

(昭三〇、五、三一成立)

一、提案理由(五月十七日)

○一 萬田国務大臣 昭和三十年度暫定予算補正(六月分)についての御説明を申し上げます。昭和三十年度予算につきましては、目下国会において御審議をお願いしているわけでありませんが、諸般の情勢からいたしまして、五月中に、その成立を期待することは困難と認められますので、今回四、五月分の暫定予算に追加いたしました。六月分の暫定予算を提出することとした次第であります。本日から予算委員会において御審議をお願いするに当りまして、その概要を御説明申し上げます。

一般会計の六月分暫定予算は、歳入総額六百六十億円、歳出総額千二百八十九億円でありまして、差引六百二十九億円の歳出超過となりませんが、これは国庫余裕金の使用によりまして十分まかなえる見込みであります。なお、万一不足を生ずる場合に備えまして、大蔵省証券を二百億円の限度内におきまして発行できることとしたし

るもの限り計上することとしたしましたが、今回は原則として、すでに計上いたしました額と合せ第一・四半期分の所要額となるように補助金を全般的に計上することとしたしております。次に公共事業費及び食糧増産対策事業費につきましては、四、五月分の暫定予算と合せて、年額の三分の一程度となることを目途とし、また北海道その他の積雪寒冷地の事業費及び災害復旧事業費につきましては、四、五月分の暫定予算と合せて年額の二分の一程度となることを目途として、今回の暫定予算に合計三百六十六億円を計上いたしております。これらは年間の事業計画が円滑に遂行できるようにとの配慮のもとに、過去の実績等を勘案して所要額を計上することとしたことによるものであります。

住宅施設費、文教施設費、官庁官給費等の施設費につきましては、公共事業関係費に準じまして、その所要額を計上いたすことといたしております。

失業対策事業費につきましては、特別失業対策事業費をも含め、一カ月分程度を計上し、公共事業等への就労とあわせ、失業者の吸収に遺憾なきを期しております。

地方財政につきましては、公共事業関係費及び一般の補助費等につき前に申し上げました通り、所要額を計上いたしますとともに、地方交付税交付金のうち普通交付税分につきまして年額の四分の一、三百十九億円を計上いたしました。

特別会計及び政府関係機関の六月分の暫定予算につきましても、一般会計に準じ所要額を計上することといたしておりますが、特に

昭和三十年年度一般会計暫定予算補正(第1号) 昭和三十年度特別会計暫定予算補正(特第1号)

六五三

ております。

四・五月分の暫定予算は、その編成当時いまだ本予算案かでき上っておりませんでしたし、その内容は政策的なものには除外し、ごく事務的な経常費のみについて最小限度の所要額を計上するという方針をとっておりますが、今回の六月分暫定予算におきましては、三カ月間にわたる暫定予算に伴います経済界等への影響をも考慮いたし、原則としてただいま御審議中の三十年度の本予算案を基礎といたしまして、それぞれの経費につき、六月中に支出または支出負担を必要とする額を計上いたしましたわけでありまして、

ただ新規経費につきましては、法律の制定ないし改正を必要といたしますものを除いておりますことは言うまでもありませんが、その他のものにつきましても、時期的な関係その他の理由により、特に六月中に支出負担を必要といたしますものに限り、所要額を計上することといたしております。

以上が今回の暫定予算編成の基本方針であります。この基本方針に基く編成要領につきまして、なお若干御説明を加えたいと存じます。

まず人件費、事務費、その他の経常的経費につきましては、一カ月分を計上することといたしておりますが、人件費におきましては、六月に支給する職員特別手当〇・七五月份をあわせ計上いたしております。

補助費につきましては、四、五月分の暫定予算には原則として計上せず、義務的なものであって、特に四、五月中に支出を必要とする企業会計につきましては、事業の円滑な遂行を阻害することのないように特に配慮することといたしております。

さらに財政投融资につきましては、年間計画、過去の実績、原資の状況等を勘案いたしまして、資金運用部資金等により所要資金の配分をいたすこととしております。そのうち、政府関係機関または特別会計に関するものは、農林公庫十億円、国民、中小企業、住宅各公庫五億円ずつ、国有鉄道三十億円、特定道路二億二千万円、開拓者資金二億六千万円でありまして、電源会社、金融債、地方債等につきましても、原資の状況等を勘案いたしまして、年間計画の一部として必要に応じ所要資金を配分することといたしております。

以上をもちまして六月暫定予算の概要の説明を終わります。何とぞ政府の方針を了とせられまして、本暫定予算案に対し、すみやかに御審議、御賛成あらんことを特別お願いいたします次第であります。

二、衆議院予算委員長報告(五月二十六日)

○牧野良三君 委員会の報告をいたします。

ただいま議題となった六月分暫定予算に関する三案は、去る五月十七日予算委員会に付託せられ、委員会においては、かねて審議中の総予算案とあわせ審議を進めておりました。しかるところ、昨二十五日、本暫定予算案につき、各党代表者の総括質問が行われました。そして、本日午後に至り討論、採決の結果、原案の可決を見るに至ったのでございます。よって、ここにその内容と審議の経過と



を御報告いたします。  
当初、政府の予期したところに反しまして、四月及び五月の暫定予算のほか、さらに六月分を提出するの余儀なきに至りました事情につき政府からこれを述べられ、やむを得ざるものと認められたのでありますが、この上さらに七月分の提出を余儀なくされるような事情に陥らないよう政府に対して十分な注意を促したのであります。同時に、委員長は、また、政府をさような事態に陥らしめないうよう十分注意しなければならぬことを痛感いたしましたのでございます。

すでに述べたように、四月、五月の暫定予算は、事務的な経常費を最小限度に計上することを趣旨としたのでありますが、この六月分は、一カ月の経常費のみでなく、本予算成立に至るまでの経済的並びに財政的影響を考慮し、最小限度ながら、各種の年間事業計画に支障を来たさないよう配慮せられたのでございます。今、その内容を簡単に報告いたします。

第一、一般会計において歳入総額は六百六十億余万円でございます。歳出総額は千二百八十九億余万円で、差引不足が六百二十八億余万円となりますが、右歳入の不足分は国庫余裕金をもってまかないまして、予算の執行には差しつかえないようにできております。万一支障を生ずる場合には、大蔵証券を二百億円の限度内で発行ができることになっております。

第二、歳出のおもなものについて報告します。

本暫定予算案は、人件費及び事務費の一カ月分のほか、特に注意

すべきものは、六月中に支給することを要する公務員の夏季手当でございます。これが六月分暫定予算の大事な点の一つであります。所定の〇・七五カ月分、すなわち五十七億円がこれに計上せられております。次は、二として、公共事業費及び食糧増産対策費、これが合計三百六十六億円計上されております。これを四、五月両月分の暫定予算と合せますと、三十年度の年総額の約三分の一に該当することとなり、全年度にわたり遺憾なきを期することができると信じます。三、次は積雪寒冷地事業費並びに災害復旧事業費等であり、これを四、五月両月分の暫定予算と合計いたしますれば、年総額の約二分の一に該当することとなりまして、もって地域的にも時期的にも影響の多いこの費目に十分な考慮が払われておることを知ることができるのでございます。大体右のような措置によりまして、年間事業計画は大体支障なきを得ることと信じます。

次に、地方財政について報告します。これについては、義務教育費のほか一般の補助費も所要額が計上され、また、地方交付税交付金のうち、普通交付税分は年間の四分の一に当る三百九十九億円が計上されて、地方財政の健全な運営に遺憾なきを期しております。

第三、財政投融资について申し上げます。これは、資金運用部資金等の配分により、農林公庫、中小企業公庫その他で合計六十億が支出され、これで所要の措置が一応講ぜられたものと思えます。

次は、特別会計及び政府関係機関予算であります。これはすべて一般会計に準じて編成せられており、特に企業会計については、事

業の円滑な遂行に遺憾のない配慮が行われております。

右の暫定予算案に関し、委員会はすこぶる注意すべき重要な質疑応答が重ねられております。ついては、その詳細はすべて諸君が会議録を御参照されたいと存じます。

討論に先立ち、日本社会党両派より本暫定予算三案の編成がえを求め、動議が提出され、その趣旨弁明が行われました。その内容につきましては、また同じく会議録を参照せられんことを希望します。

討論の後、採決の結果、編成がえを求めるの動議は否決されまして、暫定予算補正三案はいずれも政府原案の通りに可決いたしました。

以上をもって委員長の報告といたします。

### 三、参議院予算委員長報告(五月三十一日)

○館哲二君 ただいま議題となりました昭和三十年年度一般会計暫定予算補正(第1号)、昭和三十年年度特別会計暫定予算補正(特第1号)及び昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第1号)の予算委員会における経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら暫定予算補正三案は、五月中に本予算の成立が困難な情勢にありますので、去る五月十七日、政府から国会に提出されたものであります。

まず暫定予算補正三案の内容を御説明申し上げます。今回の暫定予算は、その編成方法が四、五月の暫定予算の編成の際と異なっており、

昭和三十年年度一般会計暫定予算補正(第1号) 昭和三十年年度特別会計暫定予算補正(特第1号)  
昭和三十年年度政府関係機関暫定予算補正(機第1号)

ります。すなわち四、五月分の暫定予算の際は、いまだ本予算の編成ができていなかったため、前年度の予算額を基礎とし、政策的な経費を除外して編成されたのでありますが、今回の暫定予算においては、本予算がすでに国会に提出されておりますので、本予算を基礎として編成され、従ってその限りにおいては、政策的経費も計上されておるのであります。ただ新規経費につきましては、法律の制定ないし改正を要するものは除外されており、その他のものにつきましても、時期的な関係その他の理由により、特に六月中に支出負担を必要とする額だけを計上するという方針がとられております。

次に、歳出の概要について申し上げます。第一に、人件費、事務費その他の経常的経費につきましては、提出されております本予算の一カ月分及び六月に支給する職員特別手当〇・七五カ月分を合わせて二百二十四億円が計上されております。

第二に、補助費につきましては、四、五月の暫定予算には、原則として計上せず義務的なものであって特に四、五月に必要とするものに限り計上されておりましたが、今回は本予算がすでに提出されておりますので、四、五月分と合わせて本予算計上額の四分の一となるように補助金を全般的に計上してあります。

第三に、公共事業費及び食糧増産対策費につきましては、四、五月分の暫定予算と合わせて本予算計上額の三分の一程度、また北海道その他の積雪寒冷地の事業費及び災害復旧事業費につきましては、四、五月分の暫定予算と合わせて本予算計上額の二分の一程度となることを旨として、合計三百六十六億円が計上されております。



す。住宅施設費、文教施設費、官庁営繕費などの施設費につきましても、公共事業関係費に準じ計上されておりますが、そのうち住宅施設費は、従来からある公営住宅の分が三十八億円計上されたものであります。

第四に、失業対策費につきましては、本予算の一カ月分として二十六億円計上されております。

第五に、地方財政につきましても、前に述べました公共事業関係費及び一般の補助費のほか、地方交付税交付金として普通交付金の四分の一を六月に交付する分として三百十九億円計上されております。

以上の結果、一般会計の六月分暫定予算の歳出総額は千二百八十九億円となるのであります。これに対する歳入は、租税及び印紙収入が六百十七億円、官業益金及び官業収入が十六億円、政府資産整理収入が十億円、雑収入が十六億円、合計六百六十億円でありまして、差引六百二十九億円の歳出超過となりますが、これは国庫余裕金及び大蔵省証券をもってまかなうことになっております。

次に、特別会計及び政府関係機関の六月分暫定予算について申し上げます。特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計に準じてそれぞれ所要額を計上してありますが、企業会計などにつきましては、事業計画の円滑なる遂行を阻害することのないよう、過去の実績なども考慮して、必ずしも機械的な一カ月分とはならないものもあります。

次に、財政投融资について申し上げます。一般会計の出資及び投

資は、法律の改正ないし制定を必要とする、いわゆる新規な政策的経費であるため、今回の暫定予算には計上してありませんが、所要の資金は資金運用部資金などをもってこれをまかなうことになっております。そのうち政府関係機関または特別会計に関するものは、農林漁業金融公庫十億円、国民金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫へそれぞれ五億円ずつ、国有鉄道三十億円、特定道路特別会計二億二千万円、開拓者資金金融通特別会計二億六千万円でありまして、電源開発会社、それから金融債、地方債などについても、原資の状況を勘案して、年間計画の一部として必要に応じて所要資金を配分することになっております。

以上が今回の暫定予算補正三案の内容であります。

さて、本案の審査に当りましては、五月十九日、一萬田大蔵大臣より提案理由の説明を聴取し、二十六日、衆議院よりの送付を待つて、翌二十七日から、鳩山内閣総理大臣以下関係各大臣の出席を求め、本審査を行なったのであります。以下質疑応答のおもなるものについて申し上げます。

「政府は、さきに四、五月暫定予算審議の際、本予算は四月十五日までに提出できる見込みであるから六月暫定予算は出さぬと言明したが、本予算の提出がおくれ、六月暫定に追い込まれた。このように本予算の成立がおくれることによる経済界への悪影響並びにこれに対する政府の措置いかん」という質疑がありました。政府は、「今日までのところではあまり心配すべき影響は出ていないが、今後が問題であるから、六月暫定予算には公共事業などに多少手心を

加えたのである」と答弁されました。次いで、「衆議院における本予算審議の状況より推して、政府は七月暫定予算を組む意思があるかどうか」との質疑に対しましては、政府としては、「あくまで六月中に本予算の成立を期し努力を払っており、七月暫定予算は出さない方針である」という答弁でありました。さらに、「政府が本予算の成立をはかるといっても、自由党の協力を得なければならぬから、政府は本予算の修正に応ずるのか、あるいは他日補正予算を提出することを約束するのではないか、六月暫定予算が成立した後本予算が修正されるとなるかどうか」という質疑がありましたが、これに対し鳩山総理大臣より、「政府としては予算の根本方針を大きくくずすような修正、たとえば一兆円のワクをくずすとか、公債を発行するというときには賛成できない、また補正予算を提出することを約束することにも反対である」と答弁されました。また、「三十年度に公債を発行することはないとしても、将来公債発行をするということについてはどう思うか」というのに対しては、大蔵大臣より、「公債発行そのものが一がいに悪いというのではないが、公債発行をなし得る条件を整わなければならない、今日は財政的からも、金融的からも適当ではない」との答弁がありました。

なお「本暫定予算に計上されておる公務員の夏季手当〇・七五は、民間会社の例と比較すれば低きに過ぎるが、これを増額するか、せめて繰り上げ支給を行うというようないか」との質疑に対しては、政府から、「〇・七五カ月はもとより十分とは思

昭和三十年年度一般会計暫定予算補正(第1号) 昭和三十年年度特別会計暫定予算補正(特第1号)

わぬが、物価が横ばい状況にあること、減税の行われることなどを考えてがまんしてもらいたい、繰り上げ支給ということについては考慮していない」との答弁がありました。最後に、暫定予算の性格に關しまして、「六月暫定予算は四、五月分の暫定予算と異なり、政策的なものも含んでおることとなるが、そのために論議にひまがかかって、予定期日までに可決されないような事態が生ずると思う。かかる暫定予算不成立の場合に政府はどのような措置を考えておるか」との質疑に対しまして、「六月暫定予算の場合は、四、五月分の場合と異なり、年度予算がすでに提出されておるので、それを基礎に編成したが、季節的關係などにかんがみ、ぜひとも六月中に支出する必要あるものを最小限度織り込んだに過ぎないから、政府としては五月中に成立することを期待しておる」旨の答弁がありました。なお、質疑は非常に多岐にわたったのでありますが、これは省略させていただきます。

かくて質疑を終了しまして、討論に入りましたところ、まず、日本社会党第四控室を代表して高田委員から、この暫定予算は本来事務的経費のみを計上すべきであるのに、再軍備強化のための予算であること、社会保障費が不十分であることなどの理由をもって反対。それから自由党を代表して池田委員から、今回の暫定予算は四、五月暫定の際に付した希望条件に全面的に沿ったものでもなく、わが党としては賛成しがたい点の多い三十年度予算を基礎としている、また地方財政対策が不十分であるから賛成しがたいが、時



間的余裕がない、などの理由をあげて賛成。日本社会党第二控室を代表して松澤委員から、この予算には事務的経費の計上のみにとどむべきにかかわらず、政策的経費を盛り過ぎている、財政自主権を喪失した予算であり、また社会保障費、教育、農林事業費、公務員給与特別手当などの諸経費、いずれも不十分である、などの理由をあげて反対。緑風会を代表して豊田委員から、この暫定予算は経済六カ年計画、輸出振興対策、中小企業対策などに不十分な点があるが、暫定予算の期日が迫っているのでやむを得ない、などの理由をあげて賛成。無所属クラブの木村委員から、今回の暫定予算に政策的経費が織り込まれているのは暫定予算の本質に反すること、本予算の修正が必至であること、及び不生産的経費の多い予算であること、などの理由をあげて反対。最後に民主党を代表して石坂委員から、この暫定予算がなければ、国政運営に支障を来すこと、補助金などの計上が適切であること、及び地方財政対策がよろしきを得ていること、などの理由をあげて賛成の旨、それぞれ述べられました。

討論を終局しまして、採決の結果、本委員会に付託せられました暫定予算補正三案は、いずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

### ◎昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号)

(昭三〇、七、二五成立)

#### 一、提案理由(七月十四日)

○一萬田国務大臣 昭和三十年度特別会計予算補正特第1号を提出いたし、御審議を願うに当りまして、その内容につき御説明いたしたいと存じます。

六月二十四日国会において承認されました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結に伴いまして、これに基いて借り入れる外貨資金を財源として、電源の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するために行う資金の貸付に関する経理を明確にするため、余剰農産物資金融通特別会計を設置することといたしましたので、このため、ここに昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号)を提出いたしました次第であります。

この特別会計の歳入は、右のアメリカ合衆国からの借り入れ資金の借り入れによる収入金二百十四億二千万円、及び貸付金の利子収入一億八千三百万円をもってこれに充て、歳出といたしましては、電源開発事業に百八十二億五千万円、農地開発事業に三十億円、日本生産性本部に一億五千万円を貸し付けることとして、合計二百十四億円の貸付金を計上するほか、事務取扱費及び予備費若干を計上いたしております。

昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号)

以上、昭和三十年度特別会計予算補正特第1号の概要を御説明いたしました。何とぞすみやかに御審議の上御賛成あらんことを特にお願いたします次第であります。

#### 二、衆議院予算委員長報告(七月十五日)

○三浦一雄君 ただいま議題となりました昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号)の、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本補正予算案は、七月二日予算委員会に付託せられ、七月十四日政府より提案理由の説明を聞き、次いで質疑に入り、本日まで両日におたり審議せられました。

本補正予算の要旨は、去る六月二十四日国会の承認を受けました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基きまして、米国余剰農産物の購入に伴い、米国政府からの借り入れ資金を財源として、電源開発、農地開発その他わが国の経済発展に資するための資金の貸付を行うこととし、その経理を明確にするため、新たに特別会計を設け、一般会計と区分し、余剰農産物資金融通特別会計法により処理せんとするものであります。従いまして、本補正予算により、昭和三十年度予算の規模には何ら変わりはありません。

次に、この特別会計の歳入は、アメリカからの借入金二百十四億二千万円及び貸付金の利子収入一億八千余万円、計二百十六億円をもって財源とし、歳出は、電源開発事業に百八十二億五千万円、農地開発事業に三十億円、日本生産性本部に一億五千万円を貸付せん



とするものであります。

本予算案に対しましては熱心なる質疑応答が行われたのでござい  
ます。これらの詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、本日質疑を終了し、討論、採決に入り、政府原案通り多  
数をもって可決されました。

以上をもって報告いたします。

### 三、参議院予算委員長報告(七月二十五日)

○館哲二君 ただいま議題となりました昭和三十年年度特別会計予算  
補正(特第1号)の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報  
告申し上げます。

まず補正予算の内容について御説明申し上げます。本補正予算  
は、去る六月二十四日国会が承認いたしました農産物に関する日本  
国とアメリカ合衆国との間の協定によって借り入れられる外貨資金を財  
源として、電源の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進  
するための資金の貸付を行うことになりましたので、これに関する  
経理を明確にするため、一般会計と区分して余剰農産物資金融通特  
別会計が設置されることになりました。その予算として昭和三十年  
度特別会計予算補正(特第1号)を去る七月二日国会に提出されたも  
のであります。

本特別会計は歳入、歳出とも二百十六億三百万円でありませんが、  
歳入の借入資金収入の二百十四億二千万円は、農産物の購入代金八  
千五百万ドルの七〇%に当る五千九百五十万ドルの円換算額であり

ます。貸付金利息収入の一億八千三百万円は、年利四分として算出  
された額であります。また歳出は、電源開発事業に百八十二億五千  
万円、農地開発事業に三十億円、日本生産性本部に一億五千万円を  
それぞれ貸し付けられることになっておりますが、このうち農地開  
発事業貸付の内訳は、愛知用水に二十四億五千万円、篠津に四億五  
千万円、根釧に五千万円、上北に五千万円となっております。貸付  
金は合計二百十四億であります。このほか事務取扱費と予備費に  
若干額を計上いたしております。

以上が補正予算の概要であります。本案は去る七月十五日に衆  
議院から送付されましたので、委員会におきましては二十日から三  
日間、大蔵大臣より提案理由の説明を聞いた後、総理大臣並びに関  
係閣僚に対し質疑を行いました。質疑は多岐にわたっており、関  
係閣僚に対し補正予算に直接関連のあるものについてその要旨を御  
報告申し上げます。

まず、この資金の使途に關しまして、「電源開発事業に百八十二  
億円貸し付けるのに対し、農業開発事業には三十億円の貸付しか予  
定されていない、余剰農産物の購入によって圧迫を受けるのは日本  
の農業であり、その犠牲において受けた借款であるから、農業関係  
を多くすべきであるのに少いのはどういうわけか。この資金による  
農業開発と経済六カ年計画に盛られている農業投資との関係はどう  
か。また、この借入資金は三カ年間無利子であり、その間の会計  
で利子を取っているが、この利子収入を農業関係の再投資に向ける  
考えはないか」等の質疑がありました。これに対しましては、「農業

関係は電源開発に比べて、従来準備があまり進んでいなかったの  
で、今回は愛知用水その他で三十億円にとどまったが、今後はでき  
るだけ多くしたい。六カ年計画との関係については、六カ年計画を  
立てるときには、今回の見返り資金は考えていなかったもので、今年  
度はそれだけ楽になるわけであり、来年度なくなつたとしても、計  
画遂行に支障はきたさない。また、三カ年間の利子収入について  
は、この借款の償還の方法などが相当にきびしいので、本会計とし  
てもある程度の含みを持たねばならないが、御趣旨に沿うように努  
力したい」という答弁がありました。

次に、本年度以降の方針に關する質疑であります。この余剰  
農産物の購入については、閣内において意見が統一をされていない  
ようであるが、来年度もやるかやらないか、やるとすれば今年度の  
場合に比べどういふふうな条件がよくなるのか、その場合には農業  
関係の投資はもっと増額されるのか。またやらないとすれば、愛知  
用水などの資金を当てにして五カ年計画で出発しているのに、ど  
ういふことになるのか」といふような質疑がありましたのに対しま  
して、外務大臣、企画庁長官並びに農林大臣から、「文部大臣の言  
われたのは、本年は本年のことであり、来年やるかやらないかは、  
また別個の問題であるという意味であり、政府の予想としては来年  
度もやりたい意向であると了解されたい。ただ、来年度は米は持つて  
こないように努めたいと思っており、さらに大豆飼料等を入れるか  
どうか、数量をどのくらいにするかなど、目下研究中であるが、日  
本農業のじゃまにならぬように考えたい。また資金の使途につきま

昭和三十年年度特別会計予算補正(特第1号)

しては、大ワクは交渉で決定されるが、半分くらいは直接間接に日  
本の農業開発のために使いたいと思つている。また愛知用水につ  
いては、余剰農産物資金がここ二、三年くらいは、特別の事情の变化  
のない限り受けられると思つているが、それができない場合でも、  
すでにこの大事業に着手した以上は、政府として計画の達成を期し  
ている。もちろんそのために他の既定の食糧増産計画に影響を及ぼ  
さしめない」といふような答弁がありました。

また、生産性本部に対する一億五千万円の貸付に關しまして、「収  
益事業でないこの貸付は、果して返済の見込みがあるのか、これは  
補助金の変形ではないか」との質疑がありました。これに対しま  
しては、「生産性本部に対する貸付条件はまだきめていないが、年  
利四分短期貸付とする予定である。生産性本部は営利事業ではない  
が、生産性が向上すれば、会社の利益となるから貸付金は会員の分  
担金から返済せしめ、財政負担とはしない」旨の答弁がありまし  
た。

なお、借入資金に直接関係はありませんが、千五百万ドルの贈与  
分に關する質疑をいたしました。これは、「小麦の価格は八千五百万ドル  
の購入分の方は六十六ドルであるのに対し、贈与分の方は百十六ドル  
という倍近い価格になっているのはどういふわけであるか、また買  
うときは安く買えるものを、贈与のときには高い価格のものとして  
もらうということがあつては、学童等に悪影響を与えるではないか」  
などの質疑がありました。これに対しまして、「贈与の分は米国であ  
農民から買い上げる価格であるので高くなつてゐるのは事実であ



り、こちらとしては、どうせくれるのなら高い価格にする必要はないではないかというので、交渉の際折衝したのであるが、先方としては帳簿上そうなっている、日本だけ特別に安くすることはできないということ、こういうことになっている」という答弁がありました。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、まず、日本社会党第四控室を代表して湯山委員より、この予算は、毎年アメリカと契約を結ばなければならぬ余剰農産物協定に資金源を求めておるのであって、防衛分担金と同様、日本の財政の自主性を失わしめるものであるとの理由をもって反対。自由党を代表して池田委員より、予算の執行に当って十分効果を上げるよう、来年度も続ける場合には農業関係の投資を多くするよう希望を付して賛成。日本社会党第二控室を代表して松澤委員より、この予算はその執行に当り、設計その他に至るまで米国の一方的意図に縛られるものであって、自主性が全くないということ、また資金の配分において農業開発向けが少く、わが国農業の受ける犠牲が償われていない等の理由をあげて反対。緑風会を代表して豊田委員より、資金を効果的に使用すること、中小企業に対しても生産性の向上をはかること、明年度以降の受け入れに当っては、品目、価格等に慎重な再検討を加えること等の要望を付して賛成。無所属クラブの木村委員より、この予算の基礎となる余剰農産物協定は、米国の新しい植民地的搾取の一形態であり、日本の外貨の状態が改善されている今日、はなはだ当を得ない、単なる円資金調達の方法として飛びついたのであるが、これに

は他の方法があるではないか等の理由をあげて反対。日本民主党を代表して石坂委員より、わが国に不足する食糧を安く買入れることができ、また借款条件もきわめて妥当で、わが国経済に寄与するところ少からざるものがあるとして賛成の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本委員会に付託せられました昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号)は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ◎内閣総理大臣の施政方針に関する演説

(昭和三十年四月二十五日)

○国務大臣(鳩山一郎君) さきに行われました総選挙の結果に基きまして、私は、第一党たる日本民主党の総裁として、本国会の指名によって再び内閣総理大臣の重責をにないまして、第二次鳩山内閣を組織いたしました。

本日、昭和三十年度予算を国会に提出いたしましたして国政の本格的審議を求めるに当りまして、ここに政府の所信を申し述べべる機会を得ましたことは、私のまことに光栄とするところであります。

私はまず私の抱く政治理念の大本について申し述べたいと思ひます。

その第一は、民主政治のあり方についてであります。およそ民主主義の基調は個人の自由の達成と人格の尊厳とを主張する自由主義にあります。それは同時に他人の自由と人格の尊厳とを認めることを前提としておることでありまして、私はこれを友愛精神と呼んであります。要するに、互譲、寛容の精神こそ民主政治を正しく運用させる基本であると思ひます。

各政党が、それぞれの信念に基いて、お互いに自説を主張し合うことは当然でありますけれども、それはあくまでも、国家国民のため、よりよい政治を実現することが目的でなければなりません。しかるに、不幸にして、近來、わが国の政治の実態は、その民主政

治の精神から逸脱いたしましたして、何事についても与野党の間に絶対相いれない形の政争が繰り返されたことは、まことに遺憾にたえないこととあります。

このような風潮に対して、政府は、今後あくまでも民主政治の本義に徹して、みずから恥じない行動をとり、わが国の民主政治を正しい姿に引き戻しまして、りっぱに育て上げ、国民の議会政治に対する信頼を回復するために最善の努力をいたすべく深く決意しているのであります。いたずらに権力をふるって独善に陥ることなく、あくまでも謙虚な態度で各派の意見に耳を傾けまして、国民の審議に当っては十分その意を尽し、国民の要望する政局安定のために誠意を披瀝いたして、その協力を求める態度をとりたいと考えておるのであります。

次に、その第二は、平和外交の推進についてであります。従来しばしば申し上げました通り、わが国外交の基調が、自主独立の方針を堅持しつつ、米國初めその他の民主主義諸国との協調にあることは、不動の方針であります。他方、ソ連に対しては、たびたび表明いたしました通り、すみやかに戦争状態を終結し、正常関係を回復したいという考えを持っておりまして、同じく中共に対しまして、極力貿易関係の改善に努めたい所存であります。

私はこの機会に特にあらためて明らかにしておきたいと思ひますことは、共産主義国家と国交を行うことと、共産主義を受け入れるということとは、全然別個な事柄であるということとあります。われわれは、あくまでも反共の態度を堅持いたしまして、民主主義擁護



のため万全の対策を講じて参る覚悟であります。しかしながら、幾らわれわれが反対している共産主義思想であっても、現にその共産主義を信奉している有力な国家が存在する事実は否定はできないのであります。このような国家に対しては、お互いに相手国の主権を尊重し、自国の思想を他に宣伝強制することなく、正常なる国際関係もしくは経済交流の道を開くことによつて、ともに利益を得ることを考えなければなりません。しかも、このことは、世界のたれもがおそれる第三次世界大戦の勃発を防ぐためにも必要であると信ずるものであります。戦争の回避と平和の確保こそは、今、日本国民にとつて何ものにもかえがたい絶対の悲願であります。従つて、平和外交の推進こそは、今日の日本の為政者に与えられた最大の務めであると確信するものであります。

もとより、アジアに国をなす日本として、アジア諸国との親善に力を注ぐのは当然なことであります。そこで、政府は、あらゆる機会をとらえてアジア復興の方策に参画し、さらに他国の主唱するアジア援助計画にも積極的に参加するなどの手段をとりまして、相携えてアジアの自立と発展に寄与したい所存でございます。

以上のような外交方針とも関連して、わが国が自主独立の実をあげるためには、どうしても国力の許す範囲内において自分の国を守る態勢を整えておく必要があります。従つて、政府は、国力に相応じた自衛力を漸次整備いたしまして、米國駐留軍が逐次撤退できるようにするため、経済六カ年計画と見合う長期防衛計画を作成するつもりであります。そのためにも、国防会議を設置し、国防に関する

重要事項を審議することといたしたい考えであります。

次に、国民生活の安定と向上について申し述べます。独立の完成は、経済の自立がその基礎であります。この経済自立のためには、国民生活の安定をはからなければなりません。国民生活を安定させることは、ひいては真の防衛力を培養することとなるとともに、わが国を共産主義の脅威から守ることもなるのであります。

国民生活の安定のためには、まず農林、水産、鉱工業等の生産と貿易を盛んにするとともに、消費生活をできるだけ豊かにすることが肝要であることは言うまでもありません。

しかしながら、敗戦によつて経済の基盤を破壊されたわが国においては、終戦十年を迎えた今日、いまだその回復が十分ではありません。従つて、民生の安定も一挙にその成果を全うすることは困難でありまして、長期にわたる総合計画を着実に実施いたさなければなりません。政府はさきに経済六カ年計画を発表いたしました。本年はその出発の第一年として、拡大生産への地固めと民生安定の第一歩を着実に進める方針でありまして、このため諸般の施策を三年度の予算に具体化した次第であります。詳細については関係僚から説明することになっておりますので、そのおもしろいもの二、三について簡単に申し上げることにいたします。

その一は、住宅問題であります。政府が住宅政策に大きな重点を置いておられますことは、すでに種々の機会に申し述べたところであります。昭和三十年度における建設目標を四十二万戸といたしまし

て、公営住宅、住宅金融公庫による住宅等のほか、新たに住宅公団を設立して、一般庶民住宅の建設、宅地造成等を積極的に推進していく予定であり、また、民間の自力による住宅建設に対しましては、税制その他の面において必要な措置を講じて、できる限りこれに協力を惜しまない所存であります。

その二は、社会保障関係の問題であります。まず失業問題については、政府の最も重視しているところであります。根本的には、長期経済計画のもとに逐次産業活動を活発化し、それによつて雇用の増大をはかつていく考えであります。当面の対策としては、失業対策費を大幅に増額して失業対策事業を拡充し、また特別失業対策事業と公共事業の総合的運用によつて失業者の吸収をはかり、いやしくも社会不安を引き起すことのないよう万全の措置を講ずるつもりであります。また、医療保障及び各種の公的扶助等の社会保障の充実、民生の安定をきわめて肝要な事柄でありますので、政府もまたこれに十分力を注ぎたいと思つております。

その三は、所得税の減税であります。税制が国民生活に影響することはきわめて大きいものであります。本年度においては、所得税を中心とする直接税三百二十七億円の減税をはかりました。国民生活に関係の深い所得税については、特に低額所得者の負担を軽減することとし、公約の実現に努めたのであります。

以上、私は政局の現状に対する基本的態度と重要政策の二、三について申し述べましたが、私は、民主政治は力の政治ではなく、あくまでも正義の政治でなければならないと確信いたしております。

正義の政治が行われる土台がその国の国民のかおり高い品性と良知良能にあることはもちろんであり、その意味で教育こそすべての大本であることは申すまでもありません。政府は、そのために必要な文教の充実と刷新の諸施策を講ずるとともに、国民の間から盛り上げる新生活運動を助長して参りたいと思つております。

政府は、民主主義のルールを守り、みづからその身を清廉に持して、国会の品位を高め、それによつて政治の信頼を回復することに全力をあげる覚悟であります。しかも、国民大衆の声をできるだけ施策の上に反映させて、国民と血のつながる明朗な政治を行い、人心を一新して、国民が前途に希望の持てるような正しい社会を築き上げたいと念願しております。

ここに政府の所信の一端を申し述べまして、国会を通じて国民各位の御理解と御協力を衷心より切望する次第でございます。



## ◎外務大臣の外交に関する演説

(昭和三十年四月二十五日)

○国務大臣(重光葵君) ここに政府の外交方針についていささか所信を申し述べますことは、私のすこぶる光榮に存する次第でございます。

最近の国際情勢は、前国会において申し述べまして以来少しも改善を見ておりません。世界情勢の緊張は依然として緩和されない状態でございます。欧州においては、パリ諸協定の批准手続が完了した結果、西ドイツの再軍備は始められ、西欧連盟は結成いたされましたが、ソ連は二月政変によって軽工業主義から重工業主義に移行して、力には力をもってする政策に転換をして以来、いわゆる共産勢力の平和攻勢は様相を変えて、ために国際関係は緊張の度を増してきたと判断せざるを得ないのであります。

しかしながら、第三次世界大戦は、人類のために何としても阻止しなければならぬのであります。日本の現在の地位よりしても、国際平和のために最善の努力を尽すことがその義務でなければならぬと思ふのであります。日本がソ連等との間に戦争状態の終結を期し国交を正常化せんと企てておるのも、この趣旨にほかならぬのであります。日ソ交渉は不日ロンドンにおいて開かれる手はずになつております。さらに、中国が二つに分れて、台湾海峡を差しはさんで国民政府と中共政府と相争つておることは東亜の安定と平和

を害するものであつて、事態はすでに重要な国際紛争となつておりますので、日本としては、かかる紛争は一日もすみやかに、武力によらず話し合いによつて平和裏に解決せんことを祈るものであります。

日本は、いかなる国といえども、相手国がこれを欲するにおいては、武力を排し、紛争を平和的手段によつて解決することを約束する用意があるのであります。いな、かかる国際慣習を確立することが平和を確保するゆえんであると信ずるのであります。これは、わが平和憲法においてもすでに明らかにされておる主義であるのみならず、国際連合憲章の趣旨と完全に一致するものであつて、すでにアジア・アフリカ会議においてわが全権が明確に世界に向つて声明したところであります。この主義を基礎として初めて国際間において国交は樹立せられ、友好関係は増進し、通商貿易は進展するのであります。繰り返して申しますが、平和外交を推進して各国との間に理解と好意とを交換して一般平和の基礎となし、この基盤の上に経済外交を促進して貿易立国の基を開かんとするのがわれわれの方針でございます。

米国初め民主主義諸国との協力関係がわが外交政策の基調であるといふことはしばしば声明したところでありまして、これによつてわが平和政策を展開する基礎を得るのであります。日本は平和条約によつて民主陣営内における自主独立の民主主義国家として出発したのであつて、同じ主義の米国とは安全保障条約によつて共同防衛の立場に立つておる次第であります。日米の根本利害はここに完全に必要と相なつておるのであります。

最近フィリピンのマグサイサイ大統領とわが鳩山総理とのあいさつ交換を機として賠償交渉再開の端緒を得ましたのは喜びにたえません。すなわち、先月下旬フィリピン側専門家が着京いたしました、わが国の専門家団と会議に入りました。この会議は将来における正式会議を成功に導くため準備をなすものであります。双方の善意と互譲によりすみやかに公正妥当な協定の成立せんことを祈るものであります。次いで、インドネシアと同様、賠償交渉再開の日一日も早きを期待しておる次第であります。なお、ビルマとの平和条約及び賠償経済協力協定は、最近東京においてその批准書が交換されました、両国の国交が正式に樹立せられましたことは、重要な意義を持つものであると信じております。

また、過日タイ国のナラディップ外務大臣が来朝いたしましたのを機会に、かねがね両国間の重要案件となつてきた特別円問題も了解に達し、さらにまた、タイ国との間に文化協定が締結いたされました。日・タイ両国の伝統的な友好関係は、今回ピボン首相の国賓としての来朝によりまして、ますます緊密の度を加えるものと期待

に一致し、両国の協力関係はきわめて緊密であるのであります。しかしながら、占領行政時代の残滓が多少とも残つておる今日、幾多の困難が両国の間に存在することもまた否定することはできません。これが共産活動の乗ずるところとなるのであつて、なかんずく防衛問題がその目標と相なつております。米国は日本が防衛上今日安固であるとは決して判断いたしておりません。そこで、日本においてみずから防衛力を安保条約の趣旨に従つて増強せんことを希望してゐるわけでありまして、この点は日本の経済力と調整を要するものがあるのであります。防衛分担金減額の問題について最近双方の間に合意が成立いたしましたことは、日米共同声明によつて発表された通りであります。日米の間に見解の相違を見ること

が表れたのであります。日米の間に必要となるのは、これまた断りによつて合理的な調整をはかることが必要となるのは、これまた当然であると思ふのであります。単に防衛の問題だけでなく、日本が自立経済を確立するためにも、また海外において経済発展を遂げるためにも、米国との協力がいかに貴重であるかは申すまでもないことであつて、いたずらに当面の感情にとらわれ、日米の基本関係に災いするがごとき言動は有害無益なことと言わなければならぬのであります。

われわれはアジアに対する平和外交を重要視いたします。何となれば、日本はアジアの一國であり、解放されたアジア諸国と親善関



される次第でございます。

かくて、政府の所期するアジア善隣外交の発展は着実に歩みを進めておるのであります。一衣帯水の韓国との国交調整の交渉もすみやかに行われますよう、せっかく努力いたしておる次第でございます。

アジア各国に対しましては、以上のごとき個別的交渉の方法によるのほか、地域全般にわたる国際的協力もまたきわめて重要なこととであるのであります。アジア地域の経済開発については、米国は援助をさらにふやす模様であります。これに関しわが国の貢献し得べき分野の多分に存することは御承知の通りであります。米国もコロンボ・プランの機構を活用するに異議なき模様であります。その準備として、インドの主張によって五月七日より開かれるシムラ会議には、わが国も代表を派遣し、積極的に協力いたすことにならしてまいります。

次に、バンドンにおいて開かれたアジア・アフリカ会議は、この地域にある諸国の相互理解と親睦を主目的とした重大なる意義を持つ国際会議でありまして、政府は、本会議に対し特に高橋國務大臣を首班とする有力なる代表団を派遣し、わが平和外交の趣旨を広く徹底せしめるとともに、同地域内の経済協力及び文化交流について有意義なる提案をなされた次第であります。本会議が現に所期の目的を達成したことは慶賀にたえません。

世界経済の動向は、米国経済を中心とする好調が大体本年もなお続く見通ししておりますが、欧州において、経済自由化の進展にかか

わらず、なお各地に輸入制限が続けられる傾向が現われておるので、今後の国際通商における競争はさらに激化されるものと考えます。かかる情勢に対処して、わが国としては、ジュネーヴにおいて行なっているガット関税交渉のすみやかなる妥結をはかり、世界の主要貿易国との間に平等互恵の条件による通商発展の基礎を確立いたすことに一そう努力しておる次第であります。対アジア貿易については格段の配慮をなしておることは前に申し述べた通りであります。中共に対しても一そう貿易の増加を期して、必要な手段をとっておる次第でございます。

移民政策は、直接間接人口問題解決の一助として、政府として最も力を注いでおるところであります。最近中南米諸国の日本移民受け入れ態度は著しく好転し、単にブラジルのみならず、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア及びドミニカその他の国々も好意的態度を示しておる状況であります。この情勢に即応して、できるだけ多くの移民送り出しをなすため、有効なる施策を行う方針でございます。

さて、現代は原子時代と相なっております。原子爆弾に対する恐怖のために原子力に対する科学的研究に目をおおってはならないのであって、国際連合も原子力の平和的利用に熱意を示し、国際的にその研究を推進しておるのであります。国際連合の計画には日本は進んで全面的に参画しておる次第であります。原子爆弾の最初の洗礼を受けた日本としては、原子力を人類の破滅に使用することを阻止し、これを平和的利用に専用する考案が国際的に発見せられん

ことを熱望してやまない次第でございます。

最後に、日本の国際的地位は今日なお十分安固なものとは言えないのであります。われわれは、つぶさに世界情勢を検討し、謙虚な態度をもって各国との友好関係を重んじ、国際信義を積み上げて国家の前途を開き、徐々に国の力を内外に対して築き上げることに努めなければならぬと信ずるものでございます。

あえて卑見を付加して御協力を願ひ、私の外交演説をこれで終ることにならします。



### ◎大蔵大臣の財政に関する演説

(昭和三十年四月二十五日)

○國務大臣(一萬田尚登君) 私は、前国会において、わが民主党内閣が実行すべき財政金融政策の基本方針を明らかにいたしました。ここに提出いたします昭和三十年年度予算は、この基本方針に即して編成したものでありまして、その大綱を説明いたしますとともに、この際、私は、わが国経済の実情を顧みまして、今後政府のとらんといたします施策について所信を申し述べたいと存じます。

昭和二十九年度の国際収支じりは、三億四千四百万ドルの黒字となりました。これは主として昨年来の財政金融健全化政策の効果の現われでありますことは申すまでもありません。しかしながら、昨年度の輸出増加は、海外諸国の好況や輸入制限の緩和等外的要因に基くものも多く、また特殊の輸出助長措置に基くものが少くなくかつたという面も看過できないのであります。また、固定的な債権が累積し、短期の流動債務が増加したという実質も考えねばなりませんし、また今後特需収入の減少傾向も覚悟しなければなりませんので、国際収支の前途は決して気を許すわけに参らないのが実情であります。

最近、海外におきましては、欧米諸国の好景気も、その行き過ぎ、インフレへの進行を警戒する空気となっております。英米その他の国において中央銀行の公定歩合引き上げが行われ、また特に国

際収支の困難を感じる国におきましては輸入制限の強化等の措置もとられるに至っておりますのであります。今後海外の需要面は決して樂觀を許さないのであります。他面、西欧主要国は、貿易の自由化、通貨の交換性回復を目標といたしまして一歩々々着実な努力を重ねており、その進展に伴い各国間の輸出競争は当然激しくなってくるものと予想すべきであります。

従つて、わが国といたしましては、なお経済を合理化し、生産コストの低下をはかり、物価をできるだけ引き下げて、輸出産業の対外競争力を強化することが依然肝要であると申さねばなりません。なお、貿易為替自由化の趨勢に沿つた体制を整えていきますため、政府は、外貨予算の編成に当り、通貨別区分を設けない予算のワクを拡大し、自動承認制の金額を増加する等の措置を講じました。また、為替相場の建て方の簡素化、また外貨預金制度の改正等を逐次実行に移して参つたのであります。

翻つて国内経済の動向を見まするのに、昨年度の一兆円予算と、これに関連する金融引き締め政策によりまして、経済は漸次健全化の方向に進んで参りました。金融面におきましては、全国銀行の預金の増加額は昨年度中ほぼ四千億円に近く、貸し出し増加額は二千三百億円にとどまり、これらの結果といたしまして、日本銀行貸出金は年度間一千六百五十億円を減少いたしました。しかしながら、このことは、国際収支の巨額の受け超その他の理由で国庫の異常な散超があつたことに基因する面も少くないのであります。経済健全化の地ならしができて正常な預貯金の増加と企業経営が健全化され

たことに基くとは言ひ切れないのであります。

さらに、企業経営の面においても、引き締め政策が企業の不自然な収益率を是正せしめ、また新規借入れを困難にしたことは事実であります。その反面、従来のインフレ下におけるがごとき安易な態度を捨て、経営を合理化するとともに、自己資本の充実に努め、極端な借入金依存をみずから是正していこうという堅実な傾向が見えております。しかしながら、この努力もいまだ十分とは申しがたいのであります。あるいは資本蓄積を怠り、あるいは合理化投資が過剰投資となつて、真に合理化の効果を發揮し得なかつたというような事例をなくしていくためには、なお新たな決意と工夫とを要するのであります。

さらに、物価の動きを見まするのに、財政金融面の施策と相まつて、昨年度間を平均して、卸売物価は二十八年度に比して約三%の低下を見たのであります。国際物価水準に比してはなお割高な面があり、消費者物価に至つては、昨年八月以来わずかに下落を示してはおりますが、年度間を平均いたしますれば、まだ二十八年度より若干高いところにとどまっております。

このように見て参りますと、従来の財政金融健全化の基調はなおこれを継続すべきものと信ずるのであります。ことに、今後の経済の拡大発展をはかるためには、国民の勤儉による貯蓄の増強と企業健全経営によつて資本の蓄積を強化することを第一義としなければならぬのであります。すなわち、消費を節約して貯蓄を増大し、経営を健全にして資本の充実はかり、これらによつて重要な

方面に対する資金の供給を確保し、産業活動を盛んならしめ、もつて雇用の増大をはかる方向に進むべきものであると存するのであります。従つて、政府といたしましては、法人税の軽減等により企業資本の充実はかるとともに、さらにこの際預貯金利率に対する一切の課税を停止し、貯蓄の飛躍的増強を意図いたしておるのであります。

金融機関としても、かかる政策に即応して、その公共的性格をその経営態度に反映するよう常に十分なる自覚を有していなければならぬと思つてあります。みずからの経営の健全化、合理化をはかるのみならず、進んで貸出金利の引き下げをはかつて企業コスト低下に協力するとともに、資金供給については、わが国経済の自立発展に真に寄与する資金を確保することにおよ一その努力を傾けられたいのであります。政府といたしまして、これが所期の効果をおさめ得るよう期待いたしておるのであります。事態の推移に応じさらに所要の措置を考慮いたしたいと存じております。

今回提出いたしました昭和三十年年度予算は、総合経済六カ年計画の構想に沿ひ、前に述べましたような見地から、まず現在の経済健全化の基調を堅持し、将来における経済の自立発展についてその地固めを行うことを眼目といたしました。その間、民生の安定はもちろぬ、失業等の摩擦的現象に対する措置につきましても十分に配慮した次第であります。すなわち、本予算におきましては、第一に、財政収支の均衡を確保し、一般会計予算の総ワクを一兆円以内にとどめることといたしました。第二に、国民の租税負担の現状に



かんがみ、特に低所得者層の負担軽減を主とする減税を実施することにした。第三に、限られたる財源の範囲内において、各種の重点施策の遂行に必要な経費を確保する一方、補助金の整理、物件費の節減等、経費の節約、効率化に一そう配意を加えることにいたしました。

以上の方針により編成せられました昭和三十年年度の一般会計予算は、前年度とほぼ同規模の九千九百九十六億円と相なります。

次に、予算の内容につきまして、その概要を説明いたします。まず歳入面であります。政府は、国民生活の安定をはかり、資本の蓄積を促進するため、平年度約五百億円に達する減税を実行することいたしました。

すなわち、本年度におきましては、所得税の基礎控除額及び給与所得控除の限度額の引き上げ、専従者控除の限度額の引き上げ、税率の引き下げ等によりまして、勤労者、中小企業者及び農民等の低所得者を中心とする所得税の軽減をはかることにいたしてあります。この結果、たとえば勤労者につきましては、夫婦及び子供三人の場合、給与の平均月額一万九千円程度までは所得税を負担しないで済むこととなります。また、別途、個人の事業税につきましても、基礎控除額の引き上げにより、特に中小事業者の税負担の軽減をはかることとしております。

資本蓄積の促進の面におきましては、臨時に預貯金利子に対する課税を免除し、配当所得に対する源泉課税の軽減を行うとともに、生命保険料控除の限度額を引き上げることいたしました。さら

約四十二万戸の住宅建設を実現できるものと信ずる次第であります。

次に、社会保障関係費であります。この経費は、今年度におきましては昨年度に比し五十二億円を増加いたしました。一十六億円を計上し、生活困窮者の救済等に遺憾なきを期しますとともに、他面、社会保険の充実をはかっております。特に失業対策費につきましては、昨年度に比し四十六億円増額いたしました。二百八十九億円計上いたしました。このほか、公共事業、特に道路整備事業及び鉱害復旧事業等におきまして、機動的運営をはかり、失業者の吸収に遺憾なきを期する所存であります。

貿易の振興対策費につきましては、海外広報宣伝、国際見本市の開催参加、重機械相談室の充実等、海外市場の維持拡大に関する措置を一そう強化することいたしました。なお、さきに申し述べました通り、輸出免税の拡大等、税制上の配慮を加えるとともに、輸出入銀行に対する財政資金の融資を大幅に増額いたしましたのであります。

次に、防衛関係費について申し上げます。わが国の自主的な防衛態勢を整えるため、国力にに応じて漸次自衛隊の充実をはかって参ります。これは政府の基本方針でありまして、本年度は陸上自衛隊二万人の増員を中心といたしまして自衛隊を強化することとし、防衛庁経費を、昨年度に対し百二十五億円増額いたし、八百六十八億円を計上いたしました。また施設提供等の経費についても、昨年度に対し二十七億円増額をし、七十九億円を計上いたしました。しかしな

に、法人税につきましては、昭和二十七年以来百分の四十二に引き上げられました税率を百分の四十に引き下げることにいたしてあります。

このほか、輸出振興をはかるため輸出所得控除の限度額を引き上げることも、住宅建設の促進のため新築貸家に対する特別償却額の引き上げ等、税制上の優遇措置を講ずることにいたしてあります。

これらの措置によりまして、平年度において五百十四億円、本年度におきましては三百二十七億円に達する減税が実現されることとなるのであります。

歳出につき政府が重点を置きましたのは、まず住宅対策費であります。すなわち、政府は、財政資金により約十七万五千戸を建設することを目標といたしまして、一般会計に二百十八億円を計上いたしました。ほか、資金運用部資金等の財政投融资を含め、昨年度に比しまして百四十億円を増額いたしました。四百二十四億円の資金を振り向けることにいたしました。これによりまして、公営住宅のほか、住宅金融公庫及び勤労者厚生住宅の資金の充実をはかることも、新たに日本住宅公団を設立し、不燃性集団庶民住宅の建設を促進することといたしましたのであります。なお、これと並行し、民間における住宅建設の意欲を促進いたすため、さきに金融機関の融資準則について住宅の順位の引き上げを行いました。このほか、すでに申した税制上の優遇措置、住宅融資保険制度等各種の施策を講ずることといたしてあります。これらの措置によりまして、本年度

がら、国民経済の現状を考えますとき、防衛関係費総額としてこれを増額いたしますことは困難でありますので、その増加額の全額を防衛分担金の減額によることといたし、米國政府と交渉の上、防衛分担金は昨年度より百五十二億円を減じ三百八十億円といたしました。従って、防衛関係経費の総額は昨年度の一千三百二十七億円のワク内にとどまったのであります。

地方財政につきましては、赤字累積の現状にかんがみまして、その刷新改善は各方面から強く要請されているところであります。これには、まず地方団体の自主的努力によって徹底的に経費を節減するとともに、収入の確保をはかることが根本であると考えるのであります。近時、地方公共団体の側においても、財政健全化について真摯な努力を傾けられる向きもあり、政府といたしまして、積極的にこれを援助するため、各般の措置を講ずることといたしました。すなわち、補助金等の整理合理化を促進し、補助率を改訂する等、地方負担の軽減をはかったのであります。他面、地方交付税交付金につきましては、定率の増加に伴い、昨年度に比し百三十二億円を増額して千三百八十八億円を計上いたしましたのであります。このほか、地方財源の充実をはかるため、専売公社の収益のうちから三十億円を交付いたしますとともに、特に本年度に限りまして、入場税の一割相当額を一般会計に帰属させることを取りやめまして、入場税の全額を地方に譲与する等の措置を講じたのであります。さらに、地方道路税を創設いたしました。道路整備五カ年計画の実施等に伴う地方道路の財源を確保することといたしてあります。ま



た、地方財政の再建のため自主的努力を進められている地方公共団  
体に対しましては、再建整備のため特別の地方債の発行を認め、そ  
の政府の引き受けあるいは民間引き受け分に対する利子の補給を行  
う等の施策を執行する考えであります。

次に、財政投融资につきましては、一般会計、資金運用部資金等  
においてほぼ前年度程度の財源を調達いたしますとともに、新たに  
砂糖等輸入特殊物資の超過利潤の吸収によりまして七十億円、さら  
に、目下米国政府と交渉中の余剰農産物買入れのため見返り資金  
二百十四億円の借り入れを見込みまして、総額三千二百七十七億  
円といたし、昨年度に比しまして四百二十七億円の増額を予定いた  
したのであります。

しこうして、その配分につきましては、民生の安定、輸出の振興  
及び経済基盤の育成に特に重点を置くよう配意いたしております。  
すなわち、住宅対策のための資金を充実いたしましたことは、す  
でに述べた通りであります。

中小企業対策といたしましては、国民金融公庫及び中小企業金融  
公庫に対する投融资総額二百十五億円を予定いたしました。両公庫  
の本年度の資金貸し出し予定額は約七百七億円で、前年度の貸し  
出し資金に対しまして八十七億円の増加となっているのでありま  
す。また、商工中央金庫に対しても、金融債の引き受けのほか、  
新たに十億円の出資を行うことといたしております。

輸出の振興のためには、輸出入銀行に対する投融资といたしまし  
て、昨年度の五十億円に対し百七十億円を増額し、二百二十億円を

予定いたしております。

開発銀行につきましては、自己資金を合せ昨年度とほぼ同額の五  
百九十五億円の資金を予定いたしておりますが、その運用に当りま  
しては、特に石炭、鉄、肥料等の重要基礎産業の合理化に重点を置  
く考えであります。

電源開発会社におきましては、本年度は事業の量が相当増加する  
時期に当りますので、財政資金の供給は昨年度の二百四十五億円に  
対しまして約三百億円を見込んでおります。

財政による投融资につきましては、従来とかく資金の獲得、金利  
負担の軽減等の立場から、安易にこれに依存しようとの態度が見ら  
れないとは言えないのであります。窮屈な資金事情から特に重点的  
に配分すべきものであることに思いをいたし、真に合理化の精神に  
徹し、いやしくも救済融資となり過剰投資となることなく、わが国  
産業全体のコスト引き下げ、国際競争力の増大に資する基盤をつち  
かうべきものと考えております。

以上、わが国経済の現状とこれに対処いたすべき施策について申  
し述べたのであります。これに対し、今日巷間には、その基調を  
緩和し、何らかの景気対策を要望する声がないとは申せないのであ  
ります。しかしながら、内外の経済情勢にかんがみると、わが国  
経済の拡大発展は、経済健全化を基調とした資本蓄積を基礎として  
初めて達成されるのであって、インフレ的景気政策はこの際とるべ  
きものではないと思っております。このことがあえて安易を避け  
て困難な道を選ぶゆえんであります。国民各位もこれを了とせられ

まして、経済繁栄の基礎確立のため衷心より協力を寄せられんこと  
を期待いたしますのであります。



◎国務大臣の経済に関する演説

(昭和三十年四月二十五日)

○国務大臣(石橋湛山君) 高橋経済審議庁長官がたていまアジア・アフリカ会議に出張いたしました。不在でございますから、かわつて私から昭和三十年度の経済計画につきまして概要を申し上げます。

最近のわが国経済の情勢を概観いたしますと、わが国が今後経済の自立を達成いたすためには、なおなみなならぬ努力が必要であることは申すまでもございません。しかし、私どもとしては、慎重に、しかも勇敢にこの達成に躍進する覚悟でございます。昭和三十年度の経済計画もこの覚悟のもとに策定いたしました次第でございます。ただいまその概要を申し述べたいと存じますが、その前に、恒例によりまして、まず海外並びにわが国内の経済に関する最近の情勢について一言いたします。

米国の景気の動向は、昨年二、三月を底といたしまして、逐次上向の傾向を示して参っております。本年の景気は昨年より多少明るいものがあるように考えられるのであります。また、西ドイツ、イギリスを初めといたしまして、西欧諸国は、昨年以來相当に生産の上昇を示しております。経済活動も活発化しておりますが、しかし、一部の国においては、昨年末ごろから国際収支の悪化傾向が見られるようになりました。かような事情から、これらの諸国はもと

より、各国いづれも国内経済基盤の強化をはかりつつ輸出伸張への努力を強化しようとしておる現状でございます。

また、東南アジア等の諸地域の経済情勢につきましては、国によりましてまちまちでございますが、元来これらの諸地域は、購買力が乏しいところに加えて、国によりましては、最近における農産物の世界的過剰傾向とその価格低下による打撃が相当きびしく響いております。しかも、西欧諸国のこれらの地域に対する輸出競争は激しさをますます加える形勢にございますから、従つて、この間に処してわが国がこれらの地域に輸出を伸張いたして参りますためには、できる限りこれらの地域から輸入を行うこと、あるいは長期信用の供与を行うこと等、よほどの努力を必要とすると考える次第でございます。

翻つてわが国経済の最近の情勢につきまして申し上げますと、従来とつて参りました財政金融を中心とする引き締め政策の効果と、昨年度中海外市況が比較的好調でありましたことが相俟つて、七、八月ごろからようやく輸出は伸張いたして、国際収支も著しく改善されて参りました。すなわち、国際収支は、昭和二十九年間を通じてみますと、年度初めの予想に反しまして、三億四千万ドル以上の黒字を計上するに至りました。また国民所得も、前年度に比べて實質的には約三%の上昇を見たのであります。

このように、わが国の最近の経済は一見順調であるように見られますが、しかし、遺憾ながら、その実態はなおきわめて不安定でございます。産業基盤はまたはなはだ脆弱であると認めなければなりません。このとき消極的な財政金融の引き締め政策一本に依頼して参ることはできないと考えられます。わが国経済の健全な発展をはかり、その伸張を期するためには、長期かつ総合的な経済計画を策定し、完全雇用の態勢を整えらるるとともに、生産性の向上をはかることがきわめて必要であると信じます。

わが国に労働力人口が多いということは、わが国の経済の弱点ではなく、むしろその長所であり、強味であると考えべきであります。また、わが国の土地、資源が乏しいということが申されませんが、しかし、その土地及び資源は、いまだ完全に利用し尽くされておるとは申せません。今後まだまだ開発の余地が残されております。さらにまた、東南アジア、中南米等の諸国との経済協力によりまして、わが国各種産業の進出を可能とする余地も少くございません。われわれは、これらの与えられた諸条件を最大限に生かしていくことが大切であると感ずります。これこそ、わが経済の自立繁栄をはかる唯一の道でありましよう。われわれは、この道を切り開くためにあらゆる努力を尽すべきであると信ずるのであります。さきに、政府が、昭和三十五年度を目標年次といたしまして、完全雇用と経済自立とを実現する意図をもつて、総合経済六カ年計画の構想を策定いたしましたのは、すなわちこの趣旨によつたのであります。

であります。同時に、もう一つ注意すべき問題がございます。それは、わが国の経済は、当面において労働力の供給には事を欠きませんが、そのほかの生産要素、なにかんずく工業用原材料と食糧の供給におきましては著しい隘路が存するということでありましよう。

ません。今その二、三の点について申し上げたいと存じます。

まず第一に、昨年度におけるわが国の国際収支は、年度間約六億ドルに上る特需収入にささえられているのであります。また、輸出の伸張いたしました原因の中には、緊縮政策の圧迫による換金急ぎというような事情も含まれておりまして、必ずしも生産費の低下による対外競争力の増強に原因いたしておるものとは言えないのでございます。また、輸入が減少いたしましたのも、その原因の中には、たとえば在庫の調整というような一時的な原因によつたものがあると考えられます。

次に、昨年度において就業者数はある程度増大いたしました。しかし、年々新たに加わる八十万人近くの労働力人口を吸収し尽すわけには参りません。ために完全失業者は漸増いたして参りまして、昨年八月には一時七十一万人の多数に上つて、戦後の最高に達しました。その後若干減少いたしましたのが、最近でもなお六十数万人を数えるという現況でございます。

さらに、わが国の産業は、戦後急速な回復を見たのであります。設備の近代化、合理化に至りましては、いまだはなはだ不徹底でございます。また、企業の経営ないし資本の構成等におきましてはきわめて脆弱な面がありまして、今後の産業の国際競争力の培養上大いなる問題が残されております。

以上のような次第でございますから、この内外の情勢のもとにおいて、年々増大いたします労働力人口にそれぞれ職場を与え、その活用をはかつて、わが国経済の自立復興を企図いたすためには、従



れを見落してはなりません。従つて、わが国経済といたしましては、まずこれらの隘路の打開をはかりつつ、逐次完全雇用の実現に努めて参る用意がきわめて緊要であると考ふる次第であります。もしそうでなくして、にわか完全雇用の実現を企図いたしますならば、わが国経済は労働力以外の生産要素のくびれに妨げられまして、物価の騰貴を来し、国際収支の不均衡を発生し、ここに破綻を生ずる危険なしとしないのであります。従つて、完全雇用と経済自立の実現を期するためには、各種生産要素の間の均衡を失わないように、その調整をはかりつつ、慎重に目標の達成をはかつて参る必要があると信ずるのであります。

かような見地から、今年度の経済計画は、六カ年計画の初年度といたしまして、さしあたり、経済の安定と将来の拡大均衡への態勢を整えることに主眼を置いて策定をいたしました。そうして、これに基いて本年度予算並びに財政投融资計画を編成いたしましたのであります。以下、本計画の概要について申し上げます。

まず、本計画の実施に当りましては、その基調といたしまして、すでに述べました通り、経済の安定に重点を置き、財政金融の均衡を維持し、通貨価値の安定強化、消費内容の健全化、貯蓄の増強等をはかつて参ります。すなわち、物価につきましては、国際物価との均衡をはかるため、各種商品の生産費の低下に一そうの努力を傾けるつもりであります。ことに、公企業料金及び重要物資の価格等につきましては、経営の合理化を推進いたし、生産用原材料の供給を確保し、資金の疎通と金利の低下とをはかる等の方法によりまし

て、努めてその低廉化を期待したい方針でございます。また一面、政府は、率先して冗費の節約に努め、新生活運動を国民的規模において推進し、奢侈的ないし不急不要の消費を抑制し、国産品の使用を奨励する等、消費内容の健全化をはかつて参るとともに、貯蓄の増強に努める考えでございます。

本計画における産業政策としましては、施策の重点を特に輸出の振興、資源の開発、食糧の効率増産、農林漁業経営の安定、産業の合理化、生産性の向上、中小企業の育成、科学技術の振興、国民生活の安定、就業機会の増大に置いて参るつもりであります。

第一に、輸出につきましては、本年度においてぜひとも十六億五千万ドル程度までこれを伸張せしめたい考えであります。これがため、根本的には企業合理化の促進に努め、輸出品生産費の引き下げと品質の改善をはかり、取引機構の整備確立等によって輸出競争力の強化に努めることが肝要でありますので、これについて重機械技術相談室の強化その他の措置をとるとともに、あわせてプラント輸出促進のための資金の充実、輸出金融の円滑化、金利の引き下げ等をはかつて参る所存であります。

また、対外的には、経済外交をさらに強化し、国際経済協力の促進をはかるとともに、東京における国際見本市、米国における日本商品見本市等の開催、海外市場の調査、宣伝活動の推進等を強力に実施する計画であります。特に東南アジア、中近東地域諸国及び中南米諸国が、わが国貿易市場としてきわめて重要である点にかんがみまして、これら諸国との経済協力に特段の努力をいたすつもりで

あります。ことに東南アジア地域諸国につきましては、賠償問題等の懸案事項をすみやかに解決し、正常な通商関係の拡大に努めたいと存じます。なお、近東、中南米等の諸国がわが国の移民を歓迎してくれまことは、まことに喜ぶべき現象でありまして、将来わが経済の海外発展に寄与することが多大なりと信じます。政府はできる限り優良なる移民の送出に努力する計画であります。

第二に、資源の開発、国内自給度の向上につきましては、その重点を食糧、海運、電源開発、石油、繊維等に置き、効率的な増強方策を推進して参る考えであります。すなわち、食糧につきましては、米麦を初めとし、畜産物、水産物を含めて総合的に食糧の自給度向上をはかるため、各般の効率的な施策を講ずるとともに、さらに農林漁業経営の安定については一そう留意いたし、農産物等の価格の安定、経営の多角化、米穀の集荷方式その他の流通の改善、飼料、肥料等生産資材の供給確保、農業金融の整備等について格段の努力をいたす所存であります。

次に、海運につきましては、約十九万総トンの外航船を建造して、貿易外収入の増加をはかる覚悟でございます。また、地下資源につきましては、民間企業の協力を求め、鉄資源その他の開発を推進いたす覚悟であります。ことに従来おかれておりました国内石油の開発、増産には一そうの努力を傾注する所存でございます。

電力につきましては、計画的に需給の改善をはかるため、効率的に水力開発を引き続き推進いたしますとともに、低品位炭を利用する火力発電を奨励する等の処置を講ずる計画であります。また、織

維につきましては、合成繊維、アセテート等の増産と、その品質の改善に力をいたしまして、需要面を開拓して、もって輸入原料の減少に努めたいと存じます。

第三に、企業の合理化、生産性の向上につきましては、さきに発足を見ました日本生産性本部を母体といたしまして、強力にこれを推進いたして参る考えであります。この場合、企業の合理化に必要な資金に関しましては、財政投融资の重点化、効率化に努めるとともに、日本開発銀行の債務保証制度を活用する等の方法によりまして、その供給の円滑化をはかるつもりでございます。また、税制の改正等により民間資本蓄積の増強をはかり、これら蓄積資本が重要産業の合理化のため確保されるよう適切な措置を講ずるつもりであります。

企業の合理化を実施するに当りましては、その重点を石炭、鉄鋼等基幹産業に指向して参ります。特に石炭につきましては、その生産費と価格の低下等を促進することの急務なるを感じますので、燃料全体にわたる総合対策を樹立するとともに、石炭鉱業の合理化を強力にはかりたく、近くこれに必要な法案を整え、御審議をわすれずつもりでございます。

第四に、中小企業につきましては、日本経済に占めるその地位の重要性にかんがみまして、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫等、関係金融機関の資金源の充実に努める等のことは、先ほど大蔵大臣から申し述べた通りでございます。産業基盤の強化、生産性の向上に寄与するように、ぜひともわれわれは設備の



近代化、合理化に重点を指向いたしましたして、なお相談所の強化による合理的経営の指導、中小企業協同組合の強化、製品の海外への販路開拓の援助、これらと相待ちまして、中小企業の育成助長をはかつて参りたい所存であります。

以上のほか、住宅の建設、その他社会保障等の問題もございませうが、これらはすでに総理大臣及び大蔵大臣から説明がありましたから、これは省略いたします。

本年度におきましては、以上申し上げましたごとく、経済の安定をそなわざる限度において生産活動の増大をはかり、もって雇用の増大を期する考えであります。しかし、なお発生する失業者に対しましては、道路事業、河川事業、鉱害復旧事業、失業対策事業等を強力かつ機動的に実施いたしまして、これらの労力を努めて建設的の事業に吸収して、少くとも完全失業者の数が二十九年度のそれを越えざるように努力する考えでございます。

さて、これらの諸施策を総合的に実施いたしました場合、本年度のわが国経済はどんな形になるかと考えますのに、物価は若干の低下を示す見込みでございます。また、国民所得は六兆三千二百億円程度に達しまして、昨年度に比し実質的に四％程度増加するものと期待いたしております。鉱工業生産は昨年度に比してほぼ一・五％、農林水産生産は、昨年度が前々年度に引き続き米作がやや不良でありましたため、本年がもし平年作であるといえますならば、昨年度に比し約四％近く増大いたすものと期待いたしております。この結果、本年度においては、人口増を勘案いたしましても、一人当りの

実質消費水準は約三％上昇する予定であります。

また、国際収支については、輸入は昨年度における輸入原材料在庫の減少を調整するため、本年度におきましては十九億ドル程度を必要とすると考えております。これに対して、輸出は十六億五千万ドル程度にまで伸張せしめたいと考えてございます。ただ、特需は昨年度よりもさらに減少いたしましたして四億二千万ドル程度になるものと考えられます。かようにして、これらを総合いたしますと、本年度の国際収支は、前述の輸入を十九億ドル程度に伸ばしましても、収支均衡を保持することができると期待いたしておる次第でございます。

以上申し述べましたように、昭和三十年における経済は、いまだ完全雇用の目標には遠いものがございます。しかし、貿易、生産並びに国民所得は堅実に伸張いたしまして、将来さらに伸張する素地もできます。消費水準も若干上昇して、国民生活はさらに安定へ一步を進め得るものと考えております。申すまでもなく、今後の日本経済の前途にはなお容易ならざるものがあると考えます。しかし、幸いにして国民各位が今日のわが経済の置かれておる位置を了解せられ、政府と国民各位と一体となって努力するならば、先ほど申し上げました昭和三十年の経済計画の目標が達成されることはもちろん、総合経済六カ年計画の最終目標の達成も決して難事ではなく、わが国経済の将来は期して待つべきものがあると私は確信をいたしております。

私は、国民各位とともに、ここに決意を新たにして、日本経済の

自立と発展のために最善の努力をいたす覚悟でございます。どうもありがとうございました。



法律成立経過

可—提出原案又は送付案可決、修—修正可決（委員会欄「修」、本会議欄「修」とあるのは委員会修正可決、本会議は委員長報告通り修正可決）、同一回付案同意、承—承認

法律名	提出		衆議院		参議院		成立年月日	公布年月日	
	院名	月日	衆議院	参議院	衆議院	参議院			
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、三	商	三、三	商	三、三	三、三	法三、三、五号	公布の日
国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特別の期限を変更するための法律	衆	三、三	大	三、三	大	三、三	三、三	法三、三、七号	公布の日
国営競馬特別会計法を廃止する法律	衆	三、三	大	三、三	大	三、三	三、三	法三、三、八号	公布の日
期限のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律	衆	三、三	大	三、三	大	三、三	三、三	法三、三、九号	公布の日
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（参、地方行政委員長提出）	参	三、三〇	地	三、三〇	（委員会省略）	三、三〇	三、三〇	法三、四、一〇号	公布の日
海上保安庁法の一部を改正する法律	衆	三、三〇	内	三、三〇	（委員会省略）	三、三〇	三、三〇	法三、四、一〇号	公布の日
町村合併促進法の一部を改正する法律（参、地方行政委員長提出）	参	三、三〇	地	三、三〇	（委員会省略）	三、三〇	三、三〇	法三、四、一〇号	公布の日

法律成立経過



法律成立経過

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、四	運	三、四	三、六	可	三、六	可	三、六	可	三、三〇	法一、四、五	公布の日
補助金等の臨時特例等に関する法律(衆、特別委員長提出)	衆	五、三〇	(委員会省略)	五、三	五、三	可	五、三	可	五、三	可	五、三	法一、三、三	公布の日
昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律	衆	五、二	大	五、二	五、六	可	五、六	可	五、六	可	五、三〇	法一、四、三	公布の日
昭和三十年分の所得税の期限等の特例に関する法律	衆	五、三	大	五、三	五、六	可	五、六	可	五、六	可	五、三	法一、五、三	公布の日
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	衆	五、二	商	五、二	五、四	修	五、四	修	五、四	修	五、三〇	法一、六、三	公布の日
計量法等の一部を改正する法律	衆	四、三	商	四、三	五、五	可	五、五	可	五、五	可	五、三〇	法一、七、三	公布の日
簡易生命保険法の一部を改正する法律	衆	四、六	通	四、六	五、三	修	五、三	修	五、三	修	五、三〇	法一、八、七	公布の日
郵便年金法の一部を改正する法律	衆	四、六	通	四、六	五、三	可	五、三	可	五、三	可	五、三〇	法一、九、七	公布の日
郵便貯金法の一部を改正する法律	衆	五、七	通	五、七	五、三	可	五、三	可	五、三	可	五、三〇	法一、〇、七	公布の日
競馬法の一部を改正する法律(参、農林水産委員長提出)	参	六、三	水農	六、三	六、八	可	六、九	可	六、九	可	六、九	法一、一、四	公布の日から起算して一月を経過した日
ニッケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律	参	四、三	商	(委員会省略)	五、二	可	五、二	可	五、二	可	五、二	法一、二、五	公布の日

法律成立経過

船舶積量測定法の一部を改正する法律	参	五、一六	運	六、三	六、六	可	六、九	可	六、九	可	六、九	法一、三、五	公布の日
臨時通貨法の一部を改正する法律	衆	四、三	大	四、三	六、九	可	六、九	可	六、九	可	六、一五	法一、四、〇	公布の日
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	参	五、七	法	六、三	六、三	可	六、三	可	六、三	可	六、三	法一、五、六	公布の日
道路運送車両法の一部を改正する法律	衆	六、六	運	六、六	六、七	可	六、九	可	六、九	可	六、三	法一、六、六	公布の日
郵便振替貯金法の一部を改正する法律	衆	五、七	通	五、七	五、三	可	五、三	可	五、三	可	五、三	法一、七、〇	公布の日
行政機関職員定員法の一部を改正する法律	衆	五、九	内	五、九	六、三	可	六、三	可	六、三	可	六、三	法一、八、八	公布の日
補助金等の臨時特例等に関する法律	衆	五、九	特別	五、九	六、三	可	六、三	可	六、三	可	六、三	法一、九、八	公布の日
あへん特別会計法	衆	四、三	大	四、三	六、三	可	六、三	可	六、三	可	六、三	法二、〇、〇	公布の日
租税特別措置法の一部を改正する法律(衆、大蔵委員長提出)	衆	六、九	(委員会省略)	六、二	六、二	可	六、二	可	六、二	可	六、二	法二、一、二	公布の日
租税特別措置法等の一部を改正する法律	衆	五、二	大	五、二	六、三	修	六、三	修	六、三	修	六、三	法二、二、三	公布の日
所得税法の一部を改正する法律	衆	四、三	大	四、三	六、三	修	六、三	修	六、三	修	六、三	法二、三、四	公布の日
法人税法の一部を改正する法律	衆	四、三	大	四、三	六、三	修	六、三	修	六、三	修	六、三	法二、五、五	公布の日



関税率法の一部を改正する法律(衆、大蔵委員長提出)	衆	六、二	(委員会省略)	六、二	可	大	六、二	六、三	法三六号	公布の日
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	衆	五、三	大	五、三	可	大	六、三	六、三	法三七号	公布の日
砂糖消費税法	衆	五、三	大	五、三	可	大	六、三	六、三	法三八号	公布の日
国税徴収法の一部を改正する法律	衆	五、三	大	五、三	可	大	六、三	六、三	法三九号	公布の日
入場譲与税法の一部を改正する法律	衆	五、六	地	五、六	可	地	六、四	六、四	法四〇号	公布の日
物品税法の一部を改正する法律	衆	五、六	大	五、六	可	大	六、四	六、四	法四一〇号	公布の日
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	衆	五、六	外	五、六	可	外	六、六	六、六	法四二号	公布の日
国の援助等を必要とする帰国者に関する法律の一部を改正する法律	衆	五、三	外	五、三	可	外	六、四	六、四	法四三号	公布の日
国立学校設置法の一部を改正する法律	衆	四、六	文	四、六	可	文	六、四	六、三	法四四号	公布の日
昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害に農家に対する資金の融通に関する特別措置法	衆	六、四	水農	六、四	可	水農	六、五	六、元	法四五号	公布の日
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	衆	五、二	特別	五、二	可	大	六、五	六、元	法四六号	公布の日

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に對し米麦を特別価格で売渡したことに對し食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための繰入金に関する法律	衆	四、三	大	四、三	可	大	六、九	六、九	法四七号	公布の日
漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための繰入金に関する法律	衆	四、三	大	四、三	可	大	六、九	六、九	法四八号	公布の日
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための繰入金に関する法律	衆	四、三	大	四、三	可	大	六、九	六、五	法四九号	公布の日
労働省設置法等の一部を改正する法律	衆	五、三	内	五、三	可	内	六、四	六、元	法五〇号	公布の日
銃砲刀剣類所持取締命令等の一部を改正する法律	参	五、三	地	六、三	可	地	五、三	六、三	法五一号	公布の日
中小企業信用保険法の一部を改正する法律	衆	五、九	商	五、九	可	商	六、二	六、二	法五二号	公布の日
日本住宅公団法	衆	五、三〇	建	五、三〇	可	建	六、二	六、六	法五三号	公布の日
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律	衆	五、六	商	五、六	可	商	六、二	七、四	法五四号	公布の日
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律	衆	五、六	商	五、六	可	商	六、二	七、四	法五五号	公布の日
裁判所職員定員法の一部を改正する法律	衆	五、九	法	五、九	可	法	六、三	七、六	法五六号	公布の日



総理府設置法の一部を改正する法律	衆	五、三三	内	五、三三	六、二二	可	六、二四	可	内	六、二四	六、三六	可	六、元	可	六、元	法五七号	公布の日
外務省設置法の一部を改正する法律	衆	五、三三	内	五、三三	六、二二	可	六、二四	可	内	六、二四	六、三六	可	六、元	可	六、元	法五八号	公布の日
文部省設置法の一部を改正する法律	衆	五、三〇	内	五、三〇	六、二二	可	六、二四	可	内	六、二四	七、五	可	七、六	可	七、六	法五九号	公布の日
厚生省設置法の一部を改正する法律	衆	四、三三	内	四、三三	六、二二	可	六、二四	可	内	六、二四	七、五	可	七、六	可	七、六	法六〇号	公布の日
水防法の一部を改正する法律	衆	六、六	建	六、六	六、二四	可	六、二四	可	建	六、二四	六、三	可	六、三	可	六、三	法六一号	公布の日
登録税法の一部を改正する法律(衆、大蔵委員長提出)	衆	六、九	(委員会省略)				六、二	可	大	六、二	六、三	可	六、元	可	六、元	法六一号	公布の日
住宅融資保険法	衆	五、三三	建	五、三三	六、二五	可	六、二六	可	建	六、二六	七、五	可	七、六	可	七、六	法六二号	公布の日
農林省設置法の一部を改正する法律	衆	六、二	内	六、二	六、二二	可	六、二四	可	内	六、二四	七、五	可	七、六	可	七、六	法六三号	公布の日
麻薬取締法の一部を改正する法律	参	四、六	法	六、元	七、六	可	七、七	可	法	四、六	六、元	可	六、元	可	六、元	法六四号	公布の日
出入国管理令の一部を改正する法律	衆	五、三〇	法	五、三〇	六、三三	可	六、三三	可	法	六、三三	七、一	可	七、四	可	七、四	法六五号	公布の日
農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律(衆、大蔵委員長提出)	衆	六、九	(委員会省略)				六、二	可	大	六、二	六、元	可	六、元	可	六、元	法六六号	公布の日
昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律	衆	五、三〇	文	五、三〇	六、一	可	七、五	可	文	七、五	七、七	可	七、八	可	七、八	法六七号	公布の日
道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律	衆	五、一九	建	五、一九	六、元	可	六、元	可	建	六、元	七、七	可	七、八	可	七、八	法六八号	公布の日

アルコール専売法の一部を改正する法律	衆	五、三三	商	五、三三	六、二六	可	六、二七	可	商	六、二七	六、三三	可	六、元	可	六、元	法七〇号	公布の日
運輸省設置法の一部を改正する法律	衆	五、三〇	内	五、三〇	六、二二	可	六、二四	可	内	六、二四	六、元	可	六、元	可	六、元	法七一号	公布の日
郵政省設置法の一部を改正する法律	参	五、九	内	五、三〇	七、三	可	七、四	可	内	六、元	七、五	可	七、六	可	七、六	法七二号	公布の日
開拓融資保証法の一部を改正する法律	衆	五、四	内	五、四	六、二五	可	六、二五	可	内	六、二五	七、三	可	七、三	可	七、三	法七三号	公布の日
経済審議庁設置法の一部を改正する法律	衆	六、三	内	六、三	六、二二	可	六、二四	可	内	六、二四	七、三	可	七、三	可	七、三	法七四号	公布の日
大蔵省設置法の一部を改正する法律	衆	六、三	内	六、三	六、二二	可	六、二四	可	内	六、二四	七、三	可	七、三	可	七、三	法七五号	公布の日
風俗営業取締法の一部を改正する法律(衆、眞鍋儀十君提出)	衆	六、二〇	地	六、二〇	六、二六	可	六、二六	可	地	六、二六	七、三	可	七、三	可	七、三	法七六号	公布の日
開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律	衆	五、六	大	五、六	七、八	可	七、八	可	大	七、八	七、三	可	七、三	可	七、三	法七七号	公布の日
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律(衆、松浦東介君外四十一名提出)	衆	六、一五	水農	六、一五	七、六	可	七、七	可	水農	七、七	七、八	可	七、二	可	七、二	法七八号	公布の日
在外公館等借入金整理準備審査法の一部を改正する法律(衆、高岡大輔君提出)	衆	六、三	別特	六、三	七、五	可	七、五	可	外	七、五	七、三	可	七、三	可	七、三	法七九号	公布の日
財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律(衆、大蔵委員長提出)	衆	六、六	(委員会省略)				六、元	可	大	六、元	七、三	可	七、三	可	七、三	法八〇号	公布の日
博物館法の一部を改正する法律	参	五、三五	文	六、一〇	七、五	可	七、五	可	文	五、三六	六、九	可	六、一〇	可	六、一〇	法八一号	公布の日
日本航空株式会社法の一部を改正する法律	衆	五、三六	運	五、三六	七、八	修	七、二	修	運	六、三	七、四	可	七、二	可	七、二	法八二号	公布の日



建設省設置法の一部を改正する法律 （衆、大石武一、君外四名提出）	衆 六、元	労社 六、三〇	六、三〇	七、一	七、一可	七、五可	七、五可	七、一可	七、五可	七、二五可	七、二五可	七、三〇可	七、三〇可	七、三〇可	七、三〇可	七、三〇可	法八四号	公布の日
醫師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（衆、大石武一、君外四名提出）	衆 六、三〇	文 七、一七、五	七、一七、五	七、一七、五	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	七、一七、五可	法八五号	公布の日
教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について、学校教育員としての職を兼ねる者として在職とみなすことに関する法律（衆、赤城宗徳、君提出）	衆 五、二九	大 五、二九	五、二九	五、二九	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	五、二九可	法八六号	公布の日
資金運用部特別会計法の全部を改正する法律	衆 五、一六	大 五、一六	五、一六	五、一六	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	法八七号	公布の日
過度経済力集中排除法等を廃止する法律	衆 五、二	大 五、二	五、二	五、二	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	法八八号	公布の日
国民金融公庫法の一部を改正する法律	衆 七、八	商 七、二	七、二	七、二	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	法八九号	公布の日
輸出品取締法の一部を改正する法律（衆、山手満男、君外七名提出）	衆 五、三三	大 五、三三	五、三三	五、三三	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	法九〇号	公布の日
海上運送法の一部を改正する法律	衆 五、二	通 五、二	五、二	五、二	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	法九二号	公布の日
けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法	衆 五、二	通 五、二	五、二	五、二	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	法九二号	公布の日

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律	衆 五、二	通 五、二	五、二	五、二	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	五、二可	法九二号	公布の日
日本専売公社法の一部を改正する法律	衆 五、三三	大 五、三三	五、三三	五、三三	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	五、三三可	法九三号	公布の日
たばこ専売法等の一部を改正する法律	衆 五、一六	大 五、一六	五、一六	五、一六	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	法九四号	公布の日
農業災害補償法の一部を改正する法律	衆 六、六	水農 六、六	六、六	六、六	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	六、六可	法九五号	公布の日
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	衆 五、〇	水農 五、〇	五、〇	五、〇	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	五、〇可	法九六号	公布の日
自動車損害賠償保障法	衆 五、三五	運 五、三五	五、三五	五、三五	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	五、三五可	法九七号	公布の日
北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律	衆 七、二六	建 七、二六	七、二六	七、二六	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	七、二六可	法九八号	公布の日
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律	衆 五、一六	大 五、一六	五、一六	五、一六	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	五、一六可	法九九号	公布の日
余剰農産物資金融通特別会計法	衆 七、二	大 七、二	七、二	七、二	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	七、二可	法一〇〇号	公布の日
関税率法等の一部を改正する法律	衆 五、一九	大 五、一九	五、一九	五、一九	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	五、一九可	法一〇一	公布の日
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律	衆 六、三	外 六、三	六、三	六、三	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	六、三可	法一〇一	公布の日